

使つたもの、二十番のもの等一様でない組織は平、柄は海老茶地の格子物が大部分を占める。

### 綿織物

#### 金巾

廣幅綿布の中で、最も早く本邦に傳り、葡語カネキンを其儘稱し、明治十七八年頃から製造された、云は、機械織布の草分けとも云ふべきものである。生晒、平三綾、幅に依つて並幅、二幅、三幅、品質によつて羽二重金巾、色金巾、更紗金巾等に區別される。

三吋物もある。一俵二十反入。多く晒染色して更紗、新モス、綿モスの無地又は友禪として内外に廣く使用される。  
**三巾金巾** は品質に依つて三種に區別する。上キヤリコ、上三巾（單にキヤリコ）並三巾で、何れも四十四吋巾で、長さ目方糸遣が異ふ。上キヤリコは三十番手乃至三十六番で、四十六碼十二三封度上三巾は三十六番乃至四十二番で、四十六碼九乃至十一封度、並三巾は四十五碼八乃至九封度、何れも五十反入、裏地に多く用ひ、生の儘で輸出される。印度向三十八碼物あり。  
**並巾金巾** は幅三十八吋即ち二幅半で最古の金巾は此幅であつた。長さ三十八碼半で六封度半乃至十一封度、糸遣三巾と同じ。五十反入印度支那に輸出し、又**晒金巾** は之を漂白、仕上し内地需用及印度、支那に仕向けられる。

**薄三巾金巾** は幅四十四吋、長四十五碼、七封度六封度五封度等、薄地輕目のものは寒冷紗に仕上し使はれる。  
**瓦斯三巾金巾** は金巾の高級品で、五乃至六十手の細糸を用ひ、緻密な薄地もの、普通幅四十四吋四十六碼で九乃至十封度之も五十反入、白の儘下着類、ハシカチに無地染艶出して高級裏地に、捺染して多く婦人子服地とする。一に羽二重金巾ともいふ。**カンブリツク** といふのものである。  
**綿モス** は二巾金巾に捺染したもので一反十二碼、ナフトール友仙は最も堅牢の上等品で、生地加工の程度で品位は一様でない。  
**スレーキ** は二巾に淺黄、黒、鼠、茶等の無地染とし、シユライナー仕上で艶附したものである。  
**裏地** 三巾を三切、横四切の十二反とし無地染を施したものが多し。新モスといふのは此の晒地の儘のものである。

#### 粗布 (シーチング)

普通幅三十六吋、(三十、三十四吋半、三十五吋物もあり) 長さ四十碼、重さ標準品一俵二十反入、(印度向三十碼三十反入一俵もあり) 目方は八乃至十八封度迄あり、十二封度以下を輕目、十四封度以上を重目粗布といふ。糸遣は經緯共十四乃至十六番である。大部分は輸出で、重目物は帆布に、其他加工布生地、雜用に使はれる。

#### 細布 (シャーチング)

粗布より細い糸で密に織つた平織布。幅三十六吋長四十碼一俵四十反入。(時に三十、三十三、三十五、三十七吋物あり) 重さ一反十二封度(十三、十四封度もあり) 糸遣は二十乃至二十四番手。多くは生の儘輸出せられ、晒して金巾の下級品

に代用する。英名シャーチングに屬す。

**シャーチング** といふのは元來シャツ地の意で本邦では金巾、細布の類を云ふ。他にシャツ地としてはオックスフォード(平畝織で色糸使ひの織物) ハーバード(二三綾地に色織物) サテン(縞子地) フアンシー(縞又は小紋狀の柄物) シャーチング等がある。

#### 細綾 (ジーンズ)

普通二一の三綾で、地合は雲齊より稍々薄く綾金巾より厚い。二十九吋半乃至三十吋、三十三吋、四十六吋幅、長さ三十、四十碼、一俵三十反入、四十反入あり。竹虎級といふのは巾二十九吋半、長さ三十碼、糸番手二十五乃至二十七である。以下二十番手遣ひものから經三十、緯三十、二十、四十、經緯四十手のものもあり、生地の儘輸出する外、晒乃至シルケツト加工シユライナー仕上を施し、主に黒染し又は捺染して輸出される。

#### 天竺

英名テークロース。地合厚く密なる平織綿布で、幅三十吋一反長二十四碼、二十番遣ひを普通とするも十六番のものあり。幅三十一吋物は粉袋に用ふ。目方は五百五十匁乃至八百匁、五封度半乃至八封度、幅三十六吋二十四碼物は上等品である。生の儘、粉袋、日覆に供し、漂白の儘或は染色して風呂敷、裏地其他種々の用に供し、又輸出向も多い。  
**三巾天竺** といふのは二〇遣ひの四十三吋四十碼物重さ十二三封度のもの。

#### 綿縞子

**五枚縞子** はサチンドリル單にサチンともいふ。幅三十吋半、長三十碼、經四十番双、緯二十番、シルケツト掛し、無地又は捺染し、艶出仕上をなし、足袋、

服裏地、細物は傘地に使ふ。又輸出も少くない。一箱三十反入にする。

八枚織子 は糸の浮長く、密度も少し大きい、其他五枚織子に同じ。  
經系の多く現はれたのをベネシアン、緯織子をイタリアンといひ、幅三十吋長さ三十碼糸遣三十乃至四十番である。糸遣は兩者では逆なる譯である、産地は泉州、静岡、愛知縣下を主とする。

### 綾綿布 (綾木綿)

綾木綿は主に會社製をいひ、綾織綿布の總稱である。雲齊、葛城、細綾等を普通除いた、三綾(ドリル)四綾、六綾、變綾等をいふ。普通は二一の三綾で、經緯共綿糸十二乃至十六番、二十九吋半乃至三十吋半、四十碼物一反十乃至十六封度で、晒仕上し、運動服とし又カーキ等の色染黒染をし輸出せらる。會社製以外の綾綿布には、經緯一方四十二番又、

二十番遣のものあり、多く三十又は六十碼、後者で十四封度半内外の目方である。即ち

四綾 は一俵三十反入、經緯共四十二乃至四十四番双、或は緯に二〇又は三〇を使つた二二斜文で、マーセライズし色染輸出す。綿サージともいふ

葛城織 は此の三二綾で、カーキ染をし輸出される。

六綾 は三三の斜文又は杉織、十四枚乃至十六枚の大柄綾あり。糸遣用途等は同じである。

雲齊 は三綾木綿で、時に二二又は三一の四綾をいふ事もある。經糸は十四乃至十六、緯糸は十乃至十二番の太糸を織込んだ厚地のもの、幅三十吋、長四十碼重さ十三、四封度、用途は同じである。軍用のものは經緯十二番位で重さ十七乃至二十封度、カーキ染にする。

つて佐野、足利縮(柄木)、笹川(三重)高島(滋賀)、岩國縮(山口)等と稱し其他館林、埼玉、濱松、徳島、福井、秦野(神奈川)等に生産される。

廣幅は三十五吋長さ四十碼又は六十碼で、左右強撚を二本隔に打込む。白又は無地色とし、或は捺染友禪染をして加工の上輸出され、内地のシャツ、婦人子供服地、下着類としても多く使はれる。巾三十吋、長さ二十碼、二十五碼の無地又は縞、紅梅等のものもある。

並幅物は幅九寸、長さ二丈八尺、重さ百乃至百六十匁で主に着尺に使用する。縞あり。主産地は足利、佐野、濱松、松阪等である。

中幅は幅一尺三寸、長さ三丈二尺、重さ二百乃至二百六十匁で輸出向である。

綿織 は經糸の張力を異にし、宛も縮の如く布面に縮状を出したもので、普通

糸遣は三十番手、廣巾は三十一吋、二十一碼、並幅物着尺物もある。主産地は阿波の徳島である。

### 綿ネル

純毛フランネルに似た綿製で、明治初年和可山で創製された。普通經は二十番緯は八乃至十二番の甘撚太糸で、織上後精練、漂白し、片面又は両面に起毛する白ネル、片面と両面、平綾、色ネル、縞ネル、(中に藍棒)薄地の英ネル、捺染等の區別がある。藍棒は軍隊用シャツ地で内地で冬のシャツ下着、男女子供の被服に用ふる外、輸出も多い。普通の所謂九〇生地は、經二〇、緯一〇で一疋九十碼幅三十五六吋、一反任上幅二十八、九吋長さ四十五、七碼、一貫六百匁内外、十四乃至二十反入、色無地三十吋幅、三十反入もある。其他幅、長種々である。

縞三綾 さいふのは二二斜文の晒地に簡單な縞、藍又は黒、赤を配せるもの。

幅二十七吋、二十八吋、三十吋、長さ三十碼、四十碼、重さ九百乃至九百四、五十匁、普通經緯二十番手。主産地は播州泉州、紀州、伊豫、遠州等である。印度方面に輸出される。

### 綿縮

經に普通の綿糸を、緯に強撚綿糸を用ひ、織上後糊拔、縮出し等を行ひ、縮を出したるもの。巾に依り廣幅、中幅、並幅、糸遣、組織、柄合等に依り、瓦斯、細、並細、中細、並太縮、絞縮、片縮(緯に一方撚を用ひ堅しほのもの、クレープミ俗稱)風織(縮の段織)、白、色(艾)縞、紵友禪等があり、加工に依つて縞を出した楊柳縮、糸の細太組織に依つて現はした阿波絨類を縮さいふ事もある。産地に依

色棒ネル は二十八吋、三十碼で一貫三百五十匁、色糸縞物で裏起毛をなし支那に輸出される。

白四綾ネル は幅三十二吋、長三十碼晒糸を用ひ二二綾とし耳に時色の耳糸を織込んだもの、裏起毛を施す。

片綾ネル は三一の四綾で、經十六乃至二十番、緯八、十番手のもの、幅は二十九吋半、三十二吋、三十六吋、長三十碼、二十反又は三十反を一箱とする。

以上綿ネルの産地は和歌山を第一とし伊豫今治、播州、徳島等に産す。

### 小倉

經糸を密に緯に太糸引揃糸を織込んだ緯畦綿布で、もこは男帯、男袴地に使はれたが、今は服地、靴地等に廣く用ひられる様になつた。平、綾、朱子あり。幅は普通輸出物で三十吋又は二十八吋、長さ

二十五碼、目方一貫二百乃至七百匁で、綾地の糸遣は經は四十番の撚織ミ二十番ミを交互に配列し多く霜降である。糸使により瓦斯小倉、撚小倉、平小倉、霜降小倉等に區別する。内地服地は幅一尺六寸乃至一尺八寸、長さ二丈七、八尺で三百乃至四百五十匁、袴地は一尺幅、一丈八尺又は二丈四尺で、堅縞物が多い。産地は岡山、愛知、埼玉、廣島等の各縣下及び各會社で製造される。

### ポプリン

太い緯糸を打込み、布面に横畝を表はしたもので、無地、縞、縹子、紋、捺染等の種類あり。平ポプリンは普通幅三十吋、長さ三十碼で、經四十二の双糸、緯二十番單糸、經六十番双の上物もある。  
**縹ポプリン** は幅二十八吋、長さ三十碼三十反入ミし、青其他縹入ミし織上後

精練漂白す。薄地染したものであり。之は多くシャツ地に使はれ、其他シルケット處理、無地染して服地、窓掛、卓掛等に供し、又支那方面へ輸出される。

**紋ポプリン** は多く五枚縹子の草花模様を出し、糸遣も細く緻密なもの、シル掛染色して輸出が多い。福井、京都、愛知、濱松等で製産される。

### ポイル

八十番以上の双糸を經緯糸に粗く組成したもので、染、晒、捺染して、シャツ其他下着、服地に供し、又中形生地ミして用ふ。勾配ポイルミ云ふのは太筋糸を入れたものである。

### トアラルコ

經糸二本引揃ミ一本ミを交互に配列した斜子ミ平織の混合組織で、無地、縞、

捺染等あり、幅三十吋、長三十碼、糸遣三十又は四十番で、用途は婦人子供服、シャツ等、輸出もある。愛知、三重、静岡其他各綿布産地及會社で出来る。

### ギンガム

薄手の地合緻密な縞又は格子物で、勾配入もあり。普通三十又は四十番を使ひ幅二十八、三十、三十二吋、長三十、四十、五十碼、主に婦人子供服地に供す。

### サロン

印度婦人の腰巻用の、多く赤地に白黒の格子柄平織綿布。幅二十九吋、長さ二十五碼を一本ミする。糸遣は經緯三十番手が普通である。主産地、遠州、播州。

### ドーチー

之も印度南洋方面向腰巻用布で、四十

四吋十一碼、兩縁に約一時間太糸色糸でボーダーを作り織端にも色ボーダーをつける。二百反入ミし、生地は並三巾級で會社製である。

### ゼツファー

ギンガムに似て經染糸、緯白糸或は緯色のもので、主に小供服等に用ふ。産地遠州、播州其他。

### 其他輸出物

**大正布** は十六乃至二十番の二二四綾崩しの立縞で印度、南洋向。**五彩布** は平織で各種の色糸で立又は辨慶縞、南洋土人の兒服、寧波布は經緯に晒糸、染糸を用ひ格子、辨慶縞ミす。支那向兒服地。以上三者も主に和歌山産である。

**大尺布** は十八吋幅二十二碼、經緯十二、十四番、一俵六十反入、小尺布は九

寸五分の二丈物で前者より稍細糸を使つた何れも平織。滿洲、臺灣へ移出される

### 其他子供服地下着類

**オルガンチー** は細縹糸の薄い地合に硬く仕上げ強い光澤をつけたもの平又は琥珀地で紅梅入もある。縹格子柄が多い。縹モスリンは經緯綿糸の薄地の平織で軟かい地合のもの縹富士縹は經八十番瓦斯縹六十番單糸位の平織で、富士縹の様な光澤地風を有したもので、無地縹あり。縹ジョーゼットは經緯左右強懸細糸を使つた經緯縮緬で地合薄く縹のあるもの。ジョーゼットンミいふのも之で着尺にも使はれる。ネンスツクは地合薄く仕上り柔かい平織で、時に紅梅入もあり、無地、縹もある。ケースメントは緻密な平織で、糸遣は經二十八番、緯十八番位、白又はクリーム色稀にプリントのものもある。ブロードは緻密な縹のある柔かい生地で、經緯四十番、縹物が多くワイシャツ地に使はれる。サチンは縹縹子で、縹、縹捺染もあり服裏地に多く用ふ。ギヤバーチンは高い畝のある綾織で、其儘或は防水加工してレーンコート地に使はれる。バ

ーバリー又トウイルコミも云ひギヤバーチンの一種で防水加工をしたもの。其他近時人絹及びステールファイバー糸を巧みに應用したものが色々ある。

### 寒冷紗

普通經緯共三十六乃至四十番の綿單糸を用ひ、經に強糊を施した平織の紗の様な薄地綿布で、幅三十八吋、四十二吋等あり、長さ十二碼を一反ミす。長尺物種々あり。又薄金巾を漂白、堅糊仕上したもの四十碼、三封度半乃至五封度である。造花、日覆、立看板等に使はれる。

### 帆布

**メリケン帆布** ミ俗稱するのは經緯に綿糸八番十番を三子乃至八子に撚合せ之を二本引揃へて斜子に製織する。二十二吋幅百碼一反で、九貫目を中心とする。幅、目附種々あり。松右衛門帆ミいふの

は水車紡績糸を三四本引揃へ片撚し之を二本を一本として織つたもの。幅二尺五寸、長三十丈、重さ十三貫二百匁の外種々あり。地合軟かなのを特色とする前者は主に會社、尾道、遠州福田、後者は尾道、播州に産す。

### 小幅白木綿

巾九寸五分長三丈にして百三十匁物、百反十三貫物(文印)三百二十匁物(旭印)とあり。百反を一箇、三十箇を一枚、五枚を一口といふ。糸遣は二十番である。廣い意味で白木綿と云へば並幅のもので、經三〇緯二〇の岡木綿、細糸を使つた真岡、經十六番、緯水車紡の三白、知多、其他泉州、河内、大和、伊豫、三河、知多、岩槻等に産するものを總稱し用途は晒地、手拭地、絞下、紅下、捺染絞下、裏地、中形等頗る廣い。

### 色木綿

小巾白木綿を紅、萌黄、紺等の無地に染めたもの。衣服の裏地其他に廣く用ふ。織色は經緯淺黄、納戸、紺(織紺盲織)等の色糸で織つた物。伊勢、埼玉に産し夜具裏仕事着等とする。近頃は少なくなつた。

### 縞木綿

瓦斯、双子、京棧、結城其他地縞で、産地に依つて遠州縞、播州縞、福山縞、柳井縞、松阪縞、久留米縞等有名であつたが服飾の變移に伴つて減退し、僅かに地方及び結城の類が都市の一部に消費されるに過ぎない。然し浴衣代用の夏の白縞所謂播立、遠州縞等は澤山使はれ、相當重要品である。何れも太番の粗地の簡單な縞が多い。

### 紺木綿

普通解、箆臺經捺染等の模様物を除く

縞、紺等種々あり。

綿大島 は經緯に抜け易い染料を交織した生地に、脱色糊を捺染して大島風の縞模様を現はしたもの。染方は色々ある。箆臺 は一種の緯縞系染法に依つて緯縞糸を染め、之を織込んだ緯模様縞で、近來は箆臺を用ひないで染めたものも箆臺と云ふて居る。

經捺染 又は整經捺染は、整經した糸に捺染した經模様縞で、前者は併用することもある。

横鹿 は細かい緯縞で、普通經瓦斯の男物である。横惣は緯全部に縞糸を用ひた模様縞で、紡琉、米琉等に多い。

以上各品は綿のみよりも絹紡糸細糸の交織が多い。産地は足利、佐野、館林、名古屋、笠松、竹ヶ鼻等を主とする。

新湖月 は經八十番、緯四十番乃至百番經緯の高級品で、糸入縞乃至瓦斯縞が

織物の常識

多い。所澤に産出す。

綿上布 は麻上布に類せる縞又は紺の薄物で、經緯六十乃至八十番の瓦斯糸を多く使ひ、苛性處理等を施した夏物である。所澤、濱松其他各地に産す。

綿セル は經緯に四十二番又は六十番瓦斯等或は三十乃至四十番の撚縞糸を使つた縞又は模様縞があり。並幅と廣幅がある。セルに模した霜降地合のものが多し。名古屋、美濃地方、埼玉、所澤に産す。以上三者の糸遣は色々で、近時リング、スレット入等が多い。

### 綿黒八

絹黒八に模したものの、綿五日市ともいふ。經に六十又は八十番の瓦斯糸或は四十二番双シルケットを用ひ、耳幅四五分とする。地色の界に萌黄糸を入れる。緯糸には四十二番双引揃六十番又は八十番

紺縞、白縞、茶縞等で、經縞、緯縞、經緯縞の區別がある。縞の染方で又括縞、板縞縞とある。又柄合で井桁と十の字とが稱へる。古來久留米、伊豫、大和、備後、所澤、中野(館林)等著名な産地であつたが、洋服の流行、嗜好の變遷の爲め最近何れも不振である。久留米の糸遣は經緯共地糸は普通二十番、縞は四十二番双で幅九寸五分、長さ三丈一尺、重さ百八十五匁前後である。

### 其他綿着尺

米琉 は米澤琉球紬を模したもので經緯瓦斯糸を使つた縞着尺である。解 は無地染經糸を假織し、之に拔染着色して、糸を解しつゝ、織る。綿銘仙に多く應用される。最近遠州で云ふのは機械拔染のもので、緯人絹が大部分である。綿銘仙 は經緯瓦斯糸の銘仙風のもの

の三四本引揃の太緯を密に打込んで横畝状を現はす。幅七寸一尺で、長さ五丈八尺一疋、名古屋を主産地とし、半襟、袖口地に使はれる。

### 夜具地 (蒲團地)

大柄の格子縞、段織、紺等がある。普通經緯二十番單糸上物は瓦斯又は四十二番三十二番双糸乃至絹紡、袖糸入等とし、幅九寸三分、三丈又は四丈五尺物、五丈六尺乃至六丈(一疋)物あり。何れも平織格子物で、地は海老茶が多い。産地は青梅を主とし、其他全國綿産地で出来る。縞物は久留米、伊豫、大和等で、經緯十六番、九丈三尺、五丈四尺、三丈一尺等あり。近來綿布のナフトール其他捺染加工物も多く使はれる。

### 座蒲團地

幅一尺四寸乃至一尺五寸、長さ五丈九

尺乃至六丈三尺で四十枚取り。經糸は六十乃至八十瓦斯、四十二番双、又は二十乃至三十番併用、緯は二十乃至四十番單糸。緯は經と同じ糸を織込み、平織の格子柄が多い。

### タオル

經に地經の外に輪奈經云ふ張の弱い糸を用ひ、此糸で輪奈を出したるもの。普通經二十番、緯十二乃至三十六番の單糸を用ふ。紋タオルは輪奈經で紋を出したるもの。晒、綿、浴巾、着尺等の區別がある。手拭き入浴用を主とし、近來ハンケチ腰巻、寝衣、浴衣等の類に盛んに應用される。(種類寸法等は雜貨の項を参照) 産地は伊豫今治、泉州、北伊勢、名古屋等である。

### 敷布

多く樹織(蜂巢織)にて樹目を重ねた粗

外を用ひ、幅一尺六寸乃至二尺四寸、長さ二丈四尺を一反とする。地合は平綾あり。織上後の仕上用途、産地は別珍と同じである。勞働服ズボン等にも使はれる。

### 綿蚊帳地

産地は埼玉、愛知、滋賀、奈良縣下で幅八寸、九寸、一尺、尺三、尺八等あり長さ六丈を一疋とし、糸遣は經十六乃至二十番、緯十二乃至二十番の單糸を用ひ九寸で百二十乃至九十位、一尺で百三四十位である。巾廣物は經に目の込んだ力糸といふ部分を作る。後染、先染めとあり白の儘のものあり。縫目無しにて垂れの丈に當る布幅に織れるもの、疊染をしたもの、染抜模様を現はしたるもの、其他子供蚊帳、覆用等幅長糸遣は一様でない。綿麻交織と共に最近需要激増を示して居り、輸出も相當ある。

い手觸りの組織で、經糸は普通三十二乃至四十二番双、若くは十二乃至二十番單糸、緯糸は八乃至十二番である。平織及び、上等品には紋織もある。(寸法等雜貨の項を参照) 産地は泉州大津、名古屋等が主で其他各地でも出来る。タオル敷布の類は輸出されるものも多い。

### 綿毛布

毛布、肩掛、膝掛がある。白、紅梅等の無地、各色段織、筋入、模様入等多く普通經糸に十乃至二十番の綿糸を粗く、緯に水車紡糸二乃至四番双を密に織込み織上後表裏に起毛を施し、ブラシ、剪毛等の仕上をなし、縁縫いをする。緯二重のものジャカード紋入、額紋入、からプリントの安物迄品質多様である。主産地名古屋及び泉州大津で、内地用の外輸出も多い。(寸法等雜貨の項を参照)。

### 毛織物及交織物

#### 羅紗

凡そ毛織物は紡毛織物と梳毛織物に二大別される。紡毛織物は長短纖維錯綜し撚縮の儘糸状にした毛羽の多い紡毛糸で織り、後者は長纖維を並行に引揃へ撚掛けたものを使つて織つたもので、羅紗は前者の、モスリン、セルは後者の代表品である。

一口に羅紗云つても其の種類は極めて多い。即ちヘル、メルトン、スコッチホームスパン、綿毛交織でも、要するに厚地の毛羽の多い服地を總稱する。何れも用途は外套、冬の洋服に供す。色目は紺黒茶を主とし、無地、縞、霜降、カーキ等あり、組織は平、綾、變り綾が最

### 別珍

緯毛の綿天鷲絨で、唐天、ベルベツチ等とも云ふ。平又は斜文地に毛緯を長く浮かして織り、織上後此糸をナイフで切り毛羽を立て、毛羽焼、剪毛、染色等の仕上を行ふ。糸遣は經六十單糸、緯四十單糸、幅州六吋長卅碼内外(一反一貫三百匁内外)を普通とし、其他廿二吋物、廿八吋長四十碼内外物等あり、遠州泉州、埼玉等に産し、京阪、名、東京で無地、捺染、型附加工を施し足袋、服地、鼻緒其他に廣く用ひ輸出も多い。

### コール天

畦のある別珍で、畦の太い鬼コール、細い細コール等の區別がある。組織に依つて毛緯に長短が出来、狐状の經に走る畦を作つたものである。經緯共二十番内

も多い。幅は五十四乃至五十六吋、長さ三十乃至四十五碼、一碼百三十匁乃至二百匁内外の目を普通とす。次に一々に就て略説すれば、

ヘル は經に三十番位の硬質の梳毛糸緯に粗剛なる紡毛、綿毛混紡糸を斜文に織込んだもので、織上後縮絨、染色等を施す。實用向の服地である。

メルトン は平織で強く縮絨し、表面を全く毛羽で覆ひ、又は起毛して剪毛したもの。近來斜文のものもある。特に毛羽の長く出したものをウエロアといふ。冬服外套地に使はれる。後染のものに染毛を混紡した霜降とあり。大体手觸柔軟である。梳毛織物にメルトン仕上を施したのもメルトン云ふ。

スコッチ スコットランドで織始めたから此名がある。トウイードともいふ。經緯共チエビオット質の太糸を染色し、

もこは手織りで、綾又は平織に粗く織つたもので、縞格子が多く、無地霜降もある。ゴツゴツした感觸のもので、今では力織機製でも同じ様なものをスコッチミいふ。背廣オーバ地に使はれる。

ホームズパン 織度不同の手紡太糸で平織に粗く織つた縮絨を施さない硬味あるものが元來のもので、家内の産物だから此名がある。今は之に模した機械紡織のものをも云ひ、主に淡色の無地、縞、霜降で、春秋の服地とする。又鳥打帽子にも多く使ふ。

アーミークロース 又ミタリークロースは軍隊用のカーキ絨で、クロスブレッド又はチエビオット質の紡糸糸で主に二斜文に織り、織上後充分縮絨し、剪毛壓絨等を施しメルトン仕上をなす。経綿羅紗 ミ云ふのは経綿に緯にクロスブレッド質の糸又は再生糸を使つた安

物である。冬の労働服、學生服、厚司等に多く使はれる。以上羅紗類は今日では本邦の會社で殆んど出来、柄物は尾州で、経綿等は尾州、泉州大津等で出来る。

ナップクロース 俗に玉羅紗ミ云ひ、チンチラ、ウィットナー等稱す。普通緯二重又は一重の厚地の紡毛絨で、緯糸に長繊維の甘撚糸を用ひ、織上後縮絨起毛してナップ機にかけ毛羽を玉状又は波状に壓附ける。玉状の大なるをフロコネネ小さいのをバーレ、波状をウエリネ等いふ。二重裏縞物もあり。主として外套地に使はれる。

カルゼ 本來稍々粗い紡糸糸で斜文織とし、充分縮絨起毛し短く剪毛した厚地の羅紗。紺黒を普通とし、稀に赤緑もある。外套又は船員の服地に使ふ。絹綿カールゼ、綿カールゼいふのは黒ミ系糸の綾織で、本邦で製造され大部分は輸出向さ

れるものである。

フラノ 多く経緯太き紡糸糸を用ひ織上後起毛をしたフランネルの様な外觀のもの。白、色、縞あり、合服地に使ふ。キヤメル 本來駱駝の軟毛を使つて織つた毛足の長く軟い毛布様のものであるが、今は羊毛を用ひ、駱駝毛に似た色に染め、ラクダ絨に模したものをいふ。外套に多く使用される。

キロット ミは栗虫繭を解いた褐色の綿状のもので、金屬製の光澤あり。之を羊毛に混じて製絨し、外套地に多く用ふ之を略してキロットミ俗稱する。

### ドースキン

経緯共メリノ羊毛の紡糸糸を用ひ、斜文又は縞子地に織つた、手觸りの柔軟な光澤のある生地で、織上後縮絨起毛をなし表面を緻密に柔かい毛羽で被はし短か

### シエツトランド

元來スコットランドのシエツトランド産羊毛の柔軟なるもので織つたものを云ひ、今はメリノ羊毛を代用し、柔軟なスコッチ風ものを云ふ。組織は平、綾等柄合も無地縞色々あり。糸遣も定つて居ないが二十四番位の甘撚糸を使ふ。合服冬服オーバ地に供す。

### スポーツテックス

スポーツ用服の意で、クロスブレッド質の粗い太糸で織つた、ゴツイ厚地のものである。柄は格子、霜降が多い。紡毛のみでなく梳毛糸を撚合せたものもあり糸遣は定つて居ない。

### ヴェネシアン

一種の斜文織で經糸の極めて込んだ縞

### ゼツプアー

薄地の手觸の柔かい斜子織で、普通経緯共四十番位の梳毛双糸を用ひたもの、主に合服オーバに使ふ。

### ホツプサツク

斜子地合の紡毛織で、十七番双位の太糸を使つたものが多い。格子柄多く、霜降入、絹紡入、太筋入等あり、主に合服合オーバに使はれる。

### サキソニー

柔軟で弾力ある毛織物を總稱し、糸遣は経緯梳毛、経緯紡毛、一方混用のもの絹紡縞入があり、柄合も綾、平、霜降、縞等一樣でない。用途も四季を通じて背廣オーバ等に使はれる。元來サキソニー産の優良糸を使つたので此名を稱へた。

く毛剪し、所謂ドースキン仕上をなしたものの。多く黒其他濃色無地で、冬合の服地、外套地とする。

### チエビオット

本來細く硬いチエビオット羊毛を使つたもの、今は之に似た紡糸糸で製織したものを總稱し、組織は平、綾、柄色々あり、織上後少し縮絨し柔かにし剪毛して稍々地合の見ゆるものである。再生毛糸綿毛混紡糸を使つた安物もある。

### ボタニー・トウイード

元來濠洲産メリノの細軟なる糸で織つたもの。今は同質の手觸柔軟なる甘撚の梳毛双糸で織つたものをいふ。組織は二二、三三、四四斜文其他種々で、五十一吋幅、一碼、重さ八乃至二十二オンス内外である。

子様のもの、普通の経縞子でも此名を稱へる。経緯梳毛、経縞のものが有り、黒又は色無地にして服地に使用する。

### コールズボン地

禮服のズボン地で、黒地に白、銀鼠の堅縞を現はしたるもの。上品は二重織であるが、今は太糸引揃糸で堅縞を現はしたものが多し。地組織は二二又は三三綾で國産の糸遣の一例を記せば経緯共三十二、三十六番梳毛双糸で、縞には絹紡、人絹等を入れる。夏物は糸も細く軽目薄地である。

### コーチング

元來外出用服の事であるが、織物では経緯梳毛撚糸を使った斜文織のものをいふ。カバートコーチング、ドレスコーチングといふのは経梳毛撚糸、緯に梳毛糸

無地染、捺染、友禪染或は防虫加工を施し着尺、襦袢、帶側、裏地、旗地其他用途は極めて廣い。

### カシミヤ

元來カシミヤ梳毛糸を使った二二又は二一斜文であるが、今はメリノ糸で經は紡毛又は綿糸、緯に梳毛糸を用ひ、縞子織のものがある。毛羽立が少く手觸り柔く緻密な地合のものである。服地、袴地、服裏地に用ふ。最近綿カシミヤ、絹カシミヤが出来た。ヘンリエタさいふのもカシミヤの一種で、シャルーンさいふのは稍粗い糸を使ったものである。

### バンテイング

旗地の意で、織物ではモヘア糸及び之に類似せる硬質の毛糸を使った昔のゴロの様な平織物である。多く旗地に供し又生無地の儘夏服地に使ふ。

又は細い紡毛糸を使ひ、斜文又は縞子に織つたもの、無地ミ縞あり。縞物はフアンシーコーチングさいふ。

### ギャバーチン

本來は經毛緯綿の經斜文であるが、今は経緯梳毛、緯綿あり、比較的急角度の高い畝のあるもの、二二、二二斜文もあり。合着、服地、防水してレーンコートにも使ふ。

### フランネル

單にネル又綿ネルに對し本ネルさいふ。メリノ質の羊毛或は棉花を混紡した撚甘の紡毛糸を経緯、或は緯に粗く平又は綾に織込み、軽く縮絨して、両面起毛をなす。柔軟にして弾力あり、普通幅三十吋長さ四十碼、重さ碼三十匁前後。無地縞あり、冬の褌衣地、下着、着物に使

### ポーラ

目の粗い硬い手觸の梳毛織で、普通モヘア梳毛の撚糸を使ひ、無地、霜降が多い。主に夏服地に使はれる。人絹入絹入でシルクポーラさいふのものもある。又近年経緯絹撚糸の絹織物が出来、之も夏服に用ひられる。其他ポーラの類には次の二三種がある。

### テレクトラ

ポーラの一種で、経緯四十番の梳毛糸の單双二本撚位のスレート糸を用ひ平織とした粗く薄い地合に異色の星を現はす縞、格子、霜降、無地あり、合夏服地に賞用される。

### ハンピース

経緯にモヘア又は雜種梳毛糸を使つ

ふ。服地用もある。英ネルは平織に軽く起毛したもので主に着物に使はれる。

シャーチングフランネルさいふのは地薄のシャツ用で經に梳毛糸を使ったものである。ビザヤマフランネルは薄地で、普通綿毛混紡糸を使ふ。寝巻に使ふ。スホーツフランネルは稍々地厚で綾織が多く、運動用のズボン地に用ふ。スーチング用のものは極く柔軟に仕上げたもので、縞、霜降多く、婦人男子の合着帽子地に使ふ。

### モスリン

元來薄地綿布の名であるが、本邦では薄地平織の梳毛織物をいふ。メレンス、メリンス、唐縮緬なさいふ。所謂梳毛糸のモス糸にて五十四乃至六十四番を経緯に織込んだもの。幅三十吋、長百二十碼一反で、一等二等合生地の別がある。綾地は綾モスリンさいふ。晒上後無地の儘

たポーラ風の織物、もこ白地でガリ糸を使ったが、今は糸遣組織、柄は種々で、綿毛交織もあり、近時シルクネット又は人絹入のものも多い。合夏服地に使はれる。

### フレスコ

之もポーラに似て然り少し弱く手觸りも柔い。経緯梳毛で柄色々であるが全糸を使った平及其の變織が多い。用途は前者に同じ。

### クールテツクス

梳毛織物で、経緯共三十二番双位の全糸を多く用ひ、「へちま」織様の組織で表面に凹凸を現はしたるもの。一見霜降のポーラ地風で合夏の服地に使用する。

### フロリダ

経緯梳毛の甘撚太糸を使った綾織で、手觸極めて柔かくフツクリした味を有つのが特長である。多く無地で夏服にする。

### アルパカ

アレキサンダー、エンペラー、ヴィクトリア、ヴェロナ、プリンセス、プリアンチン、ローレイン、グレナダ、フロレンチン、ベネシアン、アイレイン、アルバート、ビートライス、マーベル、ヒルダ等の種類あり、何れも経緯糸で、緯に柔滑光澤あるアルパカ毛糸を織込んだもの。近來之に似た山羊毛、モヘアを用いたものもある。組織、太さ、密度の相違で種々の名がつけられて居る。夏服地は近頃少いが多く裏地に使はれる。

### サージ

舊くセルヂス云ひ、本邦に入つて着尺はセル、服地は多くサージといふ。然し服地でもセルと呼ぶものもある。サージには實に多くの種類がある。即ち

ミルドサージ さいふのは織上後少しく縮絨を施し、毛羽を立たせた厚地のも

のウーステッドサージは普通の梳毛サージで主に二二斜文、ウーレンサージは紡毛糸のサージで經には梳毛糸を使ったものもある。クラネット云ふのは細い梳毛糸で織つた薄地のもの、フレンチサージ又ボタニーさいふのは佛式紡績の細糸で二二斜に織つた柔かい梳毛サージ。モヘアサージはモヘア質の硬き梳毛糸で織つたもの等である。ガリサージは粗硬な毛糸を使った安物、経緯サージは経緯糸のものである。

普通は経緯共梳毛糸で、組織は二一又は二二斜文、稀に縞子もあり、毛羽無きを普通とする。色は主に黒、紺、色の無地で縞あり、絹入りあり。糸遣は雜種質の二十四乃至七十八番梳毛双糸、緯は單糸もある。地合厚薄あり、四季を通じて男

女子供服地に廣く使はれる。

斜子セル 斜子地合のセルヂスで、初夏向着尺及服地に用ふ。服地の糸遣は、経緯梳毛四十乃至五十四番双を、引揃へて経緯、同密度に平織りする。柄は色々。擦糸セル 普通のセルより撚の強い糸で織つた手觸のサラ／＼したもの。合服地のもは平、綾、變綾等柄も自由で、厚地に織る。縞に、シル、人絹、絹紡入等が最近の流行である。

### セル

普通着尺セルは経緯梳毛六十番前後を用いたものが多く、幅三十吋、和服一着六碼三分で百四十乃至百八十寸ある。從來春秋男女單衣又は袴地として専ら霜降織物に限られたが、大正末頃から併用となり昭和以降絨物が現はれ、又ウーラインさいふ薄地の拾着用が出来、最

近アムンゼンなる變生地が出来之に捺染した所謂加工セルが生れた。用途もコートなどに使はれ、防水防虫加工を施したものがあり従つて糸遣も一樣でなくなり多種多様となつた。袴地は近頃極めて減少した。純毛以外には経緯の半毛セル、

經緯綿の綿セル、古くは絹入り今は經緯絹糸の絹セル等がある。主産地は純毛セルは尾西地方である。其他東海地方で各地に生産される。

### 婦人子供服地

以上に洩れた婦人子供服地としては、  
ウール・クレープ は毛縮緬で經梳毛糸緯強撚梳毛糸を縮緬の如く織込み調出しをする綿經で藥品加工に依つて縮ましたもの、壁緯のもセーミ加工なども此名を用ひて居る。  
ウール・ポプリン 經緯梳毛糸を用ひ、緯は經より太く引揃へて打込み、經糸を緻密に配列して横紋を出す。緯綿のものもある。  
トリコチン サージに似て畝の高い梳毛織

物で、莫大小風の地合である。主に婦人服のスカートに使用される。

### 毛布

純毛布はブランケット略してケットといふ。経緯共太い紡毛糸を用ひ、組織は平綾で、厚地の上等品は二重織のものもあり、織上後縮絨、起毛をなし、表面を長い毛羽で被はせる。白のま、のこ、赤灰、茶褐に、糸染又は布染したもの全面又は額に筋や紋を織出したもの等あり。多く二枚續きに兩端に縁縫を施す。今は經緯、綿毛混紡等が多い。上等品は殆ど會社製で混紡混織品は名古屋、大阪府下大津で製造され、内地需要の外、滿鮮支方面への輸出も頗る多量に上つて居る。寸法等は雜貨の項を参照。

### コート地

防寒用の毛織のコート地には羅紗、サ

ージ等の外最近尾西地方ではセル、アムンゼン等の如き生地で霜降又は星糸、スレット等を使った變生地が澤山生産され廣く需要される。又絹紡人絹應用品も多く、防水防虫加工を施したものもあり。糸遣組織等も多様である。

### ビーバークロース

ビーバー即ち河瀬の毛皮状に仕上げた紡毛織物で、緯糸二重にして、織上後縮絨、起毛剪毛、壓絨、フェース仕上を施した、毛羽の長い厚地のものである。緯綿毛混紡、經綿の安物もある。

### 織物用の印肉

従來の織物マーク證印等押捺用印肉は兎角鮮明を缺き脱消し易くゴム印を侵す等の缺點があつたが、最近福井市豊町金風社製出に係る「金鳳印、不滅印肉」は完全無缺なものとて織物検査用マーク用等に頗る好評を博して居る。



# 麻織物

## 生 平

経緯共苧麻大麻の手紡糸又は紡績糸を用ひたる生の平麻布で、江州、大和、能登、越中は古來著名産地として知られたが明治以降生布の儘用ふるこ絶え、今は晒白又は染色して、着尺襦袢に使用する。手紡糸を使つたのを舊製と云ひ、經に紡績糸を用ひたのを半洋、經緯紡績糸のを丸洋と呼び區別する。

## 上 布 (縮)

上布の名は廣く行はれ、絹上布、からむし上布等云ふが、こゝに上布と云ふのは舊來の麻の上布を云ふ。越後上布、宮古上布、八重山上布(薩摩上布)、能登上

さ十三封度内外、以上は會社製であるが以外に生織、半晒等晒程度、糸遣も種々で薄色染したものと又片麻物もある。

## 絹 麻 (ラミー白生地)

一名「からむし」上布ともいふ。所謂ラミー紡績糸で織つた平又は紹生地、多くは二三色の絞又は型染を施したもので、染着が困難で華美な色目は得られないが、友禪又は着尺として夏季の衣料に愛好される。生地は伊豫、江州、奈良等に産し、糸遣ひは普通經緯共八十番、幅九寸五分長さ六丈で、廣幅物もあり、晒白地の儘シャツ、半巾等にも使はれる。着尺又は友禪は、主に京都で染色される。絹麻は商品としては比較的新しく大正十二三年頃より市場に現はれたものである。尙ほ近年經緯の一方に綿糸を使つた交織のものもある。

布、近江の白緋上布、奈良の晒上布等が之である。絹、白、紺緋あり。糸遣ひは産地で多少違ふが、大体苧麻の手紡糸八

十番内外の太さの細糸で、緻密に織込み、幅一尺内外、長六丈、重さ二百五十乃至三百匁である。耕糸に亞麻糸を使つたものもある。經緯手紡苧麻のものは手紡に依り強撚がか、り織物の表面に縮状を現はす。依て越後縮、能登縮など、もいふ上等品なり。之を本製と稱し半洋又は丸洋の紡績麻糸製と區別する。

白縮 は晒白し、襦袢、袖口、下着類シャツ等に供す。近來ラミー紡績の所謂絹麻の爲め壓迫され生産減退した。糸遣等は大体前者と同様である。

## 蚊帳地

地麻即ち大麻手紡糸を使つたものと紡績麻のもの、經に綿糸を用ひた片麻とあ

## 帆 布

麻帆布は經緯共太番手の亞麻糸を使つたものが普通で大麻、黄麻を混織したものもある。亞麻製が上等品で、其儘或は加工して帆の外、天幕、日覆、雨覆其他被覆用、ゲートル、袋、白靴等に使ふ。一等亞麻製は經は六番乃至二十番二本引揃緯は三、五乃至十二番の一本を平織に緻密に打込む。幅二十六吋前後、長さ三十六乃至三十八碼一反で、目方は十八封度より四十一封度迄ある。

## 人絹織物

### 人絹平・紋

双人平 は普通幅二十八吋、長さ六十碼一疋で、重さ約七、八封度。二十六吋

る。色合は古來より萌黄色を主とするが近來白地、白と青の暈し製品としては廣幅に織りたる縫目無し、或は子供枕蚊帳等がある。普通の麻蚊帳地の種類組成は次の如し。

織生地名	長	幅	目方	經緯糸
升地	丈	寸	匁	手
五	七	三	一〇〇	七〇
小	六	三	一〇五	八〇
中	六	三	二〇〇	一〇〇
大	六	三	三〇〇	一五〇

## 服 地

一般にリンネルと稱し、經緯共亞麻紡績糸三十乃至四十番内外を使つた平又は斜子地である。本晒は幅二十八乃至三十吋、長さ五六十碼、重さ二十封度内外、四分一晒は幅三十吋、長さ四十碼にて重

二十七吋物もある。糸遣は經百二十デニール、緯百五十デニールである。双人紋は二十六吋物を普通とし、緯又は經紋を織出したもので、糸遣は同じで少し軽目である。何れも白の儘或は染めて、下着其他雜貨乃至衣服等に廣く使用され、支那、南洋印度方面に多量に輸出される。主産地は北陸一帯、近時各地で生産する。

## 人絹錦紗

高級品は經絹紡のもの、或は生糸この壁撚、搦撚から普通は經緯人絹百二十デニール位で、緯に縮緬の様に左右強撚糸曲一寸間八十回位を織込んだものや緯壁等がある。生の儘下着、子供服に使ふが多くは之に友禪其他染加工して婦人の着尺又は羽尺とする。夏物としては紹段織等の薄物がある。主なる産地は福井、石川、兩毛地方である。

### 人絹縹子

普通多いのは五枚縹子で、幅二十六吋長さ六十碼、重さ八封度半内外。糸遣は双人平ミ同じである。紋縹子は練染糸を用ひ朱子地に經又は多く緯紋を現はしたもので、ドビー紋ジャカード紋がある。又A紋B紋といふのは品質の區別で、現今はA紋は殆んどない。平縹子は北陸、今縹子は桐生地方を主産地とし、前者の用途は人絹平ミ同じく、後者は大部分朝鮮に移出され、又は支那、南洋、印度へ輸出される。

### 人絹ジョーゼット

経緯強燃人絹を使ったジョーゼットで(経緯縮緬)普通経緯共四十乃至七十五デニールの二千回以上の強燃を左右交互に用ふ。幅は着尺幅から二七、二九、三六

四五吋物等種々あり。七五デニール四五吋物五十碼で、重さ一、四四〇匁位ある無地又は染加工して盛夏の婦人着尺、婦人子供服、下着肌着等に廣く用ひられる。主産地は北陸、米澤、両毛地方である。

### 人絹ニノン

人絹ボイル、ジョーゼットと略々同様のもので、経緯共普通百二十番を用ひ經糸は一米九百乃至千二百回位の強燃を左右交互に配列し、緯糸は右或は左の一方強燃を打込む。小幅六丈物、廣幅三十六吋六十碼物もあり。前者は二百十匁付、後者は九百二十匁付位である。用途はジョーゼットに同じ。主なる産地は福井、石川縣等である。

### 人絹ボイル

普通巾、長、重量、糸遣はニノンに同

じでた、経緯共一方燃(一米千六百乃至二千回)を加へたのを相違点とする。用途産地もニノンと同様である。

ジョーゼット、ニノン、ボイルの區別

大体右の説明で判るやうに燃の程度縮工合から云へばジョーゼットが最も複雑で之は細糸遣であるから一見判る。此類の最高級品である。ニノンは燃数は稍々少いが經に左右強燃を使った點、ジョーゼットと同じだが、緯の縮みがない。ボイルは最も縮みの程度が少く本来から云へば目を透かせる爲めの強燃なのである。

### 人絹鹽瀬

経緯人絹の鹽瀬。普通百二十デニールを經緯に用ひ、緯糸は一米八百回位の少々強燃糸を密に織込んだもので、巾は二六、二七、三六、四四吋等、長さ五十碼あり、無地又は染色してワイシャツ其他子供婦人服に用ひ、多く輸出せらる。産

地は北陸一帯である。

### 人絹羽二重

羽二重の緯に人絹を用ひたもの、双人あり、後者の經糸は百デニール内外を重糊とし、緯に百二十デニールを用ふ幅九寸七八分、長さ六丈五尺内外一疋で主に支禪生地に使はれる。尙幅二十八吋長さ五十碼の輸出のものもある。糸遣は右の外種々あり一様でない。

### 人絹縮緬

此の名稱は甚だ廣汎に使はれ、品物も多様である。即ち經人絹、緯生糸又は絹紡若くは綿糸を織込んだもの、経緯人絹等がある。普通強燃だが又壁燃を一本隔さか全部に使つた安物も此名を冒し或は加工して人絹錦紗、人絹御召、ダイヤ御召などの市場名がつけられる。糸遣も色

### ステープル

#### ファイバー織物

或はスパンレションともいふ。ステープルファイバー即ち人造纖維の紡績糸を使った織物は、極めて最近市場に現はれた最も新しい商品である。元來人造絹糸を截断しステープル(バラ纖維)状とし紡績するこは早くから試みられたが、我國では人造絹絲層の利用に絹紡屑羊毛棉花等の混紡といふ形で、昭和五年頃生れたモスリン代用の日絹モス等早い様である。其後人造纖維として紡績用の纖維が研究さるゝに及んで、純然たるステープル・ファイバー紡績糸が生れ、二三年前より之が製品が生れ市場に現はれた。紡績方法は綿紡、絹紡、毛紡に大略同じで各種紡機を應用する。

此糸は人絹の如く光澤なく、絹紡糸又

は綿糸ミ外観略々同様である。然し純然たるステープル糸は手で強く切斷する場合、綿糸より脆く切口が綿糸又は毛糸の如く引張れない而も毛羽が多いから慣れれば直ぐ判別出来る。現在では先づ混紡乃至混織として最も効果を示し、従つて其の製品が多い様である。

**日絹モス** は経緯共人絹屑糸三十番内外を平織したものでモスリン代用として使はれる。モスリン類似品は頗る多く経緯、緯人絹紡績糸、経緯人紡等種々あり。染色して子供服等にも使はれる。

**富士絹代用品** も各種あり、經絹紡の上等品から經緯人紡のもの迄ある。金澤で出来るペインシルクは經人絹の緯ステープル糸を使った富士絹代用品である。**服地** 男子の夏服變り生地に本年夏には大部此糸が使はれてゐる。普通太糸遣で綿服地より少し光澤あり、平、變綾、

畝織、斜子織等が多い。主として白又は薄無地である。

又婦人子供服地として多いのは羊毛又は棉花ミの混紡糸を使つたもので多く變生地、織或は染着度の相違を利用して織の一浴染したもの等がある。其他シャツ地、下着類として此織物は日に増加の傾向にあるがまだ市場に名の通つた商品は餘りない様である。

### 染加工品

#### 京染吳服

漠然とした分け方名稱であるが、大体京都に於て絹生地主に板揚の吳服を總稱する。京都は日本織物の創生の地であると共に古くから染色の技に長じ、足利

氏の頃京染の名が稱へられたといふ。徳川時代には流行も華美となり、紺屋(紋附も染める)砂室師、紅師、紫師、茶染師などに分れ、御所染、千彌染、曙染、憲法染、友禪染等を出した。明治以降藍黒の外は人造染料を用ひ、染方も次第に機械的となり今日に及び各種各様の染色法が行はれる。大体京染吳服ミ云へば吳服物の最高級である。其中主なるものは禮服の裾模様、紋附等、それから繪羽、訪問服(ヴィジートル)、社交服、散歩服(プロミナード)普通の小紋等の着尺、長襦袢等である。

**禮服** の紋附や裾模様、長襦袢着尺等は述べらるまでもあるまい。

**訪問服** 社交服ミ云ふのも同じで、紋縮緬の生地に裾模様を染出し縫紋を置く本來羽織を用ひない略禮服であるが、近來模様の置き方も大膽に、又正式の裾模

様に代つて用ひられる様になつた。

**散歩服** 散歩外出用の服で本來肩より裾へ大模様をつけ下けにしたもの、紋なし。けれども他の場合自由に用ひて居る右兩者の區別も近來明瞭でなくなつた又着尺ミ區別のないものが多い。

**繪羽羽織** 繪羽縫をして羽織向の派手な模様を現はし紋應用もある。生地は縮緬類を主とする。最近流行らなくなつた右の外羽二重等染帶側もあり、強て云へば輸出向のハッピーコート、ガウン類に染を施したのも云へるが之等は省く

### 友禪

元祿の頃畫工宮崎友禪が創意の、華麗なる模様染で、羽二重縮緬紹友禪の外モスリン綿モス最近富士絹人絹等生地は各種ある。京都が本場であるが、加賀金澤の産を加賀友禪といふ。昔は色模様は多

少特異點があつたが今は京染ミ變りがない。友禪の本來のものは描染した描友禪で、堰出、豆描、挿伏、一珍なきの方法がある。現在最も多く行はれるのは所謂型附で、之に板揚、寫染ミある。人絹錦紗なきも、此方法に依る。然し最近モスリン綿モス等は手工の型附は殆んまなくなり、機械捺染の華美な大柄ものを友禪ミ云つて居る。

### 中形

生地は岡、眞岡、綿紹、紅梅、人絹ボイル等がある。人絹ボイルや絹麻、モスリン等でも中形染ミ云へば含む譯であるが商品としては人絹着尺何々着尺といふのが多い。先づ綿物を指して居るやうだ中形の染方に本染、籠附、捺染等がある本染は型紙に依つて地染又は地白に紺又は淺黄の色模様を染出したもの、籠附は

舊來のロール捺染で、捺染は全然機械に依つたものである。其他最近色物もあり拔染防染等巧みに應用したものが出来る染料も昔手拭は本藍に限られたが、後に人造藍インダンスレン染料今はシバ、硫化染料、ナフトール染料(ヴァリアミン)其他の化學染料を使ふ様になつた。東京中形は古くから著名、近ごろは大阪、京都濱松等各地に出来る。

**手拭** は手拭中形の略稱で、手拭染の如く防染法に依つて模様を現はしたもので、本染より安い。

### 手拭

本來の手拭染は晒木綿を二一二次折疊み、その表面に防染糊を施し、地染を行ひ、又はボンブにて空気を送り染液を注込み模様を染出す。舊時は藍を用ひたが、今はシバ、直接、硫化染料等を用ふ

生地は晒木綿、最近ではガーゼもあり。色の藍、浅黄で、印入、土産用等色入もあり。普通は幅八寸長さ三尺内外現在は東京、大阪其他各地で製造される。

### 絞 染

絞方には最も多い鹿の子を始め、比翼、白影、蜘蛛、手筋、養老、嵐、雪花等種々あり、要するに縫又は括り疊んで浸染し絞模様を現はす。近時器械應用が盛んになった。生地はもこは専ら木綿、絹であつたが、近時、モスリン、甲斐絹、人絹等にも盛んに應用される。綿絞は多く愛知縣有松、名古屋其他新潟縣白根、福岡縣甘木にて生産され、絹物は有松名古屋で絞り、主として京都で染出す。用途も浴衣地、兵児帯等の外、羽織、着尺、帯長褌袴、帯揚、半襟、手柄、手拭等非常に廣くなつた。

### 染 緋

上等の白木綿に機械捺染を施したもので、防染、抜染、経捺染等は通常含まない。染緋には黒紺を主とし、茶、大島風のもの等あり。一時伊豫、東京、京都、大阪等より盛んに製出された。

### 裏 地

普通裏地といふのは木綿の染裏地で、生地はキャラコ、小巾木綿等で、之に上物はナフトール、他は普通染料で各色無地に染める。大阪京都東京其他各地で加工される。昔は緋色もあり、廣い意味では甲斐絹の羽裏、生絹の紅裏、袖裏、胴裏なきがある。緋色は経緯糸で織つた萌黄淺黄が多い。甲斐絹裏地は織物の項に詳し。羽裏胴裏には紅絹、人絹、甲斐絹、緞子等の紋、描繪、染、無地等あり

### 風 呂 敷

大小、生地、色種々で、昔は木綿の淺黄其他無地物或は之に紋をつけたもの又は織物だつたが、近來上等品は縮緬から富士絹、モスリン、綿モス、人絹等無地或は片隅に、或は全体に絞、友禪、更紗、唐草、刺繍等を現したものがあつた。色目も非常に多くなつた。風呂敷の大きさは尺三乃至三尺二寸位迄あり。又四幅風呂敷或は四布風呂敷なきいふ。東京風呂敷(縞、ナフトール、生地はキャラコ、新毛斯、モスリン、富士絹等)等の最近定められた規格は尺六(仕立上り一尺五寸角)乃至五尺迄(仕立上り四尺八寸五分角迄)ある。

### ◇ 更 紗

更紗は古く暹羅から輸入されし故、我邦では暹羅染又は沙室染とも稱せしが、之に追々描更紗や染更紗及び片面捺染・両面捺染・捺染等の種類が出来たけれども本來は蠟防染の模様染で後には描更紗から型附物を云つたが、現在は捺染抜染の、暗色の多い幾何學的の模様を染出したものを汎稱する。生地も絹地は手附が多いが、綿布の如きは凡て機械捺染である。綿モスの生地は二巾巾巾を主とし其他稀に綾木綿や、天然を使ふ事もある。用途は絹物は、帯側、羽織裏、カーテン等綿物は風呂敷、蒲團地、子供服下着其他覆布として用ひられる。

### 特 種 織 物

#### ◇ 絨 織 ・ 段 通 ・ 敷 物

絨織即ちカーペットには、種類が多くラッグミか段通等と呼ぶものまで、品位種類上下多種あるが、大体添毛組織云つて、織物の地合をなす経緯糸の外に毛又は輪奈なる経緯糸を用ひ、ジャカード紋織機で紋を表はしたものを、或は経捺染で模様を現はしたものをカーペツト云ひ、段通の如く堅機で手工的に紋色糸を纏結した類をラッグミ云ひ其他添毛織でなく厚地にジャカード機で紋を織出した敷物、次に示すモケット、テレンプ等をも總稱して絨織と呼ぶものもある。  
ブラツセル、カーペツトは平織の誘導組織のマット組織を以て堅牢なる地合を

作り、之にジャカード機を用ひ針金を打込み、剛質の梳毛色経糸を以て輪奈模様を織出したものである。此の輪奈を切つて毛羽を立たしたものをウイルトンカーペツト云ふ。普通地経緯糸、輪奈糸梳毛糸、填糸には黄麻糸、緯糸には亞麻糸を使つたものが多い。

アキスミンスター、カーペツトはもこ手製で我國の毛段通のやうなものでオリヂナル又はリアルミ稱するも、今は機械製多く、之にローヤルミシエニール製あり。前者はクロムプトンも佛國ではモケツトも云ふ。之は力織機で堅牢な斜子地を織り、手又は機械で、毛なる糸をU字状に差込んだもの。シエニールは一名パテント、アキスミンスター云はれ、又英國製をロンドン、カーペツトも呼ぶ。之は豫め模様に応じてシエニール糸所謂毛虫糸、チンコール糸を作り、

之を緯に打込んで模様を表はしたものを。タペストリーカーベットの経糸擦染又は織上後擦染したもので、毛切ミ輪奈のミある。イングレーンは一にキツダーミンスター又はスコッチ、カーベットも云ひ、輪奈織ミせず平二重又は三重織で風通様の模様を現はした。全部梳毛糸のものから表色糸のみ毛糸の安物まで色々あり。テレンプミ云ふのは矢張り添毛織物でモヘヤ毛をV状に織出し裏押へをなしたもので毛切して多く青無地ミし主に椅子張に使ふ。又日本でモケツトミ云はれるのは、前記のフランスで云ふ絨緞ミは異なり、天鵝絨織に似た、モヘヤ又は硬質の毛の長いバイル織で、地合を組織する糸ミ毛羽ミなる経糸を用ひ毛を切つたものである。地糸は綿糸又は麻糸毛羽ミなる糸には難種羊毛を使ふ。無地物ミ、紋物ミあり。椅子張地に使ふ。前

記のテレンプも此の一種云云へる。

以上のものは近年我が東京大阪に各々数工場があり製造されるやうになつた。

土耳其絨織 一名土耳其絨通、ターキ

カーベットもいふ、中心産地スミルナ、アナトル等呼ぶこももある。織方の粗いサラセン風の幾何學模様のもの多く我國の緞通ミ同様の方法で手工的に總毛糸を揃み附けたもの。ペルシヤ絨織は波斯産のアラビヤ模様の如き複雑緻密な手工的高級品である。支那絨織は天津段通又はチャイニス、カーベットなごも云ひ、毛の總糸を地経糸に纏ひ付けたもので、何れも各地獨特の意匠を凝したものが多し。

段通 には原料の種類により麻段通、

毛段通、綿段通等あり、普通は特殊の豎機を用ひ、模様に応じて毛ミなる色糸を經に編込んだものである。主産地は泉州

堺最も有名にして、其他播州の赤穂附近より出る赤穂段通、長崎の鍋島段通等著名であるが生産少し。又最近奈良でも少々製造されるやうになつた。

麻段通の糸遣の一例を示せば、經糸には十六乃至二十番の綿糸八乃至十二本擦合せを、地緯は古麻袋を解いたゴロス糸を二本引揃へて平織に織込み、毛ミなる糸即ち總糸には紡績麻糸又は黄麻糸二十五番前後のものを四五本引揃へて、前記の經糸中に編込む。

以上の外に平織の厚地敷物種々あり。又由多加織ミて、稻藁を綿糸に揃んだもの又はガラ紡(屑紡績糸)ミ黄麻ミの引揃糸を織込み、擦染したもの、三笠織ミて緯ガラ紡を織込み模様を出したもの、芦邊織(ラグラグ)ミて緯に襪襦布を織込んだもの等種々あり。

「織物の常識」終



變遷

日本の古代服装は主に無地物で、織かに縞ミか彌生式の文様が行はれたけれど、殆んど模様ミ云ふものは無かつた云つてよい。天平時代になつて隋唐の染織紋様や縷り等が傳はり、之に連れて希臘、印度系統のものも採り入れられた。平安時代になるミ之等の模倣を脱して、葦手、水手、歌繪等が創作され、日本固有の模様の發生を見た。室町時代以降明様の織物、南蠻紅毛の更紗等が舶來し、桃山時代の雄渾豪華な染織文化を形成した。能衣裳の模様、御所解等此時代に生れた。徳川時代に入るや、天下太平を謳歌し、元祿の豪華時代には華麗優艶なる染織模様が現はれた中にも友禪の如き、當時より二百有餘年、染織模様の最高座を占めた。次いで化政時代町人の勢力勃興ミ染織法の進歩に依り之等の模様は一層洗練を加へ大衆化された。

明治維新ミなり西洋文物滔々ミして輸入ミ

染織圖案

れ歐風心酔的ミたり、技術方面の大改革にも影響さる、處尠くないが、大体に於て未だ染織意匠方面には著しい變化進歩を見なかつた然るに十年以降寫友禪の發明、紅無友禪の案出、モスリン友禪の勃興に伴ひ、染織意匠は劃期的の進歩を見るに至り、次いで二十年以降染織物の發達技術の向上に伴ひ長足の進歩を遂げ、二十五年頃友禪圖案會の設立あり、二十七八年頃にはモスリン圖案が盛んになり海外のメーホー、セツション等の様式も次第に行はれ、從來畫家の副業ミして行はれた圖案家も全く獨立するに至つた。斯くて日露戦後の好景氣以來嗜好も向上華奢ミなり、四十年頃から縞、緋、着尺圖案、捺染圖案の研究が盛んミなり京都圖案家協會其他の團體が生れ、一方三越、高島屋の如きも流行意匠の研究に力を入れ始め大正、昭和を経て遂に今日の異常なる發達を見るに至つた。

模様

友禪模様 は今より約二百五十年以前、元祿時代に京都の畫工宮崎友禪の創意にたり花鳥、山水を自由に優雅に模様化し、美麗な色彩を以て染出したもので、從來の衣裳模様に一革新を齎した。其の染方は最初は一珍欄

の筒引で、文化文政の頃にも盛んに行はれ、次いで豆汁(こ)を使つた豆播友禪、型紙を以て摺込む摺友禪が案出され、明治になつて今日の板揚が發明されて非常に發達した。友禪は晩年金澤に行つて、此地に友禪模様ミ染方を傳へた。之が加賀友禪である。友禪が染織圖案界に遺した功績は偉大なものがあり、今日各所で旺んに友禪祭が祀られるのも寔に故なきに非らず云へやう。

光琳模様 友禪ミ同時代の畫家尾形光琳の畫風に習へる模様で、裝飾的な豪華濃厚にして、圓熟せる趣味の模様である。友禪の平民的に對し、之は貴族的なものであるが、矢張り後世の模様界を益する處少くない。

有職模様 是中古以來の公家、武家の裝束調度等の紋様に素材を求め、之を模様化したものである。明治末から行はれた。

小紋 是足利時代の太紋の袖を略し衿ミし小紋を配したもので、明暦の頃吉備憲房が京都で染出したものだと傳ふ。もさは大小體角通、鱗等きまつたものだが、今日は小さい模様を規則的に並べたものを總稱し、自由な複雑な色も二乃至三色が多い。

茶屋辻 是茶屋の「つゝじ染」の義で寛

永の頃起り、もさ徳川の大奥大名が用ひたもの、白麻地に源氏五十四帳を土佐風に畫いた品のよい繪模様のもので、後には絞、刺繍入も出来た、色の入りたるを本茶屋辻、藍一色の茶屋辻と云つた。

御所解 模様は桃山文化華かなり頃生れた。當時の御所生活例へば御殿、御簾、御所車、花を模様化し、或は之を崩し或は一部分を解き離して雲、立涌、花丸等を扱つたものである。

江戸解 も之と同系統のもので、文化文政頃江戸に起り流行した。其他古くは彌生、樂浪等があり、近くは市松は藤原時代にもあつたが、元文中併佐野川市松が用ひて此名があり、龜甲も平安時代から祥瑞的に喜ばれた。西洋では、ゴシック、ロココ、アラベスク、忍冬、唐草、渦巻等々模様と名付けられるものは枚舉に遑ないが、一々述べる紙數がないから省略する。

縞(かう)の字は元來支那で白縞(しろぎぬ)を意味し、我國では古來筋又は柳條(しりま)又一部には間道(かんたう)と云ふて居つた。處が桃山時代になつて南蠻紅毛船によ

つて明、印度を始め西班牙、葡萄牙、和蘭の織織物が舶來し、當時海外の事情を知らなかつた日本人が、凡て海外の島國から輸入されるから嶋物と呼んだ、彼の小堀遠州の命名も云はれる。徳川の中頃はサントメ(棧留一に唐棧、奥島も其の一種)カピタン(甲比丹)ベンガラ(榜葛刺)などの織物が舶來され流行した。既に幕末に縞の字を當てたことは、守貞漫稿に「今世、島と云は縞也。豎或は横或は縦横に筋あるを島と云」とあるに依つても明かである。

然し縞物は本邦上代からあつた。倭文布は横縞、縞は豎縞である。が縞のあるものは専ら貴人に用ひられ一般は無地であつた。源平時代に紫格子の直垂があつたことが古書に見え室町時代に間道とて舶來の縞物が傳はり可成り一般的に廣まり江戸時代就中中世以後豎縞が流行した。當時行はれた種類は萬筋、微塵、刷毛目、大名、碁盤、辨慶、棒、三筋立やたら、味噌漉、翁格子、子持等である。

縞は國字で、もさ縞、綴、飛白等と書いた守貞漫稿には「字未詳、縞の字等を書くに雖も未だ儘かならず」とある。然し字義に就て

文獻はないけれど、推古時代の御物の中に太子間道といふのがある。太子間道と云ふのは聖德太子が勝鬘經講讀を勅請によつて宮中でなされた時、縞にこの織物を用ひられたから起つた名稱で、間道は前にも記したやうに廣東織の縞物であるが、模様は紅地に大小波状の空が黄、藍、白、緑、黒茶の五色で現はしたもので、之は明かに「かすり」の一種である。然し乍ら平安朝以後「かすり」の存在した形跡は殆んど見當らない。超えて明の太祖洪武五年(後龜山天皇の文中五年)に琉球の名産芭蕉布に經縞が應用されたことが古記録に見える。之は一種の括り染めに依つて製造したもので、近古に於ける本邦縞織の起源と云つてよからう。又天文の頃傳來した古渡更紗の中にも「かすり」手と稱するものがあり之は縞織を應用したもので、此頃から縞が復活した。そして天文年間始めて薩摩で木綿縞が出来た。之が木綿縞の元祖で其の後徳川中期以降越後の小千谷、近江の麻縞や久留米大和、尾張の佐々、伊豫、備後等に木綿縞が生まれ、柄も色も複雑となり、染法の發達に伴ひ今日に至つたのである。(以下一九八頁につづく。主なる圖案家團休一覽)

# 主要商品の採算

染織物の生産供給に携はるる人々にまつて、主要商品の原價採算法を知ることは、極めて大切なことであるが、一面之は當業者の最も秘密とし、公に發表することを厭む處である。故に各種商品に亘つて詳細に調査記述することは不可能に近い。因て本項では代表商品三十餘を選び極めて概括的に、通俗的に、其の基礎知識を述べるに止めた。調査は大体昨年秋から本年一月にかけて當時の相場工賃に依つて例示したが、之も亦大体の目安をとり、専門的に餘りに現實に亘ることを避けた。

## 縮 緬

【古濱縮緬】 縮緬には夏物乃至冬物、無地、紋、或は絹紡縮緬、ジョーゼット等種々あつて、一々其の採算を示すことは出来ない。こゝには古濱縮緬生(百匁

主要商品の採算

當)の採算を示す。縮緬の賣買は百匁單位であるから諸掛も百匁に付何ほ採算する。故に其時の生糸相場(百斤建)を百匁當りに換算し、之に織上迄の織上諸工賃、税金、運賃其他を加へればよい。普通古濱の糸遣は最優格で(D格)、現在(一

月下旬)六百三十匁とすれば之を十六で割り、百匁當り約三圓九十錢、國用地遣は三圓五拾錢位となる。即ち古濱縮緬生百匁の原價は

原糸代	三、五〇
織上諸工費	五〇
税金	三〇
運賃其他	二〇
合計	四、五〇

之を練上げるにすると、練賃は百匁約二十五錢で、更に縮緬類は練減り約二割五分を見なければならぬから

(4.50+25)÷75=6.30  
即ち練百匁六圓三十錢となる。

【古濱着尺】 (一越三丈物)一反生百匁六十匁としての生地代は

原糸代	三、五〇
工賃	一、〇〇
税金	三〇
運賃金利其他	二〇
練賃	二、五〇

主要商品の採算

右の様に加工生地となる工賃を少し多く見なければならぬ。而して之も練減を見て七五で割り練七百廻しとなる。

故に生百六十匁の生地代は練百二十匁より。

160×75=120  
練百二十匁一反の生地代は

120×7.00=8.40

古濱一越三丈物着尺の卸原價は大体次の通りである。

生地代 八、四〇  
染賃(並上) 三、五〇  
金利販賣費 九〇  
合計 一二、八〇

【紋生地】の糸遣は普通前者より一段格下げの糸を用ひ、假に時價五百五十匁にして練百匁當の原價は

原糸代 三、四〇

合計(生廻) 五、〇五

【羽二重石持】生地は一正生三百五十匁とし、右の生地原價を反に直し、之に反當りの黒石持の練染賃現在約三圓を加へ、其他問屋の販賣費等を加へればよい。即ち

一反生地代 八、八〇  
練染賃 三、〇〇  
販賣費其他 八〇  
合計 一二、六〇

御召

御召もピンからキリ迄あつて一々糸數から算出することは難かしい。普通上質の御召一反仕上り百三十匁付のものにして、使用量は經四分、緯六分位の割合で糸は最優以下を普通とするが、假に生糸相場六百五十圓(一月上旬)とすれば、原糸代は次の如くなる。

主要商品の採算

織上諸工費 一、五〇  
税 四〇  
並紋型 二〇  
運賃其他 二〇  
練賃 二五  
計 五、九五  
練廻(七五割) 七、九〇  
一反(百二十匁) 九、五〇

羽二重

羽二重は縮緬と同じく百匁建であるから生糸百斤建を換算し、之に練減りを見込む。普通輸物物の採算は福井の標準品に就て十貫當りに行はれる。

【輸出向羽二重】(福井二四物六匁付) 先づ經緯系各百斤建の相場を十貫目に換算し、使用量は經緯同じ割合として二分し、之に十貫目當りの製織賃を加へ、之を歩留(普通七割六分位)で割る。つまり原糸代は時價に%をかけ二分するから

650×130 = 5,285  
16000

極く大ざつぱには相場を八掛すれば略々近似値が得られる。

【縞並品】に就て以下諸掛を加へれば採算は次の通り、

糸代 五、二八  
諸工費(練、染、燃賃) 三、二五  
織賃 九〇  
税金 九〇  
整理仕立賃 五〇  
合計 一〇、八三

之に問屋の販賣費を加へたものが卸原價である。

銘仙

最近銘仙の糸遣ひは、種類が殖む、産地に依つて多種多様となり、其の採算を一々に就て記すことは到底困難である。然し最近最も普通とされる糸遣ひは經絹紡、緯玉糸であるから、之等の並品に就

%を乗じたものとなる。式で示せば次の如し。

(經糸時價+緯糸時價)×% = 原糸代  
(原糸代+製織賃)×0.76 = 百匁當原價

今假にD格時價六百三十圓(一月下旬)を經に、緯糸六百二十圓とすれば、原糸代は四百圓、之に製織賃七、八十圓乃至百圓だから平均八十五圓として、四百八十五圓、練上り約六百二十二圓となる。之に諸掛運賃十圓を加へ六百三十二圓となる。之が十貫當だから百匁六圓三十二錢が市價である。

【内地向羽二重】(五泉中等品)に就て見れば、之も矢張り百匁當りに換算して採算をみる。糸遣は最優格時價六百三十圓として十六で割り

原糸代 三、五〇  
織上諸工費 一、〇〇  
税金 三五  
運賃其他 二〇

て二三の例を示す。

【並縞物】經糸は春駒級の絹紡百三十五號、一正の使用量は四十八管である。故に時價三百二十二圓五十錢(十貫建、昨年秋)として、經糸代は、一括一貫二百匁で七百管だから

經糸代 312.5×0.12 × 48 = 2,575錢  
緯糸代 700

緯糸は玉糸ばら格、千五百回六十匁提を十九管、此の目方五十七匁であるから時價九貫目百七十圓とすれば緯糸代は

緯糸代 170×50 = 1,085錢

合計糸代 3,655錢

之に染賃、織賃、整理賃、買繼口錢、税金、組合費等合計約二圓を加へ、五圓六十五錢が、並縞物一正の生産原價で、尙ほ之に問屋口錢諸掛を加へたものが卸の原價となるのである。

【伊勢崎文×】の中品に就ても略々同様で、經糸は絹紡春駒百三十五號を約九

主要商品の採算

十匁、時價三百十二圓五十錢として  
 緯糸代  $312.5 \times \frac{90}{10000} = 2.81$  錢  
 緯糸使用量玉糸(觀光二本)を約五十匁  
 で、時價二百三十五圓(九貫)として緯糸  
 代は

緯糸代  $235 \times \frac{50}{9000} = 1.305$  錢  
 合計糸代 4.12

之に諸工費染賃、耕だから括り代、織賃、税金、買織口錢等約二圓を加へ、六圓十二錢が一疋の生産原價である。勿論縞物と同じく織元に依つて五六十錢の高下があるのは云ふ迄もない。何處でも云ふ譯には行かない。

此の様に經緯糸の使用量が判れば、絹紡糸は相場に重量を掛け十で割り、玉糸は同じく九で割つたものが原糸代で、之に諸工費を加へれば生産原價が出る。

【解銘仙】に就ても糸遣ひ等は平の十八算位のは縞物と同様で、たゞ解模

糸代	(1.90+20)×17=3.57
諸工費	2.00
合計	5.57

諸工費は織賃、整理賃、税金組合費、工場経費等を含み、最近約二圓位である。即ち合計五圓五十七錢が本セル中柄の生産原價である。之に問屋口錢を加へたものが問屋の販賣原價である。

【奎小柄】之も前者と同じ方法に依るが奎糸であるから、染賃を要しない譯で假に會社奎糸時價二圓三十錢とすれば、其の生産原價は左の如くなる。

$2.30 \times 1.7 + 2.00 = 5.91$  錢

尙ほ一封度當りの原價を求め一反當りに換算する方法もある。之は一封度分の毛糸代に歩減一二%を見込み諸工費を加へ、一反六碼九分、一碼〇、二五封度だから、一、六二五を乗じ一反に直し、税金、組合費、買織口錢を加へれば、一反分の生産原價を知ることが出来る。

主要商品の採算

様なる爲め型紙代が四五十錢方餘計要し、織賃其他も少し掛るが、採算の見方は何等變りはない。之も二三型の安物から込み入つた高級品に至るまで色々あつて、産地織元に依つて一概に示すことは不可能である。

【セーミ加工】近頃はセーミ加工の銘仙が九割以上を占めて居る有様で、之は織上後加工を施し縞を出したものであるから、以上の生産原價に並銘仙は一疋に就て現在では二十五錢方、壁糸遣の上等品は五十錢位を加へれば、大体其の生産原價を知る事が出来る。

【八王子男物】(小林、譽) 經糸は絹紡(三銘格)、緯糸は同、糸量は四分六分合せて百三十匁見當であるから、絹紡時價假に三百十五圓として一疋に付

糸代	四、〇〇
染賃	六〇

然し最近右の様な品は稀で、多くは變り縞のアムンゼンミカ、壁御召、セル、プリント、人絹入が大部分を占めて居り其の採算も甚だヤ、コシクなつて來た。

富士絹

【生地】(丸三) 丸三の經糸は百四十番双の裾物、緯糸は七十二番の牡丹級で一疋の經糸三百四十五匁、緯糸二百五十匁、絹紡時價經糸三百十圓、緯糸二百一十圓として

緯糸代	310×345=10,695
經糸代	220×250=5,500
合計	16,195

之に工費を加へ、五十碼で割れば一碼當りの原價が出る。

糸代	一六、一九五
工費其他	二、五〇〇
小計	一八、六九五
一碼當	三七、三九

織工費 一、八〇  
 税金 三五  
 合計 六、七五  
 之が産地相場で、織工費中買織口錢一分六厘は機屋の負擔となす慣例だから之を差引いたものが生産原價である。

本セル

セルの品種も最近非常に多くなり、その採算も簡單にゆかなくなつたが、從來のセル糸六十番双を使つた縞中柄の標準物に就て記さう。大体セルの採算法に就ては縞布の場合の如く糸數採算法と重量採算法の二つに分けられるが、此處には簡單な後者に就て述べる。

【縞中柄】普通一反分の原糸使用量は一封度七位である。毛糸の時價を假に一封度一圓九十錢とし、染賃一封度二十錢位と見れば、其の糸代は次の通り。

【富士絹友仙】(青判) 生地は丸三假に時價三十八錢として、高級品(型紙十五六枚)に就て示せば、問屋の販賣原價は現在左の見當である。	生地代(一切一反、十二碼半) 四、七五
	加工費 二、一〇
	型代、整理代、圖案代、問屋口錢 五〇
合計	七、三五

モスリン

【一等晒生地】原糸は經緯平均六十四番と見て、(實際はもつと細手を使ふ)モス糸一封度の時價二圓として、仕上に至る迄の歩留り八十八%とすれば、一封度當りの仕上價格は

糸代	2.00 ÷ 0.88 = 2.273
工費	500
合計	2,773

一封度の生地は普通六碼半取りだから之で割つて税金を加へたものが一碼原價



主要商品の採算

1 碼 2.773 × 6.5 = 4.26  
税金 0.30  
合計 4.56

製品市價に對して約四錢の利益となる然し嚴密に云へば工費は常に一樣でないし、毛糸も自給糸の細大で違ひ、原毛から割出すのが本當で又晒白仕上による延碼も見込まねばならず極めて複雑で到底正確な原價を見出せない。依て實地にはもつと簡單に例へば

【B1】に就て示せばモス糸市價に一碼の目方をかけ、糸元を出し税金諸工費共目下六錢五厘を見て大体の見當を知るのが普通である。即ち二圓として

糸 元2000 × 0.145(封度) = 290  
諸掛税金 0.65  
合計 335

目下の製品相場三五、六二だから丁度一杯であることが判る。

【モスリン友禪】一等品の生地はB一

で一切(二分)十二碼七分だから、生地一碼時價(昨年九月中旬)三十六錢として

生地代 四、五七  
染賃 一、〇〇  
合計 五、五七

之が加工原價で之に販賣費五分金利一分強を加へ、製品時價六圓十錢に對し差引問屋の利益を見る。

【同着尺】生地は百十番を使った上等品の採算を示せば、時價三十九錢として一切分生地代は

生地代 五、〇五  
染賃 一、五〇  
合計 六、五五

之に金利一分強、販賣費は七分位を加へ、目下製品時價七圓五十錢内外利益幾許かを知ることが出来る。

人絹錦紗

運賃諸掛 〇、〇一  
計 三、二錢

【同友仙】(經絹紡) 生地に福井産經絹紡の上等品は生地代現在(八年九月中旬)一碼五十錢だから一切分は(十二碼半)六圓二十五錢である。

生地代 六、二五  
加工費(型紙) 三、五〇  
圖案代、見本代、問屋口錢 一、〇〇  
合計 一〇、七五

之が問屋の販賣原價である。經緯人絹の所謂マル壁になるに、時價(同前)一碼三十五錢で、加工賃一圓位安い。

生地代 四、三七五  
加工費(十五枚) 二、五〇  
諸掛 一、〇〇  
合計 七、八八〇

【人絹米イル着尺】前述の如く生地一疋分であるが、加工單價は反當に見る。故に時價三圓六十錢を二で割り一反の販

主要商品の採算

賣原價は

生地代 一、八〇  
加工費(型紙) 一、五〇  
型代、整理代、圖案代問屋口錢 一、〇〇  
合計 四、三〇  
(生地の採算は一〇二頁参照)

遠州着尺

【解】(上等品) は經八〇綿糸(紫鳳)緯人絹一五〇乃至二〇D(帝人)を用ひ染無地に織り機械拔染をしたもの。目下遠州の主要品である。經糸使用量は二十一算として、二十二本(一駄四十九丸四百本)一九の時價(昨年九月中旬)六百十圓を見て一本三、八錢なる。經糸代は七十三錢六厘、之に染賃を約二十五錢見込む。

緯糸は十二貫目建、一九一貫二百目で一九三百六十本だが、實際は一貫目建で

【生地】(マル壁) 經に人絹ダイヤ糸

百二十デニール、緯に其の壁糸を使ったもの、採算を示せば經緯糸の使用量九封度、經緯半々を見て、時價(九年一月)經糸百封度に付九十五圓、壁糸は十貫に付十三圓だから百封度に直して百五十六圓となる。經緯糸を加へて二で割り、九倍すれば二十九時五十碼一反の糸代が出る即ち

$$\frac{95,000 + 156,000}{2} \times 9 = 1,129$$

之に織賃、税金、練賃を加へて、五十碼で割つたものが一碼當りの生産原價で更に運賃諸掛等約一錢を加へたものが、現在の市價である。

糸代 一一、二九  
織賃 二、〇〇  
税金 一、二五  
練賃 一、〇〇  
小計 一五、五四  
一碼に付原價 三一

一九三百五十總で採算する。時價一九九圓位で、一本二錢六厘、使用量は十三本だから、一反分糸代三十三錢八厘、染賃十錢を加へて四十四錢なる。故に生産原價は、

經糸(染)代 九、八六  
緯糸(染)代 四、三八  
小計糸代 一、四二  
解工賃 一、八  
織賃 一、八  
整理代 〇、八  
税金(九分) 一、〇  
合計 一、九六

【緋】前記糸遣の緋は、加工賃を現在次の如く見込む。

絞代 〇、七  
染賃 一、二  
引張賃 〇、三  
小計 二、二

【緯壁】遣ひものは壁糸一本九錢五厘普通四本位使ひ、此の糸代三十八錢なる

主要商品の採算

るから、緯糸絹四本分との差即ち二十四錢高み見れば大体間違ひがない。

青梅夜具地

経綿糸三十番、緯綿糸十七號綿糸三十番遣ひの平物の一例を示せば、一疋の經糸量三十七總、緯綿糸十三總、軸糸八總位の割合を見て、經糸代は一駄假に時價二百八十圓として一玉七圓、之一玉分の染賃巻賃を加へて三百總(一玉)で割り三十七倍すれば經糸代がでる。

1 玉糸代	7.00
同 染賃	2.50
同 巻賃	60
計	10.10
1 疋分經糸代	$10.10 \times \frac{37}{300} = 1.24$ 錢
1 玉糸代	$7.00 + 2.50 = 9.50$

緯糸綿糸は經糸と同じで唯だ巻賃が要らない譯である。

一總の値段は時價前と同じにして

215圓	
$40(玉) \times 10(封度) \times 14(總) = 3.84$	
1 反分糸代	$3.84 \times 158 = 6.07$ 錢
工 費	60
小 計	6.67
織賃(2%)	13
合 計	6.80

之が糸數より割出した原價、大体重量採算と一致する。然し實際は會社製のもの自家製糸を使ふから、原棉相場より計算するので、右の綿糸市價より算出した原價が、現在の粗布市價に比べ五錢採算割かの如くなるのは右の理由に依る。(綿糸の採算参照)兎も角一般には以上の方法で簡單に見ることが出来る。次に主なる品種に付重量採算に必要な事項を表示する。

品 名	經緯 番手	正味 重量	工費
綾木綿(鷺島)	三一五	二二〇	七五

主要商品の採算

1 反分糸代	$9.50 \times \frac{13}{300} = 41$ 錢
--------	-------------------------------------

緯糸軸糸は一俵(十二玉入)一括百五十總であるから、假に時價七圓として、之一括分の染賃を加へ之を百五十で割り八倍すれば、軸糸一疋所要代が出る。

1 玉糸代	7.00
同 染賃	2.00
計	9.00
1 疋分糸代	$9.00 + 150 \times 8 = 48$ 錢
1 疋分糸代	二一三
織 賃	三〇
包 裝 諸 掛	一五
合計 生産原價	二、五八

(但し本項の織賃諸掛り等稍々調査が古く、現在とは違つて居る。唯其の基礎方法を例示したに過ぎない)

廣巾綿布

綿布の採算法には重量採算と糸數採算との二法がある。

粗 布(龍C)	三一五	二、七、六〇
天 竺(牡丹)	二〇一〇	五、四、五〇
二 巾(福壽草)	六一六	一、六、〇一、六〇
三 巾(リング)	七、八、〇	七、八、〇
細綾(二〇ダス)	二〇一〇	八、〇、三五
細布(百二十本)	二〇一〇	二、八、五〇
五 枚 朱 子	四二二〇	九、三、三〇

備考 工賃は云ふ迄もなく時々變り又會社と産地で異なり、特に最近糸遣も一定せず従つて糸の使用量も常に變動がある。表に示したのは昨年九月頃現在の會社工賃の大体の見當である。

小巾綿布の採算

【小巾文印】 糸遣は二十手、所要總數は一疋に付、三十七總だから、二十手時價二百十二圓として八千總で割り一總の値段を出し所要總數の代價を求める。

原糸代	$\frac{212.00}{40 \times 10 \times 20} \times 37 = 94.5$ 錢
1 反分	$34.5 \div 2 = 49.025$

之を市價(現在五十四錢)と比べ織工費

(一)重量採算。綿布の全重量より糊の重さを除いて純原糸量を算出し、之に綿糸の相場を乗じて加工費を加へる。例へば粗布(龍C)に就て見れば一反の仕上重量一三、〇封度、糊量一、三封度、差引原糸量一一、七封度となる。糸遣は假に經緯十四番手、一捆の時價二百十五圓とすれば

糸代	$\frac{215.00}{400(1番封度)} \times 11.7 = 6.28$ 錢
工 費	60
合 計	6.88

之が原價である。

(二)糸數採算。之は所要綿糸の總數を經緯の打込數より算出して、其の値段に工費を加へたものを原價とする。此の方法は一般綿織物の採算に用ひられるから此に記して置く。例へば粗布一時間の糸數を四十六本とすれば所要總數は

$$\frac{46本 \times 360分(巾) \times 40(封度)}{840分(總の長)} \times 2 = 158$$

を見れば差引五錢となり、此位なら引合ふ勘定である。然し現在は二一遣とするから、糸は五分方安く所要總數は半總程多く要るから、差引三分方、前例の場合一錢五厘工費が餘計される事となる。

【岡木綿】 もこは經緯糸三〇で、一反に付二十五總半を要するから、糸價二百七十圓とする、前と同じ方法で

$$糸代 \frac{270}{40 \times 10 \times 30} \times 25.5 = 57.375$$

之を市價六十三錢として差引五錢六厘で工費が引合ふか否かを見る。現在の處では六錢位あれば一杯である。

尙最近は三〇と稱して三二、三三遣ひが普通で、三三遣ひ、糸價二百七十圓と假定して例示すれば

$$\frac{270}{40 \times 10 \times 32} \times 25.5 = 53.8$$

となり、差引三錢方有利となる事が判る。

### 綿 七 ス

生地は二巾(紅藤)として大反(三十吋幅百二十碼)此の時價假に十三圓、加工賃はナフトールの中品で四圓五十錢位だから、合計十八圓五十錢なる。之を十で割り、一反分(十二碼)に換算する。即ち

生地代	一三、〇〇
加工費	一七、五〇
一反當	一、七五

で之が市價を引合ふか否かを見る。外に圖案代、金利、販賣費約五分位を要し現在の市價一圓八十錢に對し、採算割れであるが、實際は延碼もあるから之で略々引合て居る。勿論輸出生地(百二十本)を使った安物や、ナフトール以外のものは、加工賃もすつと低くなる譯である。

### 中 形 (本染)

生地は岡三〇、時價一反七十錢として販賣原價は

生地代	一七、〇〇
晒賃	〇、四〇
染賃	〇、五〇
張賃	〇、〇六
文庫代其他	〇、〇五
型紙及圖案代	一、〇〇
諸雜費金利	〇、〇三
合計	一、四八

### 裏 地

通常三巾生地に加工したもので、三巾を(幅十四吋長二十三碼)三つ切にするから一反より六疋(十二反)の製品が得られる。故に一反生地代は、上物三巾時價九圓として、之を十二で割り生地代七十五錢なる。

之に加工賃(染代、張代、裝飾)金利雜費を加へる。染代は生地に依つて左の如く違ふ。

上キヤラコ	普通	ナフトール
並キヤラコ	一、〇〇	四、〇〇
小巾木綿	〇、〇八	三、三五
箱裝飾費はキヤラコ一〇錢小巾五錢、		
金利雜費はキヤラコ三錢、小巾二錢位である。故に上キヤラコのナフトール染の場合を示せば販賣原價は左の如くなる。		

生地代	一七、五〇
加工賃	五、七〇
金利雜費	〇、〇三
合計	一、三五

瓦斯生地だに約加工賃五十錢高、外に雜費も幾分高くなる。

### 綿 ネ ル

【九〇生地】綿ネル九〇生地の經糸は二十手、緯糸は十手で、使用量は經糸一

緯糸二の割合である。而して四十五乃至

四十七碼の目方一貫六百匁内外で、綿糸三捆の目方百四十四貫の百分の一即ち一貫四百四十匁に對し約一割方多い勘定なる。故に普通綿ネルの採算は二十手の相場に十手の相場を二倍を加へ、之にその一割を加へたものを糸元とし、之に工費を加へたものを生産原價とする。即ち式で示せば

$$10 \text{手相場} \times 2 + 20 \text{手相場} + (\text{全部の} \\ \text{一割}) = \text{糸元}$$

今假に現在十手の相場百七十三圓(綿ネルの緯糸は起毛する關係で普通糸に比べて五圓方安の特殊の糸を使ふ)二十手二百十七圓、工費五十錢とすれば

$$(173 \times 2 + 217) \times 1.1 = 6.19$$

$$6.19 + 50 = 6.69 \text{錢}$$

之が生産原價で、時價六圓七十錢に對し一杯である。然し最近工費は四十錢迄

主要商品の採算

に低下して居ることも云はれ之で多少の利益がある譯である。

【十手無地】は右の生地に起毛晒仕上其他諸工費を加へ、一反四十七碼で割り一碼當りを見ればよい。即ち工費八十錢として

$$(6.69 + 80) \div 47 = 15 \text{錢}$$

で時價十六錢だから一杯である。然し工費も上下あつて、長さも四十五、五乃至四十六碼が普通だから多少の利益が見られる。

【オランダ】は十手無地より目附が多く約四五錢高とする。

【捺染ネル】生地は旭十手として時價碼に付十七錢六厘として、大反一反(四十七碼)分の生地代は七圓四十錢となり普通之が製品相場を引合ふか否かを見

る。現在の製品相場、八圓二十七錢二厘(昨年九月中旬)とすれば、差引八十七錢

二厘となり、加工費及び金利七十五錢位であるから、之に略々算盤がまれて居ることが判る。

### サ ー ジ

日本毛織の三六(%)に就て原價採算を示す。一米當一封度附のものを見て、現在に於て一封度時價一圓七十錢として、歩減五パーセントを加へ、之に米當りの製織工賃其他を左記の如く加へたものが生産原價となる。即ち

$$1.70 \times 1.05 = 1.78$$

糸代	一、七五
織賃	一、一五
染整理賃	三、〇〇
税	一、一九
荷造包装箱代	〇、〇二
諸掛計	二、四九

然し通常毛織物の取引には歩引の習慣があるから、現金なら二分(手形六十日

主要商品の採算

歩引) 即ち五銭を加へ二圓四十九銭となる。之に問屋口銭を加へたものが市價である。

羅 紗

紡毛織物の採算は紡毛糸の相場が不明である許りでなく、會社の原毛調合割合が秘密とされて居る關係上極めて困難とされて居る。今假に標準として大和毛織の六千號黑メルトンに就て大体其の採算を示して見るに、原糸は一米に付二封度を二分使用する。假に紡毛糸一封度の値段を五十五銭として一米當の生産原價は左の通りとなる。

原糸代	1,111
織造賃	1,121
染整理賃	3,381
荷造運賃	2,021
税金	1,121
運賃	1,011

歩引 〇三  
合計 一、八九

人絹織物

【双人平】 (赤判) 幅二十八吋、長六十碼(一疋)物で、糸遣は經糸百二十デニール糸量は四、七六封度、緯糸百五十デニール三、二封度(大体三對二)合計七、九六封度約七、八封度と見る。時價百五十デニール百封度九十圓、百二十デニール八十七圓と見て、平均して百封度八十八圓五十銭となる。故に一疋に付糸代を求め、六十碼で割れば一碼の糸代が得る

$$\text{糸代} = 88.50 \times \frac{7.8}{100} \div 60 = 11.5$$

現在市價十三錢八五であるから差引約二錢五厘が諸工費(税共)となり之で算盤がされるかさうかを見る。二十七吋二十六吋物は吋割にすればよい。大体の糸量は左の如し。

は左の如し。  
二七吋一七、五 二六吋一七、三封度

【双人紋】 普通二十六吋物で、糸遣は前者に同じく、糸量は經四、二封度、緯二、八約七封度と見て見る。

【ボイル】 三十六吋六十碼を普通とし

糸遣は經緯百二十デニールの糸量七、三封度である。(二十七吋物は五、七封度) 双人物と違ふのは撚賃が加はる點で、現在自家撚賃百封度約八圓位、百封度糸價九十二圓と見て

糸代	9,200
撚賃	8,000
小計	17,200

一碼に付糸代は左の如くなる。

$$100.00 \times \frac{7.3}{100} \div 60 = 12.17$$

時價十四錢一厘に對し約二錢が諸工費である。

【五枚朱子】 幅二十六吋長さ六十碼で

糸遣は經百二十デニール約五、五封度、緯百五十デニール約三、三六封度、合計八、四封度として双人平の場合と同じ方法で碼當りの糸代を出す。

糸代	1,123.9
時價	1,500.0
差引工賃	2,611.1

麻蚊帳地 (沖風六八物)

糸遣ひは經緯旭二十五番で、一張の所要量は十三總一分六厘六毛、之に糸減二分を見込まねばならぬから、合せて十三總三分六厘となる。今假に原糸時價三十八圓とすれば生産原價左の通り。

糸代	33 × 13.36 = 5.0 錢
緯賃	37.13 × 13.36 = 4.0
糸代	5,081
織造賃	4,000
運賃其他	1,000
緑附屬品	8,000
染張賃	4,000

主要商品の採算

仕立加工賃 四、四五  
合計 七、二三

之に工場、問屋の利益を加へたものが出来上り原價である。

毛 布

【紡毛Aワン級】 標準品一枚に付幅五十七吋長さ七十八吋物二枚續きで、經糸は十二番綿撚糸を約百六十号、緯糸は紡毛糸八封度を要し假に一封度一圓十五銭とする。經糸十二番、綿糸時價二百圓と見て、之に一相當り撚賃二十圓、繰賃五圓、染賃十二圓を加へ、經糸百六十号の値段を出す。

200 + 20 + 5 + 12 = 237 圓
經糸代 237.00 ÷ 48 × 0.16 = 7.9 錢
緯糸代 1.15 × 8 = 9.20 錢
合計糸代 9.99 錢

之に織賃等二枚續一組に付左の如く加へれば生産原價が得る。

糸代	9,990
織造賃	5,000
額糸染賃	3,000
起毛縮絨仕上賃	1,200
リボン代	4,000
箱代	1,500
諸掛雜費	3,000
合計	22,840

【綿毛布】 (改良綿大判花類) 之は改良糸といふ富士瓦斯の四手を緯に約四百号、經糸に十六番手約百号を使つたものである。經糸は前と同じ方法で、時價假に二百十圓と見て相當りの染代十六圓、繰賃四圓と見て百号當り

經糸代	210 + 16 + 4 = 48 錢
富士瓦斯四手時價百四十五圓として、	
緯糸代	145 × 0.4 ÷ 48 = 1.20 錢

糸代	1,681
織造賃	2,500
起毛	1,500

主要商品の採算

縁 註	〇五
合 計	二、二八

タ オ ル

タオルの採算は普通百匁廻しに就て見る。晒タオルは經系二十番手、緯系十六番手で、經系には地經ミ輪奈經ミ二種類を用ふるから、之を平均して更に晒減約一割二、三分を見込んだものが經緯系代である。假に經系時價二百二十圓、緯系二百十五圓とすれば、

$$[(220 \times 2 + 215) + 3 \times 27] \times 1.12 = 489.06 \text{ 錢}$$

之を四十八貫で割り百匁當に換算し百匁當りの織工費現在二十錢、晒賃八錢を加へたものが百匁當の生産原價である。

百匁當系代	1,011
織 工 賃	200
晒 賃	80
合 計	1,300

故に一打百五十匁付のものなら、之を一、五倍すれば其の生産原價を知ることが出来る。

別 珍 及 コ ー ル 天

【別珍】普通品一反幅三十六吋、長さ三十碼單系物(一貫三百五十匁)に就て記せば、經系は三十番單系一反所要量百十二總、緯系四十番單系所要量三百總であるから假に經系時價二百七十圓、緯系二百九十圓として經系代は一玉三百總、四十五一相だから

$$270 \times \frac{112}{300 \times 40} = 75.6 \text{ 錢}$$

緯系は一玉四百總だから

$$290 \times \frac{300}{400 \times 40} = 54.75 \text{ 錢}$$

之に現在織賃其他を加へれば別珍一反の生産原價が出る。即ち

經 系 代	756
緯 系 代	5,437
織 賃	1,500
剪 毛 費	700
仕 上 費	200
運 賃 諸 掛	150
計	8,743

【コール天】幅三十吋、長さ三十碼の單系物一反(一貫二百五十匁)に就て記せば、經緯系共二十番單系、所要量は經系七十總、緯系百三十八總位であるから假に時價二百十圓として、別珍と同方法で系代を出し、以下諸掛を加へる。

經 系 代	1,837
緯 系 代	3,620
織 賃	700
剪 毛 費	350
仕 上 費	150
運 賃 諸 掛	150
計	6,807

メ リ ヤ ス

メリヤス製品は衆知のやうに多種多様で、其の標準品は中々定められない。従つて其の採算は最も困難である。依つて此處には綿製シャツの一般的の採算の基礎方法を述べる。先づ原料材料として、

綿系は一捆四十八貫であるが、約五十貫一把一貫二百五十匁と見る。實際はメリヤス編製に依り二乃至三%、晒染色に依り四乃至五%減量を見なければならぬ。裁断に依り二〇%近く減量するものと全然減らない場合もある。

襟、額、縁 等に用ふる布には、金巾、リネル、シルケット、ジンス、人絹リボン等がある。金巾一反四十吋幅四十五碼で三百五十打分される。人絹リボンは一ゴロス(一四四尺)で額給四十打分される。

鈕 は普通一マス(二千又は五千)約四十八打分、加工ボタンは一ゴロス(四百乃至七百)

主要商品の採算

にて五打分位である。

織ネーム は一打一錢五厘乃至五錢

加工賃は最近凡そ

系總賃 一把一圓五十錢但しチープはもつと安くつく。

編立賃 二十番手標準で、一貫目に付六錢但し番手に依つて差がある。

綴補賃 一反(二貫五百匁)四錢。

晒ロール 一貫目に付三十錢、晒下薄色物四十錢、ロール附起毛は十錢高。

外に、裁断(反物を粗断する)は一人一日四百打、目立(小断する爲め整理操別)は一人一日約二百五十打、小断は二千乃至千五百打、裁縫一人一日約二十打、仕上は六十打、疊付八十打、包装百打分の工賃を要す。

尚諸費用として箱レッテル代、營業費、雜費、運賃、動力代を加へねばならぬ。

以上の基礎に依つて一例を示せば、假に綿シャツ(シル額シル月惣三ツ鈕)の寸法、巾三十二吋、丈二十六吋半、袖十吋物の生地一打の量目は三百四十匁付だ

から、綿系一捆(五十貫)假に二百五十匁として、百打分(三十六貫七百匁)を求め、之に百打分の加工代等を加へる。

系 代	1,835
材料代	170
鈕	680
ネーム	220
小 計	2,605
動力燃料	280
工 賃	1600
晒ロール	1400
裁 縫	4500
小 計	7500
包装費	1750
諸費用	5200
合 計	35700

之が綿メリヤスシャツ百打分の生産原價である。

「主要商品の採算」終

## 染織物の鑑識方法

染織物を構成する材料、即ち糸や染料の種類は甚だ多く、原糸の種類、細太、強度、糸道組織の如何、染色の堅牢なるか否かを知ることは、染織商品を取扱ふものにまつて極めて大切な事である。勿論、季節に應じ、流行品なるか實用品なるか等に依り、需用階級地方に従ひ、單に織物の強力のみを云々する譯には行かないが、最近兎角模様柄合色彩に囚はれ、且安價なるを主眼とする消費者の要求に阿り、品質の良否、耐久力を不問に附するの傾があるのは考慮すべきだと思ふ。

然し乍ら各種の纖維は、精練、漂白、染色等薬品の作用や、機械的處理に依り纖維固有の性質も變り、又製織方法も産地により異り、製品となる迄に實に複雑な工程を経るので、品質の良否適否を鑑識することは中々容易に出来ない。殊に人絹擡頭以來此の傾向が甚だしい。

凡そ染織物の鑑識方法は物理的・化学的の二大別される。前者には更に肉眼に依るものと顕微鏡を使ふ場合がある。後者は化学薬品を用ひ其反應を検し、又は燃焼して原糸の何かを鑑定する方法である。然し顕微鏡を使ひ、化学薬品を用ふることは仕入の際又は家庭では出来ない相談で其の必要もあるまいから

こゝには最も平易な簡単な方法のみを述べる。

### 一、糸の鑑定

肉眼手觸りに依つて纖維の種類、色澤、細太、強力等を檢するには多くの經驗を要する。多くの場合、纖維の種類を見分けるには燃焼して鑑定する。次に實際の場合の例を示す。

**絹と人造絹糸の鑑別法** 大体絹纖維は柔軟にして溫和な光澤を絹鳴りを有し、纖維強靱であるが、人造絹糸（主にヴィコー）は硬く脆く、華美な金屬性の光澤があり、絹鳴りがなく、冷味を感じしめ水に濕せば膨脹して断れ易くなる。本絹は濕しても乾燥時殆ど變らない。又強く握つた場合人絹は皺になり易い。近時光澤・絹鳴・強伸力等の點で本絹に大分近い性質のものが出るやうになつたが、之を燃焼すれば人絹は元來植物性だから、木綿の如くよく燃焼紙の燃ゆる時のやうな臭氣を放つが、本絹はジリ／＼縮み固まりつゝ、動物性の異臭を發するから、明かに鑑別される。

**ステープル糸と木綿糸** 木綿糸人絹は光澤や、纖維の長さ彈力強力を檢べれば一見判るが、ステープル、ファイバー、ヤーン、即ち人絹紡績糸は肉眼のみでは難しい。唯伸力が少いから強く引張ればポツンと切れ、木綿の如く纖維が不揃ひに續いて断れない。毛羽も多い。より以上確然と鑑定するには染料の親和力の相違、又は薬品顕微鏡に據る外はない。

**人絹混紡糸** 最近人絹屑と絹紡屑又は羊毛、棉花を混紡した新製品が澤山出来たが、之は糸をほごいて短纖維を、五倍位の分解鏡で仔細に見れば縮れ工合、光澤等に依り或程度迄判る。尙木綿と人絹の染色性は略々同じで直接染料に染まるが、絹、毛は染まり難いから、此の理屈を利用すれば混合の程度も大体知る事が出来る。

**木綿と麻** 麻類は大体木綿に比べ纖維の長さが齊一で、硬く多少類節がある（ラミーに著しい）が、燃やしても區別出来ぬ。尙可檢物を濃硫酸に浸せば、木綿は溶解破壊されるが、亞麻は殆ど變化を見ないから混紡したもの等此方法で鑑定出来る。

**絹と柞蠶糸又は山繭** 大体柞蠶糸の類は色悪く光澤は強い。そして染料が染まり難い。尙濃厚な苛性曹達（10%溶液）に入れた十分位煮沸すれば絹は溶けるが、後者は溶けない。

**紡績絹糸** 性質は絹と同様だが、屑物を紡績したものだから纖維短かく毛羽立ち、絹より光澤が少い。燃やす時は絹と同じ故に綿糸シルケット人絹と容易に區別される。

**毛糸** 絹に比べて光澤少く、燃焼する時は特異なる臭氣を放つが、燃や工合が絹と違ふ。纖維は比較的長く、縮れ、彈力に富む。之に依つて大体他纖維と區別がつく。木綿と混紡した場合は苛性加里の溶液（5%）で二十分位煮れば、羊毛は溶け、木綿は溶けない。

**ペンベルグとヴィスコース人絹** ペンベルグ即ち銅アンモニ

染織物の鑑識方法

ア糸との鑑別は經驗に依り光澤手觸りで判るこゝがあるが多くの場合困難で、種々の化学的方法が研究されて居る。最も簡單なのは濃硫酸で處理する方法で、ペンベルグ糸は黄褐色を呈しヴィスコースは赤褐色を呈す。

### 二、色・組織

染料の種類は直接、鹽基、酸性、媒染、硫化、酸性媒染、建築、酸化、不溶性アゾ染料に大別され品種一千に近い。従て色に依り外見に依つて堅牢か否かを知るこゝは難しい。一般には前記九染料の中後の六種は堅牢であるが、染法に依つて異り矢張り日光、摩擦、水洗、酸、火熨斗等の試験に據らねばならぬその方法は見本切でもあれば濕した白木綿と合せて揉むと、石鹼曹達で洗ひ、酢に漬けるこゝか、火熨斗をかけ、日光に曝すこゝ位のこゝは家庭で出来る。增量なきも之で或程度迄判る。概して云へば鮮麗なる色相は弱く、暗んだ色合のものは堅牢なものが多い。慣れ、ば建築染料や、硫化染料の如きは其の臭に依り何染料だかを見分けるこゝも出来る。

糸道組織等に依る品質の鑑定は常識的に判断できるが、概して太糸道、強燃、堅地のものは、細糸、甘燃、粗地のものより強い。平織のものは綾織より、綾織は朱子乃至紋織より耐久力がある。但し單に耐久力の點から見ての事で、品質價值から云へばもこより別問題である。

織物の反正一覽

織物は普通反、疋、釜など慣習の單位を以て取引せられて居るが、生産地の異なるに、種別に依り其の長さは左の通り極めて區々である。

Table listing various fabric types (毛織物, 絹織物, etc.) with columns for '種別' (Type), '單位' (Unit), and '丈尺及び幅' (Dimensions and Width).

輕裝 幅五寸二分長八尺  
甲斐絹 一疋 鯨尺六丈二尺  
銘仙 一疋 鯨尺六丈一尺  
其他 鯨尺六丈一尺

鹽 一疋 鯨尺四丈幅二尺  
白 一疋 鯨尺三丈  
羽二重 一疋 鯨尺六丈  
吳服太物 一疋 鯨尺二丈七尺乃至二丈九尺  
長さの異なる主なるもの  
キヤラコ 一釜又 普通四十碼  
は一疋 普通四十碼

前記の外織物の幅及び長さ

Table listing '種別' (Type) and '幅' (Width) for various fabrics, including categories like 男袴, 手拭, 座布, etc.

染織物の需給

生産 染織業は國家産業上、將又貿易上重要な地位を占め、最近數年間の統計に徴すれば、職工五人以上を使用する工場にて生産さる、工業産額は一ヶ年約七十億圓に達し、其中生糸編物組物を包括する紡織色染關係品は約三十五億圓即ち五割を占む。更に其の内譯を見るに、染織物産額は十五億圓内外にして最近は物價低落せるため價額の減退を見たが昭和七年度に於て

Table showing production and consumption figures for various fabric types (綿織物, 絹織物, etc.) with columns for '種別' (Type) and '數量' (Quantity).

染織物の需給

即ち十二億圓に達するの重要な位置を占める。而して之を府縣別に見れば、絹織物(人絹織物を含む)は福井が第一位で全國總生産高の二割二分、京都之に次ぎ一割九分を占め以下群馬、石川、東京、栃木、新潟、山梨、岐阜の順位である。

絹織交織物は京都が二割二分で一位、愛知が二割で第二位以下新潟、群馬、滋賀、福井。綿織物は愛知の二割五分、大阪の二割四分が筆頭で、以下つづつ下つて兵庫、静岡、岡山、愛媛の順である。麻及其交織物は大阪二割で第一位、滋賀も殆んど同額で之に次ぎ、以下兵庫、福井、富山毛織物及其交織物は愛知が抜んで、全國の五割を占め、兵庫、東京、大阪之に次ぐ。翻つて貿易方面より見れば、

貿易 最近の輸出總額は、約二十億圓にして、内紡織色染關係の布帛

及同製品は、約十四億圓に達し、内織物は五億四千萬圓、綿織物は約三億八千萬圓を占め、生糸と共に本邦輸出品の双壁を成す。之に次ぐは人絹織物で僅々數年間に驚異的發展を遂げ昭和七年には絹織物を凌駕し、第二位となり八年には七千七百萬圓を計上した。絹織物は六千四百萬圓、毛織物は一千二百萬圓、麻織物は僅か三四十萬圓である。織物輸入額は僅か約一千萬圓に止まる。

消費 染織物全体の國內消費額を知ることは困難だが、右の數字から大雑把に推算すれば、數年平均大約、生産十五億圓、輸出五億圓、人口七千萬人にして、一人約十五圓となる。但し之は原價だから小賣價額にすれば約二十圓近くを消費する勘定である。

織物統計

絹織物種類別生産高表 (商工省統計)

Table showing silk fabric production by category (e.g., 縮緬, 羽二重) for 昭和七年 and 昭和八年, including quantity and price.

麻織物及麻交織物種類別生産高表 (商工省統計)

Table showing hemp fabric and mixed fabric production by category (e.g., 黄麻帆布, 其他黄麻布) for 昭和六年 and 昭和七年, including quantity and price.

絹織物・人造絹織物及交織物生産高 (商工省調査)

Table showing silk fabric, artificial silk, and mixed fabric production by category (e.g., 特小廣, 特小廣) for 昭和七年 and 昭和八年, including quantity and price.

絹綿交織物種類別生産高表 (商工省統計)

Table showing silk-cotton mixed fabric production by category (e.g., 縮緬, 羽二重) for 昭和七年 and 昭和八年, including quantity and price.

毛織物及毛交織物種類別生産高表 (商工省統計)

Table showing wool fabric and mixed wool fabric production by category (e.g., フランスリ, 着尺セルゲル) for 昭和七年 and 昭和八年, including quantity and price.

綿織物種類別生産高表 (商工省統計)

Table showing cotton fabric production by category (e.g., 綾綿, 粗金綿) for 昭和七年 and 昭和八年, including quantity and price.



織物統計

主要織物生産府縣順位表

(商工省統計昭和七年度)

Table showing production rankings for various textile products across different prefectures and counties in 1932. Includes categories like '絹織物' (Silk Textiles) and '綿織物' (Cotton Textiles).

Table showing production rankings for '絹綿交織物' (Silk-Cotton Interwoven Textiles) across various prefectures and counties.

Table showing production rankings for '毛及其交織物' (Wool and Interwoven Textiles) across various prefectures and counties.

内地綿布需給表 (紡績聯合會調査)

Table showing domestic cotton cloth supply and demand from 1933 to 1938, including production, output, and input figures.

モスリン内地消費高 (羊毛工業會調査)

Table showing domestic consumption of Moslin (wool) from 1933 to 1938, including production, output, and input figures.

ラシヤ及セルヂス内地需給年別表

Table showing annual supply and demand for Russia and Silesia from 1933 to 1938, including production, output, and input figures.

織物統計

毛織物輸出入高表 (羊毛工業會調査)

Table showing high-value import and export statistics for woolen goods from 1933 to 1938.

人絹織物輸出高表

Table showing high-value export statistics for rayon textiles from 1933 to 1938.

各種織物輸出入表 (外國貿易年表)

Table showing import and export statistics for various types of textiles from 1933 to 1938.

染織物莫大小同業組合一覽表

染織物莫大小同業組合一覽表

(昭和九年六月末現在)

所在地	組合名	創立年月	生産品種
▲東京府			
東京市淺草區新福井町四	東京織物製造	明三・一	糸織、絹、帶地
八王子市八日町二七	八王子織物	明三・五	袴地、銘仙
西多摩郡青梅町青梅	青梅織物	明六・六	銘仙、夜具地、蒲團地
北多摩郡村山村中藤	村山織物	大四・七	村山大島
八王子織物同業組合事務所内	武相甲織物同業組合聯合會	大二・〇	
南葛飾郡大島町六ノ二三五	東京更紗染	明三・八	
東京市京橋區西八丁	東京染物	大五・三	
東京市日本橋區藥研堀町一六	東京莫大小	明六・一	
東京市本所區林町三ノ三四	東京織物整理	大九・六	
東京市京橋區京橋二丁目田ビル四階	日本輸出綿織物同業組合聯合會	大八・七	
▲京都府			
京都市上京區今出川通大宮東入	西陣織物	明三・〇	帶地、御召、朱子、裏地
相樂郡木津町	相級織物	大五・九	片麻絨、襖地
京都市上京區釜座通竹屋町南	京都染物	明三・三	

京都市上京區烏丸通夷川上ル	京都糸物	明三・八	
京都市上京區	京都刺繡	明三・〇	
京都市上京區	京都商工會議所内	京染吳服悉皆	明四・三
▲大阪府			
泉北郡濱寺町大字下	泉北郡織物	明三・一	白木綿、ネル生地、粗布、綿毛布、熟朱子
一〇〇一	河内織物	明三・九	雲齊、白木綿、綾木綿
小阪	泉南織物	明六・一	熟朱子、粗布、ネル生地、大尺布、白木綿、ジンス
岸和田市宮本町	大阪府段通	明三・〇	緞通、緞絨
堺市中ノ町東二丁目	大阪府友禪染	明三・八	
大阪市北區山崎町三	大阪染色	明四・〇	
大阪市東淀川區本庄	大阪莫大小タオル	明三・三	
中區一ノ一五	大阪織物加工	明四・四	
大阪市東區瓦町五丁目(渡邊筋北入)	北相織物	大五・六	津久井絹、糸織、絹織
大阪市南區鹽町四ノ二七	秦野織物	大二・六	綿木綿、色木綿、綿縮
▲神奈川縣			
津久井郡中野町五七	橫濱輸出絹物	明三・〇	
中郡秦野町會屋二四	小須戸織物	明三・一	綿木綿
三〇	村松織物	明三・二	袴地、綿木綿
橫濱市中區相生町三ノ六三	小千谷織物	大二・〇	麻縮、麻座蒲團地
橫濱市中區日本大通	越後麻織物	大二・五	綿木綿、上布麻縮
商工獎勵館内	北越染物	明三・二	
	白根染織	明四・二	木綿絨、裏地
	新瀉縣染織同業組合聯合會	明四・六	

▲兵庫縣			
多可郡西脇町大字西脇九七七、八	播州織	明六・二	耕木綿、綿木綿、ネル地
多可郡西脇町西脇九七七	兵庫縣織物同業組合聯合會	大三・三	
神戸市伊東町一一七	神戸輸出絹織物	大四・三	
▲長崎縣			
南高來郡島原町二三	島原綿織物	大三・三	綿、絹、色木綿、粗布、綾綿布
北高來郡諫早町東小路	北高絹織物	明五・一	縮緬、羽二重
▲新潟縣			
中魚沼郡十日町寅甲六ノ一	十日町織物	明三・三	明石、絹織、御召、節織
古志郡栃尾町	栃尾織物	明三・五	節織、夜具地、羽二重
中蒲原郡龜田町大字龜田	龜田織物	明六・二	綿木綿、夜具地
中蒲原郡五泉町字加津保田	五泉織物	明四・一	羽二重、袴地
長岡市坂上町二ノ七	長岡織物	明四・六	若柳、綿木綿、糸織、羽二重、縮緬
南蒲原郡見附町新町	見附織物	明四・〇	羽二重、新節越路、白絹
南蒲原郡加茂町上條	加茂織物	明四・四	羽二重、生絹、綿木綿

染織物莫大小同業組合一覽表

中蒲原郡小須戸町小須戸三六一二	小須戸織物	明三・一	綿木綿
中蒲原郡村松町乙七〇二	村松織物	明三・二	袴地、綿木綿
北魚沼郡小千谷町	小千谷織物	大二・〇	麻縮、麻座蒲團地
南魚沼郡鹽澤町	越後麻織物	大二・五	綿木綿、上布麻縮
三條市日吉町一〇五七	北越染物	明三・二	
中蒲原郡白根町	白根染織	明四・二	木綿絨、裏地
新瀉縣商工水産課内	新瀉縣染織同業組合聯合會	明四・六	
▲埼玉縣			
南埼玉郡久喜町大字久喜	武州織物	明三・七	白木綿、綿絨、帳、綿海氣
浦和市(埼玉會館内)	埼玉織物	明三・四	綿海氣、帶地、熟朱子、縮緬、天、風呂敷地
入間郡飯能町一三	飯能織物	明三・九	銘仙、生絹
比企郡小川町字小川二〇二	武州本場絹織物	明三・九	生絹、玉絹
大里郡深谷町西島一〇二八ノ一	大里絹織物	大六・三	玉絹、糸好絹
入間郡越生町大字越生七ノ一七	越生絹織物	大三・〇	生絹、玉絹
入間郡所澤町大字所澤六二〇	所澤織物	明三・三	尾新、風呂敷、糸入、縮緬、夜具地
入間郡所澤町大字所澤五四五	所澤飛白	明三・四	耕木綿
北埼玉郡加須町大字加須一四二	埼玉織物産盛	明三・一	綿木綿、白木綿、綿縮

染織物莫大小同業組合一覽表

▲群馬縣

佐波郡伊勢崎町六三 伊勢崎織物 明三・二 銘仙  
桐生市永樂町二ノ一 桐生織物 明三・二 帶地、御召、糸  
一八四 呂樂郡館林町大字館 館林織物 明三・四 緋木綿、節糸  
林二五六九 高崎市田町三五 群馬縣生絹太織 明三・三 小節絹、玉絹

▲茨城縣

結城郡石下町本石下 結城郡織物 明三・五 交木結城紬  
二五二 本場結城織物 明三・三 本場結城紬  
結城郡結城町一六

▲栃木縣

足利市通三ノ二五八 足利織物 明三・三 節絹、紋タフタ、紋糸  
九 安蘇郡佐野町六四八 佐野織物 明三・九 綿縮、緋木綿  
安蘇郡佐野町 兩毛織物同業組合 明三・一 聯合會

▲奈良縣

北葛城郡高田町一四 大和木綿 明三・九 白緋、紺緋  
六三 奈良市高畑菩提町一 奈良麻布蚊帳 明三・三 綿麻布、蚊帳  
高市郡八木町四九三 大和莫大小 大七・五  
生駒郡郡山町大字界 郡山莫大小 大四・一 七三

▲三重縣

津市丸ノ内殿町一七 伊勢織物 明三・二〇 色木綿、縮木綿、白  
五 松阪市日野町二三二 松阪織物 明三・二 縮木綿、白木綿、金  
桑名郡桑名町諸戸工 北勢織物 昭三・五 夕オ、セル

▲愛知縣

一宮市明治通二丁目 尾西織物 明三・二 油綿、尾西縮、羽二重、  
二二 丹羽郡古知野町古知 尾州絹織物 明三・五 羽二重、富士  
野字久保見 知多郡白木綿 明三・七 白木綿、金巾、粗布  
知多郡半田町西勘内 尾州織物 明三・八 白木綿、縮木綿、  
葉栗郡木曾川町黒田 三河織物 明三・三 縮木綿、糸入縮、色木  
字藏ノ浦 寶飯郡蒲郡町 三河織物 明三・二 縮木綿、糸入縮、色木  
四一 幡豆郡西尾町錦城二 三河織物 明三・二 帶芯、天竺、白  
四五 岡崎市康生町九八 三州織物 明三・二 天竺、白木綿、金巾  
名古屋市中區大池町 名古屋織物 明三・三 縮木綿、糸入縮、色木  
四丁目一 東春日井郡小牧町小 東春織物 昭三・三 縮木綿、糸入縮、色木  
牧 名古屋市愛知縣廳内 愛知縣織物同業組 明三・三 縮木綿、糸入縮、色木  
名古屋市西區本重町 名古屋國產校 明三・三 縮木綿、糸入縮、色木  
四ノ一 知多郡有松町大字有 有松校商工 明三・二 縮木綿、糸入縮、色木  
松字橋東南

▲靜岡縣

名古屋市東區東外綱 名古屋染物 大二・三  
町二ノ二 名古屋市西區泥江町 愛知縣莫大小 大六・〇  
二ノ八 知多郡半田町(元知 知多郡晒業 大四・三  
多郡役所内)

▲山梨縣

濱松市田町一四七ノ 遠江織物 明三・四 縮木綿、縮絹、  
六 靜岡市西草深町一二 靜岡織物 明三・五 縮木綿、色木  
五 志太郡藤枝町益津四 志太榛原織物 大二・八 縮木綿、色木  
九六ノ一七

▲滋賀縣

北都留郡大原村猿橋 山梨縣北都留郡甲 明三・八 甲斐縮、洋縮地、  
二七 南都留郡谷村町上谷 山梨縣南都留郡甲 明三・一 甲斐縮、洋縮地、  
一九九五 北都留郡大原村猿橋 甲斐縮同業組合 明三・〇 甲斐縮、洋縮地、  
二七

▲高島縣

高島郡安曇村大字西 高島織物 明三・四 綿縮、ゴム芯  
萬木一〇三二 坂田郡長濱町 近江蚊帳 明三・二 蚊帳  
坂田郡長濱町 近江麻布 明三・一 麻座蒲團地、夜  
川一六〇六 坂田郡長濱町大手八 滋賀縣天鷲絨 大八・三 天鷲絨  
坂田郡長濱町大手一 濱縮同業組合 大元・二 聯合會

染織物莫大小同業組合一覽表

▲岐阜縣

大垣市南新町四二二 西濃織物 大三・九 縮木綿、粗布、  
岐阜市本庄熊野前一 岐阜縮緬 明三・九 天鷲絨、服地  
九四一 羽島郡笠松町 岐阜縣美濃織物 明三・二 縮木綿、絹綿  
羽島郡中屋村成清字 岐阜縣 明三・一 白失珍、繪絹  
鴻巣 羽島郡竹ノ鼻町 岐阜縣竹ノ鼻織物 明三・四 琉球緋、瓦斯  
岐阜市工業試驗場内 岐阜縣織物同業組 大三・七 聯合會

▲長野縣

上田市商工會議所内 上田織物 明三・九 縮緬、生絹、  
埴科郡埴生村四八八 更埴織物 明三・二 白斜子、白袖  
上伊那郡伊那町 長野縣上伊那織織 明三・五 縮緬、縮木綿

▲宮城縣

仙臺市良覺院丁三八 仙臺織物製造 大六・二 仙臺平、生絹  
縮木綿

▲福島縣

若松市榮町七〇 會津木綿織物 大四・一 縮木綿、紺淺  
黃木綿  
福島市杉妻町一一 福島縣節絹 大七・二 節絹  
伊達郡川俣町鐵砲町 川俣內地織物 大二・〇 節絹、羽二重



染織物莫大小工業組合一覽表

染織物莫大小工業組合一覽表

(昭和九年六月末現在)

所在地	組合名	認可年月
▲東京府		
東京市日本橋區藥研堀町五	東京輸出莫大小	昭二・三
東京市小石川區久堅町八五	東京輸出靴下	昭四・六
西多摩郡青梅町青梅二九一	東京府青梅織物	昭七・二
東京市日本橋區橫山町一丁	關東東捺染	昭八・一
目朝日ビル内	東京友禪	昭八・七
東京市向島區隅田町一ノ一	東京輸出織物染色	昭九・五
三〇三	東京タオ	昭八・二
東京市日本橋區橫山町一丁	東京輸出織物染色	昭九・五
目朝日ビル内	東京タオ	昭八・二
東京市日本橋區西巢鴨町二ノ二	東京輸出織物染色	昭九・五
四四六	東京タオ	昭八・二
東京市淺草區新福井町四東	東京輸出織物工業組合	昭八・二
京織物製造同業組合内	東京輸出織物工業組合	昭三・二
東京市京橋區京橋一干代田	信託ビル内	昭六・八
信託ビル内	東京市京橋區京橋一干代田	昭七・一
東京市京橋區京橋一干代田	信託ビル内	昭八・三
東京市日本橋區室町近三ビ	東京市日本橋區室町近三ビ	昭九・一
ル内	東京市淺草區猿蓑町二ノ一	昭九・一

▲京都府

中郡峯山町大字杉谷	丹後縮緬	昭七・一
京都市上京區二條通新町東入大恩寺町	京都輸出織物染色	昭四・二
京都市今出川通淨福寺西入	西陣着尺織物	昭八・三
京都市壬生坊城町一〇	關西小巾捺染	昭七・三
京都市下京區醒ヶ井通松原上ル住吉町	京都友禪	昭九・三
京都市下京區西洞院七條上	京都晒染	昭九・六
▲大阪府		
大阪市東淀川區本庄中通一ノ一五	大阪染色	昭三・九
岸和田市野田町五〇一	大阪府綿ネ	昭六・二
中河内郡天美村我堂五二九	大阪厚地織物	昭四・四
泉北郡大津町下條二八八	日本毛布	昭二・一
泉北郡濱寺町下九八四ノ二	大阪府白木綿	昭六・三
泉北郡鶴田村菱木二、一一九ノ二	泉北郡第一區織物	昭五・二
泉北郡東陶器村福田六六〇	泉北郡第二區織物	昭二・六
泉北郡和泉町府中一三〇一	泉北郡第三區織物	昭四・三
泉北郡北松尾村内田五二ノ一	泉北郡第四區南部織物	昭五・四
泉北郡北池田村池田下	泉北郡第四區東部織物	昭三・二
泉南郡佐野町八九九ノ六	大阪タオ	昭三・八

泉南郡西信達村岡田一六〇	大阪府人絹織物	昭七・四
七	泉南輸出綿織物	昭三・五
泉南郡佐野町一五四九ノ一	泉南郡中央綿織物	昭四・六
泉南郡佐野町七五二	泉南郡北部綿織物	昭四・五
泉南郡山直下村三田三一ノ一	泉南郡南部輸出織物	昭四・〇
泉南郡樽井村二三〇七	泉南郡葛城輸出綿織	昭四・〇
泉南郡木島村水間二八二ノ一	河内第一織物	昭四・五
南河内郡藤井寺町津堂五一	南河内織物	昭七・二
五	大阪城東織物	昭六・九
大阪市旭區大宮町一ノ三三	大阪莫大小起毛整理	昭八・〇
大阪市北區善源寺町五ノ八	大阪輸出莫大小	昭二・二
大阪市此花區上福島南三ノ一四二	大阪莫大小晒	昭二・二
大阪市東淀川區下新庄町五	大阪莫大小裁縫	昭七・二
九一ノ一	大阪莫大小編立	昭七・〇
大阪市此花區江成町野田阪神ビル内	泉北郡織物工業組合聯合會	昭二・三
大阪市東區京橋二丁目七ノ一	日本輸出莫大小工業組合聯合會	昭二・六
▲神奈川縣		
中郡秦野町會屋一九二五	秦野綿布	昭二・〇
横濱市(商工獎勵館三階)	横濱輸出織物染色	昭六・三

染織物莫大小工業組合一覽表

▲兵庫縣

横濱市中區相生町三ノ六三	横濱輸出莫大小	昭二・三
横濱市中區日本大通一一	輸出布帛製品(第一第六)	昭八・〇
横濱市中區日本大通一一	神奈川縣布帛製品工業組合聯合會	昭八・〇
▲兵庫縣		
印南郡米田町神爪一〇〇ノ六	兵庫縣輸出莫大小	昭二・三
多可郡西脇町西脇八八五	播州織	昭三・九
多可郡野間谷村大字中野間	播州織野間	昭六・七
多可郡黒田庄村岡六四五	播州織第一	昭二・七
加東郡瀧野町上瀧野七九四	菅大織	昭三・二
加西郡北條町栗田八九九ノ二	加西郡織物	昭五・〇
飾磨郡福島紡績姫路工場内	中播織物	昭七・〇
神戸市京町日本染工株式會社内	神戸輸出織物染色	昭六・三
神戸市下山手通	兵庫縣織物工業組合聯合會	昭七・六
神戸市東町一一六	神戸輸出織物製品	昭八・〇
神戸市神戶區三宮町一	神戸輸出布帛製品	昭九・三
▲埼玉縣		
入間郡飯能町飯能元直能寺村	飯能絹織物	昭七・二
秩父郡秩父町大宮一三六一	秩父織物	昭六・三
入間郡高階村大字砂九一五	高階織物	昭八・二

染織物莫大小工業組合一覽表

比企郡小川町二〇三	武州本場絹織	昭九三
川越市松郷四八四	川越織物	昭八四
大里郡深安町谷口	大里絹織物	昭九二
▲茨城縣		
結城郡石下町	結城郡織物	昭九六
▲群馬縣		
邑樂郡館林町館林一五六九	館林綿布	昭六一
桐生市末廣町三丁目	桐生輸出絹織物	昭七六
桐生市永樂町一〇八四	桐生輸出織物整染	昭八二
佐波郡伊勢崎町六三五	伊勢崎織物	昭七八
▲栃木縣		
安蘇郡佐野町八四八ノ一	佐野綿布	昭五八
足利市伊勢町二二二	足利綿織物	昭五三
足利市通三丁目二、五八九	足利輸出絹織物	昭七四
足利市通三丁目二、五八九	足利輸出人絹織物	昭七五
足利市	足利機械染	昭九七
▲奈良縣		
北葛城郡高田町高田二八四	大和輸出綿織物	昭三八
生駒郡郡山町南郡山二ノ一	奈良縣輸出靴下	昭六一
生駒郡郡山町	奈良縣輸出莫大小	昭六一

▲三重縣

津市丸ノ内殿町二〇八七	伊勢輸出タオル	昭六七
松阪市西町	南勢輸出織物	昭六六
津市丸ノ内殿町	伊勢織物	昭七一
三重郡富洲原町一色三〇四	北勢浴巾	昭七三
▲愛知縣		
名古屋市西區泥江町二ノ八	名古屋輸出莫大小	昭二三
名古屋市東區宮町一ノ八ノ二	名古屋紡織	昭二三
名古屋市東區布池町三二	名古屋輸出毛織	昭六三
中島郡起町三條	東洋毛織	昭六七
寶飯郡蒲郡町	三河綿布	昭六一
岡崎市康生町九八ノ二	三州織物	昭八二
知多郡半田町	知多綿布	昭九四
丹羽郡千秋村大字加納馬場	尾北綿布	昭七五
葉栗郡木曾川町大字黒田	尾州織物	昭七〇
丹羽郡古知野町古知野	尾州絹織物	昭八四
一ノ宮市明治通二ノ二二	尾西絹織物	昭七三
一ノ宮市明治通二ノ二二	尾西綿織物	昭八五
海部郡津島町驛前	愛知毛織	昭七三
名古屋市東區久屋町六	名古屋綿織物	昭九三

名古屋市中區吹上町一	名古屋人絹織物染色	昭九三
名古屋市東區久屋町六	名古屋毛布	昭八九
名古屋市東區東外堀町	名古屋綿織物染色	昭九四
愛知縣農商工課内	大日本毛織工業組合聯合會	昭七二
名古屋市東區宮町一ノ八ノ一	日本輸出綿織物工業組合聯合會	昭七二
名古屋市中區新築町	中部紡織木管	昭九四
名古屋市東區東外堀町	中部別珍染色	昭九五
▲靜岡縣		
濱松市板屋町三七一ノ一	遠州輸出織物工業組合永久社	昭五八
磐田郡福田町大字福田	遠州輸出綿織物工業組合天龍社	昭五〇
濱松市佐藤町一三八六	遠江染色工業組合開進社	昭七五
濱名郡小野口村小松	遠州織物工業組合北盛社	昭八四
濱松市松江町二二	遠州捺染整理工業組合盛興社	昭八三
濱松市田町一四七ノ六	遠江南部織物	昭八三
安倍郡長田村土川原	靜岡輸出綿織物工業組合長久社	昭七五
▲滋賀縣		
阪田郡長濱町大字南吳服	濱縮緬	昭七六
高島郡安曇村西萬木	高島織物	昭六六
▲岐阜縣		
岐阜市本莊熊野町一九四一	岐阜縮緬	昭六三
岐阜市八ッ梅町一ノ二八	岐阜縮緬	昭六五

▲福井縣

岐阜市神明町二ノ一七	岐阜縣輸出人絹織物	昭五三
羽島郡竹ノ鼻町	竹ノ鼻天鵞絨	昭八七
羽島郡中屋村	岐阜縣絹織	昭九三
岐阜市高野町	岐阜縣輸出織物染色	昭九二
▲福島縣		
相馬郡小高町大字南小高	相馬輸出絹織物	昭五二
伊達郡川俣町鐵砲町四七	川俣輸出絹織物	昭三〇
福島縣農商工水産課内	福島縣輸出羽二重工業組合聯合會	昭七九
▲宮城縣		
仙臺市南染師町五三	仙臺木綿染物	昭八六
▲山形縣		
米澤市門東町下ノ町	米澤輸出織物	昭八〇
鶴岡市泉町丙七ノ二	鶴岡輸出織物	昭七七
▲福井縣		
福井市佐佳枝村上町八五	福井輸出羽二重	昭六五
大野郡大野町下庄村	大野輸出羽二重	昭六五
大野郡勝山町袋田	勝山輸出羽二重	昭六五
南條郡武生町達來四一	武生輸出羽二重	昭六五
今立郡鯖江町東小路七一	鯖江輸出羽二重	昭六五
福井市吉野中町五九	福井輸出織物染色	昭六六
福井市佐久良中町一二八	福井縣人絹ホイール	昭七〇

染織物莫大小工業組合一覽表

染織物莫大小工業組合一覽表

福井市佐佳枝町八五	福井縣輸出羽二重工業組合聯合會	昭八六	和歌山市七番町七、八番地	和歌山織物	昭四八
▲石川縣			和歌山市七番町七、八番地	和歌山染色	昭四二
金澤市高岡町九二ノ四	加賀羽二重	昭六五	和歌山市七番町七、八番地	和歌山起毛	昭四五
金澤市松ヶ枝町一八	マルサン織物	昭五二	和歌山市七番町七、八番地	和歌山織物	昭八九
能美郡小松町字殿町	小松朝鮮移出織物	昭七五	伊都郡高野口町名倉	紀州織物	昭八九
金澤市高岡町	石川縣輸出織物染色	昭八三	和歌山市七番丁七、八番地	和歌山糸染	昭八三
鹿島郡能戸部村	能登麻織物	昭八五	和歌山市九番丁一四	和歌山綿糸	昭九二
▲富山縣			▲德島縣		
東礪波郡城端町六四九	城端織物	昭七二	名東郡加茂名町藏本川添一	阿波綿織物	昭五〇
富山市大和町五八一	富山縣輸出織物染色	昭九二	▲愛媛縣		
▲岡山縣			西宇和郡八幡濱町一三五四	八幡濱織物	昭三八
岡山市北方六〇六ノ二	岡山縣綿織物	昭四六	今治市神ノ木通六八六	今治織物	昭五八
▲廣島縣			▲福岡縣		
深安郡神邊町	廣島縣織物	昭六〇	久留米市西町二五六六	久留米綿織物	昭八七
廣島市東白島町一九六	廣島縣莫大小	昭七三	八幡市西尾倉一七五〇	北九州輸出莫大小	昭八八
芦品郡新市町	備後織物第一	昭九六	久留米市野中町九一〇	久留米タオル	昭九三
廣島市東白島町	備後織物第一	昭九八	八女郡中廣川村大字新代	久留米耕第一	昭八二
芦品郡府中町七七九	備後織物	昭九三	三浦郡大塚村大字玉滿	久留米耕第二	昭八三
深安郡神邊町	備後織物	昭九三	久留米市兩替町七〇ノ一	久留米耕第三	昭八三
沼隈郡水呑村	備後織物	昭九三	八女郡水田村高江四四六	久留米耕第四	昭八三
▲山口縣					
玖珂郡柳井町古關作	山口縣織物	昭八五			

市 日 表

△印は準市で。○る所準は市第一第三月曜日

足利	佐野	伊勢	桐生	館林	秩父	所澤	八王子	青梅	谷村	大月	上野	猿橋
木月	金月	火日	火日	水日	水日	木日	火日	火日	火日	火日	火日	火日
△月	△水	△火	△土	△土	△土	△月	△金	△金	△金	△木	△木	△土
小川	吉田	竹鼻	村山	越生	一宮	結城	蕨越	川越	大宮	飯能	深谷	高崎
一市	一市	二市	二市	二市	三市	三市	四市	四市	五市	五市	五市	五市
△六	△六	△七	△七	△七	△八	△八	△九	△九	△十	△十	△十	△十

市 日

染織関係商業組合一覽表

染織関係商業組合一覽表 (昭和九年六月末現在)

所在地	組合名	認可年月
小樽市	小樽織物小賣	昭八二
青森市大字米町	青森洋服	昭八二
福島縣西白河郡白河町	保證責任白河洋服	昭八二
埼玉縣見玉郡本庄町	埼玉縣西部洋服商	昭八二
千葉市寒川一・二・六	千葉市	昭八九
東京市麴町區永田町二ノ六	東京羅紗卸	昭八四
東京市麴町區丸ノ内一ノ六	日本百貨店	昭八八
東京市京橋區銀座三丁目	東京羅紗卸問屋	昭九二
東京市日本橋區通三丁目五	東京日本橋洋服	昭九三
新潟縣南蒲原郡見附町	越後織物	昭九二
福井市佐佳枝下町九三	福井輸出羽二重	昭九三
福井市佐佳枝上町八五	福井縣内地向絹織物	昭九五
岐阜市若宮町五ノ一〇	岐阜洋服	昭八六
岐阜市殿町一丁目三	岐阜古衣服	昭八三
濱松市板屋町一四四	遠州織物	昭七三
愛知縣愛知郡鳴海町	鳴海絞	昭八三
一宮市大字一宮字土浦町	一宮織物	昭八六
名古屋市中區鶴重町	名古屋羅紗卸	昭九三
名古屋市中區廣見町二ノ三	愛知縣中等學校制服	昭九三
名古屋市中區富澤町一〇八	名古屋中等學校制服	昭九三
三重縣北牟婁郡引本町	引本吳服雜貨小賣商	昭八三
大津市阪本町四四	大津洋服	昭八三
京都市中京區寺町通二條下	京都洋服	昭八〇
大阪市東區森ノ宮町六〇	大阪中等學校制服	昭八二
大阪市東區天神橋南詰	大阪羅紗製品卸	昭九五
大阪市東區淡路町三ノ二六	大阪羅紗卸	昭八六
松江市内中原町七	松江洋服	昭九二
廣島市大手町七丁目七三	廣島縣中等學校制服制帽	昭八三
廣島市塚本町四	廣島織物卸	昭八二
香川縣綾歌郡坂出町	坂出吳服太物小賣商	昭八二
高松市南紺屋町四二	高松洋服	昭九三
戸畑市大字戸畑五〇四〇	戸畑洋服	昭八二
久留米市細工町四一	久留米洋服	昭九二
久留米市六四	久留米洋服	昭九三
別府市大字別府二八九	別府吳服小賣	昭八七
別府市大字別府四六六	別府絞小賣	昭八七

服装雜貨の常識

雜貨は文字通り種々雑多な商品を含み洋裝雜貨小問物等廣範圍に亘つて一々説明することは困難である。故にこゝには布帛を以て作られた服装關係の雜貨に就て概念のみを簡單に述べる……………。

メリヤス

メリヤスは明治初年機械の傳來を見、東京、大阪に發展し、名古屋、横濱次いで兵庫、和歌山、其他奈良、香川縣に發達した。始めは靴下のみであつたが、シャツ、ズボン下、手袋、襟巻、ジャケツネクタイ等を製造し、最近にはジャージー等の織物に似た婦人子供服コート羽織等も作られる様になつた。原料も木綿絹より最近では毛糸、人造絹糸を使つたもの

服装雜貨の常識

が多量に出来る。メリヤスには緯編ミ經編があるが、普通は前者を云ひ、平編、ゴム編(靴下シャツ等の口編)等の編方がある。機械にも横式、丸式、吊式等があり、横巾に或は筒型に、編む。又裏に起毛せるもの表裏二重のもの、紋編のもの等がある。最近の年産約六千萬圓で内四千萬圓は輸出される。大阪東京を主産地とし、以下愛知、兵庫、奈良、和歌山の順序で、製品は綿のシャツ、ズボンが最も多く、同靴下、毛及毛綿のシャツズボン、同靴下、綿手袋、毛手袋を主とする(各製品の部を見よ)

レース

レースも明治初年から作られたが手工のドロウウオーク(糸抜)ボタンレース等で神奈川、新潟、東京、愛知、大阪等に盛で精巧なものは輸入されて居たが、拾數年位前からエンブローイダー式(模様を切抜き縁を絡る)の機械が輸入され、近年リーヴァーレースミカカーテンレースの機械で種々の國産レースが作られる様になつた。然し實際市場で云はれる俗稱レースはエンブローイダーレースでスカート、袖等に使はれるもの、幅一時より四十四吋迄あり。三十吋内外が最も多い。子供婦人服下着の縁飾に使はれるのは俗に糸レースミ云ひ、本來トーションミ云ふもの。幅三四吋で何れも内地取引は



ヤール単位である。  
トーションやカーテンレースの國産は極めて僅かである。

洋傘

「いづれも」傘には男用女用、晴雨用等の區別がある。女持日傘バラソルは最も商品として重要である。寸法は骨の長さに依り何吋云ふ。男持は二十六七を普通とし三十吋迄、女持絹傘は九吋を普通とし綿傘は二十二乃至二十四吋で、生地は雨用は西陣、甲斐、福井産の縹子、甲斐絹、バラソルはジョーゼット、縮緬縹子綾絹、羽二重、絹紡變織最近人絹物等流行に依り、型と共に一樣でない。

肩掛

シヨールは本来防寒用を目的としたが近時は春秋に裝飾用として廣く用ひられる。

る。

オペラハット シルクハットに似て折疊み式のもの、絹縹子等にて造る。主に觀劇夜會等に使ふ。

山高帽 ダビー、中山さもいふ。略禮裝に用ふ。生地はフェルト、色は通常黒散步乗馬の際には鼠、茶色も使ふ。

中折帽 は背廣、詰襟、和服の場合用ふる通常帽で、地質はフェルト之に羊毛を原料としたウール、兎毛を原料とした優良品ファーミあり、又は毛足の長いウエアが多く、織フェルト、スコッチで作つたものもある。ソフトさいふのは柔軟に仕上げた之等の總稱で、男女小兒用流行に依り型、リボン、廣狹、色は種々あるが折罇、切罇、縁付等がある。もこは伊英米の舶來であつたが近年は高級品を除く外殆んご國産品である。生産會社は東京、大阪、濱松にある。

る。生地は縮緬、天鵝絨、ブラツシユ、シフォン、レヨナント、モール、レース毛織物及び毛糸編物等で、色目、縁飾、加工、紋柄等一樣でない。大体近年は幅狭く丈長になり、幅一尺一寸乃至一尺八寸、長さ四尺五寸乃至五尺位である。

首巻(襟巻)

昔は男女共方形のチンコール織、毛織メリヤス等を用ひたが、後ち男子は丈長き長方形のメリヤス、スコッチ等、又は縮緬等を用ひ、冬期防寒を兼ね近代は裝飾的にも用ひる。

スカーフ

主として婦人用春夏向のクレープデシン、シフォン、ボイル等薄物の、白、色紋織等で作つた裝飾兼塵除けをいふ。幅尺六乃至尺八、長さ一碼八分位、時々

多少の差はある。

マフラー

之も頸巻であるが、スカーフの薄きものを云ひ秋冬に用ふ。生地は錦紗、綾絹縹子、羽二重等で作る。女用は幅尺三寸乃至尺六寸、長さ四尺五寸乃至五尺男物の長巻は多く錦紗で、幅尺六寸乃至尺八寸、長さ尺八寸位のものである。男洋服の際用ふるスクエアーマフラーは方形で其他長方形のものもマフラー類云ひ生地も毛織多く冬に用ふ。

帽子

シルクハット はフロック燕尾服の際用ふる禮帽で、胴の高さ五吋より六吋 $\frac{1}{4}$ 位迄、縁一吋 $\frac{1}{2}$ 迄、帽体は硬き綿布又は麻布にゴム液を塗り、絹ブラツシユで覆ふ。色は凡て黒で、殆んご輸入品である。

鳥打帽 ハンチングには八つはぎ、四つはぎ、平天(丸天さもいひ一枚仕立)等があり、生地はホームズパン、サージスコッチ其他服地の縹、霜降、無地等一樣でない。流行に依つて左右され易い。

學生帽 は生地は羅紗で型も一定して居る。以上の主産地は矢張り、大阪、東京、愛知である。

婦人帽 子供帽は型生地雜多である。  
パナマ 模造パナマ、ヘルメット、麥稈帽は省く。(帽子の寸法はサイズ一覽表にあり)

ネクタイ(襟飾)

大別して蝶形結下けがある。燕尾服は白蝶、タキシード其他禮服には黒蝶形葬儀には結下黒でもよい。通常用ふるものは柄、色、生地自由で、縹子、琥珀、綾、紋、變り織其他近來加工捺染の柄物

もあり、又生地も各種に亘り、最近人絹製、メリヤス、毛糸編物多く行はれる。其の産地は西陣、東京、桐生を主とし、最近博多織ネクタイ著しく増加し、又各地にホームズパン或は屑糸應用の農家副業の趣味品が製造される。

ハンケチ

裝飾用のものは羽二重、縮緬、ボイル富士絹、ジョーゼット或はレース製もあり。實用向のものは綿(キャラコ)、麻(リンネル)絹麻、シルケット、擬麻布製等で近時ガーゼ、タオル製もある。前者は刺繍、紋織、模様入、縁飾入等がある何れも普通縁縫を施す。婦人用は八乃至十二吋角、男子用は十四乃至十二吋より二十四吋位まで大形がある。綿麻製は大阪、絹製は東京、横濱、神戸が本場である。

..... シャツ .....

廣い意味で洋装肌着のことで、スポーツシャツ、ワイシャツ、ブラウス等を含むけれど、通例肌着用のものを指す。色は白、色、縞あり生地はメリヤス（裏毛）夏用の天然（みあり）ネル、夏季は金巾リンネル、クレープ、網織、ボイル等で袖の長いもの短いもの袖先折返せるもの等あり。（寸法の取り方はサイズ一覧表にあり）主なる製造地は大阪、名古屋、東京である。

..... ワイシャツ .....

ホワイトシャツの略稱。本来綿布、麻布の純白なるものを主とし、胸部を開きボタン掛したものと背部を開いたもの、カフス付のもの別のもの、最近略式のカタター開襟シャツ等カラー附のもの、折

襟風のもの等がある。燕尾服には白リネン又キャリコの太鼓胴のあるもの、タキシードには胸部に襷を寄せたものを用ふ背廣には色柄自由にて生地はキャリコ、ポプリン、トブラルコ、クレープ、ボイル、ブロード、オックスフォード、リネン、富士絹近年ベンベルグ、クレープ其他人絹織等が用ひられる。生産地は東京名古屋、大阪が主である。

..... カラー・カフス .....

ワイシャツに付ける襟。シングルミダブル、シングルの先折、スチフミソフトセミソフトの區別がある。最も多く用ひられるセミソフトには二重織麻布、厚地綿布、フェルト、ビツケ、富士絹其他ワイシャツ共切のもの、シングル及スチフにはキャリコ、リンネルを用ひ綿布を芯とし糊及蠟附する。シングル、ダブル

..... 靴 .....

にはセルロイド製もある。尙軍人カラーミ俗稱される軍人學生用の詰襟につけるカラーもある。燕尾服には立襟に限り他の禮服も之を正式とする。（寸法はサイズ一覧表参照）カフスはカラーのステフと同じでセルロイド製もあり、現在はワイシャツ共切乃至縫付けたるものを普通とする。寸法は釦穴から穴まで吋で表はす。

せるもの縫目無し等がある。生地は精粗は糸の本数（メリヤス針の本数）で表はす例へば百四いふのは粗いもので二百いふのが普通品である。（寸法の取り方はサイズ一覧表を見よ）

..... 毛 布 .....

純毛、混綿、綿毛布がある。色、紋等も一様ではない。（組織糸遣等織物の項七九頁参照）一枚毎に両端に筋又は額入りで普通両端は縁縫を施す。毛布の大きさは普通幅六十二吋、長さ七十八吋、大形のもの幅八十吋長さ九十吋迄あり、二枚績を一組とする。綿毛布は幅四十八吋長さ五十四乃至六十吋から、幅七十二吋長さ八十吋迄あり。

..... タオル製品 .....

最近タオル製品の流行は特に著しく、品種も生産も年々級数的に増へて居る。先づ浴巾、湯上げ、お絞り、ハンカチを主とし、反物製品では腰巻、寝巻、バジヤマ、ガウン、掛蒲團、涎掛、エプロン寝冷知らず、海水ケープ等がある。最近タオルの標準規格が決定された其の寸法を示せば

- 浴巾(後晒) 巾八三(分)、九〇、九七、一〇五、一一五 長二尺五分乃至二尺六寸
- 同 (晒) 巾八〇(分)八五、九〇、九五、一〇五、長一尺八寸乃至二尺五寸

..... 数 布 .....

多く綿織物で柄織及び紋織を普通とする。凡て白無地で幅に依り二七物（長さ四尺八寸、重さ一打一貫目）三尺物（長さ五尺、重一貫二百目）、三二物（長さ五尺二寸、重一貫四百目）、糸遣は普通綿糸三二乃至四二双、又は一二乃至二〇單糸緯は八乃至十二番を用ふ。厚地天然様の平物もあり。両端に色筋入、又は紋入し平地入等がある。

..... 足 袋 .....

羽二重、繻子、キャラコ、綿朱子、木

..... ガーゼ製品 .....

ガーゼはもこは外科用に使はれたが近

綿、別珍製等、儀式は白、通常は紺又は黒に婦人子供は色物も最近メリヤス製もあり。底は雲齊、石底、刺底を使ふ。東京、武州行田、阿波撫養、岡山、紀州の紋羽足袋、其他足袋の産地として有名だがミシン應用以來舊來の産地又は大都市で工場生産となり、現在は殆んど福助、つちや、日本足袋等の大會社で製造される足袋の大小は昔一文錢の直径即ち曲八分を單位とし、之を一文云ふ。最近メートル法に改められた。(サイズ一覽表参照)

手袋

革製メリヤス製がある。燕尾服には純白の革製、タキシードには薄鼠の革製通常禮服には薄鼠又は茶の革製を用ふるを正式とする。メリヤスには毛製綿製が多く、婦人用は丈長の絹又は人絹製も

使ふ。又春秋夏季には絹又は麻の薄物が多い。普通の型の外指無しの半手袋(ミット)さいふのがある。軍手は白太糸で粗く編んだ留釦のない元來軍隊用のもので今は労働用にも廣く用ふ。手袋の大きさは長さ寸で表はし、標準は男子用九乃至十一寸、婦人用六乃至八寸、小兒用三乃至五寸半であるが、之亦最近メートル法に改められた。(サイズ一覽表を見よ)

半襟

男物は半幅二尺五寸、女物は三尺位が普通で、男物は黒八、黒琥珀、鼠羽二重絹等の無地物に限られる。女物は羽二重鹽瀬、壁、縮緬及變生地を主とし、之に刺繡、絞模様を染出したものが多い。紋天鵝絨、綴織、紋縹子又は金銀糸入等もある。色柄、生地は流行に従ひ一樣でな

紐製は半打の四分巾位のもので本絹人絹製ミ半々位造られる。

しごき(扱帯)

本來婚禮の式服の場合帯の上から飾りに締める紐、子供の盛装の際も使ふ。並幅で丈は一丈一尺位兩端に房をつける多く無地の紋錦紗、色は多く紅、白、さき色である。帶留した上に二重に廻し背ミ脇の中間左に結び下ける。俗には男子供の兵兒帶をもいふ。(織物の項参照)

腰帶

本來しごきと同じ場合に用ふる金襴緞子博多等の堅い織物を二寸幅の平ぐけにしたもの、蝶形に結ぶ。又一般には帶下、下締、腰紐を云ふ場合もある。衣服の引揚に帶下一二寸の所に締める。布地は隨意で、扱き又は平ぐけにし、編紐も使ふ。博多腰帶は幅一寸一分、二重廻全長五尺四寸(地四尺)兩端の經糸を組紐状にする。三重廻の全長七尺四寸(地

約五尺七寸)。

紐類

紐の種類も多いが服装附屬品としては前記の帶留、腰紐に用ふる外羽織紐が主なるもので、昔はくけ紐であつたが今幼児等に附ける外凡て組紐である。芯入のもの、長短、色、編方も平打、丸打、角打、籠打等々雑多で、原料も絹綿、近時人絹製が多い。其他コート、袋物、幕等に用ふるもの等がある。

羽織紐

は最も主要のもので男物は籠目網代打等、女物は内記編、高麗編の手編で色は流行に依つて違ふ。原糸は本絹が大部分を占め、下等品には人絹が使はれる。

帛紗

重掛(掛帛紗)は上等品は織模様の縁紋

い鹿子絞などは常に用ひられる。近年人絹製の縮緬、壁が非常に多い。産地は京都が断然第一である。儀式用は白羽二重の無地で、婚禮式服等は金銀又は薄色で刺繡したものを使ふ。

帶揚・しごき・腰帶

帶揚 帶を高く背負ひ上げる切で、小幅五尺で薄物の縮緬類、羽二重、絹縮、モスリン等を用ひる。多く地紋ある無地で紋も相當多く友禪染もある。儀式用は紅又は白の紋縮緬、緋鹿子である。芯は燈芯を入れ紙を張り切れを被せた蛤状で畧式にはセルロイド製もある。

帶止 多く鹽瀬羽二重等の切れをくけたもの又は絹の打紐で作り、紐のみのくけ紐、金具又は類似のセルロイド龜甲等で留めるものもある。儀式用は紅羽二重の丸ぐけで、金具付は多く盛装に使ふ。

をつけたもの、正式には紋を附し、總紋の縮緬、裏は無地の絹、四隅に總をつける。凶事には表裏共白又は淡青の無地を使ふ。生地は綴織、唐織、博多、縹緞子、糸錦、鹽瀬、縮緬等、染模様、刺繡入もある。大きさは大なるは二尺三寸(曲)幅二尺五寸長、一八寸×二〇、一二×一三、七×八等あり。手袱紗又は小袱紗さいふのは風呂敷の小形なもので、懐中物等を包むに使ふ縮緬、羽二重等の無地が多い。

旗幕

旗には國旗、軍旗、を始め團旗、校旗、社旗、組合旗、優勝旗を主とし、其他各種のものあり、生地も優勝旗類は絹紋縹子刺繡の絢爛高價なものから人絹の入營退營旗、木綿の赤白信號旗等の單純なものがある。中で最も多く用ひられるのは

モスリン又は綿モスの日の丸國旗であらう。

幕にも大小あるが、普通のものには五幅長さ二丈八尺位で、處々に縫目をほころばし、上に乳をつけ綱を通して柱に張る家に依つて家紋をつける。多く紅白、黒白、淺黄に白等を交互に縫合せる。

靴類

化粧靴の小さなものから、トランクの大きなものまで、品質、型状は一様でない。即ち旅行靴、スーツケース、化粧靴折靴、巻靴、手提靴、通學用靴、支那靴信玄袋等がある。材料は牛皮、セビヤ革、鱈革等の皮革又はレザー(擬革布)、ズック、天鵝絨、柳藤の類が多く用ひられる。旅行用携帯用のものは革製が多く近年生産も著しく増加して居る。

トランクは革張乃至ズック張の大型の

丈夫な旅行用のもの、スーツケースは先づ小型なトランクで手廻品を入れる。主に革製である。旅行靴には近頃革製の意匠を凝したものゝ色々あり、通學用もズック・ビロード張は少し廢れ革のランドセルが全盛である。手提は最近大流行で革、布地、ビーズ、絹糸、バナマ製等、型、口金、飾り等千差萬様あり。之等の製造は大坂が第一、質は東京、京都出來が優良である。

袋物

紙入、煙草入、名刺入、手提、巾着、箱迫、信玄袋等の趣味的携帯品を總稱する。生地材料は皮革、ズック、藤、紙布バナマ各種布帛から古代切、更紗等あり刺繍、模様染を施したもの、ビーズ編のものもある。之等も量は大坂が一で、東京、京都は上物が多い。

婦人子供服と附屬品

英語、フランス語それから日本化されたもの等呼び方は色々であるが一般に用ひられて居る。洋服を大別するに

ドレス フロックミもいひ上衣の總稱

スカート 我國の袴に相當する。

パンツ 男のズボン。

コート サックコート(背廣)スーツコートはドレスと同じ地質の短い上着。オ

バコートは普通の外套である。

上衣類

ドレスの正式なものにアフターヌーンドレス、ビジネスドレス、イウニングドレス、ウエチングドレス等があるが、此處には省略する。(一三五頁参照)一般に型に依り區別すれば、ワンピース、ツービ

ース、スリーピースもある。

ワンピース は上下續きのものを云ふ  
ツーピースはスカートミブラウス、スリーピースは之にジャケットを加へ三枚から成るものを云ふ。

スカート 和服の袴に相當する。圓型襷無し等種あり。ブラウスの上又は下に着けるものがある。生地は夏はアルパカ、ポプリン、富士絹、ゼツファー等、冬はサージ、スコッチ等々。

ブラウス 上着でスカートと共に使ふ型はシャツ型オーバ型折襟飾付等種々、生地も夏はクレープ、ジョーゼット、絹紬、富士絹、ボイル、其他綿布、冬はサージ等を多く使ふ。

ジャケット 上衣、背廣の意。スエータースもいふ。多く春秋冬期ブラウスの上に着る。メリヤス、羅紗等にて作る。

スーツ 多くドレスの上に着る短いオ

ーバ。地質はドレスと同じ、背廣に似て襷のない型である。

ケープ 之はマントで元來防寒用雨用だが近時裝飾的に夜會服の上にも用ふ。

ジャンパー 袖のないドレス。ブラウスの上に着る。女學校の制服に多い。近時袖のあるメリヤス製品にも此の名を云ふ。

ハウストレス 本來家の中で着るもの最近簡單着所謂アツバツバの高級品をも云ふ。多くワンピースである。

ナイトガウン 寢衣である。生地型は自由、一枚仕立の裾長のものが多い。

パジャマ 本來上衣ミ股引の一揃の紐付のもので、寢衣に用ふ。近來用途も廣くなり型、生地はタオルを主とし種々ある。ピジャマもいふ。

ドレッシングガウン 化粧着。

バスローブ 湯上りに着る。

右四つは最近タオル、縮縮製等多く出

來、本邦でも男女を問はず廣く使はれる

ロンパース 幼兒のいたづら着で夏は袖なし、冬は袖を付け裏あり多く角衿セラー形であり、何れもワンピースである。生地は富士絹、サージから絹ポプリン、ギンガム、キャラコのプリント、縞物等が用ひられる。

水兵服セイラー 型は水兵服に似せたる服、ズボンスカートと共に男女共用ふ長袖、カフス、ネクタイ付である。

下衣類

ウエスト 本來ウエストミいふ。チョッキもウエストである。和服の半襟袴で袖無し袖附のシャツを兼ねるもある。裾にベチコート、ズロース、靴下を吊る様にしたものもある。

ズロース 本來ドロワースで、男の猿

又である。レースで飾るのが多い。

**ブルマース** 腰より膝迄蔽ふもの。兩端にゴムテープを入れ寛やかに仕立てる以上の生地はキャラコ、ネンスツク、フランネル、綿縹子等多い。

**コルセツト** 胸當で、コルセツトカバーミ云ふのは之を被ふ筒形のもの。肩より紐で吊る。

**ベチコート** アンダースカート。何れもスカートの下に穿く。和服の長襦袢に當る。前者の生地は絹縹子、毛縹子、後者は純白の綿布を使ふ。

**スリツプ** コーセツトミアンダースカートを着る代りに一枚にした上衣より稍々短い袖無しのもの。乳の上から紐で吊り下げる。普通キャラコ、富士縹等通りのよい生地を使ふ。

**コンビネーション** ウエストミズロースキミ上下續きの下着、袖なし、袖つき、

テープで留めたるもの等種々あり。生地は毛縹メリヤス、ネル、キャラコ等多し  
**シミーズ** アンダーウエストミベチコートを連続せるもの。本来和服の肌着に相當するものであるが、今はウエスト、ズロースの上に着るものをいふ。生地はメリヤス、ネル、キャラコ、甲斐絹、人絹、綿縹子等を用ふ。

### 學生服

男兒通學用の服で、詰襟、折襟あり。大きさは一號(一年生用)乃至七號迄あつて近時五六號迄は殆ど衛生的な折襟が多い。生地は主として夏は霜降小倉、冬は紺小倉、又は紺サージ、黒羅紗等である

### 事務服

男女事務服で最も多いのは黒縹縹子の開襟で袖口ゴム紐止前ホツク止のもの、

つた型があり、生地も毛、綿毛織物類、毛糸製等の派手柄が多く種々雑多である。

### 團服・作業服

青年團服、青訓服は折襟又は詰襟の生地はスレン(カーキ)染の小倉が普通である。作業服は普通折襟の外ジャンパー型やズボンに乘馬ズボン型、前當ズボン、上下繋のもの等あり、生地は綿小倉類の縹、霜降、柄物及びスレン、紺、茶褐無地等、冬は羅紗、コイル天も使ひ、防水したものもあり、作業により型、生地は色々である。

### ベビー・ドレス

洋風の嬰兒服で、衛生上保温上其他優れた點が多く、近來著しく普及を來した。型は定つてゐないが大体一枚布で、胸部に襷を取り下部を長くガウン状に寛かにしたもので、襟廻り袖を洋風にしレースを着けたもの、ヨーク型、刺繍を施したものもある。背又は前で釦又はスナップ止とする。本来単衣仕立てであるが近頃綿入もある。地質はネル、リネン、モスリン、羽二重、富士縹等の白に限られる。

女物は色も紫、青等種々ある。其他女物上等品にはサージ、セル、薄地ラシヤ、スコツチ、人絹製など、柄型も時々變る。

### 簡單服(アツパツパ)

多くワンピース仕立の、主として夏季室内で着る婦人簡單着で、生地は、クレープ其他綿布、ドブラルコ、ギンガム、スポンジ等。最近アツパツパの俗稱を避け上質になり、生地もボイル、富士縹、ジヨーゼツト等を使ひ、バンド付や昨年邊りからツーピースが製造されホームドレス、ハウズドレス等と稱へ一寸した買物外出にも使用されるやうになつた。

### スエーター及ジャケット

スエーターは元來運動用の毛糸編製の上下被ひ、ジャケットは元來上着、背廣の意味であるが、現在は毛糸編の之等を總稱

### エプロン

幼兒の縁飾附の涎掛から子供用の肩吊附の洋式前掛、婦人の炊事前掛割烹服に至る類を總稱する。従て型は種々あり。幼兒用のはスタイミ云ひ、柔かい生地ガーゼ、タオル、ネル等及び子供用の生地各種を使ふ。子供用は實用裝飾を兼ね、レース縁のものが多い。生地は金巾を主とし縹ホブ、ギンガム、綿縮、富士縹、綿ネル近時人絹織も多い。

### ズボン吊

種類には眞田織、平織、フェルト、變り物には縹物がある。眞田には普通平ミ紋の二種あつて、若向には紋織が多い。

### バンド

之も亦種類が多種多様あつて、普通は皮製が多いが、婦人洋装が殖えた爲め、布にエナメルを塗つたエナメル、バンドも近年増加し夏物は眞田縹、糸縹等で、下級品には羅紗製もある。更に皮製には一枚皮、二枚合せのもの、無双まで裏面へ折込んだものあり、尾錠にも種々ある。

する。實質的な防寒用としては太糸編の折衿あり、オーバー用には一時バンド附が流行つた。アンダーシャツ兼用のものは普通衿所謂片衿の細糸編のものである。色はラクダ、鼠、霜降で時に縹もある。ジャケットの型には色々あり、スキー用のトクリが目下流行つて居る。白、鼠、ラクダの無地から柄物もある。之等の良否は大体目方に依つて決められ純毛七斤乃至純毛十斤半と呼ばれる。

### 運動服

普通は學生用のランパン(競走パンツ)モイラーシャツ(黒筋入)乃至庭球野球用を云ひ、ランパン、シャツは半袖又は袖なしで金巾、メリヤス地、新モス、五枚縹子、ジンス等の白又は黒乃至縹庭球用は折襟半袖のシャツに葛城、ホプリンのズボン、野球は細縹平袖が多い。女學生用にはニツカー型水兵型等色、生地多様で更に廣く運動服用を云へばラグビー、スキー、スケート、ゴルフ等夫々定

### 服装雑貨サイズ一覽表

#### ▼カラー、ワイシャツのサイズ

(昭和五年一月一日ヨリ實行)

- ① カラー
- ④ サイズの採り方は一方の穴の外端より他の穴の中央迄とす
- ⑤ 穴の長さは十二耗とす
- ⑥ サイズは一種上りとす (小供用は一種下りとす)
- ⑦ ソフトカラーも同前とす
- ② ワイシャツ
- ④ サイズの採り方は一方の穴の外端より他の穴の外端三耗内迄とす
- ⑤ 穴の長さは十二耗とす
- ⑥ サイズは一種上りとす
- ③ カラーは内法、ワイシャツは外法を計るものとす
- ④ 稱呼は 35、36、37、38 の如くcmを附せず、恰も番號と同様とすも過度期中にありては舊法を併記するも差支なし

#### ⑤ 新舊對照表

新 規	舊 時
35cm	13 1/2 in
36 "	14 "
37 "	14 1/2 "
38 "	15 "
39 "	15 1/2 "
40 "	15 3/4 "
41 "	16 "
42 "	16 1/2 "

#### ▼サスペンダーのサイズ

(昭和六年一月一日ヨリ實行)

サスペンダーのサイズの採り方は兩端ボタン止穴の外端より外端を測りたる對角線の長さ

#### ▼靴下のサイズ

(昭和六年一月一日ヨリ實行)

靴下のサイズの採り方は靴下爪先より踵ミシンの末端までの長さ

#### ▼バンドのサイズ

バンドサイズの表記はバックル付根より測りたる幅を單位としたる全長とす、但し内地向製品に限り胴廻りサイズとして全長より十五厘を減じたる長さを併記することを得。サイズの種類は五、十の如く五厘上りとす。

(一種内外の公差を認む)

#### ▼シャツのサイズ

(昭和七年四月十一日ヨリ實行)

シャツのサイズの採り方は兩袖付根箇所に於ける胸廻りを置尺にて計りたるものを其の長さとし無名數にて之を表記す、但し麻生地、クレープの如きものに付ては使用上に適合する號數を表記す。

#### ▼ズボン下のサイズ

(昭和七年四月十一日ヨリ實行)

ズボン下のサイズの採り方は後部の調節用裂目有るものは之を閉ぢ無きものは其儘釦を掛けず、ズボン下の最上部の腰廻りを二つ折とし其の一端より一端に至る寸法を採り之を二倍したるものを其の長さとし無名數にて之を表記す、但し麻生地、クレープの如きものに付ては使用に適合する號數を表記す、ズボン下のサイズはシャツのサイズに同じ。

#### ▼猿股のサイズ

(昭和七年四月十一日ヨリ實行)

猿股のサイズの採り方は猿股最上部の腰廻りの長さとし其の長さは無名數にて之を表記す、但し麻生地、クレープの如きものに付ては使用上に適合する號數を表記す、猿股のサイズはシャツのサイズに同じ。

#### ▼コンビネーションのサイズ

コンビネーションのサイズの採り方は腋下部の胴廻り(上胴)の長さとし股上の寸法を附記することを得、股上の寸法を附記する場合は胴廻りの寸法の下に附記す(例へば9095の如し)其の長さは無名數にて之を表記す、但し麻生地、クレープの如きものに付ては使用上に適合する號數を表記す。

#### ▼帽子のサイズ

帽子のサイズの採り方は出来上り品内法の最下部(便革の部分)の周囲の長さとし其の長さは無名數にて之を表記し當分の間舊サイズを併記することを得。

改定サイズ(種)	53	54	55	56	57	58	59	60
----------	----	----	----	----	----	----	----	----

#### ▼小供用シャツ、ズボン下、ズロース、ブルマー、猿股、コンビネーション及帽子のサイズ

① 小供用シャツ、ズボン下、ズロース、ブルマー、猿股、コンビネーションのサイズの

採り方は總て大人用のものに同じ、但し號數を併記することを得。

品名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
靴 下	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
シャツ	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
ズボン下	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
ズロース	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
ブルマー	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
猿 股	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
コンビネーション	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55

備考 ズロース及ブルマーのサイズの採り方は猿股に準ず

② 子供用帽子

子供用帽子のサイズの採り方及表記方法等は總て大人用帽子に準ず。

#### ▼フルファッション靴下のサイズ

(昭和八年一月一日ヨリ實行)

① サイズの採り方は爪先より踵の後部突端迄の長さとし、但し普通靴下のサイズを區別する爲其の記號にはサイズの頭にF字を記す。

② サイズは一種上りとす昭和五年六月十六日

に定めたる靴下のサイズに同じ。

#### ▼足袋のサイズ

(昭和八年四月十一日ヨリ實行)

① サイズの採り方は仕上り足袋底親指の末端縫目より踵中央部末端縫目迄の長さとし其の長さは種にて之を表記す。

② サイズは一四種より一種上りとす二種よりは半種上りとす。

③ サイズの表記及稱呼は無名數とす。

備考 ① 當分の間一三・五種、一四・五及二

② 五年のサイズを用ふることを得

③ 二年以内に限り現在のサイズの採り方に依る文數を併記することを得

④ 地下足袋のサイズの採り方其の他は足袋に準ず。

⑤ 手袋のサイズ (昭和十年春物ヨリ實行)

① サイズの採り方は拇指の附根より直角に掌の周囲を計るものとす

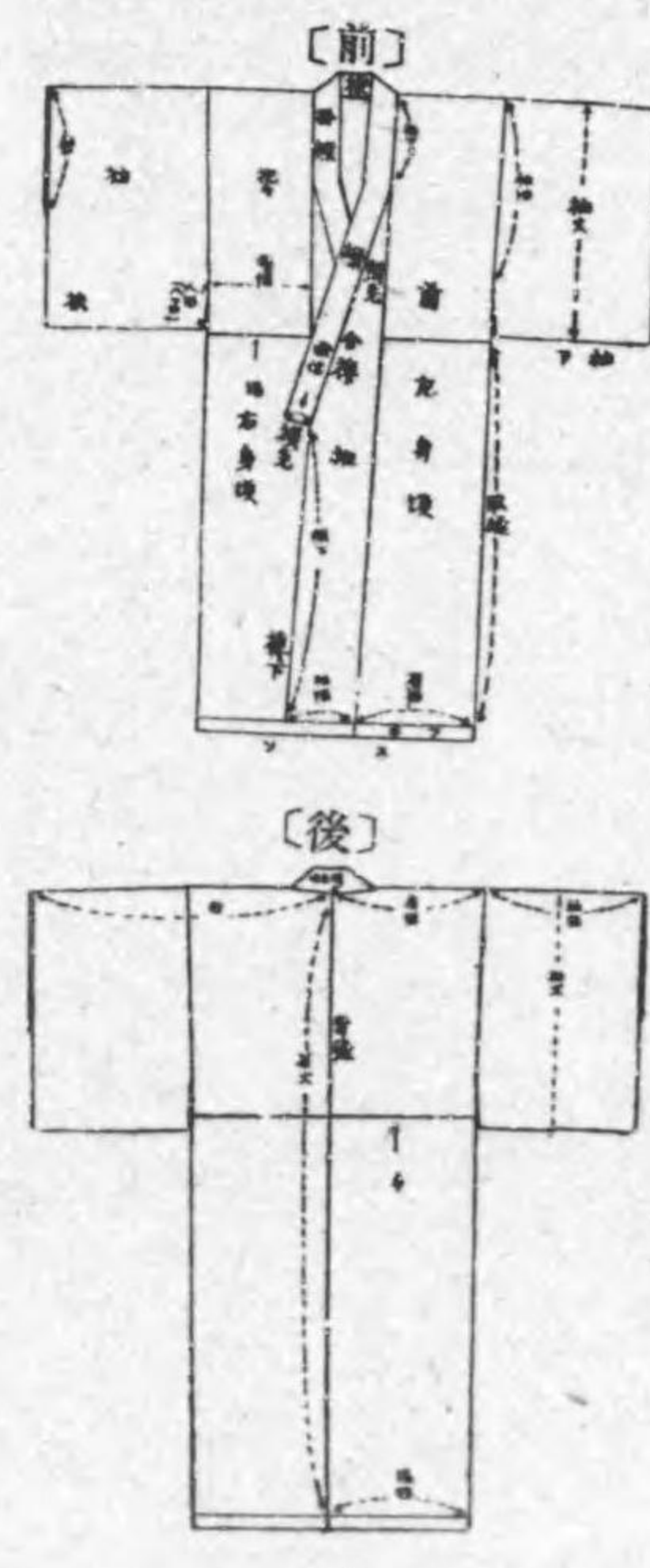
② サイズは十四種より一種上りとす但し皮革品に限り半種上りと爲すことを得

③ 手袋には其の使用に適合するサイズを無名數にて表記す。但し太糸織製品(毛糸製軍手)に限りサイズの表記を省略することを得

# 和服・洋服の心得

## 男女の禮装

男子の子服		男子の和服	
種類	帽子、上着、ズボン、シャツ、カライ	種類	着物、帯、袴、羽織、足袋、履物
儀式的場合	山高、黒五ツ紋	訪問の場合	山高又は中折、縞、無地、角帯又は兵児帯
外出の場合	山高又は中折、縞、無地、角帯又は兵児帯	訪問の場合	山高又は中折、縞、無地、角帯又は兵児帯
訪問の場合	山高又は中折、縞、無地、角帯又は兵児帯	訪問の場合	山高又は中折、縞、無地、角帯又は兵児帯
訪問の場合	山高又は中折、縞、無地、角帯又は兵児帯	訪問の場合	山高又は中折、縞、無地、角帯又は兵児帯



和服の部分名稱

婦人の和服		洋服	
種類	着物、帯、羽織、足袋、履物	種類	靴、手袋、ネクタイ、ボタンス
儀式的場合	白襟紋付、白織物の丸帯	儀式的場合	金の蝶結、金の細工
訪問の場合	訪問服(紋なし又は繻紋の縞)	訪問の場合	黒の蝶結、黒の細工
訪問の場合	訪問服(紋なし又は繻紋の縞)	訪問の場合	黒の蝶結、黒の細工

## メートル法に依る和服標準寸法

部位	男子長着	女子長着
袖丈	長袖(男) 七〇〇	長袖 一五〇
袖口	長袖 六〇〇	袖口 六〇
袖附	長袖 二五〇	袖附 二五
袖	長袖 二五〇	袖 二五
前後幅	二五〇	前後幅 二五
脇幅	二五〇	脇幅 二五
裾幅	二五〇	裾幅 二五
襟幅	二五〇	襟幅 二五
肩幅	二五〇	肩幅 二五
身長	一七〇	身長 一五〇





▼印棉の標準銘柄はペンゴール、オムラ、アローチの三つがあり、相場は孟買棉花取引所で建てられ我國にも之が大引値段が日々打電される。建値は一キヤンデー(七八四封度)即ち印棉二俵である。

◆印 棉 六日大引

アローチ	三〇〇留比	二〇安
ペンゴール	三〇〇留比	二〇安
オムラ	三〇〇留比	二〇安
一月限	三〇〇留比	六安
三月限	三〇〇留比	三〇安
五月限	三〇〇留比	新甫
ペンゴール	三〇〇留比	新甫
一月限	二五留比	二〇安
三月限	二五留比	三〇安
五月限	二五留比	新甫

▼印棉相場を邦貨に換算するには、矢張り我國の慣習が和百斤建だから之に換算せねばならぬ。假に印日爲替七十九留比として一留比は

1.79 = 1.27

即ち一留比當り邦貨一圓二十七錢で、之を一封度當りの係數に直せば

1.27 × 7.84 = 0.162

七五封度を掛ける。即ち

1.28 × 12.275 = 18.254

百斤百八十二弗五十四仙となる。之は輸出は三ヶ月拂を用ふるから其日の爲替信用狀付參着後三ヶ月拂相場を以て割ればよい。假に二十九弗とすれば

182.54 ÷ 29 = 629.45

即ち六百二十九圓四十五錢となる。之から横濱組間の運賃諸掛等を差引くと横濱での買付値段である。時と商店に依つて違ふが、五六十圓位である。

▼但し兩者を比較するには組育生系の格附は最低限をさるから、内地のD格の一格下のものを以てせなければならぬ。

爲替相場

生糸、綿織物を染織関係品輸出の大關とすれば、棉花、羊毛は輸入の大關であらう。其他メリヤス類、絹織物、之等の製品は何れも我が重要輸出品の錚々たるもので、貿易上我が染織雜貨商が占める地位に就ては先刻御承知の事であらう。茲に於て對外爲替の騰落と云ふことは業界人に於て最大關心事とな

更に一封度百二十匁と和一斤六十匁の比率〇、七五を以て割る。

162.75 = 21

之が印棉相場換算の係數となるので之を印棉相場に乗じ、假にアローチ二百四十留比とすれば、

240 × 21 = 5040

即ち五十圓四十錢、云ふ迄もなく之は孟買渡しの値段だから、運賃保険料諸掛り一切約七圓五十錢を加へたものが我國での相場となる。

又假に二〇安とあれば之に二一を掛け和百斤當り四十七錢安となる。

紐育生糸

我が輸出の大宗である生糸の最大需要國は米國である。従つて米國に於ける生糸の消費増減、組育生糸相場の高底、經濟事情の如何は我が國經濟產業界に及ぼす影響は甚だしくない。

▼ニューヨークに於ける生糸の定期市場は比較的新しく昭和三年九月開業したものでナショナル生糸取引所と云ひ會員組織である

同所では内地の如く節に分たず、毎日の賣買の最終に決定した値段をさる。限月は八ヶ月で、取引單位は五俵、受渡し單位は五百斤、相場は一封度建て、標準は白十四中のD格である。其日の相場は左の如く翌一月十六日の通信には午前の外電欄に掲げられる。

◆紐育生糸

十六日買値	前買比	
一限	一弗三仙	二仙高
二限	一弗三仙	三仙高
三限	一弗三仙	三仙高
四限	一弗三仙	三仙高
五限	一弗三仙	三仙高
六限	一弗三仙	三仙高
七限	一弗三仙	三仙高
八限	一弗三仙	三仙高
出來高	二二〇俵	

◆紐育生糸現物 (十六日)

SケランドW	一弗六仙	一仙安
Xトラ十四中	一弗六仙	一仙安
SケラックW	一弗五仙	一仙安
Xトラ十四中	一弗五仙	一仙安
クラック(黄)中	一弗三仙	一仙安
WXトラ(白)中	一弗二仙	三仙安

▼之によると當限一弗三八仙であるが之は我が百斤建て幾程になるか、其の方法を示さう。一封度建を百斤建に直すには 1.11、1.11

つてくるのである。つまり爲替の騰落は我が對外貿易のパロメーターをなすのみならず、我が經濟界が完き世界經濟の一環をなすに至つた今日に於ては、我が物價の騰落延いては産業の消長を支配する重要な材料の一つとなつたのである。

▼爲替の騰落が直接我貿易に及ぼす一般的影響を云へば、我が對外爲替が下れば輸入が困難となり、輸出が好轉する。上れば其の反對になる。

▼爲替の騰落を起させる原動力は云へば金本位國に對しては(一)我が貿易入超額の増減(二)我國財力に對する、海外の信用如何(三)其他上海の銀相場の動き、圓相場の上下等に依る場合も少くない。曩に金解禁金再禁止に依つて爲替相場が大波瀾を呈したことは讀者の記憶に新しい所であらう。

▼爲替相場の基準を成すのは世界金融の中心を成すニューヨークで、之に亞いて英京ロンドンである。従つてニューヨークの對日即ち米日爲替、英日爲替及び英米クロスレートが最も大切なのである。

【米日爲替】

今假に米日爲替二十八弗四二仙と云ふのはニューヨークに於ける日本向電信爲替相場が百圓に付二十八弗四二仙と云ふ意味であり。米日爲替の平價は百圓に就て四十九弗八五に當るから、二十八弗見當に在ることは圓價が實價以下に居ることを示す譯である。五年一月金解禁以來、爲替相場は四十五弗前後に居り動きが少かつた、六年十二月金輪再禁止以來爲替暴落し、圓の値打は下り物價騰貴したが一方輸出有利となり、人絹織物、綿布、毛織物等未曾有の躍進を遂げた。而して此の米日幾何といふのは内地で對米幾何といふ同相場の意味であるが仕手關係で相場にある僅かの時間の差を生ずることがある。

【爲替市場】

一定の取引所はなく唯だ銀行間の取引に依つて建てられものである。之は英米とも同様である。横濱正金銀行では毎朝爲替引受相場を發表する。之が所謂正金の建値で我が國の公定標準となる。しかし市場では刻々賣買取引が行はれ、相場は絶えず變動するから時に正金建値と一致しない場合も少くない。

### 【英日爲替】

英日一志一片云ふのは、ロンドンに於ける日本向銀行電信買一圓に對する相場である。平價は一圓に付二志〇片だから、大分下落した相場である。日英は其反對で日本に於けるロンドン向一圓に對する相場である。

### 倫敦銀塊

▼ロンドン銀塊の取引はロンドンに於ける四大銀塊問屋に依つて行はれる。世界の銀需要國である支那印度から来る買注文と、世界の銀産國米國から来る賣注文及び各自の持銀を賣り、安値なれば買つたりして相場を建て、然し最近必要地が直接ニューヨークから買入れるものが多くなり、ロンドン銀塊は定期的になつて来た。値段は一オンス單位、標準品は千分の九百二十五の純銀を含んだものである。

▼銀塊の動きが何故大切か云へば銀の高低は直に銀貨國たる支那印度に對する我が爲替相場に映り貿易上に多大の影響を與へるのである。假にロンドンの銀相場が上ると銀貨

國の對金貨國爲替が上る。つまり銀貨國から見れば金貨國から安く品物を買ふことが出来る。我が輸出貿易が増進する。金塊が下れば不利となる。従來程でないにしても尙且つ對支綿布輸出國、印棉輸入國たる本邦就中綿業界にとつて銀塊の動き如何は此の故に注目目的となるのである。

### 紐育株式

#### 【スチール株】

スチール株正しくはユニナイテッド、ステート、スチール會社の株のことで同社は資本金十億二千二百萬弗といふ米國第一流の鋼鐵の大會社、ユニヨーク株式市場、ウォール街の代表花形株である。

▼大体ユニヨークに於ける株式相場の建て方は全部買物取引で、朝の寄付から午後の大引まで引切りなしに相場が建つ。我國へ入電するものは大引値段である。而して同株に普通株と優先株とあり、優先株は増資の際の新株で優先的に配當を受ける條件のものに入電されるのは此の普通株である。

▼何故スチール株の騰落が國際財界のパロメーターであるか云ふは、同株数は一株百弗、一千餘萬株で、その多くは浮動株で思惑者流の對照となり大きな商ひが行はれる。製鐵業の消長が、米國工業界の情勢を鋭敏に反映するからで、この株が高ければ米工業界延いて財界は好況と見てよく、工業界が盛んにたりさうなら此の株を買つて間違はないといふ事になつて居るのである。

#### 【アナコンダ株】

アナコンダ銅山會社の株の事で、スチール株に次ぐ重要な位置を占めて居る爲め、前と同様の理由から入電され商況面に顔を出して居るが、近來鐵道や自動車株が持つて離れられて左程重視されないやうになつた。

# 日用便覽

## 諸官廳一覽

内務省	宮城内	東京市麴町區霞ヶ關一丁目
外務省	〃	大手町一丁目
大藏省	〃	大手町一丁目
横濱税關	横濱市新港町	
神戸税關	神戸市加納町六丁目	
大阪税關	大阪市港區三條通四丁目	
長崎税關	長崎市羽衣町	
門司税關	門司市西海岸通地先埋立地	
函館税關	函館市仲濱町	
東京税務監督局	東京市麴町區大手通一丁目	
大阪税務監督局	大阪市北區中之島	
札幌税務監督局	札幌市大通西七丁目	
仙臺税務監督局	仙臺市北一番丁	
名古屋税務監督局	名古屋市中區古澤町	
廣島税務監督局	廣島市八丁堀	
熊本市税務監督局	熊本市練兵町	
司法部	東京市麴町區西日比谷町	
文部省	東京市麴町區大手通一丁目	
農商務省	東京市京橋區木挽町	

日用便覽

商務局	東京市麴町區大手町二丁目
工務局	東京市外代々幡町
特許局	東京市西淀川區大仁町
東京工業試験所	横濱市神奈川區澤渡
大阪工業試験所	仙臺市二十人町通
絹業試験所	
工務指導所	
輸出絹織物検査所	
京都府	京都市上京區吉田
横濱市	横濱市中區山下町
神戸市	神戸市一番町
神戶市	桐生市安樂土町
足利市	足利市巴町
名古屋	名古屋市西區上名古屋
岐阜	岐阜縣稲葉郡本莊村
福島	福島縣伊達郡川俣町
福岡	福岡市家中新町
福岡	福岡縣足利郡木田村
金澤	金澤市長町川岸
富山	富山市大泉町
農林省	東京市麴町區大手通一丁目
農務局	
蠶絲局	
畜産局	
蠶業試験場	東京市豐多摩郡杉並町
生絲検査所	横濱市中區北仲通五丁目
千住製絨所	神戸市元町
種羊場	東京市北豐島郡南千住町
瀧川種羊場	北海道空知郡瀧川町

## 經濟産業團體

貿易獎勵會	日本橋區本町二ノ一
日本貿易協會	京橋區銀座西七ノ三
全日本貿易聯盟	京橋區銀座西七ノ三
自由通商協會日本聯盟	京橋區銀座西七
東京自由通商協會	京橋區銀座西七
大阪自由通商協會	大阪府北區宗是町大阪ビル
大阪府立貿易館	大阪府東區内本町橋詰町
大阪貿易協會	大阪府西區本町
大阪日露貿易協會	大阪府東區本町
近東貿易協會	大阪府西區本町
大阪輸出協會	大阪府東區神崎町五四
大阪貿易同盟會	大阪府東區神崎町五四
大阪華商商會	大阪府西區本町二番町一ノ二
南洋貿易振興會	麴町區東京商工獎勵館
横濱貿易協會	横濱市中區海岸通一ノ一
東京銀行俱樂部	麴町區丸ノ内一ノ八
東京銀行集會所	麴町區丸ノ内一ノ八
大阪銀行集會所	大阪府北區中之島一
全國經濟調查機關聯合會	麴町區内山下町
日本經濟聯盟會	麴町區丸ノ内工業俱樂部

月寒種羊場 北海道札幌郡豐平町

絲價安定融資補償審查會  
買收生絲審查會

日用便覽

東亞經濟調查局 麴町區山下町一
大阪經濟會 大阪市北區中之島銀行集會所內
商工中心會 大阪府立貿易館內
經濟更新會 大阪市北區中之島一ノ元
日華經濟協會 大阪市北區中之島江商ビ

工業試驗研究機關一覽

(府縣) (名稱) (所在地)
北海道 工業試驗場 札幌郡琴以村
東京 工業試驗場 豐多摩郡代々幡町
京都 工業試驗場 八王子市
大阪 工業試驗場 府廳內

日用便覽

大阪工業懇話會 大阪府廳工務課內
大阪府立工業獎勵館 大阪市西區江ノ子島上ノ町
大阪工業協會 大阪市浪速區稻荷町二樓

栃木 工業試驗場 足利市西宮町
奈良 工業試驗場 北葛城郡高田町
三重 工業試驗場 津市大字下部田
愛知 工業試驗場 名古屋市東區千種町

大阪出品協會 大阪商工會議所
日本能率聯合會 東京府廳商工課
全國購買組合聯合會 牛込區揚場町二一

全國商工會議所一覽

(名稱) (所在地) (設立年月) (會頭)
札幌 札幌市 明三〇 大瀧甚太郎
小樽 小樽市 明三三 杉江仙太郎

Table listing various cities and prefectures such as 大阪, 東京, 京都, 神戶, 名古屋, etc., with associated names and numbers.

Table listing various cities and prefectures such as 津, 岡, 松, 米, 島, 高, 富, 金, 敦, 福, 秋, 鶴, 酒, 山, 弘, 青, 盛, 郡, 福, 仙, 上, 松, 長, 大, 岐, 長, 大, 甲, 清, etc.

Table listing various cities and prefectures such as 宮, 都, 鹿, 熊, 佐, 別, 大, 中, 直, 飯, 戶, 八, 大, 若, 小, 門, 久, 博, 高, 松, 高, 德, 和, 宇, 福, 尾, 吳, 廣, 下, etc.

染織關係諸學校

(學校名) (所在地)

東京帝國大學工學部 東京市本郷區

○應用化學 (入絹研究)

○紡織

九州帝國大學工學部 福岡縣箱崎町

○紡織機

東京工業大學 東京府荏原郡碑文町

東京高等工藝學校 東京市芝區新芝町

京都高等工藝學校 京都市上京區吉田町

米澤高等工業學校 米澤市馬口勢町

桐生高等工業學校 桐生市天神町

橫濱高等工業學校 橫濱市大岡町

廣島高等工業學校 廣島市千田町

神戶高等工業學校 神戶市水笠通一丁目

福井高等工業學校 福井縣吉田郡西藤島

京都高等蠶業學校 京都市上京區大將軍

府立工業學校

東京府立織染學校 八王子市神明町

東京府立實科工業學校 東京市本所區林町二

日用便覽

主要銀行一覽

(銀行名) 資本金 (單位千円)

三井 100,000

三井 100,000

三井 100,000

三井 100,000

三井 100,000

三井 100,000

三井 100,000

三井 100,000

三井 100,000

三井 100,000

三井 100,000

三井 100,000

三井 100,000

三井 100,000

三井 100,000

三井 100,000

三井 100,000

三井 100,000

(備考) 各府縣中商工會議所のないのは千葉、奈良、神奈川である

商業關係法規

商標法 (大正一〇年四月三〇日法律第九號)

改正 昭和四年四月法律第五〇號 朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル商標法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

商標法

- 一 自己ノ生産、製造、加工、撰擇、證明、取扱又ハ販賣ノ營業ニ係ル商品ナルコトヲ表彰スル爲メ商標ヲ專用セムトスル者ハ商標ノ登録ヲ受クルコトヲ得
(2) 登録ヲ受クルコトヲ得ヘキ商標ハ文字、圖形若ハ記號又ハ其ノ結合ニシテ特別顯著ナルモノナルコトヲ要ス
(3) 商標ハ之ニ施スヘキ色ヲ限定シテ登録ヲ受クルコトヲ得
二 左ニ掲グル商標ニ付テハ之ヲ登録セズ
一 菊花御紋章ト同一又ハ類似ノ圖形ヲ有スルモノ
二 國旗、軍旗、勳章、記章又ハ外國ノ國旗ト同一又ハ類似ノモノ
三 白地ニ赤十字ノ記章又ハ赤十字若ハ「ジエネツア」十字ノ稱號若ハ又文字ト同一又ハ類似ノモノ
四 秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ
五 他人ノ肖像、氏名稱又ハ商號ヲ有ス

ルモノ但シ其ノ他人ノ承諾ヲ得タルモノハ此ノ限ニアラス
六 同一又ハ類似ノ商品ニ慣用スル標章ト同一又ハ類似ノモノ
七 政府ノ開設シ、道府縣若ハ之ニ準スヘキモノノ開設シ若ハ政府ノ認可ヲ得テ開設スル博覽會又ハ外國ニ於ケル官設若ハ官許ノ博覽會ノ賞牌、賞狀又ハ褒狀ト同一又ハ類似ノ圖形ヲ有スルモノ但シ其ノ賞牌賞狀又ハ褒狀ヲ受領シタル者力其ノ商標ノ一部トシテ其ノ圖形ヲ使用セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス
八 取引者又ハ需要者ノ間ニ廣ク認識セラレル他人ノ標章ト同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルモノ
九 他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルモノ
十 登録失効ノ日ヨリ一年ヲ經過セサル他人ノ商標ト同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルモノ但シ其ノ他人ノ商標カ登録失効前一年以上使用セザリシモノナル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス
十一 商品ノ誤認又ハ混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ

- (2) 商標ノ要部ト認メラルルノ虞アル部分カ分離シテハ前條第二號ニ規定スル特別顯著ノ要件ヲ具備セザル爲メ又ハ前項第六號ニ該當スル爲メ登録ヲ受クルコトヲ得サルモノナル場合ト雖出願人カ其ノ部分自體ニ付權利ヲ要求セザル旨ヲ申出テタルトキハ其ノ商標ヲ登録ス
三 同一商品ニ使用スヘキ自己ノ商標ニシテ又ハ類似ノ商品ニ付取引者又ハ需要者ノ間ニ廣ク認識セラレタル同一又ハ類似ノ標章ヲ善意ニ使用スル者ノ他人ノ商標ノ登録ニ拘ラス其ノ使用ヲ繼續スルコトヲ得營業又ハ業務ト共ニ其ノ標章ノ使用ヲ承繼シタル者亦同シ
(2) 前項ノ場合ニ於テ商標權者ハ標章使用者ニ對シ商品ノ混同ヲ防クニ適當ナル表示ヲ附スヘキコトヲ請求スルコトヲ得
一〇 商標權ノ存續期間ハ登録ノ日ヨリ二十年ヲ以テ終了ス
一一 前條ノ存續期間ハ更新登録ノ出願ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得但シ其ノ更新登録ノ出願ニ係ル商標カ第二條第一號第一號乃至第四號第六號第七號又ハ第十一號ニ該當スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス
一二 商標權ハ其ノ營業ト共ニスル場合ニ限り之ヲ移轉スルコトヲ得
(2) 商標權ハ第五條ノ規定ニ依リ指定シタル商品ニ依リ之ヲ分割シテ移轉スルコトヲ得
(3) 聯合ノ商標ノ商標權ハ分離シテ之ヲ移轉スルコトヲ得
(4) 商標權カ共有ニ係ル場合ニ於テハ各共有者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非サレハ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得
一三 商標權ハ商標權者カ其ノ營業ヲ廢止シタル場合ニ於テハ消滅ス
(2) 外國ノ登録商標トシテ登録ヲ受ケタル商標ノ商標權ハ其ノ本國ニ於ケル商標權消滅シタル場合ニ於テハ消滅ス
一四 左ノ各項ノ一ニ該當スル場合ニ於テ

テ相類似スルモノ又ハ類似ノ商品ニ使用スヘキ自己ノ商標ニシテ同一ノモノ若ハ相類似スルモノハ聯合ノ商標トシテ出願シタル場合ニ限り之ヲ登録ス
四 同一又ハ類似ノ商品ニ使用スヘキ同一又ハ類似ノ商標ニ付各別ノ登録出願力該當スルトキハ最先ノ出願者ニ限り登録ス但シ同日ノ各別ノ出願者アルトキハ出願者ノ協議ニ依リ登録シ協議調ハサルトキハ共ニ登録セス
(2) 政府ノ開設シ、道府縣若ハ之ニ準スヘキモノノ開設シ若ハ政府ノ認可ヲ得テ開設スル博覽會又ハ工業所有權保護同盟條約國ノ版圖内ニ開設スル官設若ハ官許ノ萬國博覽會ニ出品シタル商品ニ使用シタル商標ニ付其ノ開會ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ商標ノ使用者力其ノ商標ノ登録ヲ出願シタルトキハ其ノ開會ノ日ニ於テ出願シタルモノト看做ス
(3) 前項ノ規定ハ命令ヲ以テ前項ニ規定スル出品ニ付豫メ申出ツヘキコトヲ規定シタル場合ニ於テ其ノ申出ヲ怠リタル者ニ付之ヲ適用セス
(4) 第二項ニ掲グル萬國博覽會ヲ除クノ外國ノ版圖内ニ開設スル官設又ハ官許ノ博覽會ニ出品スル商品ニ使用スル商標ニ付保護ヲ與フルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
五 商標登録出願者ハ命令ノ定ムル類別内ニ於テ其ノ商標ヲ使用スヘキ商品ヲ指定スヘシ
六 商標ノ登録出願ヨリ生シタル權利ハ其ノ營業ト共ニスル場合ニ限り之ヲ移轉スルコトヲ得

- ハ審判ニ於テハ審判ニ依リ商標ノ登録ヲ取消スヘシ
一 商標權者正當ノ理由ナクシテ帝國内ニ於テ登録ノ日ヨリ一年間其ノ商標ヲ使用セザリシトキ又ハ引續キ三年間其ノ商標ヲ使用ヲ中止シタルトキ但シ第五條ノ規定ニ依リ指定シタル商品中其ノ一ニ使用シ又ハ聯合ノ商標中其ノ一ヲ使用シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
二 商標權ノ移轉アリタル場合ニ於テ其ノ相續ニ依ルモノヲ除クノ外移轉アリタル日ヨリ一年以内ニ商標權移轉ノ登録ヲ申請セザルトキ
(2) 外國ノ登録商標トシテ商標ヲ受ケタル商標ニ付テハ前項第一號ノ規定ヲ適用セス
一五 商標權者故意ニ其ノ登録商標ノ商品ノ誤認又ハ混同ヲ生セシムルノ虞アル附記又ハ變更ヲ爲シテ之ヲ使用シタルトキハ審判ニ依リ商標ノ登録ヲ取消スヘシ
(2) 前項ノ規定ニ依リ商標ノ登録ヲ取消サレタル者ハ取消ノ審決ヲ確定シ又ハ判決アリタル日ヨリ五年間同一又ハ類似ノ商品ニ付同一又ハ類似ノ商標ノ登録ヲ受クルコトヲ得ス
一六 商標ノ登録力左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ審判ニ依リ之ヲ無効ト無スヘシ
一 登號力第一條乃至第四條又ハ前條第二號ノ規定ニ違反シテ爲サレタルトキ
二 登録力第二十四條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第三十二條ノ規定ニ違反シテ爲サレタルトキ
三 登録力商號ノ登録出願ヨリ生シタル權利

トヲ得

- (2) 商標ノ登録出願ヨリ生シタル權利カ共有ニ係ル場合ニ於テハ各共有者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非サレハ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得ス
(3) 商標ノ登録出願ヨリ生シタル權利ノ承繼ハ承繼人カ出願人名義ノ變更ヲ申出ツルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對スルコトヲ得ス但シ同日ノ申出ニ係ルトキハ關係者ノ協議ニ依リ協議調ハサルトキハ共ニ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
七 商標權ハ登録ニ依リ發生ス
(2) 商標權者ハ第五條ノ規定ニ依リ指定シタル商品ニ付其ノ商標ヲ專用スルノ權利ヲ有ス
(3) 商標權カ其ノ登録商標ノ使用ノ態様ニ依リ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル意匠權ト抵觸スル場合ニ於テハ商標權者ハ意匠權者ノ實施許諾アルニ非サレハ其ノ態様ニ於テ登録商標ヲ使用スルコトヲ得ス
八 商標權ノ効力ハ普通ニ使用セラル、方法ヲ以テ自己ノ氏名稱若ハ商號又ハ其ノ商品ノ普通名稱、產地、品位、品質、効能、用途、製法、時期、數量、形狀若ハ價格ヲ表示スルモノニ及ハス但シ商標登録後惡意ヲ以テ氏名稱又ハ商號ヲ使用シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
(2) 商標權ノ効力ハ第二條第二項ノ規定ニ依リ權利ヲ要求セザル旨ヲ申出テタル部分自體ニ及ハス
九 他人ノ登録商標ノ登録出願ヨリ同一

利ノ承繼人ニ非サル者ノ爲ニ爲サレタルトキ  
四 登録力第二十四條ノ規定ニ依リ準用ス  
ル特許法第三十三條ノ規定スル條約又ハ之ニ  
準スヘキモノニ違反シテ爲サレタル場合ニ於  
テ其ノ違反力第一號乃至前號ニ掲グルモノニ  
準スヘキモノナルトキ

五 登録力第二十四條ノ規定ニ依リ準用ス  
ル特許法第三十二條ノ規定ニ違反スルニ至リ  
タルトキ又ハ特許法第三十三條ノ規定スル條  
約若ハ之ニ準スヘキモノニ違反スルニ至リタ  
ル場合ニ於テ其ノ違反力第一號乃至第三號ニ  
掲グルモノニ準スヘキモノナルトキ

(2) 商標權存續期間更新ノ登録力左ノ各號ノ  
一ニ該當スルトキハ審判ニ依リ之ヲ無効ト爲  
スヘシ  
一 登録力第十一條但書ノ規定ニ違反シテ  
爲サレタルトキ  
二 登録力商標權者ニ非サル者ノ爲ニ爲サ  
レタルトキ

(3) 商標又ハ商標權存續期間更新ノ登録商標  
權消滅後ト雖前二項ノ規定ニ依リ之ヲ無効ト  
爲スヘシ  
一七 特許局ニ商標原簿ヲ備ヘ商標權ノ設  
定、移轉、變更、消滅其ノ他法令ニ定ムル事  
項ヲ登録スル規程ハ命令ヲ以テ之  
ヲ定ム

一八 登録スヘシトノ査定若ハ審決確定シ  
又ハ判決アリタルトキハ之ヲ商標原簿ニ登録  
ス  
一九 特許局ハ商標公報ヲ發行シ本法ニ規

定スル事項其ノ他登録商標ニ關スル必要ナル  
事項ヲ之ニ記載スヘシ

二〇 商標ノ登録ヲ受クル者ハ其ノ登録ヲ  
受クル時登録料トシテ每件一時三十圓ヲ納  
付スヘシ

(2) 商標權存續期間更新ノ登録ヲ受クル者ハ  
其ノ登録ヲ受クル時登録料トシテ每件一時二  
十五圓ヲ納付スヘシ

二一 商標又ハ商標權存續期間更新ノ登録  
出願アリタルトキハ審査官ヲシテ之ヲ審査セ  
シム

二二 審判ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ規  
定スルモノ、外左ニ掲グル事項ニ付之ヲ請求  
スルコトヲ得

一 第十四條、第十五條又ハ第三十一條ノ  
規定ニ依リ商標ノ登録ノ取消  
二 第十六條ノ規定ニ依リ商標又ハ商標權  
存續期間更新ノ登録ノ無効

三 商標權ノ範圍ノ確認  
(2) 前項第一號ノ取消ノ審判又ハ第二號ノ無  
効ノ審判ハ利害關係人及審査官ニ限り之ヲ請  
求スルコトヲ得但シ審査官ハ第二條第一號第  
五號第八號乃至第十號、第三條若ハ第四條ノ  
規定ニ違反シ又ハ第十六條第一號第三號若ハ  
第二項第二號ニ該當ストノ理由ニ依リ無効ノ  
審判ヲ請求スルコトヲ得ス

(3) 第一項第三號ノ確認ノ審判ハ利害關係人  
ニ限り之ヲ請求スルコトヲ得  
二三 前條第一項第二號ノ無効ノ審判ハ登  
録ノ日ヨリ五年ヲ經過シタルトキハ之ヲ請求

スルコトヲ得但シ第二條第一號第一號乃至  
第四號第六號第七號第十一號、第十一條但書  
第十五條第二號、第二十四條ノ規定ニ依リ  
準用スル特許法第三十二條又ハ第三十三條ノ  
規定ニ違反ストノ理由ニ依リ場合ハ此ノ限ニ  
在ラス

二四 特許法第十三條、第十六條乃至第三  
十條、第三十二條、第三十三條、第四十五條  
第五十八條、第七十二條、第七十三條第一號、第  
七十一條、第七十四條乃至第七十七條、第  
八十條乃至第八十三條、第八十六條乃至第九  
十五條、第九十七條乃至第一百二十四條及第二十八  
條ノ規定ハ商標ニ關シ之ヲ準用ス但シ第七十  
三條第一號第二號第四號及第七十四條乃至第  
七十七條ノ規定ハ商標權存續期間更新ノ登録  
出願ニ付之ヲ準用セス

二五 登録無効ノ審決確定シ又ハ判決アリ  
タル後ニシテ再審請求ノ登録前ヨリ同一又ハ  
類似ノ商品ニ付取引者又ハ需要者ノ間ニ廣ク  
認識セラレタル同一又ハ類似ノ登録商標ヲ善  
意ニ使用スル者ハ其ノ登録商標カ再審ニ依リ  
登録ヲ回得シタル商標ニ抵觸スル爲メ第二條第  
一項第九號ノ規定ニ違反ストノ理由ニ依リ其  
ノ登録ヲ無効トセラレタル場合ニ於テモ其ノ  
商標ノ使用ヲ繼續スルコトヲ得營業ト共ニ其  
ノ商標ノ使用ヲ承繼シタル者亦同シ

(2) 第九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ  
準用ス

二六 營利ヲ目的トセサル業務ニ係ル商品  
ノ標章ヲ專用セムトスル者ハ標章ノ登録ヲ受  
クルコトヲ得

(2) 前項ノ標章ハ之ヲ商標ト看做シ本法中商  
標ニ關スル規定ニ之ニ適用ス

二七 同業者及密接ノ關係ヲ有スル營業者  
ノ設立シタル法人ニシテ團體員ノ營業上ノ共  
同ノ利益ヲ増進スル目的トスルモノハ其ノ團  
體員ヲシテ其ノ營業ニ係ル商品ニ標章ヲ專用  
セシムル爲メ其ノ標章ニ付團體標章ノ登録ヲ受  
クルコトヲ得

(2) 團體標章、本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ  
除クノ外之ヲ商標ト看做シ本法中商標ニ關ス  
ル規定ニ之ニ適用ス

二八 前條ノ規定ニ依リ團體標章ノ登録ヲ  
受ケムトスル法人ハ其ノ定款ニ於テ其ノ團體  
標章ノ使用ニ關スル事項ヲ定メ特許局長官ノ  
認可ヲ受クヘシ其事項ヲ變更スル場合亦同シ

二九 團體標章權ノ侵害ニ因ル損害賠償請  
求權ハ團體員ニ生シタル損害ヲモ包含ス  
三〇 第二十七條ノ法人ノ合併又ハ分割ノ  
場合ニ於テ一ノ法人カ他ノ法人ニ團體標章ノ  
登録出願ヨリ生シタル權利又ハ團體標章權ヲ  
移轉セムトスルトキハ特許局長官ノ認可ヲ受  
クヘシ此ノ場合ニ於テハ第二十八條ノ規定ヲ  
準用ス

三一 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ  
ハ審判ニ依リ團體標章ノ登録ヲ取消スヘシ  
一 法人カ團體員ヲシテ第二十八條又ハ前  
條ノ規定ニ依リ特許局長官ノ認可ヲ受ケタル

定款ノ規定ニ違反シテ團體標章ヲ使用セシメ  
又ハ其ノ使用ヲ放任シタルトキ  
二 法人カ團體員ニ非サル者ヲシテ團體標  
章ヲ使用セシメ又ハ團體員ニ非サル者ノ使用  
ヲ放任シタルトキ

(2) 前項ノ規定ニ依リ團體標章ノ登録ヲ取消  
サレタル法人ハ取消アリタル日ヨリ五年間同  
一又ハ類似ノ商品ニ付同一又ハ類似ノ團體標  
章ノ登録ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於テ  
ハ第十六條及第二十二條ノ規定ヲ準用ス

三二 團體標章ノ登録ヲ受クル者ハ其ノ登  
録ヲ受クル時登録料トシテ每件一時二百圓ヲ  
納付スヘシ

(2) 團體標章權存續期間更新ノ登録ヲ受クル  
者ハ其ノ登録ヲ受クル時登録料トシテ每件一  
時二百五十圓ヲ納付スヘシ

三三 前六條ノ規定ハ公法人カ其ノ地域内  
ニ於ケル營業者ヲシテ其ノ營業ニ係ル商品ニ  
專用セシムル爲メ團體標章ノ登録ヲ受ケムトス  
ル場合ニ之ヲ準用ス

三四 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五年以  
下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 他人ノ登録商標ト同一若ハ類似ノ商標  
ヲ同一若ハ類似ノ商品ニ使用シタル者又ハ其  
ノ商品ヲ交付シ、販賣シ若ハ交付、販賣ノ目  
的ヲ以テ所持スル者

二 他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノ商標  
ヲ同一若ハ類似ノ商品ニ使用セシムルノ目的  
ヲ以テ交付シ若ハ販賣シ又ハ其ノ交付、販賣  
ノ目的ヲ以テ所持スル者

三 他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノ商品  
ニ使用スルノ目的又ハ使用セシムルノ目的ヲ  
以テ製造又ハ模造シタル者

四 他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノ商標  
ヲ使用シタル同一又ハ類似ノ商品ヲ交付、販  
賣ノ目的ヲ以テ輸入又ハ移入シタル者

五 他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノ商標  
ヲ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルノ目的又ハ  
使用セシムルノ目的ヲ以テ輸入又ハ移入シタ  
ル者

六 他人ノ登録商標ヲ製造若ハ模造スルノ  
目的又ハ製造若ハ模造セシムルノ目的ヲ以テ  
其ノ用具ヲ製作、交付、販賣又ハ所持スル者

七 同一又ハ類似ノ商品ニ關シ他人ノ登録  
商標ト同一又ハ類似ノモノヲ營業ニ用井ル廣  
告、看板、引札、物價表ノ類又ハ取引書類ニ  
使用シタル者

三五 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以  
下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 詐偽ノ行爲ヲ以テ商標若ハ商標權存續  
期間更新ノ登録ヲ受ケ又ハ審決若ハ判決ヲ受  
ケタル者

二 登録ヲ受ケサル商標ニシテ商標登録標  
記ヲ附シ若ハ商標登録標記ニ紛ハシキ表示ヲ  
爲シタルモノヲ商品ニ使用シタル者又ハ其ノ  
商品ヲ交付シ、販賣シ若ハ交付、販賣ノ目的  
ヲ以テ所持スル者

三 登録ヲ受ケサル商標ニシテ商標登録標  
記ヲ附シ若ハ商標登録標記ニ紛ハシキ表示ヲ  
爲シタルモノヲ營業ニ用井ル廣告、看板、引

札、物價表ノ類又ハ取引書類ニ使用シタル者  
三六 法律ニ依リ宣誓シタル證人鑑定又ハ  
通事特許局又ハ其ノ囑託ヲ受ケタル裁判所若  
ハ官廳ニ對シ虚偽ノ陳述ノ爲シタルトキハ三  
月以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
(2)前項ノ罪ヲ犯シタル者事件ノ査定又ハ審  
決ニ至ラザル前自白シタルトキハ其ノ刑ヲ減  
輕又ハ免除スルコトヲ得

三六ノ二 第二十四條ノ規定ニ依リ準用ス  
ル民事訴訟法第二百六十七條第二項又ハ第三  
百三十六條ノ規定ニ依リ宣誓ヲ爲シタル者ハ  
特許局ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ五  
百圓以下ノ過料ニ處ス  
三七 特許局ヨリ證人、鑑定人又ハ通事ト  
シテ呼出サレタル者正當ノ理由ナクシテ呼出  
ニ應ゼス又ハ其ノ義務ヲ盡ササルトキハ五百  
圓以下ノ過料ニ處ス

三七ノ二 特許局ヨリ證據調ニ關シ書類其  
ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命セラレタル者  
正當ノ理由ナクシテ其ノ命ニ從ハサルトキハ  
五百圓以下ノ過料ニ處ス  
三七ノ三 非訟事件手續法第二百六條乃至  
第二百八條ノ規定ハ前三條ノ過料ニ付テ之ヲ準  
用ス

三八 辯理士ニ非スシテ特許局ニ對シ商標  
ニ關シ爲スヘキ事項ノ代理業ヲ營ミタル者ハ  
一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
附 則

三九 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定  
ム(大正十年十二月勅令第四百五十九號ヲ以  
テ)

テ大正十一年一月十一日ヨリ施行)  
四〇 舊法ニ依リ商標又ハ商標權存續期間  
更新ノ登錄處分及手續ハ本附則ニ別段ノ規定  
アル場合ヲ除クノ外本法ニ依リ爲シタルモノ  
ト看做ス  
(2)舊法ニ依リ商標ニ關シ爲シタル出願、請  
求其ノ他ノ手續ニ付亦前項ニ同シ

四一 本法施行ノ際現ニ登録スル商標若ハ  
商標權存續期間更新ノ登録出願又ハ商標登録  
ノ取消ニ關スル事項ノ處理ニ付テハ仍舊法ニ  
依ル  
(2)本法施行前送達ヲ受ケタル審決ニ對スル  
不服申立ノ期間ニ付テハ仍舊法ニ依ル

四二 舊法ニ依リ商標又ハ商標權存續期間  
更新ノ登録ニ關シテハ本法施行後ニ登録力爲  
サレタル場合ト雖舊法第十一條ノ規定ハ仍其  
ノ効力ヲ有シ同條ノ規定ノ適用ノ範圍内ニ於  
テ同條ニ掲ケル舊法ノ規定ハ仍其ノ効力ヲ有  
シ登録力同條ノ規定ニ該當スル場合ニ限リ審  
判ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ此ノ場合ニ於テ  
舊法附則第二項ノ規定ハ仍其ノ効力ヲ有シ同  
項ノ規定ノ適用ノ範圍内ニ於テ同項ニ掲ケル  
舊法ノ規定ハ仍其ノ効力ヲ有ス

四三 登録力舊法第一條又ハ第二條第五號  
ノ規定ニ違反ストノ理由ニ依リ前條ノ無効ノ  
審判ハ本法施行前爲サレタル商標又ハ商標權  
存續期間更新ノ登録ニ關シテハ本法施行ノ日  
ヨリ五年ヲ經過シタルトキハ之ヲ請求スルコ  
トヲ得ス  
(2)登録力舊法第二條第八號第九號第三條又

ニ至ラシメタル場合ト於テ其ノ日ヨリ六月以  
内ニ其ノ者カ特許ヲ出願シタルトキハ其ノ者  
ノ發明ハ之ヲ新規ナルモノト看做ス  
(2)特許ヲ受ケルノ權利ヲ有スル者ノ意ニ反  
シテ其ノ者ノ發明カ前條各號ノ一ニ該當スル  
ニ至リタル場合ニ於テ其ノ日ヨリ六月以内ニ  
其ノ者カ特許ヲ出願シタルトキ亦前項ニ同シ

六 特許ヲ受ケルノ權利ヲ有スル者カ政府  
ノ開設シ、道府縣若ハ之ニ準スヘキモノ、開  
設シ若ハ政府ノ認可ヲ得テ開設スル博覽會又  
ハ工業所有權保護同盟條約國ノ版圖内ニ開設  
スル官設若ハ官許ノ萬國博覽會ニ出品ノ爲其  
ノ者ノ發明ヲ第四條各號ノ一ニ該當スルニ至  
ラシメタル場合ニ於テ其ノ開會ノ日ヨリ六月  
以内ニ其ノ者カ特許ヲ出願シタルトキハ其ノ  
者ノ發明ハ之ヲ新規ナルモノト看做ス  
(2)前項ニ掲ケル萬國博覽會ヲ除クノ外外國  
ノ版圖内ニ開設スル官設又ハ官許ノ博覽會ニ  
出品スル發明ニ付保護ヲ與フルノ必要アルト  
キハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

七 特許出願ハ一發明毎ニ之ヲ爲スヘシ但  
シニ以上ノ發明力牽連シテ利用上一發明ヲ爲  
スモノト認メ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
八 同一發明ニ付テハ最先ノ出願者ニ依リ  
特許ス但シ同日ノ各別ノ出願者ノ協議ニ依リ  
特許シ協議調ハサルトキハ共ニ特許セシ  
九 二以上ノ發明ヲ包含スル特許出願ヲ二  
以上ノ出願ト爲シタルトキハ各出願ハ最初出  
願ノ時ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス  
(2)追加ノ特許出願ヲ獨立ノ特許出願ニ、獨

ハ第四條第二項ノ規定ニ違反ストノ理由ニ由  
ル前條ノ無効ノ審判ハ商標又ハ商標權存續期  
間更新ノ登錄カ商標公報ニ掲載セラレタル日  
ヨリ三年ヲ經過シタルトキハ之ヲ請求スルコ  
トヲ得ス  
四四 本法施行前舊法第二十三條ノ罪ヲ犯  
シタル者ハ本法施行後ト雖告訴スルニ非サレ  
ハ其ノ罪ヲ論セス  
舊法 明治四十二年法律第二十五號商標法  
附則(昭和四年法律第五〇號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭  
和四年九月勅令第二百八十九號ヲ以テ同年十  
月一日ヨリ施行)  
本法ハ本法施行前ニ生シタル事項ニモ之ヲ適  
用ス但シ從前ノ規定ニ依リ生シタル効力ヲ妨  
ケス

第二十四條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第  
十七條ノ二ノ改正規定ハ本法施行前同様ニ揭  
ケル事由ヲ生シタル委任代理ニシテ本法施行  
前代理權消滅ノ登録ヲ受ケサリシモノ又ハ其  
ノ届出ヲ爲ササリシモノニモ之ヲ適用ス  
本法施行前抗告事件ニ付決定ヲ受ケタル者  
ハ仍從前ノ規定ニ依リ更ニ抗告ヲ爲ス事ヲ得  
本法ニ依リ新ニ期間ヲ定メタル手續ニシテ本  
法施行ノ際爲スヘキモノニ付テハ其ノ期間ハ  
本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

本法施行前從前ノ規定ニ依リ過料ニ處スヘ  
キ行爲ヲ爲シタル者ニシテ本法施行ノ際未ダ  
其ノ裁判ヲ受ケサルモノハ本法ニ於テ過料ニ  
處スヘキ場合ニ限リ本法ニ依リ處罰シ但シ過

立ノ特許出願ヲ追加ノ特許出願ニ變更シタル  
トキ亦前項ニ同シ  
一〇 特許出願カ特許ヲ受ケルノ權利ノ繼  
承人ニ非サル者又ハ特許ヲ受ケルノ權利ヲ冒  
認シタル者ノ爲シタルモノナルニ因リ特許ヲ  
受ケルコト能ハサルニ至リタル場合ニ於テ其  
ノ特許出願ノ後ニ爲シタル正當權利者ノ出願  
ハ其ノ特許ヲ受ケルコト能ハサルニ至リタル  
特許出願ノ時ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做  
ス但シ特許ヲ受ケルコト能ハサルニ至リタル  
日ヨリ三十日ヲ、出願公告アリタル場合ニ於  
テハ出願公告ノ日ヨリ三十日ヲ經過シタル後  
ノ出願ニ係ルトキハ此ノ限ニ在ラス

一一 特許カ特許ヲ受ケルノ權利ノ繼承人  
ニ非サル者又ハ特許ヲ受ケルノ權利ヲ冒認シ  
タル者ノ受ケタルモノナルニ因リ其ノ特許ヲ  
無効トスル審決確定シ又ハ判決アリタル場合  
ニ於テ其ノ特許ノ出願ノ後ニ爲シタル正當權  
利者ノ出願ハ其ノ無効ト爲リタル特許ノ出願  
ノ時ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス但シ其  
ノ特許ノ出願公告ノ日ヨリ五年ヲ經過シタル  
後ノ出願又ハ其ノ審決確定シ若ハ判決アリタ  
ル日ヨリ三十日ヲ經過シタル後ノ出願ニ係ル  
トキハ此ノ限ニ在ラス  
一二 特許ヲ受ケルノ權利ハ之ヲ移轉スル  
コトヲ得但シ擔保ニ供スルコトヲ得ス  
(2)特許ヲ受ケルノ權利カ共有ニ係ル場合ニ  
於テハ各共有者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非  
サレハ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得ス  
(2)特許ヲ受ケルノ權利ノ承繼ハ承繼人カ特

料ノ額ハ從前ノ規定ノ過料ノ額ヲ超ユルコト  
ヲ得ス

特許法 (大正一〇年四月三  
〇日法律第九六號)

改正 昭和四年四月法律第四七號朕帝國議會  
ノ協賛ヲ經タル特許法改正法律ヲ裁可シ茲ニ  
之ヲ公布セシム

第一章 總 則

一 新規ナル工業的發明ヲ爲シタル者ハ其  
ノ發明ニ付特許ヲ受ケルコトヲ得  
二 特許權者又ハ特許出願者ハ其ノ發明ノ  
改良又ハ擴張ニ係ル新規ノ發明ニ付獨立ノ特  
許ニ代ヘ追加ノ特許ヲ受ケルコトヲ得  
三 左ニ掲ケル發明ニ付テハ之ヲ特許セス  
一 飲食物又ハ嗜好物  
二 醫藥又ハ其ノ調合法  
三 化學方法ニ依リ製造スヘキ物質  
四 秩序若ハ風俗ヲ紊リ又ハ衛生ヲ害スル  
ノ虞アルモノ  
四 本法ニ於テ發明ノ新規ト稱スルハ發明  
カ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトナキヲ謂フ  
一 特許出願前帝國内ニ於テ公然知ラレ又  
ハ公然用非ラレタルモノ  
二 特許出願前帝國内ニ頒布セラレタル刊  
行物ニ容易ニ實施スルコトヲ得ヘキ程度ニ於  
テ記載セラレタルモノ  
五 特許ヲ受ケルノ權利ヲ有スル者カ試驗  
ノ爲其ノ者ノ發明ヲ前條各號ノ一ニ該當スル

許出願前ニ在リテハ特許ヲ出願シ特許出願後ニ在リテハ出願人名義ノ變更ヲ届出ツルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス但シ同日ノ出願又ハ届出ニ係ルトキハ關係者ノ協議ニ依リ協議調ハサルトキハ共ニ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

一三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ法定又ハ指定ノ期間ノ計算ハ其ノ規定ニ依ル  
一 期間ノ初日ハ之ヲ算入セス但シ其ノ期間カ午前零時ヨリ始ルトキハ此ノ限ニ在ラス  
二 期間ヲ定ムルニ月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從フ月又ハ年ノ始ヨリ期間ヲ起算セサルトキハ其ノ期間ハ最後ノ月又ハ年ニ於テ其ノ起算日ニ應當スル日ノ前日ヲ以テ満了ス但シ最後ノ月ニ應當日ナキトキハ其ノ月ノ末日ヲ以テ満了ス

(2)特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ニ付テノ法定又ハ指定ノ期間ノ末日カ日曜日又ハ一般ノ祝祭日ニ當ルヘキトキハ其ノ日ノ翌日ヲ以テ其ノ期間ノ末日トス  
一四 被用者、法人ノ役員又ハ公務員ノ其ノ勤務ニ關シシタル發明ニ付テハ性質上使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ノ業務範圍ニ屬シ且其ノ發明ヲ爲スニ至リタル行為カ被用者、法人ノ役員又ハ公務員ノ任務ニ屬スル場合ノモノヲ除クノ外豫メ使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ヲシテ特許ヲ受クルノ權利又ハ特許權ヲ承繼セシムルコトヲ定メル契約又ハ勤務規程ノ條項ハ之ヲ無効トス

(2)使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ハ被用者、法人ノ役員又ハ公務員ノ其ノ勤務ニ關シシタル發明ニシテ性質上使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ノ業務範圍ニ屬シ且其ノ發明ヲ爲スニ至リタル行為カ被用者、法人ノ役員又ハ公務員ノ任務ニ屬スル場合ノモノニ付其ノ被用者、法人ノ役員會ハ公務員カ特許ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ者ノ特許ヲ受ケタル權利ヲ承繼シタル者カ特許ヲ受ケタルトキハ其ノ發明ニ付實施權ヲ有ス  
(3)被用者、法人ノ役員又ハ公務員ハ前項ノ發明ニ付テノ特許ヲ受ケルノ權利又ハ特許權ヲ豫メ定メタル契約又ハ勤務規程ニ依リ使用者法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ヲシテ承繼セシメタル場合ニ於テ相當ノ補償金ヲ受ケルノ權利ヲ有ス  
(4)使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ニ於テ既ニ支拂ヒタル報酬アルトキハ裁判所ハ前項ノ補償金ヲ定ムルニ付之ヲ斟酌スルコトヲ得  
(5)本條ニ於テ法人ノ役員ト稱スルハ法人ノ業務ヲ執行スル役員ヲ謂フ公務員ト稱スルハ刑法第七條第一項ノ公務員ヲ謂フ  
一五 特許出願ニ係ル發明カ軍事上秘密ヲ要シ又ハ軍事上若ハ公益上必要ナルモノナルトキハ特許ヲ與ヘス特許ヲ受ケルノ權利ヲ政府ニ於テ採收シ又ハ制限ヲ附シテ特許ヲ與フルコトヲ得  
(2)前項ノ規定ニ依リ特許ヲ與ヘス、權利ヲ收用シ又ハ制限ヲ附シテ特許ヲ與フル場合ニ

不便ノ地ニ在ル者ノ爲請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ特許局又ハ裁判所ニ對シ手續ヲ爲スヘキ法定ノ期間ヲ延長スルコトヲ得  
二四 出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲シタル者ニ關スル爾後ノ行為ニ付指定ノ期間ヲ懈怠シタルトキ又ハ登錄ヲ受ケル際納付スヘキ特許料ノ納付ヲ怠リタルトキハ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外特許局長官ハ其ノ出願、請求其ノ他ノ手續ヲ無効ト爲スコトヲ得  
(2)前項ノ規定ニ依リ出願、請求其ノ他ノ手續ヲ無効ト爲シタル場合ニ於テ其ノ期間ノ懈怠カ宥恕スヘキ障礙ニ因ルモノト認ムルトキハ其ノ障礙ノ止ミタル日ヨリ十四日以内ニシテ其ノ期間満了後一年以内ノ請求ニ依リ特許局長官ハ懈怠ノ結果ヲ免レシムルコトヲ得  
二五 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者其ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ第九條、第一百五條、第二百二十二條第一項又ハ本法ニ於テ準用スル民事訴訟法第四百十五條ニ規定スル期間ヲ遵守スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ事由ノ止ミタル日ヨリ十四日以内ニシテ且其ノ期間満了後一年以内ニ限り懈怠シタル手續ノ追究ヲ爲スコトヲ得  
二六 特許局ニ差出スヘキ書類其ノ他ノ物件ニ付差出ノ効力ヲ生スヘキ時期ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
二七 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ特許權者又ハ特許ニ關スル權利ヲ有スル者ノ爲シタル又ハ其ノ者ニ對シ爲サレタル手續ノ効力ハ其ノ特許權又ハ特許ニ關スル權利

於テハ政府ハ相當ノ補償金ヲ支給ス  
(3)收用及補償金支給ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
一六 帝國內ニ住所ヲモ居住チモ有セサル者ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外帝國內ニ住所又ハ居所チ有スル代理人ニ依ルニ非サレハ特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲シ又ハ特許權者ハ特許ニ關スル權利ヲ主張スルコトヲ得ス  
(2)前項ノ規定ニ依リ出願若ハ請求又ハ主張ヲ爲ス代理人ハ特ニ授ケラレタル權限ノ外本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ手續並民事訴訟、私訴及告訴ニ付本人ヲ代表ス  
(3)特許權者又ハ特許權ニ關シ登錄シタル權利ヲ有スル者ノ代理人ニシテ第一項ノ規定ニ依リ手續又ハ主張ヲ爲スモノ、選任若ハ變更又ハ代理權若ハ其ノ變更消滅ハ登錄ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス  
一七 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者ノ代理人ニシテ前條第三項ニ規定スル代理人ニ非サルモノ、選任若ハ變更又ハ代理權若ハ其ノ變更消滅ハ特許局ニ届出ツルニ非サレハ之ヲ以テ特許局ニ對抗スルコトヲ得ス  
一七ノ二 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者ノ委任ニ因ル代理人ノ代理權ハ本人ノ死亡若ハ能力ノ喪失、本人タル法人ノ合併ニ因ル消滅、本人タル受託者ノ信託ノ任務終了又ハ法定代理人ノ死亡能力ノ喪失若

ハ代理權ノ變更消滅ニ因リテ消滅セス

一八 特許ニ關スル代理人數人アルトキハ特許局ニ對シテハ各別ニ本人ヲ代表ス

一九 特許局長官ニ於テ特許ニ關スル代理人ヲ適當ナラスト認ムルトキハ其ノ改任ヲ命スルコトヲ得

(2)特許局長官又ハ審判長ニ於テ當事者、參加人若ハ特許異議申立人又ハ其ノ代理人カ手續又ハ演述ヲ爲スノ能力ナシト認ムルトキハ辯護士ヲ以テ代理セシムヘキコトヲ命スルコトヲ得

(3)前二項ニ規定スル命令アリタル後第一項ノ代理人又ハ前項ノ當事者、參加人、特許異議申立人若ハ代理人ノ特許局ニ對シシタル行為ハ之ヲ無効ト爲スコトヲ得

二〇 特許局ニ對シ爲スヘキ事項ノ代理業ハ辯護士ニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

二一 數人共同シテ特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者又ハ特許權ノ共有者ハ特許局ニ對シ各人互ニ代表スルモノトス但シ特ニ代表者ヲ定メ特許局ニ届出テタルトキハ此ノ限ニ在ラス

(2)第十七條ノ規定ハ前項但書ノ代表者ニ付之ヲ準用ス

二二 特許權者帝國內ニ住所チモ居所チモ有セサルトキハ第十六條第二項ノ代理人ノ住所又ハ居所、其ノ代理人ナキモノニ在リテハ特許局ノ所在地ヲ以テ民事訴訟法第八條ノ財產所在地ト看做ス

二三 特許局長官ハ外國又ハ遠隔若ハ交通

不便ノ地ニ在ル者ノ爲請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ特許局又ハ裁判所ニ對シ手續ヲ爲スヘキ法定ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

二四 出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲シタル者ニ關スル爾後ノ行為ニ付指定ノ期間ヲ懈怠シタルトキ又ハ登錄ヲ受ケル際納付スヘキ特許料ノ納付ヲ怠リタルトキハ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外特許局長官ハ其ノ出願、請求其ノ他ノ手續ヲ無効ト爲スコトヲ得

(2)前項ノ規定ニ依リ出願、請求其ノ他ノ手續ヲ無効ト爲シタル場合ニ於テ其ノ期間ノ懈怠カ宥恕スヘキ障礙ニ因ルモノト認ムルトキハ其ノ障礙ノ止ミタル日ヨリ十四日以内ニシテ其ノ期間満了後一年以内ノ請求ニ依リ特許局長官ハ懈怠ノ結果ヲ免レシムルコトヲ得

二五 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者其ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ第九條、第一百五條、第二百二十二條第一項又ハ本法ニ於テ準用スル民事訴訟法第四百十五條ニ規定スル期間ヲ遵守スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ事由ノ止ミタル日ヨリ十四日以内ニシテ且其ノ期間満了後一年以内ニ限り懈怠シタル手續ノ追究ヲ爲スコトヲ得

二六 特許局ニ差出スヘキ書類其ノ他ノ物件ニ付差出ノ効力ヲ生スヘキ時期ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

二七 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ特許權者又ハ特許ニ關スル權利ヲ有スル者ノ爲シタル又ハ其ノ者ニ對シ爲サレタル手續ノ効力ハ其ノ特許權又ハ特許ニ關スル權利

ノ承繼人ニ及ブ

二八 特許局ニ事件ノ繫屬中ニ於テ特許權又ハ特許ニ關スル權利ノ移轉アリタルトキハ特許局ハ承繼人ニ對シ手續ヲ履行スルコトヲ得

二九 本法ニ規定スルモノ、外特許局ニ繫ル手續ノ中繼中止及中斷中止シタル手續ノ履行ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

三〇 特許ニ關シ證明、特許證ノ複本、書類ノ謄本若ハ圖面ノ複製ヲ求メ又ハ書類ノ閱覽若ハ謄寫ヲ爲サントスル者ハ特許局長官ニ之ヲ申請スルコトヲ得但シ特許局長官ニ於テ秘密ヲ要スト認ムルモノニ付テハ之ヲ許可セ

三一 軍事上秘密ヲ要スル發明ニ付テハ本法ニ規定スルモノ、外命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ケルコトヲ得

三二 外國人ニシテ帝國內ニ住所チモ營業所チモ有セサルモノハ條約又ハ之ニ準スヘキモノニ規定アル場合ヲ除クノ外特許權又ハ特許ニ關スル權利ヲ享有スルコトヲ得ス

三三 特許ニ關シ條約又ハ之ニ準スヘキモノニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ從フ

第二章 特許權

三四 特許權ハ登錄ニ依リ發生ス

三五 特許權者ハ物ノ特許發明ニ在リテハ其ノ物ヲ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有シ方法ノ特許發明ニ在リテハ其ノ方法ヲ使用シ及其ノ方法ニ依リテ製作シタル物ヲ使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス

(2)新規ナル同一ノ物ハ同一ノ方法ニ依リテ



製作シタルモノト推定ス  
 (3) 特許權カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル實  
 用新案權ト低觸スル場合又ハ特許發明カ其ノ  
 出願ノ日前ノ出願ニ係ル登録實用新案ヲ利用  
 スルモノナル場合ニ於テハ特許權者ノ實施許  
 諾アルニ非サレハ其ノ特許發明ヲ實施スルコ  
 トヲ得ス

三六 特許權ノ効力ハ左ノ各號ノ一ニ該當  
 ナルモノニ及ハス  
 一 研究又ハ試驗ノ爲ニスル特許發明ノ實  
 施  
 二 單ニ帝國内ヲ通過スルニ過キサル運輸  
 具又ハ其ノ裝置

三七 特許出願ノ際現ニ善意ニ帝國内ニ於  
 テ其ノ發明實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ  
 有スル者ハ其ノ特許發明ニ付事業ノ目的タル  
 發明範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

三八 特許ノ無効審判請求ノ登録前善意ニ  
 シテ左ノ各號ノ一ニ該當シ帝國内ニ於テ其ノ  
 發明實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル  
 者ハ其ノ特許發明ニ付事業ノ目的タル發明範  
 圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

一 同一發明ニ對スルニ二以上ノ特許中其ノ  
 一方無効ト爲リタル場合ニ於ケル登録ヲ受ケ  
 タル原特許權者  
 二 特許ヲ無効トシ同一發明ニ付正當權利  
 者ニ特許ヲ與ヘタル場合ニ於ケル登録ヲ受ケ  
 タル原特許權者  
 三 前二號ニ掲ケル場合ニ於テ其ノ無効ト

(3) 第十一條ノ規定ニ依リ正當權利者ニ特許  
 ナルモノトキハ第一項ノ十五年ノ期間ハ無  
 効ト無リタル特許ノ出願公告ノ日ノ翌日ヨリ  
 之ヲ起算ス  
 (4) 追加ノ特許權カ獨立ノ特許權ト爲リタル  
 トキハ其ノ存續期間ハ原特許權ノ殘期間トス  
 第五十三條第二項ノ規定ニ依ル各別ノ特許權  
 ノ存續期間ニ付亦同シ  
 (5) 特許權ノ存續期間ハ勅令ノ定ムル所ニ依  
 リ三年以上十年以下之ヲ延長スルコトヲ得

四四 特許權ハ制限ヲ附シ又ハ附セスシテ  
 之ヲ移轉スルコトヲ得  
 (2) 特許權カ共有ニ係ル場合ニ於テハ各共有  
 者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非サレハ其ノ持  
 分ヲ讓渡スルコトヲ得ス

四五 特許權ノ移轉、拋棄ニ依ル消滅若ハ  
 處分ノ制限又ハ特許權ノ目的トスル實施權ノ設  
 定、移轉、變更、消滅若ハ處分ノ制限ハ其ノ  
 登録ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對  
 抗スルコトヲ得ス

四六 追加ノ特許權ハ原特許ニ附隨ス  
 四七 願特權カ共有ニ係ル場合ニ於テハ各  
 共有者ハ契約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲ササルトキ  
 ハ他ノ共有者ノ同意ヲ要セスシテ特許發明ヲ  
 實施スルコトヲ得

四八 特許權者ハ特許發明ノ實施ヲ他人ニ  
 許諾スルコトヲ得  
 (2) 特許權カ共有ニ係ル場合ニ於テハ各共有  
 者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非サレハ特許發  
 明ノ實施ヲ他人ニ許諾スルコトヲ得ス

爲リタル特許權ニ付實施權ヲ得テ其ノ登録ヲ  
 受ケタル者但シ實施權カ登録ナキモ第五十二  
 條第一項ノ効力ヲ有スル場合ハ登録アルヲ要  
 セス

(2) 特許出願ノ日前又ハ之ト同日ノ出願ニ係  
 リ其ノ特許權ト低觸スル實用新案權ノ存續期  
 間滿了シタル場合ニ於テ其ノ實用新案權ニ付  
 實施權ヲ得テ登録ヲ受ケタル者ハ其ノ特許發  
 明ニ付原實施權ノ範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス  
 但シ原實施權カ登録ナキモ實用新案法第十三  
 條第一項ノ効力ヲ有スル場合ハ登録アルヲ要  
 セス

(3) 特許權者ハ前二項ノ規定ニ依ル實施權者  
 ヨリ相當ノ補償金ヲ受ケルノ權利ヲ有ス

三九 特許出願ノ日前又ハ之ト同日ノ出願  
 ニ係リ其ノ特許權ト低觸スル實用新案權ノ存  
 續期間滿了後ニ於ケル原實用新案權者ハ其ノ  
 特許發明ニ付原權利ノ範圍内ニ於テ實施權ヲ  
 有ス

四〇 特許發明カ軍事上秘密ヲ要シ又ハ軍  
 事上若ハ公益上必要ナルモノナルトキハ特許  
 權ヲ制限シ若ハ政府ニ於テ收用シ特許ヲ取消  
 シ又ハ政府ニ於テ特許發明ヲ實施スルコトヲ  
 得

(2) 特許權ノ收用アルタルトキハ其ノ特許發  
 明ニ關スル特許權以外ノ權利ハ消滅ス

(3) 第一項ノ規定ニ依ル制限、收用取消又ハ  
 實施ノ場合ニ於テハ政府ハ相當ノ補償金ヲ特  
 許權者又ハ實施權者ニ支給ス

(4) 收用、實施及補償金支給ニ關シテハ勅令

四九 特許權者ハ他人ノ特許發明又ハ登録  
 實用新案ヲ實施スルニ非サレハ自己ノ特許發  
 明ヲ實施スルコト能ハサル場合ニ於テ其ノ他  
 人カ正當ノ理由ナクシテ實施ヲ許諾セザルト  
 キ又ハ其ノ他人ノ實施許諾ヲ得ルコト能ハサ  
 ルトキハ審判ヲ請求スルコトヲ得但シ他人ノ  
 特許發明ノ實施ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ實  
 施セラレヘキ發明ノ特許權發生ノ日ヨリ三年  
 ナ經過セザルトキハ此ノ限ニ在ラス

(2) 前項ノ規定ニ依リ特許發明ヲ實施セザル  
 者其ノ實施ヲ必要トスル相手方ノ特許發明  
 ニ付實施ノ許諾ヲ求メタル場合ニ於テ其ノ相  
 手方カ正當ノ理由ナクシテ實施ヲ許諾セザル  
 トキ又ハ其ノ相手方ノ實施許諾ヲ得ルコト能  
 ハサルトキハ審判ヲ請求スルコトヲ得

五〇 第四十一條又ハ前條ノ規定ニ依ル實  
 施權者ハ特許權者又ハ實用新案權者ニ對シ相  
 當ノ補償金ヲ支拂フヘシ

(2) 前項ノ實施權者ハ補償金ノ支拂ヲ爲シ又  
 ハ支拂ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ供託  
 ナ爲スニ非サレハ其ノ特許發明又ハ登録實用  
 新案ヲ實施スルコトヲ得但シ第四十一條ノ  
 決定、審決又ハ判決ノ確定前ト雖決定、審決  
 又ハ判決ニ依ル補償金ニ相當スル金額ヲ供託  
 シタルトキハ實施スルコトヲ得

五一 第四十九條ノ規定ニ依ル實施權ハ其  
 ノ特許權ニ附隨ス

2 特許發明ノ實施權ニシテ前項ノ實施權ニ  
 非サルモノハ其ノ實施ノ事業ト共ニスル場合  
 又ハ特許權者ノ承諾アル場合ニ於テハ之ヲ移

ナ以テ之ヲ定ム  
 四一 特許アリタル後ニ於テ引續キ三年以  
 上正當ノ理由ナクシテ其ノ發明カ帝國内ニ適  
 當ニ實施セラレザル場合ニ於テ公益上必要ア  
 ルトキハ特許局長官ハ利害關係人ノ請求ニ依  
 リ其ノ實施權ヲ許與シ若ハ其ノ特許ヲ取消シ  
 又ハ職權ヲ以テ其ノ特許ヲ取消スコトヲ得  
 (2) 特許權者又ハ請求人ハ前項ノ規定ニ依ル  
 實施權許與若ハ特許取消ノ處分又ハ前項ノ請  
 求ノ却下ニ對シ不服アルトキハ訴願ヲ提起ス  
 ルコトヲ得

(3) 第一項ノ規定ニ依リ實施權ヲ許與スル場  
 合ニ於テハ特許局長官ハ補償金ニ付テモ亦之  
 カ決定ヲ爲スヘシ

四二 前條ノ規定ニ依リ實施權ヲ取得シタ  
 ル者適當ニ其ノ特許發明ヲ實施セザル場合ニ  
 於テハ特許局長官ハ利害關係人ノ請求ニ依リ又  
 ハ職權ヲ以テ其ノ實施權ヲ取消スコトヲ得

(2) 實施權者又ハ請求人ハ前項ノ規定ニ依ル  
 取消ノ處分又ハ前項ノ請求ノ却下ニ對シ不服  
 アルトキハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

四三 特許權ノ存續期間ハ出願公告アリタ  
 ル場合ニ在リテハ其ノ出願公告ノ日ヨリ、出  
 願公告ナカシ場合ニ在リテハ特許ノ日ヨリ  
 十五年ヲ以テ終了ス

(2) 第十條ノ規定ニ依リ正當權利者ニ特許ヲ  
 與ヘタル場合ニ於テ特許ヲ受ケルコトヲ能ハ  
 サルトキハ前項ノ特許出願ニ付特許出願公告アリタ  
 ルトキハ前項ノ十五年ノ期間ハ其ノ出願公告  
 ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

轉スルコトヲ得  
 五二 特許發明ノ實施權ハ之ヲ登録シタル  
 トキハ其ノ特許權ヲ爾後取得シタル者及其ノ  
 特許權ヲ目的トスル爾後設定ノ實施權ヲ有スル  
 者ニ對シテ其ノ効力ヲ生ス

(2) 第十四條第二項又ハ第三十七條乃至第三  
 十九條ノ規定ニ依ル實施權ハ其ノ登録ナキ場  
 合ト雖前項ノ効力ヲ有ス

(3) 第四十九條ノ規定ニ依ル實施權ハ其ノ登  
 録前設定ノ實施權ヲ有スル者ニ對シテモ其ノ効  
 力ヲ生ス

(4) 第四十五條ノ規定ハ實施權ノ移轉變更消  
 滅若ハ處分ノ制限又ハ實施權ノ目的トスル實  
 權ノ設定、移轉、變更、消滅若ハ處分ノ制限  
 ニ付之ヲ準用ス

五三 特許權者ハ特許發明ノ明細書又ハ圖  
 面カ不完全ニ作製セラレタルコトヲ發見シタ  
 ルトキハ左ノ各號ノ錄ニ掲ケル事項ヲ目的ト  
 スル場合ニ限リ其ノ明細書又ハ圖面ノ訂正ノ  
 許可ノ審判ヲ請求スルコトヲ得

一 特許請求範圍ノ減縮  
 二 誤記ノ訂正  
 三 不明瞭ナル記載ノ釋明

(2) 特許權者ハ錯誤ニ因リ二以上ノ發明ヲ一  
 特許出願ニ包含セシメタルコトヲ疏明シタル  
 場合ニ限リ各發明毎ニ各別ノ特許權ト爲スノ  
 許可ノ審判ヲ請求スルコトヲ得

(3) 第一項、第一號ノ場合ニ於テハ其ノ殘部  
 前項ノ場合ニ於テハ其ノ各發明カ特許出願ノ  
 際獨立シテ新規ノ發明ナルコトヲ要ス

日用便覽

五四 前條ノ場合ニ於テハ特許請求範圍ヲ實質上擴張シ又ハ實質上變更スルコトヲ得ス

五五 特許權者ハ制限附移轉ノ特許權ヲ有スル者、質權者又ハ第十四條第二項若ハ第四十八條ノ規定ニ依ル實施權者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ特許權ヲ拋棄シ又ハ第五十三條ノ規定ニ依ル許可ノ審判ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

五六 先取特許又ハ質權ハ本法ニ依リ受ケヘキ補償金其ノ他特許權ノ對價又ハ特許發明ノ實施ニ對シテ受ケヘキ金錢若ハ金錢以外ノ物ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ得但シ其ノ拂渡又ハ引渡前ニ差押ヲ爲スヘシ

五七 特許力左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ審判ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

一 特許力第一乃至第三條、第八條又ハ第三十二條ノ規定ニ違反シテ與ヘラレタルトキ

二 特許力特許ヲ受ケルノ權利ノ承繼人ニ非サル者又ハ特許ヲ受ケルノ權利ヲ冒認シタル者ニ對シテ與ヘラレタルトキ

三 特許發明ノ明細書又ハ圖面ニ其ノ實施ニ必要ナル事項ヲ故意ニ記載セス又ハ其ノ實施ヲ不能若ハ困難ナラシムル爲メ必要ナラサル事項ヲ故意ニ記載シタルトキ

四 特許力第三十三條ノ規定ニ依ル條約又ハ之ニ準スヘキモノニ違反シテ與ヘラレタル場合ニ於テ其ノ違反力第一號乃至前號ニ掲グルモノニ準スヘキモノナルトキ

五 特許力第三十二條ノ規定ニ違反スルトキ至リタルトキ又ハ特許力第三十三條ノ規定ニ依ル條約若ハ之ニ準スヘキモノニ違反スルトキ

リタル場合ニ於テ其ノ違反力第一號乃至第三號ニ掲グルモノニ準スヘキモノナルトキ

(2) 第五十三條ノ許可力同條第三項又ハ第五十四條ノ規定ニ違反シタルトキハ審判ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

(3) 特許又ハ第五十三條ノ特許ハ特許權消滅後ト雖前二項ノ規定ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

五八 特許力無効ト爲リタルトキハ特許權ハ初ヨリ存在セザリシモノト看做ス但シ前條第一項第五號ノ規定ニ依リ特許力無効ト爲リタルトキハ特許權ハ特許力同號ニ該當スルトキニ至リタル時ヨリ存在セザリシモノト看做ス

(2) 第五十三條ノ許可力無効ト爲リタルトキハ初ヨリ許可ナカリシモノト看做ス

(3) 特許ノ取消又ハ第四十二條ノ規定ニ依ル實施權ノ取消アリタルトキハ特許權又ハ實施權ハ爾後其ノ効力ナキモノトス

五九 特許權ハ相續人ナキトキハ消滅ス

六〇 特許力取消サレ若ハ無効ト爲リ又ハ特許權力消滅シタル場合ニ於テ追加ノ特許權アルトキハ其ノ追加ノ特許權ハ獨立ノ特許權ト爲ル第六十九條第二項ノ規定ニ依リ特許權力消滅シタルトキハ同條第一項ノ規定ニ依リ追加ノ特許權ハ獨立ノ特許權ト爲ル

(2) 前項ノ場合ニ於テ追加ノ特許權ト爲リタルモノニ係ル追加ノ特許權アルトキハ其ノ追加ノ特許權ハ獨立ト爲リタル特許權ト追加ノ特許權ト爲ル

第三章 登録、特許證、公報及

一 第一年乃至第三年 毎年百圓

二 第四年乃至第六年 毎年百五十圓

三 第七年乃至第十年 毎年二百圓

(3) 追加ノ特許權ノ登録ヲ受ケル者ハ其ノ登録ヲ受ケル時特許料トシテ每件一時三十圓ヲ納付スヘシ特許權存續期間延長ノ場合ニ於テ追加ノ特許權アルトキハ其ノ登録ヲ受ケル時特許料トシテ每件一時二十圓ヲ納付スヘシ

(4) 第五十三條第二項ノ規定ニ依ル各別ノ特許權ノ登録ヲ受ケル者又ハ特許證主ハ各別ノ特許權ニ付原特許權ノ當該年分ヨリノ特許料ヲ納付スヘシ但シ既納ノ特許料ノ金額ハ納付スヘキ特許料ノ金額中ニ之ヲ充當ス

(5) 追加ノ特許權方獨立ノ特許權ト爲リタル場合又ハ第十一條ノ規定ニ依リ正當權利ハニ特許ナリトシタル場合ニ於テハ特許權ノ規定ヲ受ケル者又ハ特許證主ハ原特許權ノ當該年分ヨリノ特許料ヲ納付スヘシ

(6) 前六項ノ規定ハ國ニ屬スル特許權ニ付之ヲ適用セズ

六六 前條第一項ノ規定ニ依ル第一年乃至

第三年ノ特許料ハ一時ニ之ヲ前納シ其ノ第四年以後ノ特許料及前條第二項ノ規定ニ依ル特許料ハ前年ニ之ヲ納付スヘシ但シ數年分ヲ前納スルコトヲ妨ケス

(2) 特許局長官ハ前條第一項ノ規定ニ依ル第一年乃至第三年ノ特許料又ハ前條第三項ノ規定ニ依ル特許料ヲ納付スヘキ者力其ノ特許發明ノ發明者又ハ其ノ相續人ナル場合ニ於テ之ヲ納付スルノ資力ナシト認ムルトキニ二年以内之カ納付ヲ猶豫シ又ハ之ヲ減免スルコトヲ得

六七 利害關係人ハ特許料ヲ納付スヘキ者ニ代リ納付スルコトヲ得

六八 既納ノ特許料ハ之ヲ選付セズ

六九 特許證主ハ特許料ヲ納付スヘキ期限ヲ經過シタル後ト雖六月間ヲ限リ特許料ヲ追納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第六十五條ノ規定ニ依ル特許料ノ二倍ニ相當スル金額ヲ特許料トシテ納付スヘシ

(2) 前項ノ規定ニ依ル追納期間内ニ特許料ヲ追納セザルトキハ特許料ヲ納付スヘキ期限經過ノ時ニ過リ特許權ハ消滅シタルモノト看做ス

第四章 審査

七〇 特許ノ出願アリタルトキハ審判官ヲシテ之ヲ審査セシム

七一 第九十一條ノ規定ハ審査ノ干與ヨリノ除外ニ付之ヲ準用ス

七十二 審査官ハ出願ヲ拒絕スヘキモノト認メタルトキハ出願人ニ對シ拒絕ノ理由ヲ示シ期間ヲ指定シテ之ニ意見書提出ノ機會ヲ與フヘシ

六一 特許局ニ特許原簿ヲ備ヘ特許權及實施權並之ヲ目的トスル質權ノ設定、保存、移轉、變更、消滅、處分ノ制限ハ其ノ他法令ニ定ムル事項ヲ登錄ス

(2) 登録ニ關スル規程命令ヲ以テ之ヲ定ム

六二 特許スヘシトノ査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタルトキハ之ヲ特許原簿ニ登錄シ特許證ヲ下付ス第五十三條ノ許可ノ審決確定シ又ハ判決アリタルトキ亦同シ

六三 特許局ハ特許公報及特許發明明細書ヲ發行シ本法ニ規定スル事項其ノ他特許發明ニ關スル必要ナル事項ヲ之ニ記載スヘシ但シ軍事上秘密ヲ要スル特許發明ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

六四 特許標記ハ特許ニ係ル物ニ之ヲ附スヘシ物ノ性質ニ依リ其ノ物ニ附スルコト能ハサルトキハ其ノ物ノ容器包裝ノ類ニ之ヲ附スヘシ

(2) 特許權者ハ實施權者又ハ第三十六條第一號ノ實施ヲ爲ス者ニ對シ特許標記ヲ附スヘキコトヲ請求スルコトヲ得

(3) 特許標記ヲ附セザリシ爲メ特許ニ係ル物ナキコトヲ知ラスシテ特許權ヲ侵害シタル者ニ對シテハ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

(4) 前三項ノ規定ハ特許ニ係ル物ノ要部ヲ分離シテ販賣又ハ擴布スル場合ニ之ヲ準用ス

六五 特許權ノ登録ヲ受ケル者又ハ特許證主ハ特許料トシテ第四十三條第一項ニヨル十五圓ノ各年ニ付每件左ノ金額ヲ納付スヘシ

七三 審査官ハ出願拒絕ノ理由ヲ發見セザルトキハ出願公告ヲ爲スヘキモノト決定スヘシ

(2) 前項ノ規定ニ依リ決定アリタルトキハ特許局へ出願年月日、發明者ノ氏名、出願人ノ氏名名稱及住所並出願ノ要旨ヲ特許公報ニ掲載シテ出願公告ヲ爲スヘシ

(3) 出願公告アリタルトキハ其ノ出願ニ係ル發明ニ付特許權ノ時ヨリ特許權ノ効力ヲ生シタルモノト看做ス

(4) 特許局へ出願公告ト同時ニ出願書類及其ノ附屬物件ヲ特許局ニ於テ並命令ノ定ムル所ニ依リ出願書類及其ノ附屬物件ヲ其ノ他ノ場所ニ於テ公衆ノ閱覽ニ供スヘシ

(5) 特許局ハ出願人ノ請求ニ依リ出願公告ノ決定アリタル日ヨリ六月以内出願公告ヲ撤銷スルコトヲ得

(6) 軍事上秘密ヲ要スル發明ノ出願ニ付テハ出願公告ノ決定ヲ爲サスシテ査定ヲ爲スヘシ

七四 出願公告アリタルトキハ何人ト雖出願公告ノ日ヨリ二月以内ニ特許異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

(2) 特許異議ノ申立ハ特許異議申立書ヲ提出シテ之ヲ爲シ理由ヲ之ニ記載スヘシ

(3) 利害關係人ハ特許異議ノ決定アルマテ其ノ特許異議ニ參加スルコトヲ得

(4) 特許異議ノ參加ニ關シテハ審判ノ參加ニ關スル規定ヲ準用ス

七五 特許異議ノ申立アリタルトキハ審査官ハ特許異議申立書ノ副本ヲ出願人ニ送達シ

期間ヲ指定シテ之ニ答辯書提出ノ機會ヲ與フ  
 (2) 審査官ハ前條第一項ニ規定スル特許異議申立期間及前項ノ期間ノ經過後特許異議ノ決定ヲ爲シ同時ニ其ノ出願ニ對シ特許スヘキヤ否ヲ査定スヘシ  
 (3) 特許異議ノ決定ニハ理由ヲ附スヘシ  
 (4) 特許異議ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス  
 (5) 審査官ハ特許異議申立ノ結果必要アルトキハ特許發明ノ明細書又ハ圖面ノ訂正ヲ命スルコトヲ得  
 七六 特許異議ニ關シテハ證據調ノ費用ニ付テハ審査官ニ關スル費用ノ規程ヲ準用ス  
 七七 特許異議ノ申立ナキトキハ審査官ハ査定ヲ爲スヘシ  
 七八 出願公告後出願ノ拋棄、取下若ハ無効處分アリタルトキ、拒絕ノ査定若ハ審決確定シ若ハ判決アリタルトキ又ハ第五十八條第一項但書ノ場合ヲ除クノ外特許力無効ト爲リタルトキハ第七十三條第三項ノ規定ニ依ル効力ハ初ヨリ生セザリシモノト看做ス  
 七九 第十條又ハ第十一條ニ規定スル正當權利者ノ出願アリタルトキハ審査官ハ既ニ出願公告ヲ爲シタルモノニ付テハ更ニ出願公告ヲ爲スコトトナク査定ヲ爲スヘシ  
 八〇 第百條及第百十八條第一項ノ規定ハ審査ニ付テ準用ス  
 八一 査定ニハ理由ヲ附スヘシ  
 八二 本法ニ規定スルモノ、外審査ニ關ス

ル書類ニシテ送達スヘキモノ及送達ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
 八三 民事又ハ刑事ノ訴訟ニ於テ必要アルトキハ裁判所ハ特許又ハ拒絕査定官確定アル迄其ノ訴訟手續ヲ中止スルコトヲ得  
 第五章 審判、抗告審判及出訴  
 八四 審判ハ法令又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ規定スルモノ、外左ニ掲クル事項ニ付テ之ヲ請求スルコトヲ得  
 一 第五十七條ノ規定ニ依ル特許又ハ許可ノ無効  
 二 特許權ノ範圍ノ確認  
 (2) 前項第一號ノ無効ノ審判ハ利害關係人及審査官ニ限りテ之ヲ請求スルコトヲ得但シ審査官ハ第八條ノ規定ニ違反シ又ハ第五十七條第一項第二號ニ該當ストノ理由ニ依ル無効ノ審判ヲ請求スルコトヲ得ス  
 (3) 第一項第二號ノ確認ノ審判ハ利害關係人ニ限りテ之ヲ請求スルコトヲ得  
 八五 前條第一項第一號ノ無効ノ審判ハ特許又ハ第五十三條ノ許可ノ登錄ノ日ヨリ五年ヲ經過シタルトキハ之ヲ請求スルコトヲ得ス  
 (2) 前項ニ規定スル期間ハ第五十七條第一項第五號ニ該當ストノ理由ニ依ル無効ノ審判ノ請求ニ付テハ同號ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス  
 八六 審判ノ請求ハ審判請求書ヲ提出シテ之ヲ爲スヘシ  
 (2) 審判請求書ニハ一定ノ申立及理由ヲ記載スヘシ

八七 審判請求書カ法令ニ定メタル方式ニ違背シタル場合ニ於テハ審査官ハ相當ノ期間ヲ定メ其ノ期間内ニ欠缺ヲ補正スヘキコトヲ命スヘシ成規ノ手数料ヲ納付セザル場合亦同シ  
 (2) 請求人カ欠缺ノ補正ヲ爲サザルトキハ審査官ハ決定ヲ以テ審判請求書ヲ却下スヘシ  
 (3) 前項ノ決定ニハ理由ヲ附スヘシ  
 (4) 第二項ノ決定ニ不服アル者ハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得  
 (5) 前項ノ即時抗告ニ付テハ民事訴訟法中即時抗告ニ關スル規定ヲ準用ス  
 (6) 抗告狀ニハ却下セラレタル審判請求書ヲ添付スヘシ  
 八八 審査官ハ審判請求書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ被請求人ニ送達シ期間ヲ指定シテ之ニ答辯書提出ノ機會ヲ與ヘ其ノ答辯書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送達スヘシ  
 (2) 審判ニ關シテハ當事者ノ提出シタル書類ニ對シ相手方テシテ答辯書ヲ提出セシメ又ハ當事者ニ訊問書ヲ發シテ之ニ對スル意見書ヲ提出セシムルコトヲ得  
 八八ノ二 不適當ナル審判ノ請求ニシテ其ノ欠缺ヲ補正スルコト能ハサルモノナル場合ニ於テハ被請求人ニ答辯書提出ノ機會ヲ與ヘシテ審決ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得  
 八九 審判ハ審査官三人ノ合議ニ依リ之ヲ行フ合議ハ過半數ニ依リ之ヲ決ス  
 (2) 審査官ハ審査官中ノ上席者ヲ以テ之ニ充

(3) 審判長ハ其ノ審判事件ニ關スル事務ヲ掌理ス  
 九〇 審判官ハ各審判事件ニ付特許局長官之ヲ指定ス  
 (2) 審判官中審判ニ干與スルニ故障アル者アルトキハ其ノ指定ヲ解キ更ニ他ノ審判官ヲ以テ之ヲ補充ス  
 九一 審判官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ審判ノ干與ヨリ除斥セラレ  
 一 審判官又ハ其ノ妻若ハ妻タリシ者カ事件ノ當事者、加入若ハ特許異議申立人ナルトキ又ハナリシトキ  
 二 審判官カ事件ノ當事者、参加人又ハ特許異議申立人ノ四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族ナルトキ又ハナリシトキ  
 三 審判官カ事件ノ當事者、参加人又ハ特許異議申立人ノ法定代理人、後見監督人、保佐人又ハ戸主若ハ家族ナルトキ  
 四 審判官カ事件ニ付證人又ハ鑑定人ト爲リタルトキ  
 五 審判官カ事件ノ當事者、参加人又ハ特許異議申立人ノ代理人ナルトキ又ハナリシトキ  
 六 審判官カ事件ニ付審査官、審判官又ハ判事トシテ査定、審決又ハ判決ニ干與シタルトキ  
 七 審判官カ事件ニ付直接ノ利害關係ヲ有スルトキ  
 九二 除斥ノ原因アルトキハ當事者又ハ參

加人ハ除斥ノ申立ヲ爲スコトヲ得  
 九三 審判官ニ付審判ノ公正ヲ妨クヘキ事情アルトキハ當事者又ハ参加人ハ之ヲ忌避スルコトヲ得  
 (2) 當事者又ハ参加人事件ニ付申述ヲ爲シタル後ハ審判官ヲ忌避スルコトヲ得但シ忌避ノ原因アルコトヲ知ラザリシトキ又ハ忌避ノ原因カ其ノ後ニ生シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
 九四 前二條ニ規定スル申立ハ其ノ原因ヲ開示シテ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ口頭審理ニ於テハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得  
 (2) 除斥又ハ忌避ノ原因ハ申立ヲ爲シタル日ヨリ三日以内ニ之ヲ説明スヘシ前條第二項但書ノ事實亦同シ  
 九五 除斥又ハ忌避ノ申立アリタルトキハ審判ニ依リ決定ヲ爲スヘシ  
 (2) 審判官ハ其ノ除斥又ハ忌避ニ付審判ニ干與スルコトヲ得但シ意見ヲ述フルコトヲ得  
 (3) 第一項ノ規定ニ依ル決定ニハ理由ヲ附スヘシ  
 (4) 第一項ノ規定ニ依ル決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス  
 九六 除斥又ハ忌避ノ申立アリタルトキハ其ノ申立ニ付テ決定アル迄審判手續ヲ停止スヘシ但シ急遽ヲ要スル行爲ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
 九七 第八十四條第一項第一號ノ無効ノ審判ハ口頭審理ニ依ル但シ審判長ハ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ書面審理ニ依ルモノト爲スコ

トヲ得  
 (2) 前項ノ審判以外ノ審判ハ書面審理ニ依ル但シ審判長ハ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ口頭審理ニ依ルモノト爲スコトヲ得  
 (3) 口頭審理ハ之ヲ公開ス但シ公益又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ此ノ限ニ在ラス  
 九七ノ一 審判ニ於テハ通事ヲ用ルコトヲ得  
 (2) 民事訴訟法第百三十四條ノ規定ハ通事ニ付テ準用ス  
 九八 利害關係人ハ審理ノ終結ニ至ル迄其ノ審判ニ參加スルコトヲ得  
 九九 參加ノ申請ハ參加申請書ヲ提出シテ之ヲ爲スヘシ  
 (2) 審判長ハ參加申請書ヲ受理シタルトキハ之ヲ當事者及参加人ニ送達シ期間ヲ指定シテ之ニ異議申立ノ機會ヲ與フヘシ  
 (3) 參加ノ申請アリタルトキハ審判ニ依リ其ノ許否ヲ決定ス  
 (4) 第九十五條第三項及第四項ノ規定ニ依ル決定ニ付テ準用ス  
 一〇〇 審判ニ於テハ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ證據調ヲ爲スコトヲ得  
 (2) 前項ノ證據調ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ノ區裁判所其ノ他區裁判所ノ事務ヲ行フ官廳ニ之ヲ囑託スルコトヲ得  
 (3) 民事訴訟法中證據調ニ關スル規定ハ前二項ノ規定ニ依ル證據調ニ付テ準用ス但シ審判官ハ過料ノ決定ヲ爲シ、勾引ヲ命ジ又ハ保證金ヲ供託セシムルコトヲ得ス

- 一〇一 當事者又ハ參加人カ法定若ハ指定ノ期間内ニ手數ヲ爲サス又ハ期日ニ出頭セサルトキト雖審判長ハ審判ヲ進行スルコトヲ得
- 一〇二 審判ノ請求ハ其ノ審理ノ終結ニ至ル迄之ヲ取下クルコトヲ得但シ答辯書ノ提出アリタル後ニ於テハ相手方ノ承諾ヲ要ス
- 一〇三 審判ニ於テハ當事者又ハ參加人ノ申立テサル理由又ハ取下ケタル理由ニ付テモ之ヲ審理スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ理由ニ付當事者又ハ參加人ニ期間ヲ指定シテ意見申立ノ機會ヲ與フヘシ
- 一〇四 審判官ハ當事者ノ雙方又ハ一方ノ同一ナル二以上ノ審判ニ付其ノ審理又ハ判決ノ併合ヲ爲スコトヲ得
- 一〇五 審判官ハ前項ノ規定ニ依リ審理ノ併合ヲ爲シタル場合ニ於テ更ニ審理又ハ判決ノ分離ヲ爲スコトヲ得
- 一〇六 審判ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外審決ヲ以テ之ヲ終了ス
- 一〇七 前項ノ判決ニハ理由ヲ附スヘシ
- 一〇八 事件方審決ヲ爲スニ熟シタル時ハ審判長ハ審理ノ終結ヲ當事者及參加人ニ通知スヘシ
- 一〇九 審判長ハ必要アルトキハ前項ノ規定ニ依リ審理ノ終結ヲ通知シタル時ト雖申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ審理ノ再開ヲ爲スコトヲ得
- 一〇一〇 審決ハ審理ノ終結ヲ通知シタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ爲スヘシ
- 一〇一一 第四十九條ノ審判ニ於テハ補償金額ニ付テモ之ヲ審決スヘシ
- 一〇一二 第八十二條ノ規定ハ審判ニ付テ之ヲ

- 一〇一三 第七十二條、第七十三條第一項第二項第四項第六項及第七十四條乃至第七十七條ノ規定ハ第五十三條ノ審判ニ付テ之ヲ準用ス
- 一〇一四 第九十八條、第九十九條及第四百四條ノ規定ハ前項ノ審判ニ付テ之ヲ適用セス
- 一〇一五 査定又ハ審判ノ審決ヲ受ケタル者不服アルトキハ其ノ査定又ハ審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ抗告審判ヲ請求スルコトヲ得但シ第六條ノ規定ニ依リ補償金額ノ審決及第四百十九條第一項ノ規定ニ依ル費用ノ審決ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 一〇一六 第八七六條乃至第一百一條及學百三條乃至第八條ノ規定ハ抗告審判ニ付テ之ヲ準用ス但シ審判官ノ合議ハ三人又ハ五人ヲ以テ之ヲ爲シ第九十二條第九十三條及第一百一條ニ於テ當事者又ハ參加人トアルハ當事者、參加人又ハ特許異議申立人トス
- 一〇一七 不適法ナル審判ノ請求ニシテ其ノ欠缺方補正スルコト能ハサルモノナル場合ニ於テハ被請求人ニ答辯書提出ノ機會ヲ與ヘシテ抗告審判ノ審決ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得
- 一〇一八 抗告審判ノ請求ハ其ノ審理ノ終ニ至ル迄之ヲ取下クルコトヲ得
- 一〇一九 抗告審判ヲ請求スル權利ハ其ノ審理ノ終結ニ至ル迄之ヲ放棄スルコトヲ得
- 一〇二〇 抗告審判ヲ請求シタル後抗告審判請求權ヲ放棄シタルトキハ抗告審判ノ請求ニ付テモ之ヲ取下ケタルモノト看做ス

- 一〇二一 抗告審判ニ於テハ審判請求ノ理由ヲ變更シ又ハ新ナル事實若ハ證據方法ヲ提出スルコトヲ得
- 一〇二二 審査又ハ審判ニ於テ爲シタル手續ハ抗告審判ニ於テモ其ノ効力ヲ有ス
- 一〇二三 抗告審判ニ於テハ其ノ事件ニ付審決ヲ爲スヘシ
- 一〇二四 査定又ハ審判ノ審決ノ手續カ法令ニ違反シタルトキハ抗告審判ノ審判官ハ其ノ査定又ハ審判ヲ破毀スヘシ
- 一〇二五 第七十二條ノ規定ハ拒絕ノ査定ニ對スル抗告審判ニ於テ其ノ査定ノ理由ト異ル拒絕ノ理由ヲ發見シタル場合ニ之ヲ準用ス
- 一〇二六 第七十三條乃至第七十九條ノ規定ハ拒絕ノ査定ニ對スル抗告審判ノ請求ヲ理由アリトスル場合ニ之ヲ準用ス但シ特許ヘキ出願ニシテ出願公告アリタルモノニ付テハ更ニ出願公告ヲ爲スコトナク審決ヲ爲スヘシ
- 一〇二七 前二項ノ規定ハ第五十三條ノ許可ヲ與ヘサル審決ニ對スル抗告審判ニ付テ之ヲ準用ス
- 一〇二八 抗告審判ニ於テ査定又ハ審判ノ審決ヲ破毀スル場合ニ於テハ査定ニ對スル抗告審判ニ在リテハ更ニ、審査ニ對スル審決ニ對スル抗告審判ニ在リテハ更ニ審判ニ付スヘシトノ審決ヲ爲スコトヲ得
- 一〇二九 前項ノ規定ニ依リ審決アリタル場合ニ於テハ其ノ破毀ノ基本ト爲シタル理由ハ其ノ事件ニ付テハ審査官又ハ審判官ヲ羈束ス
- 一〇三〇 抗告審判ノ審決ヲ受ケタル者不服アルトキハ其ノ審決カ法令ニ違反シタルコト

- 一〇三一 理由トスル場合ニ限リ審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得
- 一〇三二 前項ノ規定ニ依リ出訴及其ノ裁判ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外民事訴訟ノ上告及其ノ裁判ニ關スル規定ヲ準用ス
- 一〇三三 大審院ノ審決ニ於テ審決又ハ審査ノ破毀ノ基本ト爲シタル理由ハ其ノ事件ニ付テハ特許局ヲ羈束ス
- 一〇三四 前條第二項ノ規定ニ依リ上告狀ハ大審院ニ之ヲ提出スヘシ
- 一〇三五 抗告審判ノ審判官又ハ審判長ノ決定ニ對スル抗告ハ大審院ニ之ヲ爲スヘシ
- 一〇三六 第十五條、第四十條又ハ第五十條ノ規定スル補償金額ノ通知又ハ決定若ハ審決ヲ受ケタル者補償金額ニ付不服アルトキハ其ノ通知又ハ決定若クハ審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得
- 一〇三七 特許若ハ第五十三條ノ許可ノ効力又ハ特許權ノ範圍ニ關スル確定審決又ハ判決ノ登錄アリタルトキハ何人ト雖同一事實及同一證據ニ基キ同一審判ヲ請求スルコトヲ得ス
- 一〇三八 審判又ハ抗告審判ニ於テ必要アルトキハ民事又ハ刑事ノ訴訟手續ノ完結ニ至ル迄其ノ手續ヲ中止スルコトヲ得
- 一〇三九 民事又ハ刑事ノ訴訟ニ於テ必要アルトキハ裁判所ハ特許ニ關シ判決ノ確定又ハ判決アル迄其ノ訴訟手續ヲ中止スルコトヲ得
- 一〇四〇 審判、抗告審判及出訴ニ關スル費用

- 一〇四一 用ノ負擔ハ職權ニ依リ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外其ノ事件ノ審決ヲ以テ之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ事情ニ依リ其ノ額モ亦之ヲ定ムルコトヲ得
- 一〇四二 審決、判決又ハ決定ヲ以テ審判抗告審判又ハ出訴ニ關スル費用ノ負擔ノミヲ定メタルトキハ其ノ額ハ請求ニ依リ特許局長官之ヲ決定ス
- 一〇四三 費用ノ負擔及額ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 一〇四四 審判又ハ抗告審判ニ於テハ費用ヲ要スル行為ニ付其ノ費用ノ豫納ヲ命スルコトヲ得
- 一〇四五 審判、抗告審判及出訴ニ關スル費用ノ額ノ決定並本法ニ規定スル補償金額ノ確定ノ決定及判決ハ強制執行ニ關シテハ民事訴訟法第五百五十九條第一號ノ規定ニ依リ債務名義ト看做ス但シ其ノ執行力アル正本ハ特許局長官吏之ヲ付與ス
- 一〇四六 第六章 再 審
- 一〇四七 左ニ掲グル審判若ハ抗告審判又ハ出訴ニ付爲シタル確定審決又ハ判決ニ對シテハ再審ノ請求ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得
- 一〇四八 特許若ハ第五十三條ノ許可ノ効力、特許權ノ範圍又ハ實施權ノ取得ニ關スル審判
- 一〇四九 前號ノ審判ノ審決ニ對スル抗告審判
- 一〇五〇 前號ノ抗告審判ノ審決ニ對スル出訴
- 一〇五一 民事訴訟法第四百二十條ノ規定ハ再審ノ請求ニ付テ之ヲ準用ス
- 一〇五二 再審ハ當事者カ不服ノ理由ヲ知リ

- 一〇五三 抗告審判ニ於テハ審判請求ノ理由ヲ變更シ又ハ新ナル事實若ハ證據方法ヲ提出スルコトヲ得
- 一〇五四 審査又ハ審判ニ於テ爲シタル手續ハ抗告審判ニ於テモ其ノ効力ヲ有ス
- 一〇五五 抗告審判ニ於テハ其ノ事件ニ付審決ヲ爲スヘシ
- 一〇五六 査定又ハ審判ノ審決ノ手續カ法令ニ違反シタルトキハ抗告審判ノ審判官ハ其ノ査定又ハ審判ヲ破毀スヘシ
- 一〇五七 第七十二條ノ規定ハ拒絕ノ査定ニ對スル抗告審判ニ於テ其ノ査定ノ理由ト異ル拒絕ノ理由ヲ發見シタル場合ニ之ヲ準用ス
- 一〇五八 第七十三條乃至第七十九條ノ規定ハ拒絕ノ査定ニ對スル抗告審判ノ請求ヲ理由アリトスル場合ニ之ヲ準用ス但シ特許ヘキ出願ニシテ出願公告アリタルモノニ付テハ更ニ出願公告ヲ爲スコトナク審決ヲ爲スヘシ
- 一〇五九 前二項ノ規定ハ第五十三條ノ許可ヲ與ヘサル審決ニ對スル抗告審判ニ付テ之ヲ準用ス
- 一〇六〇 抗告審判ニ於テ査定又ハ審判ノ審決ヲ破毀スル場合ニ於テハ査定ニ對スル抗告審判ニ在リテハ更ニ、審査ニ對スル審決ニ對スル抗告審判ニ在リテハ更ニ審判ニ付スヘシトノ審決ヲ爲スコトヲ得
- 一〇六一 前項ノ規定ニ依リ審決アリタル場合ニ於テハ其ノ破毀ノ基本ト爲シタル理由ハ其ノ事件ニ付テハ審査官又ハ審判官ヲ羈束ス
- 一〇六二 抗告審判ノ審決ヲ受ケタル者不服アルトキハ其ノ審決カ法令ニ違反シタルコト
- 一〇六三 理由トスル場合ニ限リ審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得
- 一〇六四 前項ノ規定ニ依リ出訴及其ノ裁判ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外民事訴訟ノ上告及其ノ裁判ニ關スル規定ヲ準用ス
- 一〇六五 大審院ノ審決ニ於テ審決又ハ審査ノ破毀ノ基本ト爲シタル理由ハ其ノ事件ニ付テハ特許局ヲ羈束ス
- 一〇六六 前條第二項ノ規定ニ依リ上告狀ハ大審院ニ之ヲ提出スヘシ
- 一〇六七 抗告審判ノ審判官又ハ審判長ノ決定ニ對スル抗告ハ大審院ニ之ヲ爲スヘシ
- 一〇六八 第十五條、第四十條又ハ第五十條ノ規定スル補償金額ノ通知又ハ決定若ハ審決ヲ受ケタル者補償金額ニ付不服アルトキハ其ノ通知又ハ決定若クハ審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得
- 一〇六九 特許若ハ第五十三條ノ許可ノ効力又ハ特許權ノ範圍ニ關スル確定審決又ハ判決ノ登錄アリタルトキハ何人ト雖同一事實及同一證據ニ基キ同一審判ヲ請求スルコトヲ得ス
- 一〇七〇 審判又ハ抗告審判ニ於テ必要アルトキハ民事又ハ刑事ノ訴訟手續ノ完結ニ至ル迄其ノ手續ヲ中止スルコトヲ得
- 一〇七一 民事又ハ刑事ノ訴訟ニ於テ必要アルトキハ裁判所ハ特許ニ關シ判決ノ確定又ハ判決アル迄其ノ訴訟手續ヲ中止スルコトヲ得
- 一〇七二 審判、抗告審判及出訴ニ關スル費用

一二五 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ特許權ノ効力ハ審決確定シ又ハ判決アリタル後ニシテ再審請求ノ登錄前善意ニ輸入若ハ移入シ又ハ帝國内ニ於テ製作者ハ取得シタル物ニ及ハス

一 無効ト爲リタル特許權カ再審ニ依リ回復シタルトキ

二 特許權ノ範圍ニ屬セストノ審決確定シ又ハ判決アリタルモノニ付再審ニ依リ之ニ反スル審決確定シ又ハ判決アリタルトキ

一二六 前條各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ審決確定シ又ハ判決アリタル後ニシテ再審請求ノ登錄前善意ニ帝國内ニ於テ其ノ發明實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ特許發明ニ付事業ノ目的タル發明範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

(2)第五十二條第二項規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

一二七 實施權ノ取得ノ審決確定シ又ハ判決アリタル後再審ニ依リ之ニ反スル審決確定シ又ハ判決アリタル場合ニ於テ再審請求ノ登錄前善意ニシテ帝國内ニ於テ其ノ發明實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ特許發明ニ付原實施權ノ範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

(2)第三十八條第三項及第五十三條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

一二八 第三者カ請求人及被請求人ノ共謀ニ依リ其ノ第三者ノ權利又ハ利益ヲ侵害スル目的ヲ以テ審決又ハ判決ヲ爲サシメタルコト

ナ理由トスル不服ノ申立ニ付テハ再審ノ規定ヲ準用ス

(2)前項ノ場合ニ於テハ請求人及被請求人ヲ以テ共同被請求人トス

第七章 罰 則

一二九 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 特許權ヲ侵害シタル者

二 特許權ヲ侵害スヘキ物ヲ輸入又ハ移入シタル者

三 特許アリタル場合ニ於テ第七十三條第三項ニ規定スル權利ヲ特許前ニ侵害シタル者

四 特許アリタル場合ニ於テハ第七十三條第三項ニ規定スル權利ヲ侵害スヘキ物ヲ特許前ニ輸入又ハ移入シタル者

(2)前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

一三〇 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 詐僞ノ行爲ヲ以テ特許ヲ受ケ又ハ審決若ハ判決ヲ受ケタル者

二 特許ニ係ラサル物又ハ其ノ物ノ容器包裝ノ類ニ特許標記ヲ附シ又ハ特許標記ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

三 特許ニ係ラサル物ニシテ其ノ物又ハ其ノ物ノ容器包裝ノ類ニ特許標記ヲ附シ又ハ特許標記ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

四 特許ニ係ラサル物又ハ特許ニ係ラサル方法ニ依リ製作シタル物ヲ製作者ハ使用セシムル爲メ又ハ販賣若ハ擴布スル爲メ廣告、看板、

引札ノ類ニ其ノ物若ハ方法カ特許ニ係ルコトヲ表示シ又ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

五 特許ニ係ラサル方法ヲ使用セシムル爲メ又ハ販賣若ハ擴布スル爲メ廣告、看板、引札ノ類ニ其ノ方法カ特許ニ係ルコトヲ表示シ又ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

一三一 第二百二十九條第一項ニ掲グル行爲ヲ組成シタル物又ハ其ノ行爲ヨリ生シタル物ニシテ刑法第十九條ノ規定ニ依リ沒收スルコトヲ得ヘキモノニ付判決言渡前被害者ノ請求アリタルトキハ其ノ物ヲ沒收シ之ヲ被害者ニ交付スルノ言渡ヲ爲スヘシ

(2)被害者ハ前項ノ規定ニ依リ物ノ交付ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ物ノ價額ヲ超過スル損害ノ額ニ限り賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

一三二 法律ニ依リ宣誓シタル證人、鑑定人又ハ通事特許局又ハ其ノ囑託ヲ受ケタル裁判所若ハ官廳ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

(2)前項ノ罪ヲ犯シタル者事件ノ査定又ハ審決ニ至ラサル前自白シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

一三三 特許局職員又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナク其ノ職務上知得タル特許出願中ノ發明又ハ特許出願者ノ事業上ノ秘密ノ漏洩シ又ハ濫用シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一三三ノ二 本法ニ於テ準用スル民事訴訟法第二百六十七條第二項又ハ第三百三十六條ノ規定ニ依リ宣誓ヲ爲シタル者カ特許局ニ對

シ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一三四 特許局ヨリ證人、鑑定人又ハ通事トシテ呼出サレタル者正當ノ理由ナクシテ呼出ニ應セス又ハ其ノ義務ヲ盡ササルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一三四ノ二 特許局ヨリ證據調ニ關シ書類其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命セラレタル者正當ノ理由ナクシテ其ノ命ニ從ハサルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一三四ノ三 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三條ノ過料ニ付之ヲ準用ス

一三五 辯理士ニ非スシテ特許局ニ對シ特許ニ關シ爲スヘキ事項ノ代理業ヲ營ミタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

一三六 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十年十二月勅令第四百五十九號ヲ以テ十一年一月十一日ヨリ施行)

一三七 舊法ニ依リ特許、特許權ノ改訂又ハ分割ノ許可、處分及手續ハ本附則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

(2)舊法ニ依リ特許ニ關シ爲シタル出願、請求其ノ他ノ手續ニ付亦前項ニ同シ

一三八 本法施行ノ際現ニ繫屬スル特許又ハ特許權ノ改訂若ハ分割ノ許可ノ出願ノ處理ニ付テハ仍舊法ニ依リ但シ其ノ出願ニヨル發明カ本法ニ依リ特許出願ニ係ル發明ニ抵觸ス

ルトキハ其ノ發明者ハ之ヲ先ニ發明ヲ爲シタル者ト看做ス

(2)本法施行前發達ヲ受ケタル審決ニ對スル不服申立ノ期間ニ付テハ仍舊法ニ依リ補償金額ニ對スル不服申立ノ期間ニ付亦同シ

一三九 特許ヲ受ケルノ權利ヲ有スル者カ試験ノ爲メ其ノ發明ヲ本法施行前第四條各號ノ一ニ該當スルニ至ラシメタル場合ニ於テ其ノ日ヨリ二年以内ニシテ本法施行ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ者カ特許ヲ出願シタルトキハ其ノ者ノ發明ハ之ヲ新規ナルモノト看做ス

(2)特許ヲ受ケルノ權利ヲ有スル者ノ意ニ反シテ其ノ者ノ發明カ本法施行前第四條各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ第五條第二項ノ規定ヲ適用ス

一四〇 舊法ニ依リ使用權ハ第四十八條又ハ第四十九條ノ規定ニ依リ實施權ト看做ス

一四一 本法施行前發生シタル特許權ニ關シテハ舊法第二十九條第二號ノ規定ハ仍其ノ効力ヲ有シ第三十七條ノ規定ハ之ヲ適用セス

一四二 特許カ舊法施行中無効ト爲リタル場合ニ付テハ舊法第三十五條乃至第三十七條ノ規定及同法第三十六條ノ規定ニ依リ準用スル同法第三十三條ノ規定ハ仍其ノ効力ヲ有シ第三十八條ノ規定ハ之ヲ適用セス

(2)特許カ舊法施行前無効ト爲リタル場合ニ付テハ第三十八條ノ規定ヲ適用セス

一四三 舊法施行前發生シタル實施權ニ關シテハ第五十一條第二項ノ規定ヲ適用セス仍從前ノ例ニ依ル

一四四 舊法ニ依リ特許權ノ存續期間ニ付テハ仍舊法ニ依ル

(2)本法施行前既ニ納メタル又ハ納付スヘキ期限ヲ經過シタル特許及追加特許料ニ付亦前項ニ同シ

一四五 特許料又ハ追加特許料ノ納付ヲ怠リタル場合ニ於テ本法施行ノ際未タ其特許又ハ追加特許ノ取消ナキモノニ付テハ本法施行ノ日ヨリ六月間ヲ限り特許料又ハ追加特許料ヲ追納スルコトヲ得此場合ニ於テハ舊法ニ依リ特許料又ハ追加特許料ノ二倍ニ相當スル金額ヲ特許料又ハ追加特許料トシテ納付スヘシ

(2)前項ニ規定スル追納期間内ニ特許料又ハ追加特許料ヲ追納セサルトキハ本法施行ノ時ニ遡リ特許權又ハ追加特許權ハ消滅シタルモノト看做ス

一四六 舊法ニ依リ特許又ハ特許權ノ改訂若ハ分割ノ許可ニ關シテハ本法施行後ニ特許又ハ許可アリタル場合ト雖舊法第四十九條ノ規定ハ仍其ノ効力ヲ有シ同條ノ規定ノ適用ノ範圍内ニ於テ同條ニ掲グル舊法ノ規定ハ仍其ノ効力ヲ有シ特許又ハ許可カ同條第一項各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り審判ニ依リ之ヲ無効ト爲ヘシ

一四七 前條ノ規定ニ依リ無効ト審判ハ本法施行前登錄セラレタル特許又ハ許可ニ關シテハ本法施行ノ日ヨリ五年ヲ經過シタルトキハ之ヲ請求スルコトヲ得

附 則 (昭和四年法律第四十七號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和四年九月勅令第二百八十九號ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行)

本法ハ本法施行前ニ生シタル事項ニセテ之ヲ適用ス但シ從前ノ規定ニ依リ生シタル効力ヲ妨ケス

第十七條ノ二ノ改正規定ハ本法施行前同條ニ掲ケル事由ヲ生シタル委任代理ニシテ本法施行前代理權消滅ノ登錄ヲ受ケサリシモノ又ハ其ノ届出ヲ爲ササリシモノニモ之ヲ適用ス

意匠法 (大正一〇年四月三〇日法律第九八號)

改正 昭和四年四月法律第四九號 朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル意匠法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

ノ結合ニ係ル新規ノ意匠ノ工業的考案ヲ爲シタル者ハ其ノ物品ノ意匠ノ登錄ヲ受ケルコトヲ得

録スヘカラストノ査定ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ最初ノ査定ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

付正當權利者ノ爲ニ登錄ヲ爲シタル場合ニ於ケル登錄ヲ受ケタル意匠權者

匠ヲ實施スルコト能ハサル場合ニ於テ其ノ他人カ正當ノ理由ナクシテ實施ヲ許諾セザルトキ又ハ其ノ他人ノ實施ヲ許諾セザルトキハ其ノ審判ヲ請求スルコトヲ得

定ニ依ル實施權ハ其ノ登錄ナキ場合ト雖前項ノ効力ヲ有ス

三 前二號ニ掲ケル場合ニ於テ其ノ無効ト爲リタル意匠權ニ付實施權ヲ得テ其ノ登錄ヲ受ケタル者但シ實施權カ登錄ナキモ第十五條第一項ノ効力ヲ有スル場合ハ登錄アルヲ要セス

一四 前條ノ規定ニ依ル實施權者ハ實用新案權者又ハ意匠者權ニ對シ相當ノ補償金ヲ支拂フヘシ

一七 登錄カ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ審判ニ依リテ之ヲ無効ト爲スヘシ

約若ハ之ニ準スヘキモノニ違反スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ違反力第一號乃至第三號ニ掲ケルモノニ準スヘキモノナルトキ

(2) 登錄ハ意匠權消滅後ト雖前項ノ規定ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘキ

一八 特許局ニ意匠原簿ヲ備ヘ意匠權及實施權並ニ之ヲ目的トスル實權ノ設定、保存、移轉、變更、消滅處分ノ制限其ノ他法令ニ定ムル事項ヲ登錄ス

(2) 登錄ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

一九 登錄スヘシトノ査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタルトキハ之ヲ意匠原簿ニ登錄シ意匠登錄證ヲ下付ス

二〇 意匠ノ登錄ヲ受ケル者又ハ登錄證主ハ登錄料トシテ每件左ノ金額ヲ納付スヘシ

一 第一乃至第三年毎年三圓  
二 第四乃至第十年毎年五圓  
(2) 自己ノ登錄意匠ニ類似スル意匠ノ登錄ヲ受ケル者ハ其ノ登錄ヲ受ケル時登錄料トシテ每件一時ニ三圓ヲ納付スヘシ

(3) 第十六條ノ規定ニ依リ分割シテ移轉セラシル意匠權ノ登錄ヲ受ケル者又ハ登錄證主ハ其ノ意匠權ニ付原意匠權ノ當該年分ヨリノ登錄料ヲ納付スヘシ

二一 意匠登錄ノ出願アリタルトキハ審査官ヲシテ之ヲ審査セシム

二二 審判ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ規定スルモノ、外左ニ掲ケル事項ニ付之ヲ請求スルコトヲ得

一 第十七條ノ規定ニ依リ登錄ノ無効ナルトキハ其ノ物ヲ沒收シ之ヲ被害者ニ交付スルノ言渡ヲ爲スヘシ

(2) 被害者ハ前項ノ規定ニ依リ物ノ交付ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ物ノ價額ヲ超過スル損害ノ額ニ限リ賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

二九 法律ニ依リ宣誓シタル證人鑑定人又ハ通信特許局又ハ通信特許局又ハ其ノ囑託ヲ受ケタル裁判所若ハ官廳ニ對シ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

二 意匠權ノ範圍ノ確認

(2) 前項第一號ノ無効ノ審判ハ利害關係人及審査官ニ限リ之ヲ請求スルコトヲ得但シ審査官ハ第四條ノ規定ニ違反シ又ハ第十七條第一項第三號ニ該當ストノ理由ニ依リ無効ノ審判ヲ請求スルコトヲ得ス

(3) 第一編第二號ノ確認ノ審判ハ利害關係人ニ限リ之ヲ請求スルコトヲ得

二三 第十三條ノ審判ニ於テハ補償金額ニ付テモ亦之ヲ審決スヘシ

二四 査定又ハ審判ノ審決ヲ受ケタル者不服アルトキハ其ノ査定又ハ審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ抗告審判ヲ請求スルコトヲ得但シ前條ノ規定ニ依リ補償金額ノ審決及第二十五條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第九十九條第一項ノ規定ニ依リ費用ノ審決ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

二五 特許法第六條、第十條乃至第十四條第十六條乃至第三十條、第三十二條、第三十三條、第三十六條、第四十四條、第四十五條、第四十七條、第四十八條、第五十一條、第五十五條、第五十六條、第五十八條第一項、第五十九條、第六十四條、第六十五條第六項第七項、第六十六條第一項、第六十七條乃至第六十九條、第七十一條、第七十二條、第八十條乃至第八十三條、第八十六條乃至第九十條、第九十七條、第九十八條乃至第一百零二條、第一百零三條第一項及第一百零四條乃至第一百零八條ノ規定ハ意匠ニ關シ之ヲ準用ス

二六 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ附ス

附則  
三三 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十年十二月勅令第四百五十九號ヲ以テ大正十一年一月十一日ヨリ施行)

三四 舊法ニ依リ意匠ノ登錄、處分及手續ハ本附則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

(2) 舊法ニ依リ意匠ニ關シ爲シタル出願、請求其ノ他ノ手續ニ付テハ前項ニ同シ

三五 本法施行ノ際現ニ繫屬スル意匠登錄ノ出願ノ處理ニ付テハ仍舊法ニ依リ

(2) 本法施行前途達ヲ受ケタル審決ニ對スル不服申立ノ期間ニ付テハ仍舊法ニ依リ

下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 他人ノ登錄意匠ニ係ル物品ト同一ノ物品ヲ業トシテ製作使用、販賣又ハ擴布シタル者

二 他人ノ登錄意匠ニ係ル物品ト類似ノ物品ヲ業トシテ製作使用、販賣又ハ擴布シタル者

三 他人ノ登錄意匠ニ係ル物品ト同一又ハ類似ノ物品ヲ業トシテ輸入又ハ移入シタル者

(2) 前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

二七 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 詐偽ノ行爲ヲ以テ意匠ノ登錄ヲ受ケ又ハ審決若ハ判決ヲ受ケタル者

二 登錄意匠ニ係ラサル物品又ハ其ノ物品ノ容器色裝ノ類ニ意匠登錄標記ヲ附シ又ハ意匠標記ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

三 登錄意匠ニ係ラサル物品ニシテ其ノ物品又ハ其ノ物品ノ容器包裝ノ類ニ意匠登錄標記ヲ附シ又ハ意匠標記ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタルモノヲ販賣又ハ擴布シタル者

四 登錄意匠ニ係ラサル物品ヲ製作若ハ使用セシムル爲メ又ハ販賣若ハ擴布スル爲メ廣告、看板、引札ノ類ニ其ノ物品力登錄意匠ニ係ルコトヲ表示シ又ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

二八 第二十六條第一項ニ掲ケル行爲ヲ組成シタル物又ハ其ノ行爲ヨリ生シタル物ニシテ刑法第十九條ノ規定ニ依リ沒收スルコトヲ得ヘキモノニ付判決言渡前被害者ノ請求アリ

二九 意匠料ノ納付ヲ怠リタル場合ニ於テ本法施行ノ際未タ其ノ意匠登錄ノ取消ナキモノニ付テハ本法施行ノ日ヨリ六月間ヲ限リ意匠料ヲ追納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ舊法ニ依リ意匠料ノ二倍ニ相當スル金額ヲ意匠料トシテ納付スヘシ

(2) 前項ニ規定スル追納期間内ニ意匠料ヲ追納セザルトキハ本法施行ノ時ニ遡リ意匠權ハ消滅シタルモノト看做ス

本法施行前抗告事件ニ付決定ヲ受ケタル者ハ仍從前ノ規定ニ依リ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

印紙税法 (明治三十二年三月一日)

改正 明治三十四年四月法律第一六號、四〇年三月第二七號、四二年五月第四二號、四三年三月第一四號、四四年三月第一一號、大正一一年四月第四七號、一二年三月第一二號、一四年三月第二二號、昭和二年三月第七號、朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル印紙税法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

- 一 財産權ノ創設、移轉、變更若ハ消滅ヲ證明スヘキ證書、帳簿及財産權ニ關スル追認若ハ承認ヲ證明スヘキ證書ヲ作成スル者ハ此ノ法律ニ依リ印紙税ヲ納ムヘシ

ハ一通毎ニ帳簿ハ一冊一年以内ノ附込ニ對シ左ノ印紙税ヲ納ムヘシ

- 一 不動産、鐵道財團、軌道財團又ハ船舶ノ所有權移轉ニ關スル證書 二 消費貸借ニ關スル證書 三 請負ニ關スル證書 四 運送ニ關スル證書 五 備船契約書 六 委任狀 七 約束手形 八 爲替手形 九 銀行預金證書 十 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書 十一 産業組合聯合會、重要輸出品工業組合、重要輸出品工業組合聯合會又ハ輸出組合、發スル出資證券 十二 船荷證券 十三 運送貨物引換證 十四 倉庫證券 十五 保險證券 十六 株券 十七 債券 十八 相互保險會社ノ發スル基金證券 十九 株式申込證

二十 社債申込證 二十一 地上權、永小作權又ハ地役權ニ關スル證書 二十二 使用貸借、貸貸借、雇傭寄託又ハ定期金ニ關スル證書 二十三 信託行爲ニ關スル證書 二十四 無盡ニ關スル證書 二十五 定款又ハ組合契約書 二十六 權利ノ變更ニ關スル證書 二十七 追認又ハ承認ニ關スル證書 二十八 物品切手 二十九 受取書 三十 質權、抵當權ニ關スル證書 三十一 前各額以外ノ證書 三十二 預金通帳 三十三 前記以外ノ通帳 三十四 判取帳 三十五 五十錢

- 一 官憲又ハ公署ヨリ發スル證書、帳簿 二 官廳又ハ公署ニ職ヲ奉スル者ノ職務上發スル證書、帳簿 三 國庫金ノ取扱ニ關シ發スル證書 四 慈善又ハ公共事業ノ爲ニスル寄附ニ關シ官廳又ハ公署ニ提出スル證書

- 五 小切手 六 産業組合ノ發スル出資證券若ハ貯金通帳又ハ住宅組合ノ發スル出資證券 七 記載金高十圓未満ノ約束手形及爲替手形 八 貯金通帳、積金通帳、又ハ積金證書 (貯蓄銀行法第一條ノ貯金又ハ積金ニ付發スルモノニ限ル) 九 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯會證書ニシテ其ノ記載金高十圓未満ノモノ 十 記載金高十圓未満ノ物品切手 十一 賣買仕切書 十二 物品又ハ有價證券ノ賣買契約證書 十三 送狀 十四 記載金十圓未満若ハ金高記載ナキ又ハ營業ニ關セサル受取書 十五 主タル債務ノ證書ニ併記シタル擔保契約書 十六 手形及證券ノ裏書又ハ之ニ併記シタル受取書 十七 株券又ハ債券ニ記載シタル讓渡ノ證明書 十八 手形ノ引受及保證 十九 手形又ハ證券ノ拒絕證書 二十 手形又ハ證券ノ複本及贖本 二十一 農業倉庫證券又ハ聯合農業倉庫證券 二十二 質札又ハ質物通帳 (質屋營業者ノ發スルモノニ限ル) 二十三 勤務通帳

- 二十四 乘車券、乘船券又ハ各種入場券 二十五 第四條第一號乃至第五號及第三十一號ノ證書ニシテ記載金高十圓未満ノモノ 六 印紙税ノ證書、帳簿ニ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス但シ印紙税額ニ相當スル現金ヲ政府ニ納付シテ税印ノ押捺ヲ受ケ印紙貼用ニ代フルコトヲ得 七 一冊ノ帳簿ヲ一年以上使用スルトキハ別帳簿ヲ調製シタルモノト看做ス 八 證書ニ外國貨幣ヲ以テ員數ヲ記載スルトキハ内國貨幣ニ換算シタル金高ニ相當スル印紙ヲ貼用スヘシ 九 印紙ヲ貼用スルトキハ證書又ハ帳簿ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ證書又ハ帳簿作成者ノ印章又ハ署名ヲ以テ判明ニ之ヲ消スヘシ 一〇 印紙ヲ貼用スヘキ證書、帳簿ニシテ營業ニ關スルモノハ當該官吏之ヲ検査スルコトアルヘシ 一一 證書、帳簿ニ相當印紙ヲ貼用セス又ハ第六條但書ニ依リ税印ノ押捺ヲ受ケサル者ハ證書、帳簿一箇毎ニ脱税高二十倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ脱税高二十倍ノ金額三圓ニ達セサルトキハ三圓ノ科料ニ處ス 一二 第十條ノ検査ヲ拒ミタル者ハ二圓以上ノ科料ニ處ス 一三 第九條ニ違背シタル者ハ證書、帳簿一箇毎ニ二圓ノ科料ニ處ス 一四 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法中犯罪ノ下成立、刑ノ減免、併合罪及酌量減輕ノ例ヲ

用非ス但シ第十二條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス 一四ノ二 證書、帳簿ノ作成名義人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人等カ名義人ノ爲ニ作成スル證書帳簿ニ關シ本法ニ違反シ之ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ其ノ名義人ヲ處罰ス 附 則 一五 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス 一六 明治十七年第十一號布告證券印稅規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス 一七 明治十七年第十一號布告證券印稅規則ニ依ル手形用紙ニシテ此ノ法律施行ノ際自使用者ノ所持ニ係ルモノハ此ノ法律施行後ニ於テモ仍之ヲ使用スルコトヲ得但シ手形用紙記載ノ税金高以上ニ之ヲ使用セムトスルトキハ其ノ不足額ハ印紙ヲ貼用シテ之ヲ補足スヘシ 附 則 (昭和二年法律第七號) 本法ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス 本法施行前作成シタル證書又ハ帳簿ノ印紙税ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

飲食物其他ノ物品ニ關スル件

(明治三十二年二月二四日法律第一號) 朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル飲食物其他ノ物品取締ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム 一 販賣ノ用ニ供スル飲食物又ハ販賣ノ用ニ供シ若ハ營業上ニ使用スル飲食器、割烹具及其ノ他ノ物品ニシテ衛生上危害ヲ生スルノ



虞アルモノハ法令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ於テ其ノ製造、採取、販賣、授與若ハ使用ヲ禁止シ又ハ其ノ營業ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得

(2)前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ物品ノ所有者若ハ所持者ヲシテ其ノ物品ヲ廢棄セシメ又ハ行政廳ニ於テ直接ニ之ヲ廢棄シ其ノ他必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ所有者若ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スルノ虞ナキ方法ニ依リ之ヲ處置セムコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

二 行政廳ハ吏員ヲシテ前條ノ物品ヲ検査セシメ試験ノ爲必要ナル分量ニ限リ無償ニテ收去セシムルコトヲ得

(2)前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ吏員ヲシテ普通營業時間又ハ營業ノ爲開カレ、間ニ限リ物品ヲ製造シ採取シ陳列シ貯蔵シ若ハ携帶スル場所ニ立入ラシムルコトヲ得

三 本法ノ執行ニ關シ官吏又ハ公吏ノ命ヲ受ケテ指定ノ期間内ニ之ヲ履行セザル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

(2)本法ノ執行ニ關シ官吏又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者ニ抗拒シタル者ハ一月以下ノ「重罰」ニ處シ「十圓以下ノ罰金ヲ附加」ス

四 官吏公吏又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者本法ノ執行ニ關シ不正ノ所爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ「重罰」ニ處シ「四十圓以下ノ罰金ヲ附加」ス

(2)行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者本法ノ

執行ニ關シ人ノ囑託ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ刑法(第二百八十四條)ノ例ニ照シテ處斷ス

附 則

營業收益稅法 (大正一五年三月二七日法律第一一號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル營業收益稅法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

一 本法施行地ニ本店、支店其ノ他ノ營業場ヲ有スル營利法人ニハ本法ニ依リ營業收益稅ヲ課ス

二 本法施行地ニ營業場ヲ有シ左ニ掲ケル營業ヲ爲ス個人ニハ本法ニ依リ營業收益稅ヲ課ス

一 物品販賣業(動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セザルモノ、販賣ヲ含ム)

二 銀行業

三 無盡業

四 金錢貸付業(動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セザルモノ、貸付ヲ含ム)

五 製造業(瓦斯電氣ノ供給、物品ノ加工修理ヲ含ム)

六 運送業(運送取扱ヲ含ム)

七 倉庫業

八 請負業

九 請負業

十 印刷業

十一 出版業

十二 寫眞業

十三 席貸業

十四 旅人宿業(下宿ヲ含ミ木賃宿ヲ含マズ)

十五 料理店業

十六 周旋業

十七 代理業

十八 仲立業

十九 問屋業  
二十 營業收益稅ハ營業ノ純益ニ付之ヲ賦課ス  
二十一 法人ノ純益ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依リ  
二十二 法人ノ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス  
二十三 合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ純益ニ付營業收益稅ヲ納ムル義務アルモノトス  
二十四 個人ノ純益ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ前年一月一日ヨリ引續キ爲シタルニ非サル營業ニ付テハ其ノ年ノ豫算ニ依リ計算ス  
二十五 相續シタル營業ニ付テハ相續人カ引續キ之ヲ爲シタルモノト看做シテ其ノ純益ヲ計算ス  
二十六 規定ハ純益金額ノ決議及決定ニ付之ヲ準用ス  
二十七 第十三條又ハ前條ノ規定ニ依リ純益金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知ス  
二十八 納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル純益金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得  
二十九 前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セズ  
三十 前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得稅法ノ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス  
三十一 所得稅法第五十二條及第六十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
三十二 個人ノ營業ニ付納稅義務アル者純益金額二分ノ一以上減損アルトキハ政府ニ純益金額ノ更額ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ翌年一月三十一日ヲ過キタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
三十三 純益金額決定後營業繼續ニ因リ純益金額ノ減損シタル場合ハ前項ノ規定ヲ適用セズ  
三十四 前條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ純益金額ヲ査定シ二分ノ一以上ノ減損アルトキハ之ヲ更訂ス  
三十五 納稅義務者第十八條ノ決定又ハ前條ノ更訂處分ニ對シ不服アルトキハ訴訟又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得  
三十六 法人ノ營業收益稅ハ事業年度毎ニ之ヲ徵收ス  
三十七 個人ノ營業收益稅ハ年額ヲ二分シ左ノ二

(3)資本利子稅ヲ課セラルヘキ資本利子ハ之ヲ純益ニ算入セズ

七 左ニ掲ケル營業ノ純益ニハ營業收益稅ヲ課セズ

一 政府ノ發行スル印紙切手額ノ賣捌

二 度量衡ノ製作修覆又ハ販賣

三 自己ノ採掘シ又ハ採取シタル礦物ノ販賣

四 新聞紙法ニ依ル出版

五 本法施行地外ニ在ル營業場ニ於テ爲ス營業

六 法人ノ漁業又ハ演劇興業

七 個人ノ自己ノ收穫シタル農産物、林産物、産畜物若ハ水産物ノ販賣又ハ之ヲ原料トスル製造但シ特ニ營業場ヲ設ケテ爲ス販賣又ハ製造ヲ設ケ

八 勅令ヲ以テ指定スル重要物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ營業ヨリ生スル純益ニ付營業收益稅ヲ免除ス

九 個人ノ純益金額四百圓ニ滿タサルトキハ營業收益稅ヲ課セズ

一〇 營業收益稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

法人 百分ノ三・六  
個人 百分ノ二・八  
(2)法人カ各事業年度ニ於テ納付シタル地租額又ハ資本利子稅額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該事業年度ノ營業收益稅額ヨリ之ヲ控除ス  
(3)個人カ其ノ營業用ノ土地ニ付納付シタル

期ニ於テ之ヲ徵收ス

- 第一期 其ノ年八月一日ヨリ三十一日限
- 第二期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限
- 第三 第十九條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ更訂處分ノ確定スルニ至ル迄税金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得
- 第二四 個人ノ營業收益税ハ納稅義務者ノ住所、住所ナキトキハ主たる營業場ノ所在地ヲ以テ納稅地トス但シ第三種ノ所得ニ付所得税ヲ納ムル者ニ在リテハ所得税ノ納稅地ヲ以テ營業收益税ノ納稅地トス
- 第二五 收稅官吏ハ營業ニ關スル帳簿物件ヲ檢査シ又ハ營業者ニ質問スルコトヲ得
- 第二六 政府ハ同業組合其ノ他ノ營業者ノ團體ニ對シ營業收益税ニ關スル事項ヲ諮問スルコトヲ得
- (2)前項ノ諮問ヲ受ケタル團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ調書ヲ提出スルコトヲ得
- 第二七 所得税法第七十三條ノ二ノ規定ハ純益金額ノ計算ニ付テ之ヲ準用ス
- 第二八 第二十五條ノ規定ニ依リ帳簿物件ノ檢査ヲ妨ケ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿ヲ提示シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第二九 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ因リ營業收益税ヲ逃脱シタル者ハ其ノ逃脱シタル税金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出テタル者ハ其ノ罪ヲ問ハス
- (2)前項ノ場合ニ於テ個人ノ營業ニ付營業收益税ヲ逃脱シタル者ノ純益金額ハ第十三條第

二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ之ヲ決定シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス

- 三〇 營業收益税ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得タル秘密ヲ正當ノ事由ナクシテ洩洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 三一 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒス但シ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本法ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 法人ノ大正十六年一月一日以後ニ終了スル事業年度ノ期間カ大正十五年ニ跨ルモノニ付テハ當該事業年度ノ純益金額ヨリ日割計算ノ方法ニ依リテ算出シタル大正十五年ニ屬スル期間ノ純益ヲ控除ス

營業收益税法中改正法律

(昭和六年四月一日法律第七號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル營業收益税法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム營業收益税法中左ノ通改正ス

第十條第一項ヲ左ノ如ク改ム  
 營業收益税ハ左ノ税率ニ依リテ之ヲ賦課ス  
 個人 百分ノ三・四  
 個人純益金額千圓以下ナルトキ 百分ノ二・二

純益金額千圓ヲ超ユルトキ

- 千圓以下ノ金額 百分ノ二・二
- 千圓ヲ超ユル金額 百分ノ二・六

附 則

本法ハ個人ノ營業收益税ニ付テハ昭和六年分ヨリ、法人ノ營業收益税ニ付テハ昭和七年四月一日以後ニ終了スル事業年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ昭和六年分ノ個人ノ營業收益税ニ限リ改正規定中百分ノ二・二アルハ百分ノ二・五、百分ノ二・六トアルハ百分ノ二・八トス昭和七年三月三十一日以前ニ終了スル事業年度分ノ法人ノ營業收益税及昭和五年分以前ノ個人ノ營業收益税ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

織物消費税法 (明治四三年三月二日)

(五日法律第七號)

改正 大正八年三月法律第三三號、一一年三月第一七號一五年三月第二二號  
 朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル織物消費税法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

織物消費税法

一 織物ニハ本法ニ依リ消費税ヲ課ス但シ綿織物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
 一ノ一 本法ニ於テ綿織物ト稱スルハ全重量百分中九十五以上ノ綿ヲ以テ組成シ絹、人造絹、金屬絲、金屬線、金屬箔、漆絲又ハ漆箔ヲ交ヘサル織物ヲ謂フ  
 (2)絹紡絲、芭蕉絲其ノ他命令ヲ以テ定ムル原料ヲ以テ組成スル織物ニシテ命令ノ定ム

ルモノハ之ヲ綿織物ト看做ス  
 二 消費税ノ税率ハ織物ノ價格百分ノ十トス

三 左ニ掲グルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費税ヲ免除ス

- 一 外國ニ輸出スル織物又ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル織物
- 二 製造者カ自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル爲自ラ製造シタル織物
- (2)消費税ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費税額ニ相當スル金額ヲ交付ス

四 消費税ハ製造場稅關又ハ保税倉庫ヨリ織物ヲ引取ルトキ引取人ノ納付スルコトヲ得但シ命令ノ定ムル所ニ依リ製造者ニ於テ織物ニ其ノ價格ヲ表記シ消費税ニ相當スル印紙ヲ貼用シテ消費税ノ納付ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ製造者ヲ以テ引取人ト看做ス

(2)印紙ヲ貼用スル場合ニ於テ消費税額一錢未滿ノ端數ハ總テ一錢トシテ計算ス

- 五 消費税額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ政府ハ三月以内消費税ノ徵收ヲ猶豫ス
- 六 消費税ヲ納付シ又ハ消費税額ニ相當スル擔保ヲ提供シタル者ハ其ノ織物ニ納稅濟證印ノ捺捺ヲ受ケ又ハ納付濟證ノ貼用ヲ受ケルコトヲ得
- 七 左ニ掲グル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費税ヲ納付セシメテ織物ヲ引取ルコトヲ得

一 他ノ製造場ニ移出シ又ハ藏置場ニ藏置スル爲織物ヲ引取ルトキ

- 二 染色、捺染、刺繡其他ノ加工ヲ爲ス爲製造場又ハ藏置場ヨリ織物ヲ引取ルトキ
- 三 一定ノ場所ニ於テ消地稅ヲ納付スル爲政府ノ定メタル條件ニ從ヒ製造場又ハ藏置場ヨリ織物ヲ引取ルトキ
- (2)前項ノ場合ニ於テハ移出先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先ノ營業人ヲ以テ製造者ト看做ス

八 消費税ヲ納付シ製造場ヨリ引取リタル織物ヲ再ヒ其ノ製造場ニ戻入シタル場合ニ於テ其ノ種類及數量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ織物ヲ製造場ヨリ引取ルモ更ニ消費税ノ徵收ヲ爲サス

九 第四條第一項但書及第七條ノ場合ヲ除クノ外製造場、稅關又ハ保税倉庫ヨリ織物ヲ引取ル者ハ引取ノ際織物ノ價格ヲ政府ニ申告スルコトヲ得

- (2)前條ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ其ノ申告シタル價格ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ織物ノ價格ヲ評定ス
- (3)織物引取人前項ノ評定價格ニ不服アルトキハ即時異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得
- (4)異議ノ申立アリタルトキハ二人以上ノ鑑定人ヲ選定シ其ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス
- (5)異議申立人ノ主張ニ依リ價格ノ前項ノ決定價格トノ差カ第二項ノ評定價格ノ前項ノ決定價格トノ差ヨリ大ナルトキハ鑑定ニ關スル費用ハ其ノ申立人ノ負擔トス

(6)印紙ヲ貼用シタル織物ノ表記價格ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ織物ノ價格ヲ評定シ其ノ差額ニ對スル消費税ヲ追徵ス此ノ場合ニ於テハ前三項ノ規定ヲ準用ス

一〇 第五條又ハ第七條ニ該當スル場合ヲ除クノ外消費税納付前ニ於テ製造場稅關又ハ保税倉庫ヨリ織物ヲ引取ルコトヲ得ス

一一 織物製造者ハ第五條又ハ第七條ニ該當スル場合ヲ除クノ外消費税納付前ニ於テ織物ヲ他ニ引渡スコトヲ得ス

一二 織物ヲ製造又ハ販賣セムトスル者ハ政府ニ申込スルコトヲ得但シ第三條第一項第二號ニ該當スル織物ノミナ製造セムトスル者ハ此ノ限ニ在ラス

- 一三 織物製造者ハ同一ノ場所ニ於テ織物ノ販賣業又ハ織物ヲ原料トスル製品ノ製造業ヲ兼營スルコトヲ得但シ政府ノ認許ヲ得織物ノ製造場ト販賣場又ハ織物ヲ原料トスル製品ノ製造場ト區別シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 一四 織物ノ製造者、販賣者及前條但書ニ該當スル製品ノ製造者ハ帳簿ヲ備ヘ織物又ハ製品ノ製造出入ヲ詳細明瞭ニ記載スルコトヲ得
- 一五 收稅官吏ハ織物ノ製造場、販賣場又ハ第十三條但書ニ該當スル製品ノ製造場ニ立入り織物原料織物原料トシテ製造シタル物品、器具、機械、建築物又ハ帳簿書類ヲ檢査スルコトヲ得
- 2 收稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ物件ニ封印ヲ施スコトヲ得

一六 收稅官吏ハ運搬中ニ在ル織物ヲ検査シ其ノ出所及到着先ヲ質問スルコトヲ得  
 (2)前項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認ムルトキハ收稅官吏ハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物者ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得  
 一七 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ消費稅五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ消費稅ヲ徵收ス但シ消費稅四圓未滿ナルトキハ罰金額ハ二十圓トス  
 一八 第十二條但書ニ該當スル場合ヲ除ク外政府ニ申告セテ織物ヲ製シタルトキ  
 一九 外國ニ輸出スル爲メ若ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出スル爲メ消費稅ヲ免除セラレタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ内地ニ於テ消費シ又ハ内地ニ於テ消費スル目的ヲ以テ之ヲ讓渡シタルトキ  
 二〇 消費稅納付前又ハ擔保提供前ニ於テ織物ヲ消費シタルトキ  
 二一 第七條ニ依リタル織物ヲ其ノ定メラレタル場所ニ移入セラルトキ  
 二二 第十條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタルトキ  
 二三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ第一號ノ場合ニ於テ織物ヲ原料トスル製品ヲ製造シタルトキハ前條ノ例ニ依ル  
 二四 第十三條ノ規定ニ違反シタルトキ  
 二五 織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者織物又ハ製品ノ製造出入ニ關スル帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ

記載ヲ詐ル若ハ怠リタルトキ  
 三 命令ノ定ムル方法ニ依リ織物ニ價格ヲ表記セス又ハ印紙ヲ貼用セザルトキ  
 四 收稅官吏ノ職務執行ヲ拒ミタルトキ  
 一九 本法又ハ本法ニ基キニ發スル命令ニ違反シタル者ニハ刑法ノ刑ノ減免及刑法第四十八條第二項ノ例ヲ用キス  
 二〇 織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ本人ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
 二一 織物ノ製造者販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者ヲ處罰ス  
 二二 政府ハ織物ノ製造者又ハ販賣者ノ組織スル組合ニ對シ徵稅上必要ナル設備ヲ爲シ又ハ徵收事務ノ補助ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得  
 (2)前項ノ組合ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ支拂金ヲ交付スルコトヲ得  
 二三 第十二條、第十四條乃至第十六條、第十八條第二號第四號及第十九條乃至第二十一條ノ規定ハ綿織物ニモ之ヲ適用ス

織物消費稅法中改正法律

(昭和六年四月一日法律第四九號)

(2)政府ニ申告セスシテ綿織物ヲ製造シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
 附 則  
 本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス非常特別稅法中織物消費稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス但シ同規定ニ依リ爲シタル處分又ハ行爲ハ本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス  
 大正十五年法律第二十二號附則本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 左ニ掲ケル綿織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル  
 一 本法施行前消費稅課スヘカリシモノ  
 二 本法施行前外國輸出者ハ朝鮮移出ノ目的ヲ以テ又ハ織物消費稅法第七條ノ規定ニ依リテ消費稅ヲ納付セスシテ製造場又ハ保税地域ヨリ引取リタルモノ  
 三 本法施行前消費稅ノ徵收ヲ猶豫シタルモノ  
 四 本法施行前消費稅ヲ納付シテ外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出シタルモノ  
 消費稅ヲ納付シタル綿織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ本法施行後外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出スルモノ織物消費稅法第三條第二號ノ規定ヲ適用セス

織物消費稅法中左ノ通知改正ス  
 第一條但書ヲ左ノ如ク改ム  
 但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル織物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
 一 綿織物  
 二 麻又ハ麻ト綿トナシテ組成シ其ノ麻ノ單絲カ英式番手四十二番ヲ越エサル織物  
 三 經絲ニ綿絲ノミヲ用非綿絲ニ左ニ掲ケル絲ノミヲ用非タル絲物但シ「パイル」組織ノ織物ヲ除ク  
 イ 紡毛絲  
 ロ 命令ヲ以テ紡毛絲ト看做シタル絲  
 ハ 紡毛絲及命令ヲ以テ紡毛絲ト看做シタル絲

ニ 綿絲及イロ又ハハニ掲ケル絲  
 一ノ二 前條ニ於テ綿織物ト稱スルハ全重量百分中九十五以上ノ綿、絹紡絲、芭蕉絲其ノ他命令ヲ以テ定ムル原料ヲ以テ組成スル織物ヲ謂フ  
 第二條中「百分ノ十」ヲ「百分ノ九」ニ改ム  
 第二十三條中「綿織物」ヲ「第一條但書ノ織物」ニ改ム  
 附 則  
 本法ハ昭和六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス左ニ掲ケル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル  
 一 本法施行前消費稅課スヘカリシモノ  
 二 本法施行前外國輸出者ハ朝鮮移出ノ目的ヲ以テ又ハ第七條ノ規定ニ依リテ消費稅ヲ納付セスシテ製造場又ハ保税地域ヨリ引取リ

タルモノ  
 三 本法施行前消費稅ノ徵收ヲ猶豫シタルモノ  
 四 本法施行前消費稅ヲ納付シテ外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出シタルモノ  
 本法施行前消費稅ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ本法施行後外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出シタル場合ニ於テ第三條第二項ノ規定ニ依リ交付スル金額ハ消費稅額ノ十分ノ九ニ相當スル金額トス但シ第一但書ノ改正規定ニ依リ消費稅課セザルコトト爲リタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ニ付テハ第三條第二項ノ規定ヲ適用セス

廣告物取締法

(明治四十四年四月七日法律第七〇號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル廣告物取締法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
 廣告物取締法  
 一 行政官廳ハ美觀又ハ風致ヲ保存スル爲メ必要ナリト認ムルトキハ命令ヲ以テ廣告物ノ表示其ノ他ニ關スル物件ノ設置ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得  
 二 前條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル物件ニ對シ行政官廳ハ除却ヲ命ジ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得  
 三 廣告物、看板其ノ他之ニ關スル物件ニシテ危險ノ虞アリ又ハ安寧秩序ヲ害シ若ハ風俗ヲ紊ルノ虞アリト認ムルモノハ行政官廳ニ於テ除却ヲ命ジ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコ

商品券取締法

トヲ得  
 四 第二條、第三條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ命令ニ違反シタルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス  
 第一條 商品券ヲ發行スル者ハ命令ノ定ムルトコロニヨリ年二回ノ一定日現在ニ於ケル商品券發行額ノ二分ノ一以上ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託スヘシ、但シ商品券發行額カ命令ノ定ムル額ヲ越エザルトキハコノ限ニアラス前項ノ商品券發行額ノ引換未済ノ金額ニ限ル  
 第二條 商品券ノ所有者ハ商品券ノ引換未済ノ年額ヲ限度トシテ前條ノ供託物ニツキ他ノ債權者ニ先チ辯濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス前項ノ權利ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テコレヲ定ム  
 第三條 前二條ノ商品券ハ券面ニ金額ヲ表示シタルモノニ限ル  
 第四條 主務大臣ハ商品券ノ發行ニ關シ取締上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得  
 第五條 主務大臣必要アリト認ムルトキニ商品券ノ發行者ニ對シ報告ヲ命ジ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿ソノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ若クハ忌避シタル者  
 第八條 商品券ノ發行者ハソノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カソノ營業ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發行スル命

令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサ  
ルノ故ヲ以テ其處分ヲ免ルヲ得ス

商品券取締法施行細則

- 第一條 商品券取締法第一條ノ規定ニ依ル供  
託ハ毎年三月三十一日及九月三十日現在ニ  
於ケル商品券發行額ニ依リ翌月末日迄ニ之  
ヲ爲スヘシ
- 第二條 商品券取締法第一條但書ノ商品券發  
行額ハ三千圓トス
- 第三條 商品券取締法ニ依ル供託ハ本店ノ所  
在地ニ於テ之ヲ爲スヘシ
- 第四條 商品券取締法第一條ノ規定ニ依リ供  
託スル國債ノ供託價格ハ毎年三月三十一日  
又ハ九月三十日ノ時價ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第五條 商品券ノ發行者商品券取締法ニ依リ  
供託ヲ爲シタルトキハ供託物受入ノ記載ア  
ル供託書ノ寫及供託價格ヲ記載シタル書面  
ヲ添付シ運送ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツヘ  
シ
- 第六條 商品券ノ發行者商品券取締法ニ依リ  
供託シタル國債ノ下戻ヲ受ケントスルトキ  
ハ大正十一年司法省令第二號供託物取扱規  
則又ハ大正十一年司法省令第四號ノ手續ニ  
依ルノ外商工大臣カ其ノ下戻ヲ承認シタル  
コトヲ證スルニ足ル書面ヲ供託局出張所又  
ハ供託事務ヲ取扱フ銀行ニ提出スヘシ
- 商品券ノ發行者前項ノ承認ヲ受ケントスル  
トキハ其ノ事由並ニ國債ノ種類、記號、番  
シ

號、枚數、券面額及供託ヲ記載シタル申請  
書ヲ商工大臣ニ提出スヘシ

懸賞又は富籤類似其他  
射倖行為の取締規則

- 第一條 懸賞又ハ富籤類似其ノ他射倖ノ方法  
ヲ用井ムコトヲ提供シ又ハ投票ヲ募集セム  
トスル者ハ左ノ事項ヲ具シ施行五日前行所  
地又ハ施行地所轄警察官署ニ届出ツヘシ第  
二號乃至第三號ノ事項ヲ變更セムトスルト  
キ又同シ
- 一 本籍、住所、氏名、生年月日、職業  
(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所  
所在地、代表者ノ氏名、年齢)
- 二 目的
- 三 方法ノ詳細
- 四 施行ノ場所、期間
- 五 賞金品又ハ景品ノ種類、數量、金額賞  
品ニ在リテハ其ノ單價
- 第二條 當該警察官署前條ノ届出ニ基キ營業  
所事務所等ニ臨檢シ届出ニ關スル事項ヲ調  
査セムトスルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又  
ハ科料ニ處ス

印紙税法摘要

- 一 第一條ノ届出ヲ爲サシテ懸賞又ハ富  
籤類似其ノ他ノ射倖行為又ハ投票ノ募  
集ヲシタル者
- 二 詐偽其ノ他不正ノ方法ニ依リ懸賞又ハ  
富籤類似其ノ他ノ射倖行為又ハ投票ノ  
募集ヲ爲シ又ハ爲サムトシタル者
- 三 第二條ノ規定ニ依ル臨檢ヲ拒ミタル者
- 第四條 施行者ハ代理人、戶主、家族、同居  
人、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本令ニ違反  
シタルトキ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以  
テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ス
- 第五條 未成年者又ハ禁治産者ニシテ本令ニ  
違反シタルトキハ本令ノ罰則ハ其ノ法定代  
理人ニ之ヲ適用ス其ノ營業ニ關シ成年者ト  
同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ  
限ニ在ラス
- 第六條 法人ノ業務ニ關シ法人ノ代表者其ノ  
他ノ從業者ニシテ本令ニ違反シタルトキハ  
第二條ノ罰則ハ法人ノ代表者ニ之ヲ適用ス

○印紙税(法律第五十四號)

財産權の創設、移轉、變更若くは消滅を證  
明すべき證書、帳簿および財産權に關する追  
認若くは承認を證明すべき證書を作成する者  
は此法律に依リ印紙税を納むべし

○納税(第四條)

一、不動産鐵道財團、軌道財團、自動車交

通事業財團または船舶の所有權移轉に關する  
證書△消費貸借に關する證書△請負に關する  
證書△運送に關する證書△儲蓄契約書△記載  
金高五十圓以下二錢、百圓以下三錢、五百圓以  
下十錢、千圓以下二十錢、一萬圓以下五十錢  
一萬圓を越ゆるものは一圓。記載金高なきも  
のは三錢

二、委任狀△二錢

三、約束手形 △爲替手形△銀行預金證書  
△產業組合又は産業組合聯合會の發する貯金  
證書△產業組合聯合會漁業組合、漁業組合聯  
合會、工業組合、工業組合聯合會、商業組合  
商業組合聯合會、輸出組合又は輸出組合聯合  
會の發する出資證券△船荷證券△運送貨物引  
換證△倉庫證券△保險證券△株券△債券△相  
互保險會社の發する基金證券△株式申込證△  
社債申込證△地上權、永小作權又は地役權に  
關する證書△使用貸借、貸借借原簿、寄託又は  
定期金に關する證書△信託行為に關する證  
書△無盡に關する證書△定款又は組合契約書  
△權利の變更に關する證書△追認又は承認に  
關する證書△物品切手△受取書△質權、抵當  
權に關する證書△前各號以外の證書△預金通  
帳は△三錢

四、前號以外の通帳△五錢

五、判取帳△五十錢

【注意】證書に金高記載なきも證書面に標記  
しある價格の單位その他の記載事項に依リ其  
の金高を算出することを得るものは其の總金  
額を以て記載金高と看做す

(備考) 以上の證書は一通毎に、帳簿は一  
冊一年以内の附込に對し印紙を貼用す

○免稅(第五條)

下記のものは免除さる——官廳又は公署よ  
リ發する證書、帳簿△官廳又は公署に職を奉  
ずる者の職務上發する證書帳簿△國庫金の取  
扱に關し發する證書△慈善又は公共事業の爲  
にする寄附に關し官廳又は公署に提出する證  
書△小切手△產業組合の發する出資證券若く  
は貯金通帳又は住宅組合の發する出資證券△  
記載金高十圓未満の約束手形及爲替手形△貯  
金及積金の通帳又は積金證書、貯蓄銀行法第  
一條の貯金又は積金に付發するものに限る) △  
產業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證  
書にして其記載金高十圓未満のもの△記載金  
高一圓未満の物品切手△賣買仕切書△物品又  
は有價證券の賣買契約書△送狀△記載金高十  
圓未満若くは金高記載なき又は營業に關せざ  
る受取書△主たる債務の證書に併記したる擔  
保契約書△手形及證券の裏書又は之に併記し  
たる受取書△株券又は債券に記載したる譲渡  
の證明書△手形の引受及保證△手形又は證券  
の拒絕證書△手形又は證券の複本及騰本△農  
業倉庫證券又は聯合農業倉庫證券△質札又は  
質物通帳(質屋營業者の發するものに限る) △  
勤務通帳△乘車券、乗船券又は各種入場券△  
右一乃至五及び三十一(列舉順位)の證書にし  
て記載金高十圓未満のもの

○納稅の方法(第六條乃至第九條)

印紙税は證書、帳簿に印紙を貼用して納む

るものとす、但し印紙税額に相當する現金を  
政府に納付して税印の押捺を受け印紙貼用に  
代ふることを得△一冊の帳簿を一年以上使用  
するときは別帳簿を調製したるものと看做す  
△證書には外國貨幣を以て員數を記載するこ  
きは内國貨幣に換算したる金高に相當する印  
紙を貼用すべし△印紙を貼用するときは證書  
又は帳簿の紙面△印紙の彩紋にかけ證書又  
は帳簿作成者の印章又は署名を以て判明に之  
を消すべし

○罰則(第十一條乃至第十三條)

證書、帳簿に相當印紙を貼用せず又は税印  
の押捺を受けざるものは證書帳簿一ヶ毎に脱  
税高二十倍の罰金または科料に處す、但し脱  
税高二十倍の金額三圓に達せざるときは三圓  
の科料に處す△印紙を貼用すべき證書帳簿に  
して營業に關するものに付當該官吏の執行す  
る検査を拒みたる者は二圓以上の科料に處す  
△證書帳簿に貼用したる印紙に消印をなさず  
又は消印の方法を違へるものは二圓の科料に  
處す



所得稅法摘要

納稅義務

(一) 本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ皆所得稅ヲ納ムルノ義務アリ

課稅所得

第一種 甲 普通所得 但シ保險會社ニアリテハ各事業年度ノ利益又ハ剩餘金ニ依ル

免稅

第三種ノ所得ニシテ左記各號ニ該當スルモノニハ所得稅ヲ課ス

稅率

第一種 甲 普通所得 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人百分ノ五

種三

(四) 法人ヨリ受ケル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年三月一日ヨリ其年二月末日迄ノ收入金額(無記名株式ノ配當ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額)ヨリ其十

除控額金所得

(一) 所得總額六千圓以下ナルトキハ勤勞所得ノ所得ニ付テハ其所得中勤勞所得(第三號及第五號ノ所得)ニ付テハ勤勞所得以外ノ所得六千圓以上

納期

第一種ノ所得ハ各事業年度毎ニ其金額ヲ徵收ス清算所得ハ清算又ハ合併ノ時ノ所得ニシテ政府ノ納ムベシ

營業收益稅法摘要

營業收益稅法 本法施行地ニ本店支店其ノ他ノ營業場ヲ有スル營利法人

日用便覽

**課税**  
 本収益税ハ營業ノ純益ニ付賦課シ左ノ區別ニ依リ算出ス  
 法人ハ各事業年度ノ純益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル  
 個人ハ前年中ノ總収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額ニ依  
 (含ム) (七)運送業(運送取扱ヲ含ム) (八)倉庫業 (九)請  
 負業 (一〇)印刷業 (一一)出版業 (一二)寫眞業 (一三)  
 三)席貸業 (一四)旅人宿業(下宿ヲ含ム)木賃宿ヲ含ム) (一五)  
 (一六)料理店業 (一七)周旋業 (一八)代理業 (一九)仲  
 立業 (二〇)問屋業

**免税**  
 左ニ掲グル營業ノ純益ニハ課税セズ  
 (一)政府ノ發行スル印紙切手類ノ賣捌 (二)度量衡ノ製作修  
 覆又ハ販賣 (三)自己ノ採掘シ又ハ採取シタル礦物ノ販賣  
 (四)新聞紙法ニ依ル出版 (五)本法施行地外ニ在ル營業場ニ  
 於テ爲ス營業 (六)法人ノ漁業又ハ演劇興業 (七)個人ノ自  
 己ノ收穫シタル農産物、林産物、畜産物若クハ水産物ノ販賣  
 又ハ之ヲ原料トスル製造、但特ニ營業場ヲ設ケテ爲ス販賣又  
 ハ製造ヲ除ク

**税率**  
 法人百分ノ三・六  
 個人百分ノ二・八

**申告**  
 納税義務アル法人ハ命令ノ所定ニ依リ毎年三月十五日迄ニ純益金額ヲ稅務署ニ申告スルヲ要  
 所定ニ依リ毎年三月十五日迄ニ純益金額ヲ稅務署ニ申告スルヲ要

**決定**  
 純益金額ハ稅務署之ヲ決定シ納税義務者ニ通知ス但不服アル者ハ  
 再審査ヲ求メ訴願ヲ爲シ行政訴訟ヲ起ス等抗議ノ途アリ

**納期**  
 法人ノ營業收益税ハ事業年度毎ニ徵收ス  
 個人ノ營業收益税ハ年額ヲ二分シ左ノ二期ニ於テ徵收ス  
 第一期 其年八月一日ヨリ廿一日限リ  
 第二期 其年十一月一日ヨリ廿一日限リ

營業ニ關スル帳簿物件ノ検査ヲ妨ケ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル帳  
 簿ヲ提示シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處セラル、○詐欺其他不正

制裁

ノ行爲ニ因リ營業收益税ヲ遁脱シタル者ハ其遁脱シタル税金ノ三  
 倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處セラル、但自首シタル者又ハ稅務  
 署長ニ申出タル者ハ其罪ヲ問ハズ

◎資本利子稅法

資本利子稅ハ本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル左ノ資本利子ニ課ス  
 甲種 公債、社債、産業債券若クハ銀行預金ノ利子又ハ貸付信託  
 乙種 第三種所得金額中ノ營業ニ非サル貸金又ハ預金ノ利子  
 丙種 資本利子ニシテ左ニ掲グルモノニハ資本利子稅ヲ課セズ  
 (一)所得稅法其他ノ法律ニ依リ第二種所得稅ヲ課セラレサルモ  
 者ノ支拂ヲ受クル利子  
 (二)貯蓄債券又ハ復興貯蓄債券ノ利子

**課税**  
 資本利子ノ百分ノ二

郵便電信電話略則

**通常郵便物種類及料金**

種類	別	重量	量	郵税
書	封	十五グラム又は其 の端數毎に	三	錢
第一種	封	三十五グラム又は 其の端數毎に	二	錢
第二種	封	通常葉書、封緘葉書 往復葉書、封緘葉書	三	錢
第三種	封	七十五グラム又は 其の端數毎に	五	厘

全部印刷したる無封の書狀、  
 官人用點字の無封書狀、官公署  
 公共團體、社寺、學校又は營利を  
 目的とせざる法人若くは團體よ  
 り發する無封書狀、營業者より  
 その營業に關し發する報告書  
 送狀、契約申込書、契約の承諾  
 又は拒絶書、請求書、督促狀、  
 計算書、見積書、明細書、領收書

**第四種**  
 書籍、印刷物、業務用書類、寫  
 眞、書、畫、圖、商品見本及雜  
 形、博物學上の標本  
 第三種郵便物にあらざる印刷物  
 にして毎月一回以上刊行の約束  
 郵便物  
 百十グラム又は其  
 の端數毎に 二 錢

**第五種**  
 農 産 物 種 子  
 百十グラム又は其  
 の端數毎に 一 錢

**特殊取扱**  
 第三種郵便物の認可を受けたる定期刊行物中日刊新聞紙につい  
 ては發行人又は賣捌人より差出す場合に限り其の一部(一日分)の  
 重量百十グラム迄はその料金を五厘、以上七十五グラム迄毎に  
 五厘、又盲人用點字の定期刊行物はその料金を重量五百十グ  
 ラム又は端數毎に五厘とす

**物品價格表記料**  
 表記十圓迄の小包郵便物 金十五錢  
 1 通貨價格表記料 金十錢  
 2 物品價格表記料 金五錢

表記十圓を越ゆるものは十圓迄毎に通貨は十錢を、物品は五錢を前記  
 表記料に加ふ

通貨は「通貨價格表記金何程」、その他の物件は「品名價格、表記金何程」  
 通貨物品合裝は「價格表記合計金何程、内通貨表記金何程、品名表記  
 金何程」と表記のこゝ。表記金額制限は千圓とす。

**【代金引換郵便】**  
 代金引換とすべきものは價格表記の郵便物及書留郵便物に限り該郵  
 便物を到着局所に十日間留置き代金引換に受取人に交付しその取立  
 たる代金を差出人に交付するものとす。

引換料一口に付五錢、外に取立金送達料として左の料金を要す

一圓迄	三錢	廿圓迄	十三錢	二百圓迄	五十五錢
五圓迄	五錢	五十圓迄	廿五錢	二百五十圓迄	六十五錢
十圓迄	七錢	百圓迄	卅五錢	三百圓迄	七十五錢
十五圓迄	十錢	百五十圓迄	四十五錢	以上百圓迄を増す毎に金 十錢を加ふ	

引換金額制限は千圓とす、錢位未滿の端數を付するこゝを得ず

「代金引換金何程」と表記のこゝ

【速達郵便】

1 同一郵便區相互間(東京市内・大阪市内) 一個取扱料 金六錢  
 2 二個郵便區相互間(東京市内・横濱市内・大阪市内) 一個取扱料 金十二錢  
 (速達小包郵便物の重量は二キログラム以内、郵便物には「速達」を  
 朱書にて表記のこゝ、同一差出人より同一受取人に宛て同時に二  
 個以上を差出すときは一個の他の取扱料金は半額)

【書留郵便】

金銀、寶石、珠玉その他の貴重品は必ず書留又は物品價格表記とす  
 べきものとす。通常は「書留」、小包は「書留小包」と表記するこゝ  
 通常郵便物書留料 一個につき 金十錢

【價格表記郵便】

通貨は必ず通貨價格表記とすにあらざれば差出すこゝを得ず  
 表記十圓迄の通常郵便物 金廿錢  
 1 通貨價格表記料

日用便覽

**【集金郵便】**  
 證書(現金受領證)、證券(無記名の公社債券又はその利札、貨物引換  
 證、船荷證券又は之に準ずべきもの)にして持參人に支拂はるべきも  
 のは集金郵便としてその現金の取立を委託することを得

1 集金委託料一口に付 證書は 六錢 證券は 十五錢  
 2 集金留置通知料一口に付 三錢  
 3 集金送達料(取立済の金額に對し左の料金を要す)

五圓迄	五錢	五十圓迄	廿五錢	二百五十圓迄	六十五錢
十圓迄	七錢	百圓迄	卅五錢	三百圓迄	七十五錢

日用便覽

十五圓迄 十錢 百五十圓迄 四十五錢 廿圓迄 十三錢
二百圓迄 五十五錢 (以上百圓迄を増す毎に十錢を加ふ)
集金金額制限は一口に付證書は三圓以上五十圓以内、證券は三圓以上
千圓以内として、錢位未滿の端數を付することを得ず

【別配達郵便】

受取人へ速に送達を要するものは書留又は價格表記の郵便物とし、尙
別配達となせば通常の配達時刻に拘らず直に特便を以て配達すべし、
「別配達」又は「何局別配達」を表記すること
別配達料一個に付 陸上八キロメートル以内は 卅錢、八キロメー
トルを越ゆるときは四キロメートル迄毎に廿五錢を加ふ、解船料は別に
その實費額を受取人若しくは差出人より徴収す

【留置郵便】

差出人指定の郵便局に留置き受取人の出頭を待ちて交付す留置通知を
要するものは通知料一個に付 三錢
表記文字 「留置」「何局留置」「留置通知」「留置期間は十日

【配達證明郵便】

書留又は價格表記の郵便物にして受取人へ配達したることを確知する
には配達證明郵便とし該證明書の送付を受くるものとす
配達證明料一個に付 三錢
郵便物差出後一年以内に配達證明を請求するときは 六錢
表記文字は「配達證明」のこゝ

【内容證明郵便】

催告、承認、取消、その他權利義務の發生若しくは移轉等後日の證據と
なる必要ある文書にして日本文字又は漢字を以て明瞭に記載したる
もののみを(亞刺比亞數字又は簡單なる記號は混記するも差支なし)封
緘したる書留通常郵便物は内容證明郵便として差出す事を得べし
内容證明料一個に付
一通の謄本一枚のものは 十錢
二枚以上のものは一枚を増す毎に四錢を加ふ
同時に二個以上同文のものを差出すときは内一個を除き他は前記料

一、速達 (東京、横濱、大阪、京都、神戸、京城の各都市及びその近
郊地に速達航空郵便を差出すことを得、但し更に八錢を要
す)
二、郵便官署の過失に因り普通郵便に依り到達し得べき時刻より遅れ
て到着したるもの
一、通常の方法に依り送達したるもの
航空郵便物の出し方と投函時間
航空の二字を「朱記」して郵便局か街頭にある航空郵便専用ポストに投
函すること、航空機に搭載される郵便物の各局における取扱時間はその
場所により異なるから「郵便局」或は「航空郵便専用ポスト」の揭示を見
ればよい

内國郵便爲替料

爲替證 (證書一枚に付通常爲替:金三百圓迄:電信爲替:金五百圓迄:
爲替金額) 小爲替:金二十圓迄:通常爲替及小爲替の金額は錢位未滿電信
爲替の金額は圓位未滿の端數を付することを得ず
(爲替證書有効期間證書發行日より六十日)

【郵便爲替料】

Table with columns for '通常爲替料' (Normal exchange rate), '電信爲替料' (Telegraphic exchange rate), and '小爲替' (Small exchange rate). Rows list various denominations from 100 to 400 yen.

日用便覽

金の半額とす

内容検査の證明は謄本一通毎に前記前段料金の半額又謄本閱覽料は
一回五錢とす
但し内容検査又は閱覽を請求し得る期間は差出後二ヶ年以内とす
表記文字「内容證明」「同文内容證明」
その他「引受時刻證明郵便」「約束郵便」「切手別納郵便」その他種
々な方法があるが、省略する

【市内特別郵便】

同一市内に發着する全部同文の書状、又は第三種第四種郵便物で百個
以上を同時に發送する場合は、特別扱として料金の割引がある、廣告
ピラの發送などにはこの便法を利用すべきである

航空郵便

航空郵便は逓信省が日本航空輸送株式會社に委託して取扱ひ、内地・朝
鮮・滿洲・臺灣・樺太・南洋群島等に差出す事が出来る。
航空路は東京―大連間、大阪―松山間にて右以遠の地には夫々最寄の寄
航地より、其附近の地には東京、大阪、福岡、松山より普通便により遞
送する

料金(内地)

普通料金の外左記の通り郵便切手の増貼を要す

- 一、第一種 有封書状は十五グラム又はその端數毎に十五錢
二種 無封書状は廿五グラム又はその端數毎に十五錢
三種 封緘書状は十五錢
四種 封緘書状は十五錢
五種 封緘書状は十五錢
六種 封緘書状は十五錢
七種 封緘書状は十五錢
八種 封緘書状は十五錢
九種 封緘書状は十五錢
十種 封緘書状は十五錢

四百五十圓迄 二圓三十錢 三圓四十錢
五百圓迄 二圓五十錢 三圓七十錢

小包郵便料

Table showing rates for different types of parcels (小包郵便物) and their weights. Columns include '種別量目' (Type and quantity) and '料金' (Rate).

郵便制限

通常郵便物 容積 長四十センチメートル、幅二十五センチメートル、厚
五センチメートル、重量 第三種乃至第五種郵便物一キログラム、商品見本及
雜形三百五十グラム
小包郵便物 容積 重量長、幅、厚各六十センチメートル、但し幅及厚十
五センチメートル以内のものに長九十センチメートル
重量 六キログラム迄(速達小包は二キログラム迄)

外國宛(支那を除く)郵便物料金

Table listing postage rates for international mail to various countries like India, Persia, etc. Columns include '種類' (Type), '重量' (Weight), and '料金' (Rate).

天保	弘化	嘉永	安政	年號
四三二	四三二	四三二	三二	西曆
癸壬辛巳辰卯	癸壬辛巳辰卯	癸壬辛巳辰卯	丙乙甲辰卯寅	千支
三三三	三三三	三三三	三三三	年齡
五七六	五七六	五七六	九一二	九星
文萬久延	慶元應治	明治	年號	
三二二	三二二	三二二	六五四三二一〇九八七	西曆
癸壬辛巳辰卯	癸壬辛巳辰卯	癸壬辛巳辰卯	癸壬辛巳辰卯	千支
三三三	三三三	三三三	三三三	年齡
二三四五六七八	二三四五六七八	二三四五六七八	九一二三四五六七八	九星
大正	昭和	年號	年號	
四四三	四四三	四四三	四四三	西曆
癸壬辛巳辰卯	癸壬辛巳辰卯	癸壬辛巳辰卯	乙甲辰戌	千支
三三三	三三三	三三三	三三三	年齡
六七八九	六七八九	六七八九	二三四五六七八	九星

年齡・千支・九星 早見表

(西曆を皇紀に改算するには 六六〇年を加へればよい)

日用便覽

業務用書類	二百五十グラム迄	五十グラム毎又は其端數毎	二十錢
商品見本	百グラム迄	又は其端數毎	四錢
價格表記書狀	二十グラム迄	每又は其端數毎	六錢
價格表記箱物	二百五十グラム迄	ラム毎又は其端數毎	五十六錢

種別	和文電報料は	基	本	累	加
一市區町村外發受のもの	(一名宛料金を)	十五	錢	五	錢
一市區町村內發受のもの	(加算せり)	十五	錢	三	錢
一市區町村外發受のもの	(官報、私報)	三十	錢	五	錢
一市區町村內發受のもの	(官報、私報)	三十	錢	三	錢
内地、小笠原島、臺灣、樺太及朝鮮相互間のもの	(官報、私報)	四十	錢	五	錢
各種請	電報再送請求	四十	錢	五	錢
各期間	電報再送請求	四十	錢	五	錢
私官	電報再送請求	四十	錢	五	錢
報報	電報再送請求	四十	錢	五	錢

電話使用料

度數料金制施行	單獨加入	甲地	一三四
地基本料金制施行	共同線加入	乙地	一四〇
均一料金制	單獨加入	丙地	一三五
施行地年額	共同線加入	丁地	一四〇
料	單獨加入	戊地	一三五
料	共同線加入	己地	一四〇
料	共同線加入	庚地	一三五
料	共同線加入	辛地	一四〇
料	共同線加入	壬地	一三五
料	共同線加入	癸地	一四〇

寫真電報は寫真は勿論筆書した圖面でも、統計表又論畫、文字、記號、符號等に至るまで總て其の儘傳送せられ寫眞の形にして先方に送達せられる

取扱區間 東京と大阪間、宛所は東京市内又は大阪市内

料 寫真電報料 甲 號(大) 八圓 乙 號(小) 五圓

同報寫真料 (同一の寫眞を二人以上の受信人に各一通宛送達する場合は其の内一通には上記の寫眞電報料を其の他の各通に於ては其の料金を要す)

甲 號(大) 二圓 乙 號(小) 一圓五十錢

至急料 寫眞電報料と同額

復寫料 甲 號(大) 一圓 乙 號(小) 六十錢

特使配達料 三十錢(東京および大阪兩中央電信局の直配達區域外に特使で配達する場合)



日用便覽

都市人口

(昭和五年國勢調査)  
八〇萬以上

Table of city populations for various cities including 東京, 大阪, 神戶, 名古屋, etc.

外國貨幣

(日本銀行調)

Table of foreign exchange rates for various countries like 英國, 日本, 美國, etc.

利子早見表

元金一圓に對する毎分利子各年の積り高

Table of interest rates for various banks and currencies like 亞爾然丁, 伯刺西爾, etc.

日用便覽

Table of interest rates for various banks and currencies like 亞爾然丁, 伯刺西爾, etc.

メートル法

メートル法は(1)基本の根據は地球子午線の四千萬分の一を測定して一メートルを定む(2)度量衡全部十進法(3)度量衡相互の連絡を有す(4)學術研究に適當(5)國際的に現在世界中メートル法專用約五十ヶ國、併用八ヶ國である。

Table of metric conversion factors for various units like 五, 四, 三, 二, 一, etc.

日 用 便 覧

メートル法・度量衡比較表

メートル法 名 稱	メートル法の千分の一 ミリメートル	メートル法の百分の一 センチメートル	メートル法の十分の一 デシメートル	メートル	千メートル	海里 大里 二メートル	平方メートル	平方メートル ハクタール	平方メートル 百アール	平方メートル 百アール	平方メートル 百アール	立方メートル	リットルの千分の一 ミリリットル	リットルの百分の一 リットル	リットルの百分の一 立方デシメートル	リットル	キログラムの千分の一 ミリグラム	キログラムの百分の一 グラム	キログラム	キログラム	キログラム	キログラム	キログラム	キログラム
当て字略字	mm	cm	dm	m	km	海里	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	ℓ	ml	l	dl	l	mg	g	kg	kg	kg	kg	kg	kg
尺貫法	mm	cm	dm	m	km	海里	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	ℓ	ml	l	dl	l	mg	g	kg	kg	kg	kg	kg	kg
ヤード ポンド法	mm	cm	dm	m	km	海里	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	ℓ	ml	l	dl	l	mg	g	kg	kg	kg	kg	kg	kg

メートル法換算便法

メートルを間に直すには一割加へて二で割る。メートルを尺に直すには一割加へて三倍する。キロを貫に直すには二割引いて三で割る。貫をキロに直すには四で割つて十五倍す。斤をキロに直すには五で割つて三倍するかまたは〇・六をかけよ。

度量衡換算早見表

尺 度 及 距 離	〇・三三三 尺	三・三三三 尺	三三・三三三 尺	三三三・三三三 尺	三三三三・三三三 尺	三三三三三・三三三 尺	三三三三三三・三三三 尺	三三三三三三三・三三三 尺	三三三三三三三三・三三三 尺	三三三三三三三三三・三三三 尺	三三三三三三三三三三・三三三 尺	三三三三三三三三三三三・三三三 尺	三三三三三三三三三三三三・三三三 尺
米	〇・三三三 米	三・三三三 米	三三・三三三 米	三三三・三三三 米	三三三三・三三三 米	三三三三三・三三三 米	三三三三三三・三三三 米	三三三三三三三・三三三 米	三三三三三三三三・三三三 米	三三三三三三三三三・三三三 米	三三三三三三三三三三・三三三 米	三三三三三三三三三三三・三三三 米	
寸	三・三三三 寸	三三・三三三 寸	三三三・三三三 寸	三三三三・三三三 寸	三三三三三・三三三 寸	三三三三三三・三三三 寸	三三三三三三三・三三三 寸	三三三三三三三三・三三三 寸	三三三三三三三三三・三三三 寸	三三三三三三三三三三・三三三 寸	三三三三三三三三三三三・三三三 寸	三三三三三三三三三三三三・三三三 寸	
間	三三・三三三 間	三三三・三三三 間	三三三三・三三三 間	三三三三三・三三三 間	三三三三三三・三三三 間	三三三三三三三・三三三 間	三三三三三三三三・三三三 間	三三三三三三三三三・三三三 間	三三三三三三三三三三・三三三 間	三三三三三三三三三三三・三三三 間	三三三三三三三三三三三三・三三三 間		
町	三三三・三三三 町	三三三三・三三三 町	三三三三三・三三三 町	三三三三三三・三三三 町	三三三三三三三・三三三 町	三三三三三三三三・三三三 町	三三三三三三三三三・三三三 町	三三三三三三三三三三・三三三 町	三三三三三三三三三三三・三三三 町	三三三三三三三三三三三三・三三三 町			
里	三三三三・三三三 里	三三三三三・三三三 里	三三三三三三・三三三 里	三三三三三三三・三三三 里	三三三三三三三三・三三三 里	三三三三三三三三三・三三三 里	三三三三三三三三三三・三三三 里	三三三三三三三三三三三・三三三 里	三三三三三三三三三三三三・三三三 里				
時	三三三・三三三 時	三三三三・三三三 時	三三三三三・三三三 時	三三三三三三・三三三 時	三三三三三三三・三三三 時	三三三三三三三三・三三三 時	三三三三三三三三三・三三三 時	三三三三三三三三三三・三三三 時	三三三三三三三三三三三・三三三 時				
呎	三三三・三三三 呎	三三三三・三三三 呎	三三三三三・三三三 呎	三三三三三三・三三三 呎	三三三三三三三・三三三 呎	三三三三三三三三・三三三 呎	三三三三三三三三三・三三三 呎	三三三三三三三三三三・三三三 呎	三三三三三三三三三三三・三三三 呎				
碼	三三三・三三三 碼	三三三三・三三三 碼	三三三三三・三三三 碼	三三三三三三・三三三 碼	三三三三三三三・三三三 碼	三三三三三三三三・三三三 碼	三三三三三三三三三・三三三 碼	三三三三三三三三三三・三三三 碼	三三三三三三三三三三三・三三三 碼				
噸	三三三・三三三 噸	三三三三・三三三 噸	三三三三三・三三三 噸	三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三三三三・三三三 噸				
噸	三三三・三三三 噸	三三三三・三三三 噸	三三三三三・三三三 噸	三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三三三三・三三三 噸				
噸	三三三・三三三 噸	三三三三・三三三 噸	三三三三三・三三三 噸	三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三三三三・三三三 噸				
噸	三三三・三三三 噸	三三三三・三三三 噸	三三三三三・三三三 噸	三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三三三三・三三三 噸				
噸	三三三・三三三 噸	三三三三・三三三 噸	三三三三三・三三三 噸	三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三三三・三三三 噸	三三三三三三三三三三三・三三三 噸				

鐵道規則摘要

(昭和七年八月改正)

**○運費對 料 (省線三等旅客運費)**  
 八十斤以下の料程 每一斤 一錢五厘六毛  
 八十斤を越ゆる料程 同 一錢三厘一毛  
 百六十斤を越ゆる料程 同 一錢〇六毛  
 三百廿斤を越ゆる料程 同 八厘七毛  
 四百八十斤を越ゆる料程 同 七厘五毛  
 六百四十斤を越ゆる料程 同 六厘九毛  
 八百斤を越ゆる料程 同 六厘三毛  
 斤未満の端数は之を一斤に切り上げ右貨率を料程に乘じた厘位は錢位に切り上げる、最低運賃は三斤分にて三斤未滿でも三斤分(五錢)を支拂ふ△一等は三等の三倍二等は三等の倍額

**○運賃略 例 (省線三等)**  

斤	四錢	三錢	二錢	一錢
一三	一〇	一六	二二	二七
四	三〇	三六	四二	四七
五	三〇	三六	四二	四七
六	三〇	三六	四二	四七
七	三〇	三六	四二	四七
八	三〇	三六	四二	四七
九	三〇	三六	四二	四七

**○途中下車**  
 特に定めた乗車券の外下車回数に制限なし  
**○列車運賃使用料金**  
 第一夜上段五圓、下段七圓△二等同上段三圓、下段四圓五〇錢△三等同上段八〇錢、中下段各一圓五〇錢  
 (注意) 寢臺車の使用は午後八時より翌朝午前八時迄△小兒は同

日 用 便 覧

日 用 便 覧

字 當	粉種粉米料粘粉	キロ	合	立	立	斗	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸
封度	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立	立
噸	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇
噸	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇
噸	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇

日用便覽

伴者ありて別に寢臺を要せぬ時は無料△寢臺券は使用四日前より賣出す

○乗車券の通用期間

一、片道乗車券百料まで二日、百一料以上百料を増す毎に一日を加ふ  
二、往復乗車券は片道券の二倍

○乗車券引換證

商品切手のやうなもので、客を招待したり、人を呼寄せたりに便利であり進物にもなる、すなはちこの驛へでも一定区間の運賃、料金を拂つてこの引換證を得て送れば一ヶ月以内何時でも乗車券、急行券、寢臺券と引換へることができる

○旅行券

乗車券引換證と同様商品切手の様なもので十圓、五圓、三圓、一圓の四種類があり一枚二十錢の券片を綴り合はせてあつて乗車券、急行券、寢臺券、入場券等と引換へる事が出来る

○急行券 (單位錢)

料程	特別急行券			普通急行券		
	一等	二等	三等	一等	二等	三等
四百料迄	四〇〇	二五〇	一五〇	二〇〇	一三〇	一〇〇
八百料迄	六〇〇	四〇〇	二〇〇	三〇〇	二〇〇	一五〇
八百一料以上	七五〇	五〇〇	二五〇	三七五	二五〇	一七五

特急券は四日前から發賣、同時に座席を指定する。四歳未満は無料、十二歳未満は半額。

○入場券

十錢 東京、上野、新宿、兩國、横濱、静岡、濱松、豊橋、名古屋、岐阜、金澤、富山、京都、大阪、三宮、神戸、岡山、広島、吳、下關、博多、熊本、鹿児島、長崎、福島、仙臺、盛岡、新潟、長岡、青森、秋田、函館、札幌、旭川、小樽、釧路の各驛

第一期(一月一日—十日三、四、五月及七月一日—十二月末日)

三十人以上以上	三等普	二等普	三等特
五十人以上以上	通團體	通團體	別團體
一百人以上以上	一割	三割	二五割
二百人以上以上	一五割	三五割	三割
三百人以上以上	二割	四割	三五割
四百人以上以上	二五割	五割	四割

第二期(二月十一日—二月末日及六月中)

三十人以上以上	三等普	二等普	三等特
五十人以上以上	通團體	通團體	別團體
一百人以上以上	二割	四割	四割
二百人以上以上	二五割	四五割	四割
三百人以上以上	三割	五割	四五割
四百人以上以上	三五割	五五割	五割
五百人以上以上	四割	六割	六割

○手荷物無賃扱ひ

一等六十キログラム△二等四十キログラム△三等三十キログラム(小兒はいづれもこの半量)  
右に超過した場合は超過した重量だけ小荷物運賃を拂へばよい

○「手荷物の配達」

驛から約六キロ以内の土地は一個十錢で配達します。配達付にして置けば目的驛で荷物を受け取る手数もなく、又途中で名所の見物などするときは荷物は目的の家に先に着いてゐます

○「手荷物の保管料」

日用便覽

五錢 その他の各驛

○定期乗車券

一定区間の通勤用とか常時乗用として便利な二、三等普通定期乗車券と通學用の三等學生定期乗車券と工場法又は職業法の適用を受け、且鐵道省の指定した工場に通勤中の職工、徒弟、人夫に對する三等の職工定期乗車券がありますが通用期間は職工定期乗車券だけ一ヶ月、三ヶ月の二種其の他一ヶ月、三ヶ月、六ヶ月十二月の四種で何れも通用期間と乗車料程とに依つて普通運賃より餘程割安な運賃になつてゐる

○回数乗車券

商用その他で、同一區間を屢次往復する者の爲めに片道十六回分を一冊に綴つた三ヶ月有効の二等または三等の回数乗車券がある。この乗車券は記名本人の外にその本人と同行する四人以内の者に限り使用することが出来る。また大人用回数乗車券はその一片で同時に小兒二人乗車にまた小兒用回数券はその二片を以て大人一人乗車に適用できる東京及び大阪附近の電車區間では電車特定運賃の十六倍から一割引した運賃で無記名の十六回数券を發賣致します。これは使者に制限がないから銀行、會社、家族などの共用に使用できる

○回数乗車券運賃略例 (三等十六回)

料程	一等	二等	三等
一ヶ月	四〇	二五	一五
三ヶ月	一〇〇	六五	四〇
六ヶ月	一六〇	一〇〇	六〇
一年	二六〇	一六〇	一〇〇

以上一料毎に三百料まで二十錢、三百一料以上十錢を加ふ

○團體割引

三十人以上の普通團體には二、三等運賃の、特別團體には三等運賃の割引がある。出發停車場が最寄の停車場へ前もつて申込みばよい

到着してから二日間(到着の日と引渡の日)は各一日として計算は無料 それ以上は一個一日に付十五錢を要す)

○一時預り料

一、自用自轉車、乳母車、乳母櫛 一輛一日に付 三十錢  
一、その他のもの 同 十錢  
但し預入の日より十一日以後はその二倍。預入れの日と引渡の日は時間にとららず一日として計算して十五日以上は預りません

○通常小荷物運賃

一ヶ月	自〇・一	自三・三	自四・一	自七・三	自九・八	自四・六	自一・九
三ヶ月	一・四	三・八	五・一	八・一	一〇・五	六・九	三・七
六ヶ月	二・五	五・〇	七・五	一〇・五	一三・五	九・五	五・〇
一年	四・〇	七・五	一〇・五	一三・五	一六・五	一三・五	八・〇

○三等普通定期乗車券運賃略例(單位は圓)(二等は本表の二倍)

一ヶ月	自〇・一	自三・三	自四・一	自七・三	自九・八	自四・六	自一・九
三ヶ月	一・四	三・八	五・一	八・一	一〇・五	六・九	三・七
六ヶ月	二・五	五・〇	七・五	一〇・五	一三・五	九・五	五・〇
一年	四・〇	七・五	一〇・五	一三・五	一六・五	一三・五	八・〇

鐵道小荷物運賃對秤程早見表 (大阪驛起點)

(昭和五年四月一日改正)

Table with columns for weight (重量), distance (距離), and fare (運賃). Rows list various distances from 1 to 50 kilometers and corresponding fares.

主なる圖案家團體 (九〇頁より續く)

- List of art organizations and their locations, including '大阪圖案家協會', '東京圖案家協會', '京都圖案家協會', etc.

東海道線・山陽線・北陸線列車時間表

(二〇八頁より) (御覽下さい)

Large table showing train schedules for Tokaido, San'yō, and Hokuriku lines. Columns include station names (e.g., 富山行, 金澤行), departure times, and arrival times.

北陸本線時間表

北陸本線時間表

行先	新瀉行	直江津行	富山行	直江津行	上野行	直江津行	青森行	上野行	糸魚川行
	505	507	103	105	604	509	501	606	107
米原	10.10 大阪發	10.50 大阪發				6.24 大阪發	10.00 大阪發		
敦賀	0.46	1.48		5.22	7.30	9.27	11.58	0.12	1.50
福井	1.02	1.59		6.42	8.52	9.47	0.03	1.26	3.02
金山	2.22	3.35	7.12	6.49	8.58	11.01	0.54	1.32	3.08
高富	2.28	3.40	7.21	8.57	10.52	11.07	0.59	3.09	5.09
直江津	4.08	5.27	7.47	8.44	10.58	1.00	2.24	3.14	5.15
津	4.14	5.33	7.48	9.23	11.24	1.26	2.49	3.43	5.42
山	4.40	5.59	7.48	9.24	11.26	1.28	2.52	3.45	5.43
岡	4.41	6.00	9.28	10.55	1.10	2.56	4.01	5.19	7.11
津	6.08	7.27	9.41	11.01	1.17	3.02	4.06	5.25	7.20
原	6.13	7.32	10.42	0.01	2.21	4.12	4.57	6.27	8.30
着發	7.13	8.34	10.44	0.03	2.22	4.14	4.58	6.29	8.31
着發	7.15	8.46	11.10	0.36	2.49	4.41	5.20	6.56	9.08
着發	7.43	9.26		0.42	2.55	4.46	5.25	7.02	9.22
着發	7.48	9.35		3.38	5.44	7.59	7.42	9.50	
着發	10.43	1.09			6.07		7.49	10.00	
新瀉行	10.50								
上野行									
青森行									
上野行									

行先	急二三等行	金澤行	福井行	大坂原行	米原行	急二三等行	大坂原行	米原行	大坂行	大坂行
列車番號	601	108	510	603	502	605	112	508	506	
直江津	上野發			上野發	青森發	上野發				新瀉發
金山	4.14			8.32	9.51	10.44				6.02
高富	4.21		6.20	8.40	9.58	10.51	1.46	3.40		6.11
津	6.47	7.34	9.19	11.40	0.17	1.57	4.41	6.58		9.21
山	6.53	7.47	9.28	11.46	0.22	2.04	4.48	7.05		9.28
岡	7.14	8.25	9.56	0.14	0.43	2.33	5.20	7.38		9.56
津	7.17	8.34	9.59	0.16	0.45	2.35	5.22	7.41		9.58
井	8.10	9.31	10.59	1.15	1.37	3.34	6.22	8.52		10.59
賀		9.38	11.05	1.21	1.42	3.47	6.28	9.03		11.04
原		11.22	0.32	3.13	2.50	5.22	7.58	10.57	0.28	
着發		11.25	0.34	3.15	2.51	5.24	8.00	10.58	0.29	
着發		11.51	0.59	3.41	3.10	5.56	8.26	11.25	0.52	
着發			1.08	3.46	3.15	6.02	8.32	11.31	0.58	
着發			3.01	5.26	4.34	7.47	10.27	1.38	2.52	
着發			3.06	5.33	4.40	7.55	10.32	1.44	2.58	
着發			4.19	6.50	5.35	9.21	11.52	3.11	4.30	
着發			4.30		5.40			3.17	4.40	
大阪着										7.25
大阪着										7.31

北陸本線〔下り〕(米直江津間)

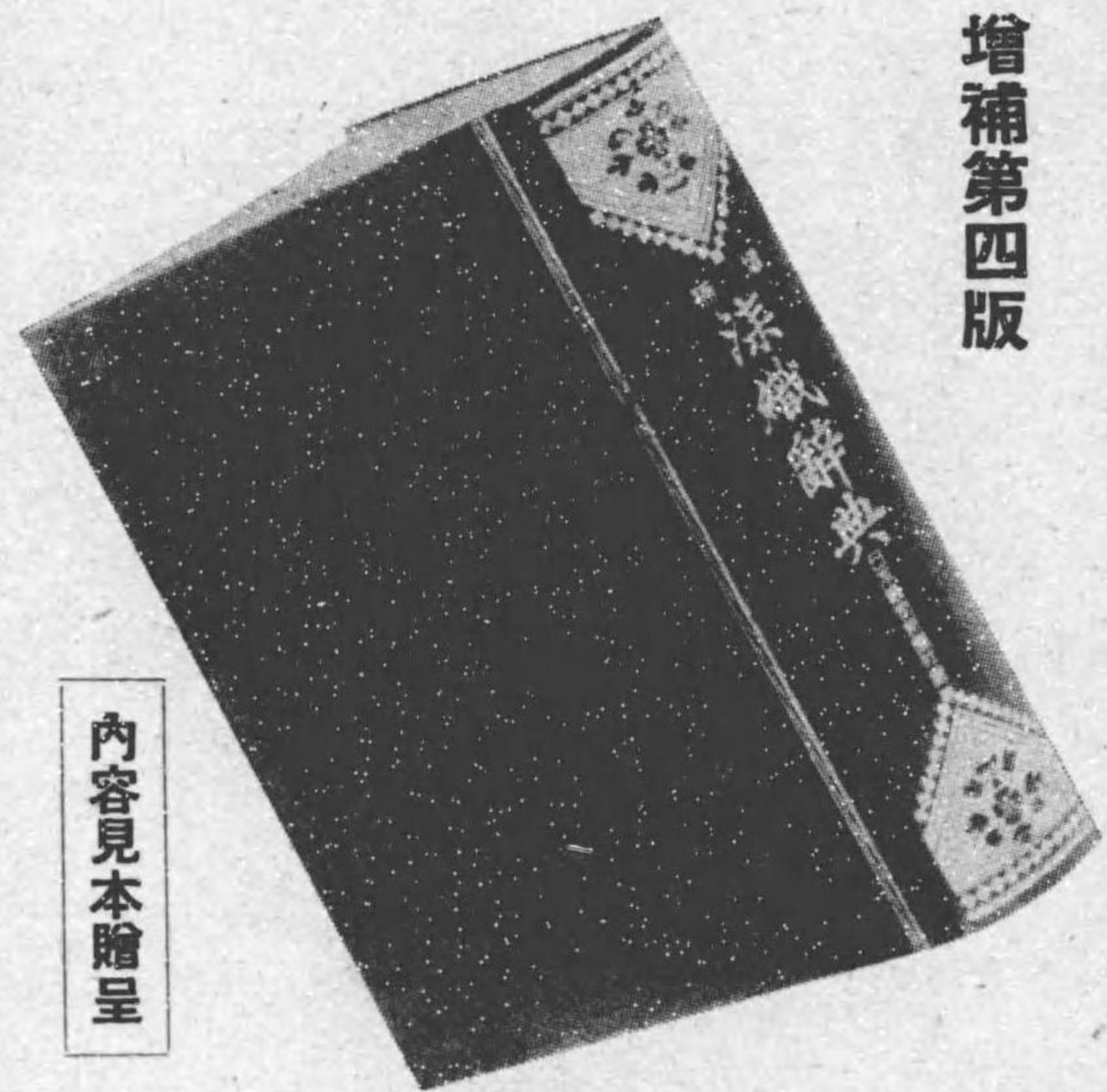
北陸本線〔上り〕(米直江津間)

増補

# 染織辭典

四六版約千頁  
 裝幀總色クローズ  
 背金文字入美本  
 定價一冊  
 金三圓八十錢也  
 (別に送料十四錢)

増補第四版



内容見本贈呈

本辭典は我社編輯部に於て滿五年餘の日子を費して大成されたもの、而も之が編纂に際しては凡ゆる部門に亘り學者専門家の校閲補足を經、以て其の完全を期し採録語數實に八千に及ぶ。本書が本邦最初の専門辭典として現れる、や江湖の絶讃を博し忽ち第三版賣切れとなり、第四版増版に際しては最近染織業の發達に鑑み最新語彙五百餘を加へ讀者の要求に應じることゝした。我が業界人はもより苟くも染織に關する知識を求めんとする人士必携の良書である。

**増補分別冊實費提供**  
 尙ほ舊版御購求者の御便宜の爲め、増補分並に組合一覽表(最近調査)を附録とし左の通り奉仕的に實費提供す。

染織辭典増補

四六判六十餘頁  
 定價一冊三十五錢  
 (別に送料貳錢)

發行所 **日本織物新聞社**

大阪市西區阿波座中通一丁目

行先	笠岡行	大阪行	姫路行	大阪行急	大阪行	姫路行	大阪行	下關急行※	大阪行	下關急行	大阪行
列車番號	135	27	447	502	329	29	331	1009	333	9	845
東京發		5.30				6.40		10.20		10.30	
名古屋發		2.02 2.26		(會務發)		3.28 3.34		4.51 4.56		5.01 5.06	
米原發		4.23 4.30	▲羽發 4.20	5.35 5.40		5.34 5.43		6.29 6.34		6.39 6.44	新橋發 6.47
京都發	6.05	6.17 6.25	6.40 6.43	6.47 6.52	6.55	7.17 7.22	7.25	7.38 7.43	7.58	7.50 7.55	8.13 8.20
大阪發	6.59 7.07	7.25	7.17 7.19	7.30	7.49	8.00 8.07	8.19	8.24 8.31	8.52	8.34 8.40	9.15
神戸發	7.38 7.41		7.49 7.51			8.38 8.41		9.07 9.09		9.18 9.22	
姫路發	8.51 9.00		8.56			9.52		9.58 10.03		10.13 10.18	
岡山發	11.14 11.48							11.23 11.28		11.38 11.43	
下關發	笠岡發 1.12							6.45		7.00	
行先	名古屋行	京都行	大阪行	東京行	東京急三等行	京都行	京都行	東京急行※	京都行	東京急各等行	大阪行
列車番號	718	338	804	38	14	134	340	1008	116	8	342
下關發			▲羽發 2.17			▲城發 1.15		9.00	6.40	9.15	
岡山發			3.12 3.17			3.14 3.20		4.19 4.24	4.15 4.27	4.50 4.55	
姫路發	4.35		5.00 5.06			5.15 5.22	5.29	5.51 5.56	6.08 6.13	6.17 6.22	6.27
神戸發	5.48 5.50		6.07 6.08		6.20	6.31 6.37	6.40 6.41	6.47 6.50	7.07 7.10	7.17 7.20	7.39 7.40
大阪發	6.20 6.24	6.27	6.40	6.47	6.55 7.00	7.10 7.13	7.18 7.22	7.25 7.30	7.46 7.50	7.55 8.00	8.16
京都發	7.00 7.04	7.25			7.44 7.50	7.40 7.45	7.53 8.16	8.20 8.25	8.48	8.40 8.45	
米原發	8.42 8.47				9.33 9.41	8.58 9.03		9.46 9.51		9.58 10.03	
名古屋發	10.57				11.52 11.57	10.40 10.45		11.28 11.33		11.40 11.45	
東京發				10.10	6.40			6.55		7.10	

下關行	姫路行	大阪行	下關特急 行急	大阪行	下關行	大阪行	下各特急 關急行	字野 ※行	字野 行	下關行		
113	711	31	櫻	335	101	33	富士	803	801	21		
	▲羽發 1.00	7.45	1.10			9.15	3.00			10.45		
	5.34 5.40	4.44 5.10	7.00 7.05			6.10 6.15	8.27 8.32			7.34 7.41		
		7.28 7.33	8.19 8.21			8.14 8.24	9.46 9.47		▲羽發 5.32	9.38 9.50		
8.30	8.52 8.57	8.45 8.50	9.19 9.24	9.30	10.18	10.07 10.13	10.45 10.48		▲羽發 5.32	10.36 10.51	11.36 11.43	
9.10 9.17	9.35 9.40	9.48	10.00 10.07	10.24	11.00 11.07	11.10	11.22 11.27	11.50		11.49 11.55	0.41 0.50	
9.50 9.57	10.17 10.20		10.40 10.44		11.40 11.44		11.59 0.05	0.28 0.31	0.35 0.40	1.37 1.33		
10.59 11.04	11.29		11.33 11.38		0.54 1.12		1.00 1.05	2.04 2.10	2.15 2.21	2.52 2.58		
0.47 1.30			0.58 1.04		3.10 3.15		2.25 2.30	4.25 4.40	4.45 5.00	5.13 5.20		
10.55			8.00		0.50		9.30	▲羽發 5.35	▲羽發 6.03	2.35		
青森行	東京急各等	京都行	野洲行	東急一 二 等行	東急二 三 等行	新瀉行	東京急行※	直江津行	大阪行	東急一 二 三 等行	東京行	東京行
503	16	344	136	18	20	505	1006	507	104	6	40	42
			▲城發 3.30							9.30	0.50	
			5.22 5.27							6.40 6.45	7.42 7.48	8.00
			7.22 7.27							8.41 8.46	9.20 9.25	9.55 10.00
			8.38 8.39	8.50	9.20					10.04 10.08	10.17 10.20	11.11 11.18
	7.50									10.40	10.55	11.50
8.20	8.25 8.30	8.45	9.10 9.19	9.25 9.30	9.55 10.00	10.10	10.35	10.50		11.00	11.20	11.55
9.20 9.25	9.10 9.15	9.34	10.18 10.23	10.10 10.15	10.40 10.45	10.58 11.02	11.15 11.20	11.54 0.01		11.40 11.45	0.14 0.19	0.50 0.57
11.11 11.17	10.31 10.36		11.12 ▲羽發	11.32 11.38	11.58 0.04	0.46 1.02	0.51 0.56	1.48 1.59		1.05 1.10	1.56 2.02	3.10 3.21
	0.10 0.16			1.12 1.17	1.41 1.47		2.25 2.30	▲江津發 1.09		2.43 2.48	4.01 4.07	5.30 5.36
	7.30			8.00	8.30		9.00			9.30	1.05	2.25

東海道線・山陽線列車時刻表

行先	姫路行	徳山行	大阪行	姫路行	糸崎行	姫路行	大阪行	下關行	大阪行	姫路行	糸崎行
列車番號	319	119	39	321	129	707	839	117	443	709	131
東京發			11.40			姫路發 5.20				姫路發 6.15	
名古屋發			8.25 8.31			9.40 9.46				10.42 10.48	
米原發			10.34 10.40			11.57 0.03	鳥羽發 9.32		鳥羽發 0.09	1.00 1.05	
京都發	11.10	11.45	0.21 0.25	0.40	1.05	1.40 1.46	2.04 2.10	2.30	2.43 2.45	2.38 2.48	3.15
大阪發	0.04 0.08	0.40 0.47	1.11	1.34 1.37	2.02 2.07	2.40 2.47	3.04	3.10 3.17	3.21	3.42 3.47	4.10 4.17
神戸發	0.40 0.44	1.19 1.25		2.08 2.09	2.39 2.44	3.18 3.22		3.48 3.51		4.18 4.20	4.48 4.50
姫路發	2.01	2.27 2.32		3.21	3.46 3.51	4.38		4.54 5.00		5.36	5.54 6.00
岡山發		4.30 4.35			5.47 5.52			7.03 7.10			8.03 8.08
下關發		徳山着 11.17			7.45			5.10			10.06
行先	京都行	静岡岡山行	京都行	急東京臨	急東京行	鳥羽行	京都行	沼津行	京都行	京都行	静岡岡山行
列車番號	322	712	126			836	114	714	128	324	716
下關發			河内發 仕立 8.20				11.50				
岡山發			8.52 8.57				9.57 10.03		10.15		
姫路發			10.52 10.57				11.37 11.42		0.12 0.17		
神戸發			0.07 0.09		0.20		0.43 0.47		1.31 1.33		
大阪發	11.49 0.10	0.35	0.40 0.44	0.50	0.55 1.00	1.03	1.20 1.25		2.10 2.15	2.45	2.53
京都發	1.04	1.30 1.39	1.20	1.21 1.26	1.34 1.36	1.55 1.53	2.05	2.21 2.29	3.13	3.39	3.29 3.33
米原發		3.15 3.20		レ	レ	鳥羽發 6.01		4.07 4.15			5.10 5.20
名古屋發		5.17 5.23		3.29 3.33	3.39 3.43			5.35 6.19			7.16 7.22
東京發		静岡着 9.44		8.50	9.00			11.55			11.43

東海道線・山陽線列車時刻表

大阪行	姫路行	大阪行	大阪特急 臨時	神戸特急 臨時	岡山行	大阪行	下關行	大阪行	大阪行	姫路行	大阪行	下關行
512	841	323			133	25	105	325	943	445	327	111
富山發 7.00			8.50	9.00		横濱發 5.05						
1.45 1.53			2.07 2.12	2.17 2.22		0.49 0.55						
3.34 3.40	4.00 4.05		レ レ	レ レ		2.54 2.59			鳥羽發 1.15	鳥羽發 2.44		
4.38	4.41 4.47	4.10	4.15 4.16	4.25 4.26	4.35	4.49 4.53	5.00	5.10	5.22 5.27	5.33 5.36	5.43	6.00
	5.18 5.19	5.08	4.50	5.00 5.02	5.29 5.32	5.51	5.41 5.47	6.04	6.21	6.11 6.17	6.38	6.42 6.47
	6.32			5.37	6.07 6.09		6.20 6.26			6.48 6.49		7.20 7.24
					7.19 7.37		7.24 7.30			8.01		8.26 8.31
					9.32		8.50 8.55					10.09 10.16
							6.15					7.27
京都行	東京行	京都行	柘植行	京都行	東京行	京都行	京都行	米原行	柘植行	京都行	東京行	京都行
130	34	326	840	132	36	328	330	332	842	334	22	336
糸崎發 9.10				徳山發 5.21							5.00	
11.07 11.13				0.11 0.17							2.01 2.06	
1.20 1.25				2.23 2.30				3.25			4.09 4.14	
2.38 2.39				3.43 3.47				4.38 4.39			5.11 5.17	
3.10 3.15	3.35	3.40	4.02	4.20 4.26	4.23	14.45	5.03	5.10 5.12	5.20	5.37	5.50 5.57	6.00
4.09	4.12 4.16	4.34	4.56 5.00	5.24	5.04 5.09	5.39	5.57	5.48 5.53	6.14 6.19	6.31	6.34 6.39	6.54
	6.00 6.06		柘植發 6.37		6.54 7.00			7.38	柘植着 7.50		8.05 8.08	
	8.16 8.22				9.09 9.15						9.49 9.55	
	5.00				5.25						6.00	

東海道線・山陽線列車時間表

行先	大阪行	大阪行	下關※行急	大阪行	下二關行急	下關行	糸崎行	大阪行	大阪行	神戸行急	大阪行	
列車番號	506	307	1005	831	5	103	125	504	309	17	835	
東京發			8.55		9.00					9.30		
名古屋發			3.49 3.55		4.06 4.12					4.40 4.46		
米原發	4.30 4.44		5.36 5.42		5.54 6.00			5.55 6.03	6.10	6.29 6.35	6.23 6.29	
京都發	6.29 6.34	6.55	6.53 6.58	5.40 6.23 7.02 7.07	7.11 7.16	7.20	7.30	7.28 7.35	7.43 7.46	7.50 7.55	7.58 8.01	
大阪發	7.31	7.49	7.40 7.47		7.54 8.01	8.14 8.20	8.06 8.10	8.30	8.40	8.33 8.37	8.55	
神戸發			8.20 8.22		8.36 8.40	8.56 8.59	8.47 8.48			9.17		
姫路發			9.16 9.21		9.32 9.36	10.10 10.15	9.48 9.52					
岡山發			10.40 10.45		10.56 11.01	0.10 0.16	11.12 11.20					
下關發			5.45		6.00	9.40	糸崎若 1.17					
行先	鳥羽行	京都行	京都行	特急 二・三 等	東京行	東京行	柘植行	鳥羽行	京都行	米原行	京都行	京都行
列車番號	440	102	302	櫻	28	832	442	304	306	308	310	
下關發		7.05		10.00								
岡山發		3.54 4.00		4.45 4.50								
姫路發	5.25	5.34 5.40		6.13 6.18		6.22	6.45		6.55	7.16		
神戸發	6.37 6.39	6.42 6.47		7.17 7.20		7.38 7.39	7.47 7.49		8.08 8.09	8.18 8.19		
大阪發	7.10 7.14	7.20 7.26	7.50	7.55 8.00	8.05	8.10 8.13	8.20 8.25	8.35	8.40 8.43	8.50 8.55	9.15	
京都發	7.50 7.55	8.24	8.48	8.36 8.41	8.44 8.49	9.07 9.11	9.00 9.02	9.30	9.19 9.24	9.49	10.09	
米原發	鳥羽若 10.36			9.43 9.45	10.11 10.16	柘植若 10.39	鳥羽若 11.41		11.02			
名古屋發				11.02 11.07	11.58 0.05							
東京發				4.40	6.10							

東海道線・山陽線列車時間表

大阪行	神戸行急	大阪行	大阪行	下關行	大阪行	大阪行	大阪急行※	下關行急	大阪行	糸崎行	大阪行	大阪行
311	19	313	315	115	703	835	1007	7	317	127	705	37
	10.00						10.50	11.00				11.20
	5.12 5.18				大塚若 6.30		6.32 6.37	6.42 6.47			6.52	7.54 8.00
	7.00 7.06				7.24 7.29		8.19 8.24	8.29 8.34			8.47 8.52	9.42 9.47
	8.15 8.22	8.30	8.42	9.05	9.02 9.08	9.29 9.34	9.37 9.42	9.47 9.52	9.55 10.00	10.25	10.33 10.38	11.02 11.07
8.18	9.00 9.07	9.06	9.36	9.41 9.47	10.02	10.28	10.20	10.34 10.40	10.54	11.01 11.07	11.35	11.45
	9.40			10.19 10.21				11.17 11.21		11.39 11.44		
				11.32 11.37				0.13 0.18		1.03 1.08		
				1.32 1.50				1.38 1.44		3.17 3.23	糸崎若 5.21	
				11.47				9.00				
東急 ※行	急 二・三 等	京都行	大阪行	東京行	急 青 森 二・三 等	京都行	京都行	鳥羽行	京都行	横濱行	京都行	京都行
1010	10	312	314	30	501	316	122	834	318	32	320	112
10.45	10.00											10.10
5.50 5.55	6.14 6.20						6.40					7.33 7.40
7.24 7.30	7.50 7.56		7.38	8.06			8.35 8.40		9.15			9.49 9.54
8.28 8.37	8.47 8.50		9.01 9.07	9.18 9.19			9.44 9.47		10.31 10.38			11.11 11.17
9.10 9.20	9.26 9.30	9.35	9.40	9.50 9.55	10.10	10.15	10.20 10.25	10.30	11.05	11.10 11.15	11.35	11.56 0.04
10.04 10.10	10.14 10.20	10.29		10.49 10.55	10.40 10.45	11.09	11.01	11.24 11.29	0.04	11.55 12.00	0.29	0.40
11.24 11.29	11.34 11.39			0.38 0.43	11.58 0.03 青森若 7.25			鳥羽若 3.50		1.45 1.51		
1.01 1.06	1.11 1.16			2.35 2.40						4.12 4.20		
7.35	7.45			11.30						横濱若 12.00		



東海道線・山陽線列車時間表

行先	姫路行	下關行	大阪行	姫路行	岡山行	神戸三宮行	姫路行	大阪行	各急行
列車番號	717	23	503	301	35	13	303	305	15
東京發		3.30			6.00	7.30			8.30
名古屋發	11.10	11.51			2.08	2.42			3.11
米原發	1.32	2.22	3.11		2.14	2.48			3.16
京都發	3.44	4.16	4.55		3.55	4.30			4.54
大阪發	3.52	4.22	5.00		4.00	4.36			5.00
神戸發	4.55	5.24	5.58		5.25	5.55	6.03	6.15	6.20
姫路發	5.00	5.29		6.07	5.30	6.00	6.57	7.09	6.25
岡山發	5.33	6.02		6.38	6.27	6.40	6.57		7.04
下關發	5.38	6.07		6.39	6.32	6.47	7.02		7.10
	6.50	7.23		7.51	7.07	7.20	7.37		7.47
		7.28			7.11		7.39		
		9.31			8.25		8.51		
		9.37			8.30				
		7.30			10.33				

東海道線・山陽線〔下り〕  
 (太字ハ午後)  
 (\*ハ不定期)

行先	京都行	東京行	鳥羽行	東京行	柘植行	京都行	直江津行	各等特急	石山行
列車番號	106	25	802	24	830	110	509	富士	300
下關發	1.00			2.40		5.00		8.30	
岡山發	11.21		0.14	1.06		2.42		3.25	
姫路發	11.27		0.20	1.15		2.50		3.30	
神戸發	2.05		2.33	3.20		4.35		5.14	
大阪發	2.15		2.40	3.26		4.43		5.20	
京都發	3.58		4.11	4.38		5.41		6.14	
米原發	4.05		4.20	4.44		5.45		6.17	
名古屋發	4.50		5.05	5.22		6.20		6.50	
東京發	5.00		5.10	5.30	6.05	6.26	6.42	6.55	7.05
	5.44		5.56	6.28		7.24		7.59	
		5.47	6.02	6.33	7.00	7.36	7.39	7.31	8.04
		7.24	6.02	6.33	7.05	7.39	7.39	7.31	8.04
		7.29	6.12	6.38	7.05	7.39	7.39	7.31	8.04
		9.21	8.22	8.38	8.38	9.27	9.27	8.34	8.37
		9.30	8.38	8.38	8.38	9.47	9.47	8.35	8.37
			10.32	10.40	10.32	10.32	10.32	9.51	
			10.40	10.40	10.40	10.40	10.40	9.56	
		6.30		8.10				3.25	

東海道線・山陽線〔上り〕  
 (太字ハ午後)  
 (\*ハ不定期)

昭和十年五月廿五日印刷  
 昭和十年六月一日發行

不許複製

編纂者 日本織物新聞社編纂部

發行者 村井佐吉

印刷者 村井佐吉

印刷所 日本織物新聞社印刷部

發行所

日本織物新聞社

大阪市西區阿波座中通壹丁目三八番地

(代表)電話新町一八三〇番  
 振替口座大阪一八四三番

仕入賣典  
 非賣品

日本一セーフアツ服文庫



# 紫明文庫

商品を……美しく愉快な表現を出來得る文庫

實用新案

兩端に直接ミシン加工が特許及其他數種の権利を有す

# 本日織物新聞

本紙は流行の先驅者にして斯界の權威者たり  
經濟界の指導者にして内容充實、趣味横溢す。

### 新聞代價

一部 金三錢 一ヶ月八十錢  
四ヶ月三圓 圓(前金)  
(郵税五厘) 六ヶ月 四圓五十錢 (郵税共)

### 局支及社本

日本織物新聞社	大阪市西區阿波座中通一	電話新町區(代表)一八三〇番
東京局	東京市日本橋區人形町	電話茅場町區(代表)四八七〇番
京都局	京都市烏丸通佛光寺	電話下園(代表)一八八三番
名古屋局	名古屋市西區長島町四	電話本局區(代表)三二二番
神戶局	神戶市三宮町一丁目	電話三宮區(代表)一八七五番
毛呂局	足利市通四丁目	電話
北陸局	福井市佐佳枝下町	電話

二七〇九番

# 夏季衣料界の權威

きぬ麻上布發賣元



## 日本絹麻紡織株式會社

愛媛縣新居郡新居町  
電話 惣開六九番  
愛媛縣新居郡西條町  
電話 西條二八四番

新居濱工場  
西條工場

東京都衣市二條上ル  
電話 ③ 二四九番  
電話 ③ 四二八番



### 東京洋反物商同盟會會員

(イロハ順)



株式會社

市田商店東京店



株式會社

岩崎商店



株式會社

堀越合名會社



株式會社

村田商店



株式會社

藤野茂八商店



株式會社

青木五兵衛商店



合名會社

齋藤嘉商店



株式會社

近與商店



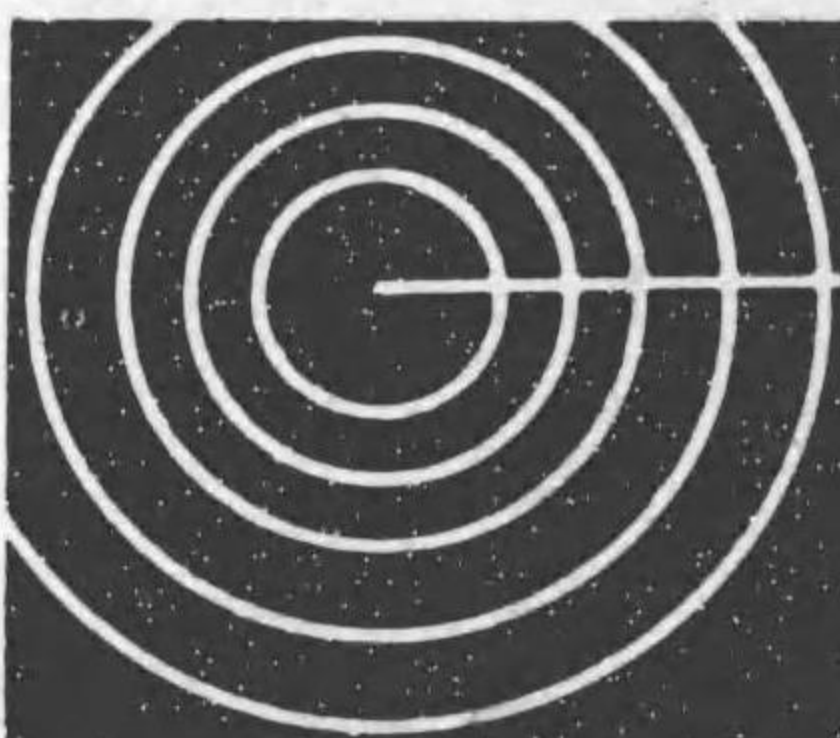
株式會社

白石甚兵衛商店



株式會社

杉村商店



洋反物  
服飾雜貨

今

株式會社

麻野商店

大阪市東區本町四丁目

營業品目

モスリン  
富士絹  
人絹

友仙無地  
並二生地

風呂敷袴子  
子供服雜貨  
全巾綿布

各種



振興會

— 會員 (順ハロイ) —

株式會社 市田商店東京店  
株式會社 稻村源助商店  
株式會社 長谷川商店  
合名會社 橋本商店東京支店  
株式會社 外山彌助商店  
株式會社 丁吟商店  
株式會社 大久保久七商店  
株式會社 大森商店  
株式會社 龜忠商店  
株式會社 吉野藤商店東京支店  
株式會社 瀧富商店  
株式會社 塚本商店  
株式會社 土屋留商店東京支店  
株式會社 辻新兵衛商店  
合名會社 堤合名會社東京支店

株式會社 中井長商店  
株式會社 中川平七商店  
株式會社 中島商店  
株式會社 久保田商店東京店  
株式會社 丸紅商店東京支店  
株式會社 丸正商店  
株式會社 松下商店  
合名會社 福田商店  
合名會社 小泉合名會社東京支店  
荒居庄三郎商店  
合名會社 青山合名會社  
株式會社 澁谷商店東京支店  
株式會社 森林商店東京支店  
株式會社 森五商店東京店  
合名會社 杉浦商店

洋反物  
綿布 卸問屋

愛育子守バンド装束元

株式会社 長尾商店 大阪支店

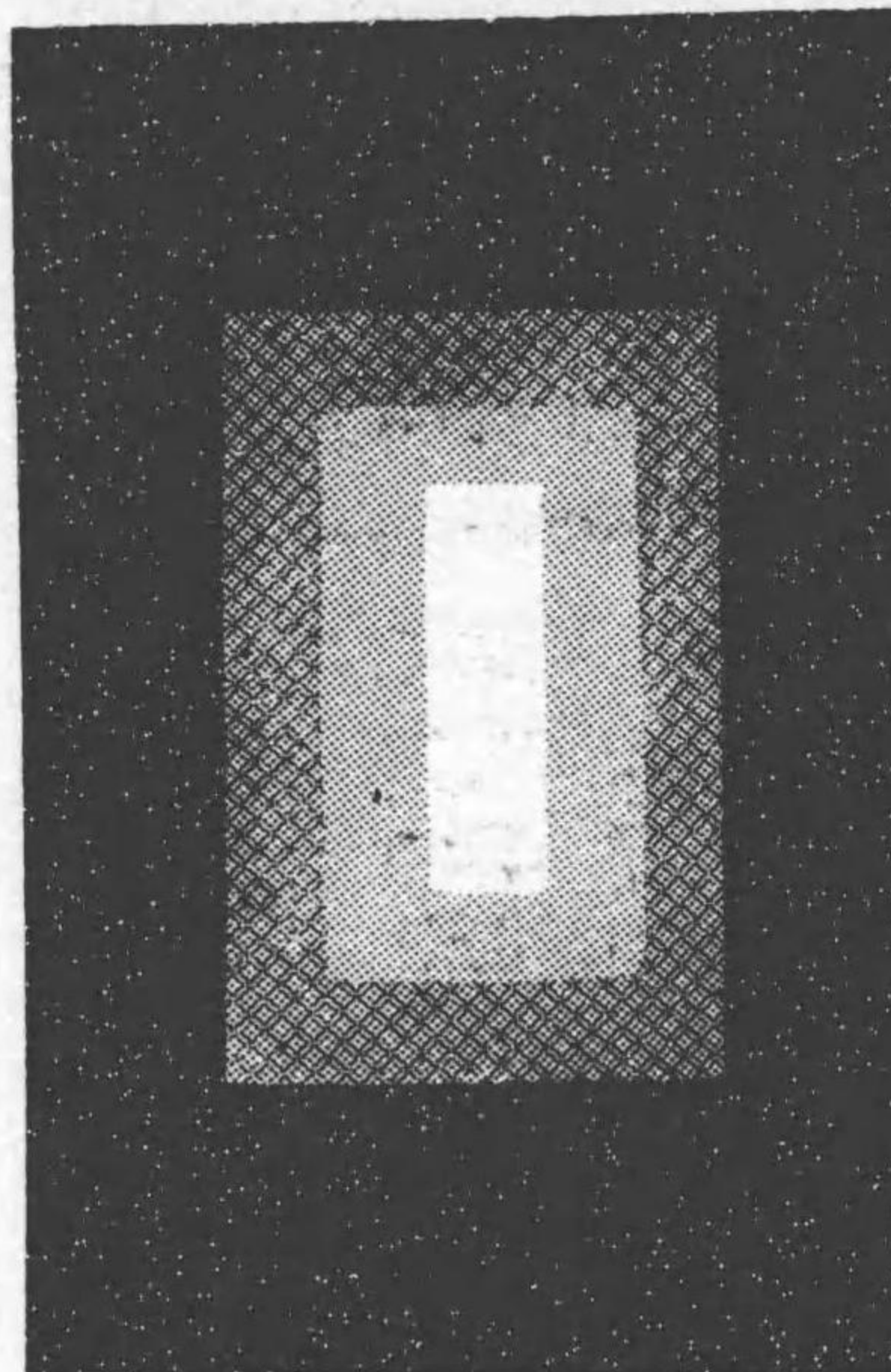
大阪市東區本町二丁目

電話本町 二六四・二二五五  
二六五・二四四九

各種製品  
既製品各種

株式会社 嶋瀨商店

株式会社



# 營業品目

毛斯綸・毛糸  
 毛織物(三巾・四巾)  
 人絹富士絹交織物  
 綿布・婦人子供服地

作  
 會社  
 山作商店

大阪備後町三

# 斯界の代表的名品

モスリン  
 あはく友儂  
 キャバレ着尺

婦人子供服地  
 鳳蝶錦紗服地  
 キャバレ服地  
 コケット服地

レスリン用品  
 錦紗友仙  
 優佳姿 錦紗着尺  
 ボイル着尺

大阪  
 作

優良加工綿布  
人絹友仙及愛織品

各種

洋友物商

和田哲商店

大阪南本町三

綿糸界の權威

神功双鳥玉劔  
鳩娘童愛招鶴  
宴笑武勇満卓

子供服地雜貨  
其他綿布各種



須田德商店 名合社会

町本 市阪大

綿ネル  
婦人子服地及卸商  
既製品

其世綿布・人絹織物



西武商店

大阪東區南久太郎町

フランネル  
羅紗  
婦人兒服地  
卸商

中嶋弘商店

合名  
會社

大阪市東區安土町四丁目

電話本町

二三三〇〇番  
二三三〇〇番  
二二〇〇番



ネルは  
大御所  
世界長

綿ネル綿布

久

山本久商店

大坂市東区土安二丁目

電話本町長 二一五〇番 一五一〇番

綿ネルの王座



藤井庄商店  
大阪安土町四

電話本町長 1940  
882

為丸爲合資會社本店

大阪市東區本町

電話本町  
 特長長長  
 八八八  
 九八七六  
 番番番番

綿 綿  
 子婦 人服  
 地 市  
 儿

資會社輸出部

Goshi Kaisha  
 Higashiku Osaka  
 Flannel & Cotton Goods

人絹織物  
 既製品

為丸爲合資會社東京支店

東京市日本橋區大傳馬町二丁目  
 電話茅場(四)四〇〇四四九番



Marutame  
 2-Chome Hommachi  
 Manufacturers of

登録商標



王冠 雜判  
東風 旗判  
金華 銀華

營業科目

綿 本 小 本 綿  
ネ ネ 供 ネ ネ  
ル ル 服 地 地  
ポ プ リ ン  
サ ー ジ 袴 地  
綿 布 別 珍

三合名 貴島商店 會社

大阪市東区備後町三丁目(三休橋筋西入ル)

電話 本町 一 二 六 番  
振替口座 大阪 八 五 一 九 番

取引銀行  
三和銀行 南船場支店  
三和銀行 大阪支店  
三和銀行 高麗橋支店  
三和銀行 高麗橋支店

京 深 吳 服  
西 陣 御 召  
西 陣 帶 地

◎ 外定大阪店

織物問屋

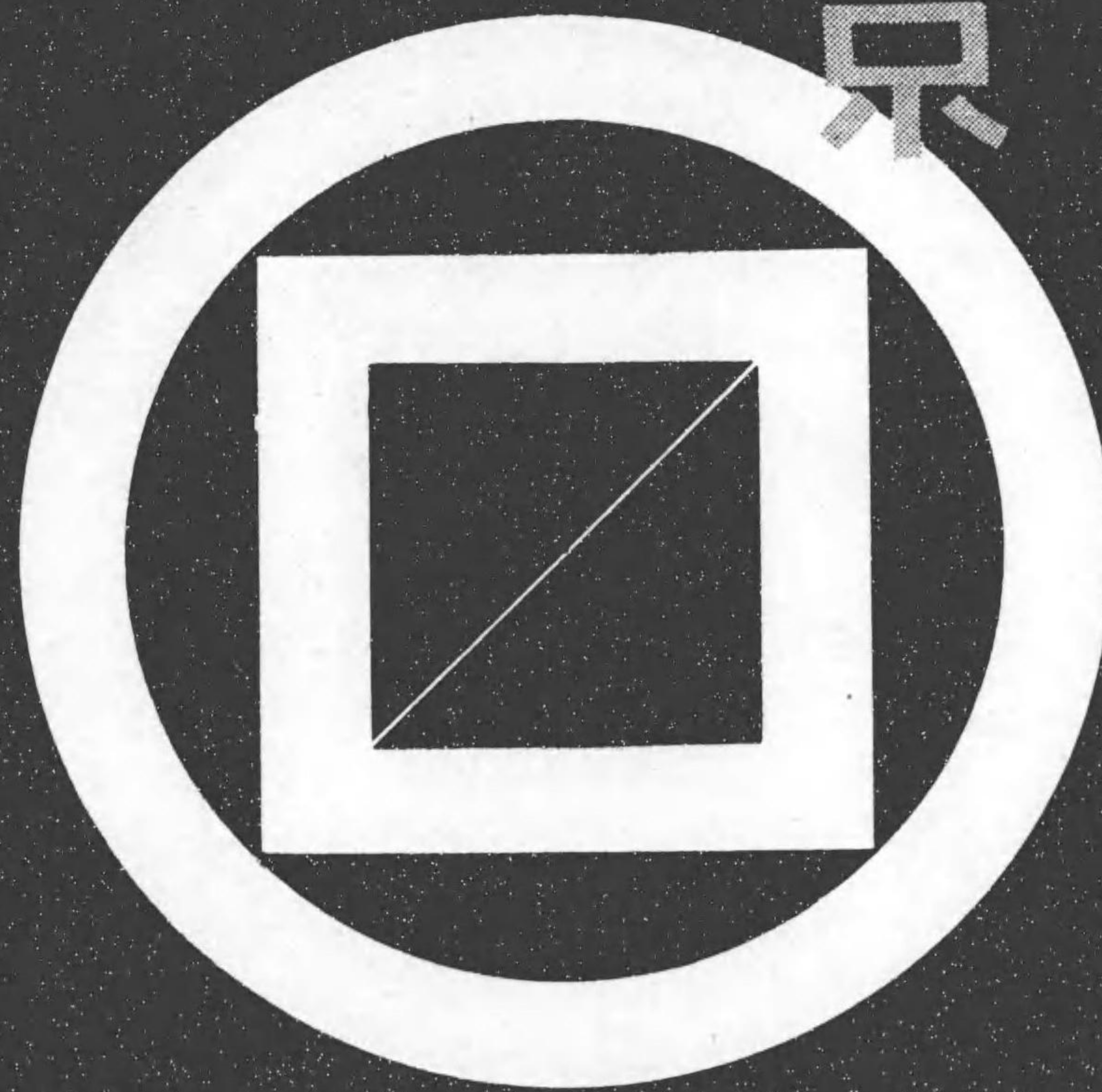


株式會社

美濃利商店

京都市中區六角通室町西入  
電話本局②長一八〇番  
受信略號キヨミ・ノリ  
振替口座大阪一八九三番

京



呉服問屋

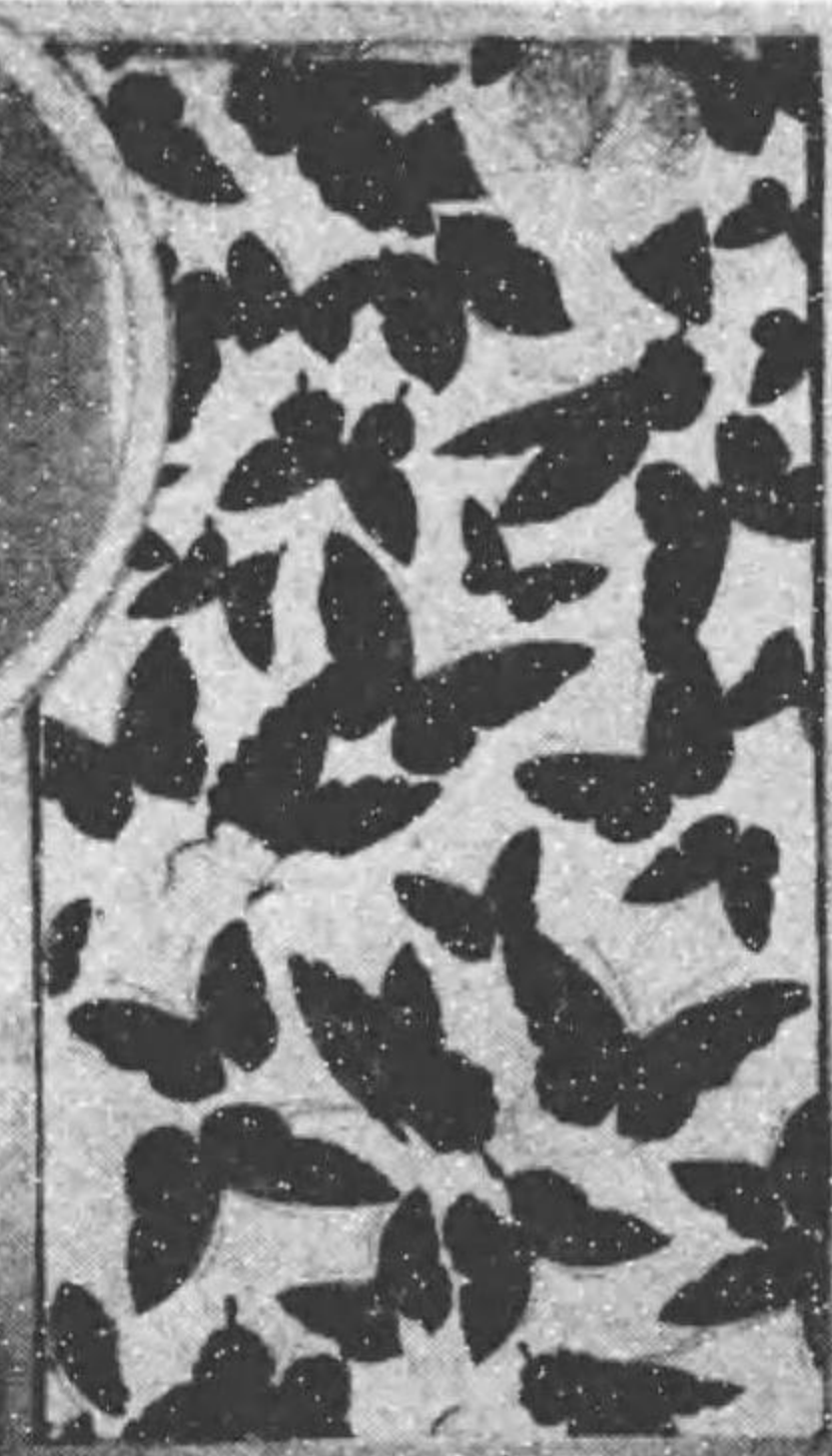
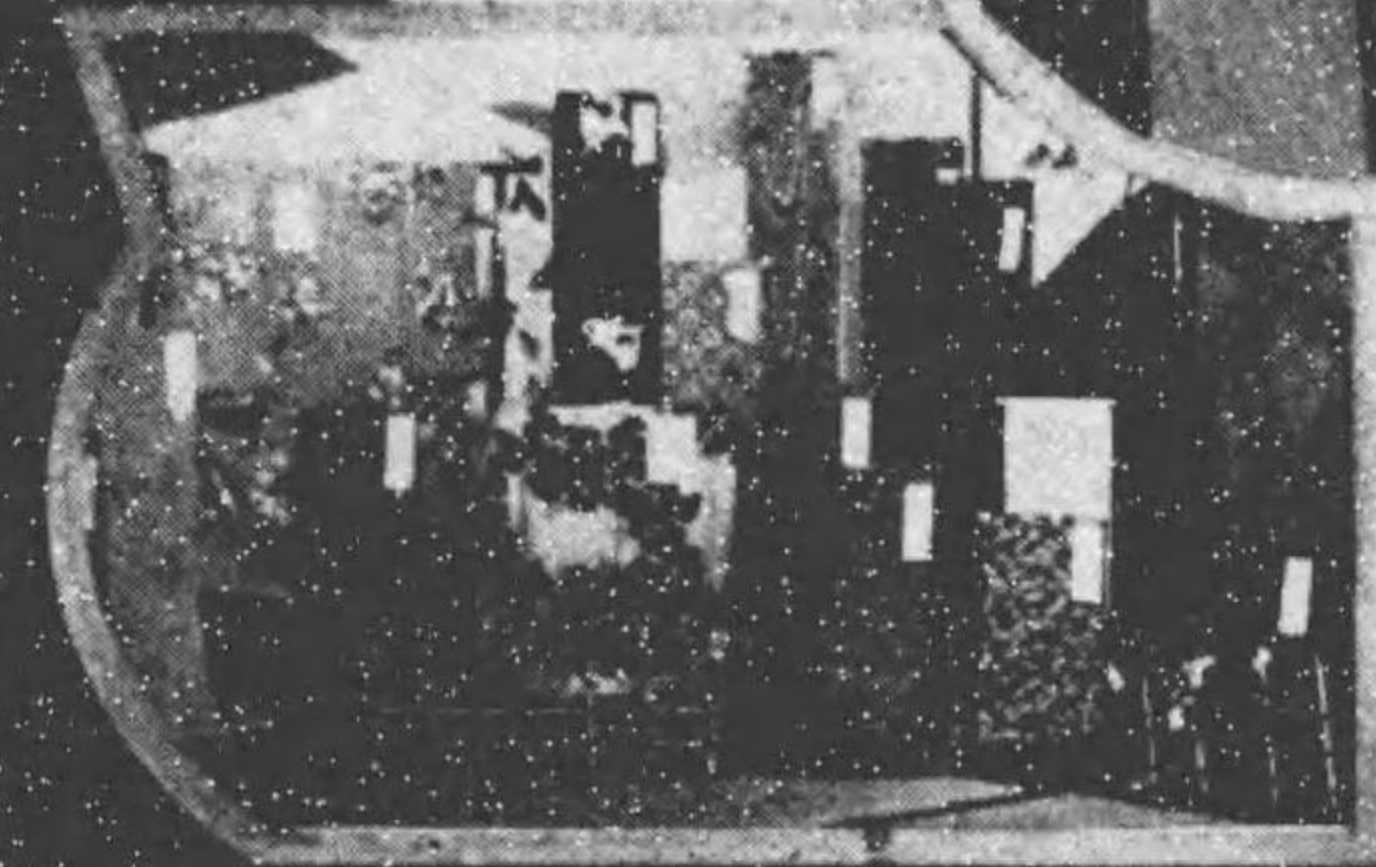
株式會社

市田商店

京都市室町佛光寺上ル

羽衣御召

會裳選衣羽  
部一の場會



千代美染着尺

營業品目  
羽衣御召  
千代美染着尺  
繪羽々織・訪問服  
特製白生地類  
みさ縮細染着尺  
羽衣染ぬ麻類  
麻布類

京都市高倉通三條下

長野清一商店

東京出張所

日本橋區小舟町二丁目三番地

半襟服裝品

製造釘



清水商店

京都市室町四條南

伊重風手腰袖裾帶半  
 達掛呂帛帛帶地除揚襟  
 卷紗敷紗帶地除揚襟  
 服染絞染兵小八長京  
 裝着六帶兒供掛襦吳  
 品地丈側帶兒地裈服

營業品目

株式會社

岡部商店

東京市佛光寺烏丸東

喜萬錄  
 尺着染彩久喜  
 袖張樣模語染喜萬錄  
 紗錦紫淺志

中定商店

上錦町

京漆吳服御問屋  
おし鳥印發賣元



藤川元之助商店

京都室町三通三條南

長電本局六一四番  
振替大版三三四四

東京吳服の權威  
登錄羽衣  
漆

今

株式會社

羽田商店

京都室町四條南  
電話八四八番

# 京染吳服卸問屋

成美染業元



成宮喜兵衛商店 株式会社

京都市蛸薬師通室町西入

電話本局②一八〇一・番二二八〇

振替大版一七九三番



召御陣西

## 召御羽

元売發



## 商店助佐居吉

西丸鳥通角六市都京





威権高最の界附紋果

仙洞染



店商三馬居松

南条四町新都京

京吳服白生地

ちとせ染着尺

花園染模様附

絶對堅牢

大原女純黒紋附

平和黒紋附



店商忠川西

上条四町室都京

京染吳服  
西陣織物  
洋反物  
關東織物



吉田忠商店

株式会社

京吳服問屋

大外村市郎兵衛商店

京都市四條烏丸東

黑紋附専門  
白生地卸

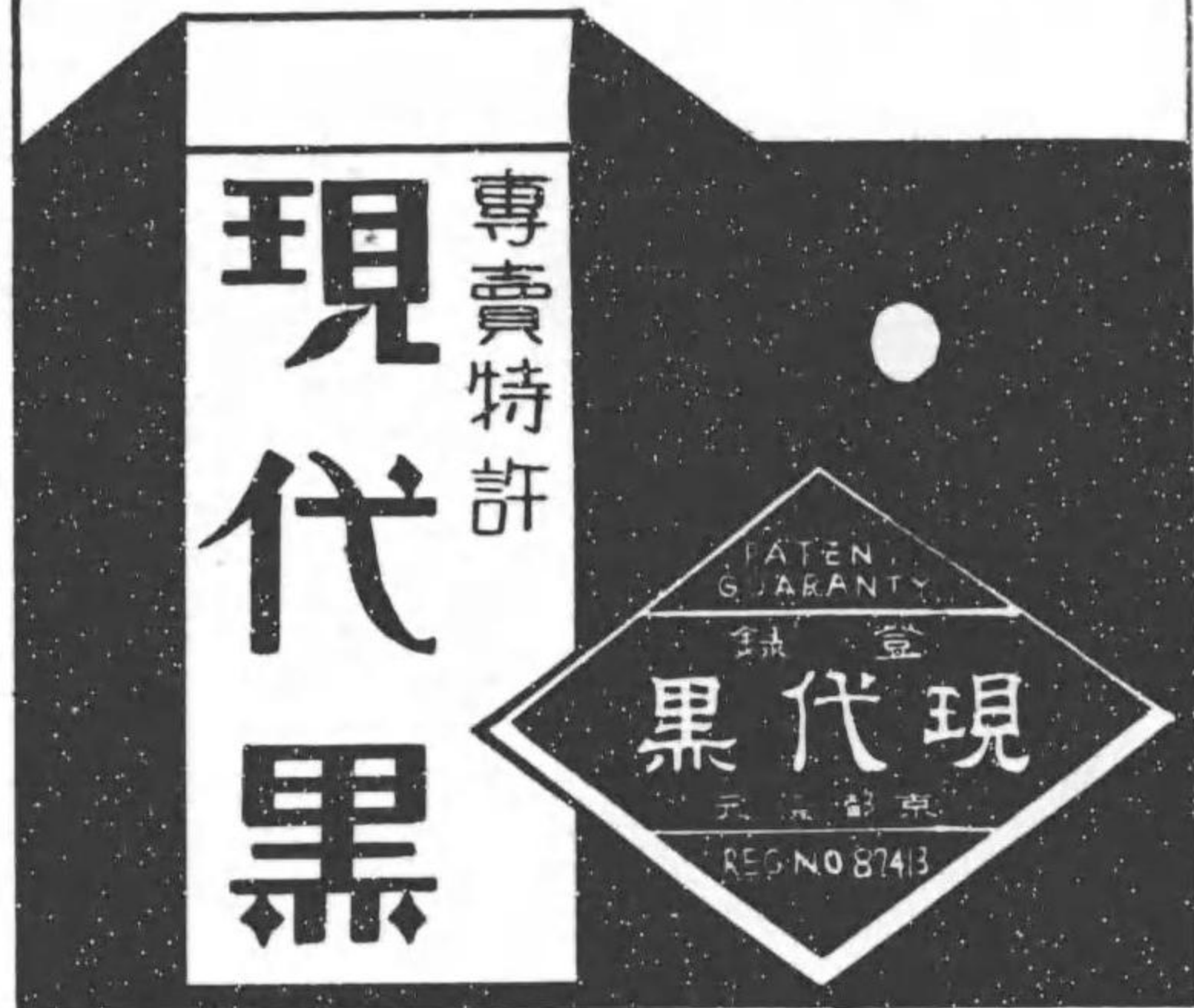


合名  
社 松村七商店

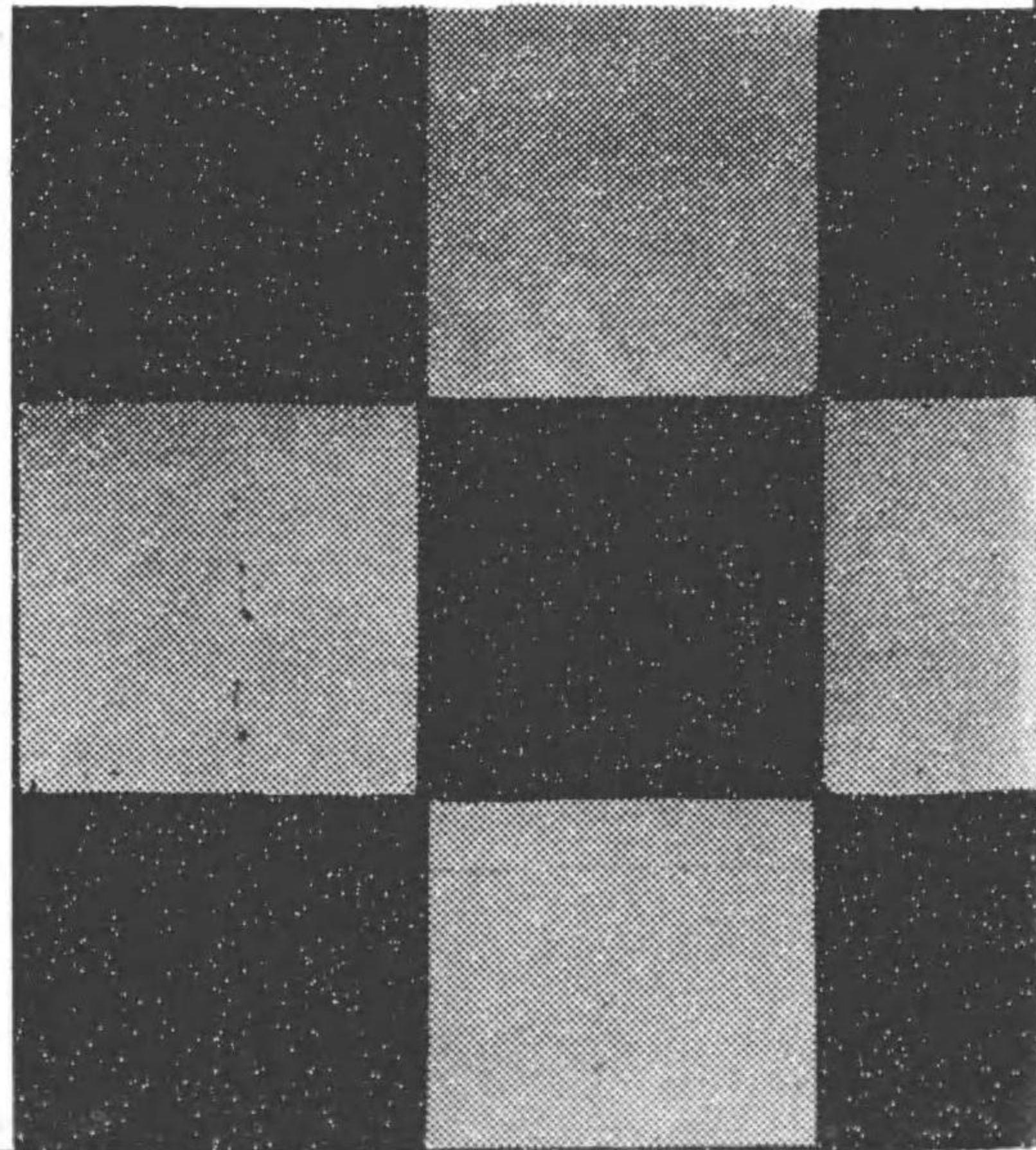
京都市佛光寺室町西入

電話長下二一四〇番 振替大阪二一六八八番  
(受信電略) ケウトクロモンツキ

附紋黒の一本日



屋問金現



榮光 賜

登

録 集 禮 大

服 吳 京  
卸 地 生 白  
物 織 陣 西

金

社会后合

店本助之健堀

ル上條五通院洞西區京下市都京

番〇〇六三 ⑥下話電  
番八七三七  
番六六六四 販大替振  
番九五九〇一



男 女 帶  
 女 事 務 服  
 サージン及本毛袴地  
 カーセ製成品  
 タオル加工品

元毒發印艦軍  
 店商衛兵長砂高 合名会社 (高)  
 町郎太久北阪大

附紋黒の一本日

専賣持許  
 現代黒



屋問金現

門專附紋黒  
 卸地生白

會社 (松) 合名

店商七材松

入西町室寺光佛市都京

番八八六一二版大 替振 番〇四一二下長話電  
 番六五九三一京東  
 キツンモロク トウケ (特電信受)

壹録商標  
 鳩娘 童愛 ハイキング

定評ある  
 子供地



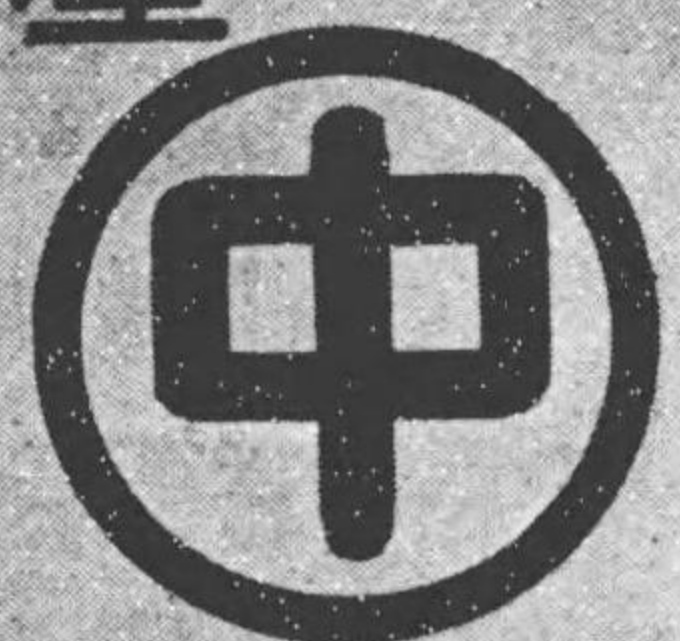
命  
 社会名合  
 須田徳商店  
 大阪・本町

明る店



の信條  
 耳中奉仕

呉服 太物 問屋



株式會社 中島從商店

大阪本町三丁目

新しき時代の製品を報

織物  
縫製  
問屋



合名  
会社

邦三頁藤商店

大阪備後町五丁目

菊月印

ハンカチーフ  
ガーゼ製品

事務服・子供服  
シヤシマフラー  
其他・綿加工品

株式  
会社  
中西商店

雑貨部

大阪市東区唐物町三丁目

電話船場三九〇・三七二

北久太郎町五丁目

電話船場 三三七  
二五六〇

日本毛織株式會社製旗布(ハンテン・絛呂)一手販賣



卸問屋 田中旗店

カタログ呈

國旗・會旗・優勝旗  
各種・旗・幕・幟  
附屬品一式

電 本局 1195・1196番

大阪瓦町四

ヨコイモス

はげぬ塗



堅牢モス塗ノ元祖

發 賣 元

製造元 横井塗工場

御注意ヨケテ  
類似品多数アリ



ウテナ印シユミーズ

アサヒグレン印運動服

子供服



子供服・シユミーズ・運動服装・製造卸



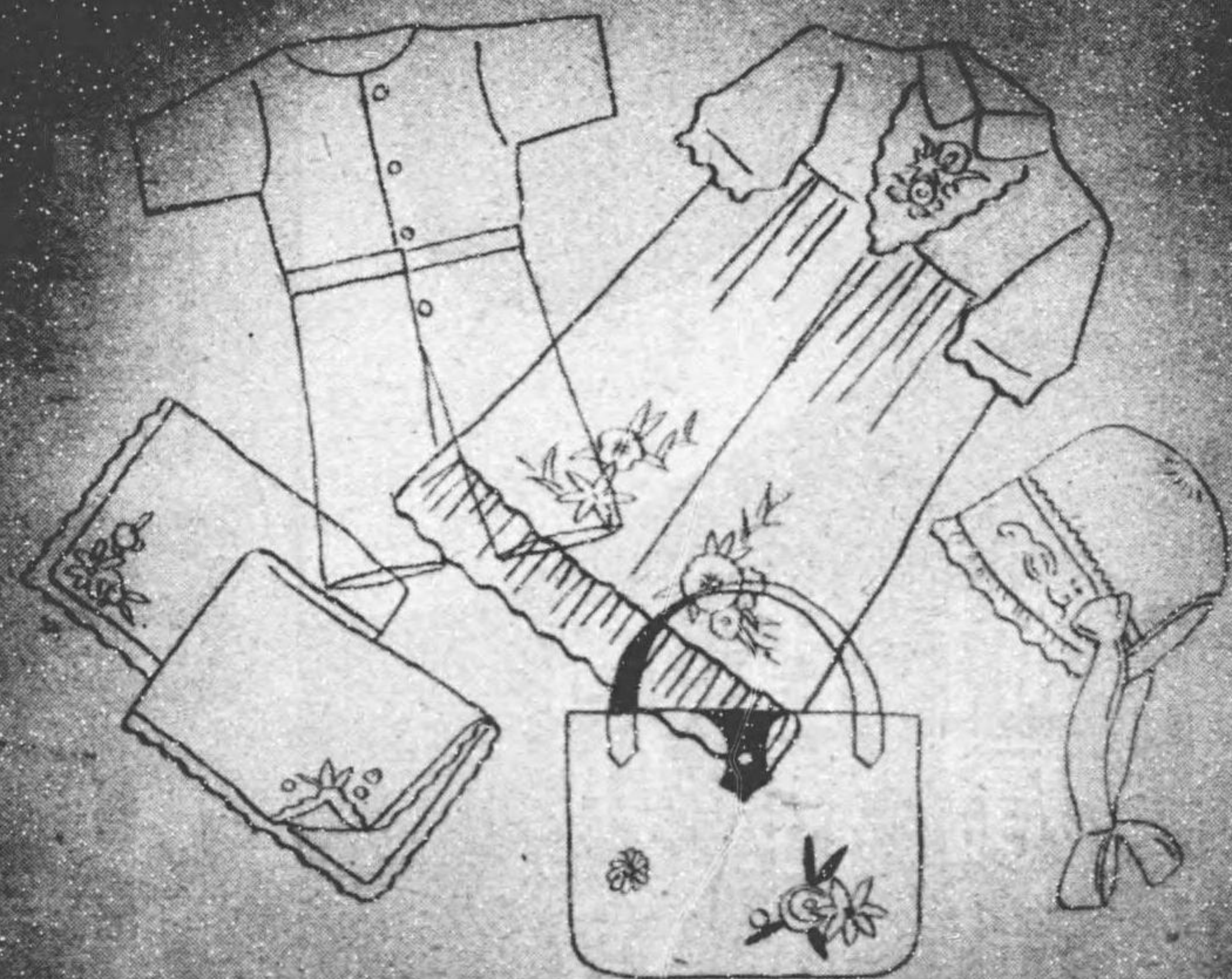
田中京商店

大阪市此花区上福島中三丁目七五

電話福島一二八一番・振替大阪三二八六番

工場 大阪府下南河内郡平尾村字平尾

ハッピー印  
高橋ベビードレス



ハッピー印 ベビードレス・ベビー用品 製造  
高級子供用品・輸出向加工品

高橋商店

営業所 大阪市此花区上福島中三丁目七三

電話 福島 45 一九二一

大阪府下南河内郡平尾村字平尾

工場 大阪市此花区上福島中三丁目七三



# ポイントメイヤス



新案

## ネオン・ズロス

発売本舗

絶対薄利本位店

品質本位良品賣店

各種メイヤス雑貨製造現金卸

# 加藤徳三商店

大阪市此花区上福島中三丁目

電話福島一六二六番

1935年ノ女王

プラチナ・メイヤス

PLATINUM  
BRAND

大阪市東區唐物町四丁目(北斎橋筋西へ入ル)

高松社 林和商店加支部

電話船場四五七八番

振替大阪五八七番

犬高 栗高 船場 津並  
メイヤス ナカツク ムシヤツ  
弁売元

# 厚ト才背 ン一廣 司ビバ服

々種他具



元壽發品製紗羅印日朝  
店商郎五新井里  
四町本區東市阪大

# 太加羅屋本店

大阪市此花區上福島南二丁目  
電話 45 福島一六九四番 振替大阪五〇三七七番

店判捺印、方=限"カタク"進呈

才毛通小婦  
一糸學供人  
ハ服服服服

高級



年中專門製造

## 松下隆龍商店

大阪市此花區上福島南二丁目三三六  
電話 福島 45 一八三五番  
振替大阪七八〇四四番  
工場 大阪市此花區上福島南二丁目六五



和洋並用・新シキ商品

婦人・子供服  
タオル・敷布  
フレンチ・即通服 販売元



合名  
会社

那須藤商店

大阪備後町五丁目



高貴  
ガ  
ー  
ゼ



株式  
会社

名古屋市東区平町四丁目六十番地

松原商店

電話東局(4) 一四八・五〇六・八〇五番

東京市日本橋区橋本七丁目  
電話花浪(67) 四三〇三番  
東京出張所

呉服綿布毛織物既製品問屋

小酒井商店

名古屋市西區本重町一丁目  
電話本局二八三二番

目 品 業 營

子綿純玩印方御進タナ大小おベタガ高金腰水花金白紋お晒編  
 供毛具入一祝物オイ人人しビオ一級巾玉嫁波し白柄  
 毛タタゼ花嫁用化粧函掛ガネネカドルゼハンカチー  
 毛オオ製印化粧函入夕オマママハレ反手チー  
 布布布ルル品入ル園ンキキ一ス物拭フフ巻布布布上上ルル

**工**

(坊橋齋心) 目下田町本区東市阪大  
 (角北東)

# 松村勇治郎商店

商報御申越次第  
無代進呈

電話本話 ②四町本  
 振替大阪 〇六

番番番 八五二  
九九二

番番番 五五七  
九九二

番番番 三三九  
九九二

番番番 二二一  
九九二

店支町後備行銀友住  
店支支町本行行銀田安  
店支支支阪大行行銀和昭

行銀引取



目種業營

和洋紙 文庫紙 帳簿 印刷物一式

五合資 業居屋紙店

居屋市西區上長指町四丁目  
 電話本(2)〇二八七番  
 振替口座居古屋一六四三番



一ツ身 意匠登録傳知  
 既成品卸

# 夫馬宗彦商店

居屋市西區袋町六  
 電話本局(2)一五一五番